第二部 社會運動

概說……一三三
第一篇 勞働爭議……一三四
第一章 工・鑛・交通勞働者の爭議……一三四
第一節 爭議の大勢……一三四
第二節 主要なる爭議……一三三
第三節 特に重要なる爭議の顚末……一三四
第二章 俸給生活者の爭議……一三六
第三章 婦人勞働者及職業婦人の爭議……一三七
第四章 小作爭議……一三七
第二篇 勞働組合……一四六
第一章 工・鑛・交通勞働者の運動……一四六
第一節 勞働組合の組織狀況……一四六
第二節 勞働組合の共通運動……一五一
第三節 勞働組合各個の運動……一六六
第二章 俸給生活者の運動……二一二
第三章 婦人勞働者の運動……二一五
第四章 農民の運動……二一五
第一節 農民組合及其の共通運動……二一五
第二節 全國的農民組會各個の運動……二二〇
第三節 地方的農民組合各個の運動……二二九
第五章 勞働者教育運動……二三一
附 主要勞農組合一覽表……二三五
第三篇 無產政黨……二四四
第一章 無產政黨各個の運動……二四四
第一節 社會大衆黨……二四四
第四篇 消費組合……二六四
第五篇 其他の社會運動……二六七
第一章 社會主義的團體の設立及解散……二六七
第二章 社會主義的團體及個人の活動……二六八
第三章 特殊事件……二七〇
第四章 學生運動……二七八
第五章 婦人運動……二八〇
第六章 水平運動……二八二
第七章 植民地における運動……二八三
第六篇 國家主義的運動……二八五
第一章 國家主義團體の共通運動……二八五
第二章 國家主義的團體各個の運動……二八六
第三章 特殊事件……二九三
附 主要國家主義的及國粹團體一覽……二九六

第二部 (社會運動)統計表

第一表 昭和十三年同盟罷怠業工場閉鎖統計
其一 業態別件數
其二 月別件數
其三 月別累年表
其四 要求事項別件數
其五 結果表
其六 結果累年表
其七 府縣別勞働爭議件數
第二表 小作爭議統計
其一 府縣別數
其二 累年表
第三表 勞働組合及組合員統計
第四表 小作人組合統計
第五表 昭和十三年產業報國會設置狀況統計
第六表 消費組合統計

概說

第一部に叙說されたやうな戰時體制の强化による勞働生活狀態の異變に對して、社會運動に具體化された勤勞國民の自助作用は如何なる反應を示したか。時局的諸現象は抽象的には社會運動を活氣づけるものだが、實際には戰爭の直接的・間接的影響によつて社會運動は却つて沈衰し、前年度後半から始まつた社會運動の鬪爭停止・時局並産業協力・國民主義的大旋回の諸傾向は一段と强化されて本年度に繼承された。

いま諸運動の基本的動向を窺ふに、まづ勞働者の運動に於ては、勞働爭議は時局の壓力と組合の自肅の結果、減少且つ穩和化し、小作爭議も程度は少いが略ぼ同じである。次に勞働組合運動については、事變の進行と戰時體制の强化は産業報國運動の設立と相俟つて勞働者組織の上に作用し、組合は就業勞働者數の激增に反比例して組合數・組合員數・組織率共に昨年來の減退の勢を續けた一面、イデオロギー的には合法左翼の退場と中間諸團體の右傾的宣言發表・綱領改正・皇國海員同盟・勞働國策協會の設立の如き編成替によつて全運動は國民主義的傾向に於て著しく接近し、その實踐に於ても鬪爭の消極化と列んでメーデー不催・銃後活動の强調等に於てその軌を一にするに至つた。農民組合運動も前者と同じ不振と轉回とを經驗したが、唯ここでは大日本農民組合の結成によつて一歩前進するかに見えた戰線の統一が、日本農民聯盟の成立を誘發して却つて一歩後退となつたことが注意される。

政治を優位に上ぼせた時局は無産運動の諸翼中政治運動のみに活動の餘地を殘しはしたが、それも不安と動搖を伴うてのことであつた。實際、社大黨が唯一の無産黨として第三黨の地位を獲た時は、恰もその無産政黨としての機能の完遂を不能とする時機であつた。かくて同黨は昨年新綱領の採擇によつて自己清算に努め、新黨運動の喧傳された本年度に於ては、革新的新政黨成立のためには自己解消の決意ある旨をさへ宣言するに至つた。

最後に、左翼勢力は合法・非合法兩面に於て再生の兆なく右翼陣營亦時局に幸されながら活況を示さず、却つて全社會運動の國民主義化によつてその特質と重要性を幾分減殺したかの觀さへある。

尙、勞働者教育及勞働者消費組合の運動は全體として不振に終り、其他の社會的諸運動も沈滯の狀況にあり、就中嘗て左翼的影響下にあつたものほどこの度合が著しい。

第一篇　勞働爭議

第一章　工・鑛・交通業勞働者の爭議

第一節　爭議の大勢

最近の趨勢　對支事變下の本年度勞働爭議は極めて複雜なるモメントを藏するかにみえる。

傾向は大體昨年度下半期の延長と見得る。何よりも總件數の激減の傾向は事變勃發以來の新なる局面であつた。參加人員總數に至つては未曾有の減少を記錄した。繼續日數また同樣である。爭議において執られる勞働者側の手段、戰術、といつたものも、例外なく往年の如き鬪爭主義的性質から一轉して極度に微溫化した。總じて本年における爭議が從來の狀態を破つて、全體の量においても、個々の規模においても、縮少化の傾向がみられたことは否めない。

かかる情勢が何に基いたかは、特別の研究を要する問題であるが、事變以來、戰時財政の膨脹、貿易統制の强化等による諸物貨の輸入制限、製造禁止、使用制限等々によつて日用品物價の高騰卽ち生計費昂騰といふ新事態を招來せしめた。之に對する政府の物價抑制政策も暴利取締令の改正、物價對策委員會、公定價格制の設定となつて行はれたとはいへ勞働大衆に對する深刻な影響は何等かの形で現はれずにはゐなかつた。すなはち、賃金の如きも定額・實收の兩者は幾分騰勢に轉じながらも、實質賃金は依然として低位にあり、勞働生活の窮迫は軍需品工場勞働者を中心とする居殘り、殘業等による實收賃金の增加を以てしても物價の高騰には尙及ばなかつた。かくて「勞資共に克く時局を認識し銃後の產業平和の保持に努め政府の勞働爭議防止方策に協力」を惜しまなかつたにも拘らず、しかも尙眞に已むをえざる事情のもとに依然可成の爭議が發生したのである。

次に勞働組合の爭議方針において注目すべき點は、從來の罷業第一主義に再檢討を加へたことである。卽ち、爭議絕滅の方針の如きが前年來宣言されはしたが、勞働條件の維持改善については「平和的手段により」或ひは「經濟問題の道義的解決及その過程における日本精神の顯示」による方針が積極化されたことである。組合側はかかる見地から物價騰貴に對し積極的賃上要求を要する事態にありながらも、事業主側の道義的・自發的增額を期待し（例へば本春の賃上鬪爭に際しても前年に比しより廣汎且大規模の紛爭議發生の事態にあつたにも拘らず、何れの組合も積極的爭議指導の態度を示さなかつた）、又物資統制による平和產業の操短、休業に原因

する爭議發生の有力な契機に對しても、これが未然防止或ひは事態惡化の回避等の方針を採り來つた如くである。かかる勞働組合側の態度が事變下の擧國一致體制への卽應として執られ來つたことはいふまでもない。

なほ、戰時下における政府當局の爭議對策は銃後の治安維持、國民精神の伸張或ひは軍需の充足、生產擴充の建前から「從來の如く爭議は近代的產業の下においては不可避の現象であるとし、その發生の場合迅速適正に之を解決することのみを以て滿足せず」、勞資一體產業報國精神の普及によつて爭議絕滅の根本方針を樹てつつある。その具體化として產業報國會運動が本年生成發展するに至つた。この運動の成否はまた勞働爭議の將來にも重大な影響をもつものと思はれる。

以下昭和十三年中における我國勞働爭議の大勢につき、主として勞働局の調査にもとづいて敍述する。

爭議件數 昭和十三年中における爭議件數は一、〇五〇件である。これを前年と比較すれば左表の示す如く、總件數並に同盟罷怠業工場閉鎖を伴うたもの、共に半減してゐる。

勞働爭議件數累年比較

	總件數	內同盟罷怠業工場閉鎖件數
昭和四年	(一三) 一、四二〇	(五) 五七六
同五年	(六) 二、二九〇	(六) 九〇七
同六年	(四一) 二、四五六	(一四) 九九八
昭和七年	(五八) 二、二一七	(二三) 八九三
同八年	(三八) 一、八九七	(一二) 六一〇
同九年	(二二) 一、九一五	(三) 六二六
同十年	(二三) 一、八七二	(六) 五九〇
同十一年	(三〇) 一、九七五	(一) 五四七
同十二年	(外三五) 二、一二六	(外一) 六二六
同十三年	(外九) 一、〇五〇	(外一) 二六二

〔備考〕(1)括弧內の數字は前年より繼續の爭議を示す。(2)昭和三年以前のものは前年版參照。

いま本年發生した爭議（總件數及同盟罷怠業工場閉鎖を伴うたもの）を月別に示せば、

昭和十三年勞働爭議月別發生狀況

	總件數 昭和十三年	總件數 同十二年	內同盟罷怠業工場閉鎖件數 昭和十三年	內同盟罷怠業工場閉鎖件數 同十二年
一月	八八	三三九	二〇	六四
二月	九一	二九二	二七	一〇一
三月	一一三	二五二	三〇	七五
四月	一二三	二二五	三九	六三
五月	一三一	三二六	二六	一二〇
六月	八二	一九九	一九	五八
上半期計	六一七	一、五二三	一六一	四八一
七月	七九	一六六	一六	五六
八月	九〇	一三七	一六	三八

九月	七三	一〇四	二〇	一九
十月	七九	七六	二五	一四
十一月	六一	六五	一三	一五
十二月	五一	五五	一三	五
下半期計	四三三	六〇三	一〇一	一四七
總計	一、〇五〇	二、一三六	三六二	六三八

之を要するに、上記二表を通じてみられる如く十三年中の爭議は先づ其の發生件數における著しい減少が注目される。この件數は大正八年乃至同十五年の一年平均（總）件數一、〇九九件、內同盟罷怠業工場閉鎖を伴うたもの三三件及昭和二年乃至同十二年の十一ヶ年間における一年平均（總）件數一、八五三件、內同盟罷怠業工場閉鎖を伴うたもの六五〇件に比し著しい減少である（特に同盟罷怠業工場閉鎖を伴うたものは大正十二年以來の最少件數である）。

更に之を前年と比較してみるに總件數は前年の四九%、同盟罷怠業工場閉鎖を伴うたものは四二%にすぎないといふ狀態にある。しかもその減少は產業全部門を通じて一の例外なく、改訂物動計畫に伴ひ前途を憂慮された平和產業部門においてさへ（上半期この種平和產業部門における少規模爭議が頻發したが）染織、飲食物、雜工業等もそれぞれ前年の三八%、四六%、四八%と減少し、月別に之をみても四、五月を境として以後型破りの減少を示してゐるのみならず、この減少が東京、大阪をはじめ主要工業地帶を有する地方全般に亘つてゐるのである。

地方別件數　次に勞働爭議を府縣別にみれば、發生の多きは工業都市を中心としてその狀況は例年と大差はないが、總件數において百件を超ゆるものは大阪、東京の各〻一五九件五十件を超ゆるもの兵庫七一件、神奈川五九件、三十件を超ゆるもの北海道三九件、群馬三六件、愛知三六件、和歌山三六件、廣島、山口の各三四件、長崎四十件を數ふるにすぎない。しかして絕無のもの宮城、石川、宮崎といふ狀態である。

次に爭議中、同盟罷怠業工場閉鎖を伴へるものについてみるに、件數十件以上を數ふるものは大阪二六件、東京二六件兵庫一八件、和歌山一五件、靜岡一四件總件數(二四件)、愛媛一二件（總件數一六件）、埼玉十件（總件數二八件）、富山十件（總件數二七件）の順序であつて、其他の地方は十件未滿であり、岩手、宮城、群馬、新潟、石川、熊本、大分、宮崎では此種の爭議の發生をみなかつた。

業態別件數　その紛議程度のものを含めた總件數と同盟罷怠業工場閉鎖を伴うたものの件數とを業態別にみれば、

業態別爭議件數

	總件數	內同盟罷怠業工場閉鎖
（總數）	（一、〇五〇）	（三六二）
機械器具製造工業	三〇八	四八

化學工業	一四四	三八	
染織工業	一〇九	四一	
飲食物製造工業	三九	四	
雜工業	一三四	三六	
鑛業	八一	三六	
瓦斯電氣業	三		
運輸業	一七〇	三八	
土木建築業	六三	一四	
通信業	二	一	
其他の業	九七	三六	

次に右表下欄の同盟罷怠業工場閉鎖の件數を内譯すれば、

	同盟罷業	同盟怠業	工場閉鎖	計
機械器具製造工業	三五	一三		四八
化學工業	三三		二	三六
染織工業	三六	五		四一
飲食物製造工業	四			四
雜工業	二四		一	二六
鑛業	三五	一		二六
瓦斯電氣業				
運輸業	三四	四		三八
通信業	一			一
土木建築業	九	五		一四
其他の業	三三	三		二六
計	三三四	三五	三	二六二

本年度爭議の業種別狀況は右表の示す如くであるが、本年度は全般的にみて往年の如き大爭議は殆んど發生するに至らずむしろ一般的には物動計畫等に伴ふ平和産業特に中小企業における小規模工業に多く、しかも爭議は四月前後を峠として減少の一途を辿つたことが觀取される。

しかして本年も從來の例にもれず、機械器具工業をはじめ化學、染織、雜工業に爭議が集中的に發生してゐるのであるが、このうち最高位を占める機械器具工業は、總件數の約一九・八%、運輸一六・一%、化學一三・七%、雜工業一二・八%及染織一〇%といふ順序である。まづ機械器具工業についてみるに、この部門は戰時下における代表的重工業であるため臨時工の吸收率も高く剩へ熟練工不足による中小工場の勞働强化或ひは高物價の依然たる重壓があり、これらを繞つて爭議が頻發したものと思はれる。次に運輸業は前年同樣第二位を占めてゐるが、これは事變の進展と共にガソリン統制其他物動計畫の進展に因つて依然たる爭議の發生をみたものと思はれる。第三位は化學工業であるが、化學工業は金屬産業と共に戰時下における代表的重工業であつて、ゴム、ガラスの如き部門は依然たる低惡なる勞働條件の下にあり、窯業關係部門においても對外輸出の不振に因る打擊を蒙むつて之に關聯する紛爭が比較的多く發生したとみられる。次に雜工業であるが、この種の部門は本年著しく增加してゐる。製材

・印刷、木工業等の諸工業を含む此種小規模經營ではその經營形態が舊惡なる上に、政府の消費節約、貯蓄奬勵方策（上半期）或ひは物資統制（下半期）の影響を最も敏感に受け、最少抵抗線たるこの種弱少平和産業がこの犠牲となつた結果であつた。之に次ぐものは染織工業であるが、この部門こそ我國最近の産業再編成過程において、重工業にその位置をゆづるに至つたもので、そこに爭議の原因の大部分が胚胎してゐるものと考へられる。

爭議の規模　爭議の規模としてはまづ參加人員に着目しうるが、その累年の趨勢は左表の如くである。

爭議全數（紛議を含む）についての狀況

	總爭議件數	總參加人員	一件當り參加人員
昭和四年	一、四二〇	一七二、一四四	一二一
同五年	二、二九〇	一九一、八三八	八二
同六年	二、四五六	一四五、五二八	六三
同七年	二、二一七	一二三、三一三	五六
同八年	一、八九七	一一六、七三三	八二
同九年	一、九一五	一二〇、三〇七	六三
同十年	一、八七二	一〇三、九六二	五六
同十一年	一、九七五	九二、七二四	四七
同十二年	二、一二六	二一三、六二二	一〇〇
同十三年	一、〇五〇	五五、五六五	五二

右のうち同盟罷怠業工場閉鎖のものについての狀況は次の如くである。

	件數	參加人員	一件當り參加人員
昭和四年	五七六	七七、四四四	一三四
同五年	九〇七	八一、三六二	九〇
同六年	九九八	六四、五三六	六五
同七年	八九二	五四、七八三	六一
同八年	六一〇	四九、四二三	八一
同九年	六二六	四九、五三六	七九
同十年	五九〇	三七、七二四	六四
同十一年	五四七	三〇、九〇〇	五六
同十二年	六二八	一二三、七二〇	一九七
同十三年	二六二	一八、三四一	七〇

右表にみらるる如く本年の爭議は昭和十二年の異常な擴大性を一變し昭和五年以來の縮少傾向に立ち戻つてゐる。更に昭和十三年を十二年と比較するに爭議參加人員は昭和十二年の二六％一件當り平均參加人員は五三％、同盟罷怠業工場閉鎖を伴うたもの一五％、その一件當り平均參加人員は三五％にそれぞれ激減してゐる。尙婦人勞働者の關係せる同盟罷怠業工場閉鎖が激減し大正十三年以來の最低記錄を示してゐることは注目を要する。

他方爭議の繼續期間については從來經濟界の不振時代にお

いては爭議當事者の主張も强硬で容易に妥協せず、之が解決に至るまでには長時日を要したことも屢々あつたし、又好況時にさいしては之に反し急速に解決せられてきた。しかし戰時下にあつては、かかる定型に固執することは殆んど不可能で、謂はゞ經濟外的な力によつて爭議の繼續期間が壓縮されがちである。（尙第三部五篇勞働爭議調停の項參照）

同盟罷怠業工場閉鎖繼續日數別表

	三日以下	四日以上十一日未滿	十一日以上三十一日未滿	三十一日以上	自然消滅	未解決	計
昭和四年	一六六	一九七	一四六	五六	五	六	五七六
同 五年	一八六	三一七	二六九	一一〇	一四		九〇七
同 六年	二七一	三〇五	二四四	一四八	七	二三	九九八
同 七年	二八七	二六八	一九七	一一八	一二	一三	八九三
同 八年	二六三	一九七	一〇三	四一	三	三	六一〇
同 九年	三三六	二〇三	六八	二八	二		六二六
同 十年	二八〇	一九五	七三	四二			五九〇
同十一年	三二六	一七五	四二	一三		一	五四七
同十二年	三七〇	一八〇	六三	一三	二		六二八
同十三年	一八九	五六	一五	二			二六二

爭議の原因並に要求事項 次に爭議の要求別內容をみれば

要求事項別爭議件數

	同盟罷業	同盟怠業	工場閉鎖	計
賃銀增額	一三三	一四	一	一四八
賃銀減額反對	九			九
賃銀算定支給方法變更又は反對	二	一		三
勞働時間短縮	六	一		七
作業方法規定の變更又は反對	一			一
工場設備其他福利增進施設	三			三
解雇退職手當の確立又は增額	六	四		一〇
解雇反對	二	四		一四
監督者排斥	一四	二		一六
賃銀支拂	一〇	三		一三
休業手當の支給又は增額	一	三		一四
雜	一九	一五		三四
勞働組合の自由又は確認		一四		一四
計	三三四	三七	一	三七二

爭議は從來においても事業場の諸般の事情が錯綜し、遂にその發生をみるのが通例であつたが、戰時下においては更にあらゆる國策の遂行が直接間接産業勞働界に影響し、勞資關係を一層複雜ならしめ、爭議發生の場合其の原因を適確に把捉することは益々困難となりつゝある。經濟界の好不況が勞資何れかに攻勢をとらしめた從來の公式は本年の爭議にはそのまゝ適用できないやうだ。本年における謂ゆる積極的要求

には物價の續騰による勞働者の生活を緩和せんとするものがあると同時に、軍需産業における生産擴充に伴ひ勞務の需給管理に圓滑を缺ぎ、各種の不平不滿が屢〻爆發したであらうし、消極的要求においても物動計畫の强化される過程において操短、休廢乃至合併を餘儀なくされたものに由來するものが相當に多かつたことは見逃しえないであらう。いまこれを過去十年間のそれと比較してみれば、

積極的及消極的要求年次別表

	積極的要求の總件數に對する割合	消極的要求の總件數に對する割合	積極消極何れの要求とも認め難きものの總件數に對する割合
昭和四年	一八	四八	三四
同五年	二	七六	一三
同六年	二〇	六六	一四
同七年	二六	六三	一五
同八年	五〇	三九	二
同九年	五四	三一	一五
同十年	四七	三五	一八
同十一年	五一	三〇	一九
同十二年	六八	一七	一五
同十三年	四七	四〇	一三

次に個々の要求についてみるに、積極的要求中賃上げ要求に基くものは同盟罷怠業工場閉鎖を伴うた爭議の半數以上を占めてゐる。このことは物價高に拘らず賃金の上昇之に伴はず、時局とはいへ、やむなく此種の爭議を頻發せしめたものと思はれる。次に積極的要求事項中の勞働時間短縮の如きは僅かに七件であつて、從來同樣勞働者が自己の健康を犧牲とするも時間延長による賃銀收入を希望することを示し、現在の勞働時間制限問題に對する勞働者側の要求が如何なるものであるかを暗示してをるやうである。ついで工場設備其他福利增進施設要求は前年と略〻同樣であるが、これが我國における餘暇利用の施設及希望への勞働者の自覺を物語るものであるとすればその意義は大であらう。また監督者の排斥一五件（前年に比較して半減）及勞働組合の自由・公認が皆無（前年は七件）であつたことは共に注目してよからう。

轉じて消極的要求についてみるに、解雇手當の確立又は增額は本年一二件（前年二一件）で同盟罷怠業工場閉鎖を伴うた爭議中消極的要求の首位を占めてゐる。このことは物資統制の影響をうけた工場方面において解退手當の支給率等に關する爭紛議を頻發せしめた結果であらう。次に賃銀の支拂を要求するもの（一四件）、解雇反對（一二件）が之についでゐるが、ここにも軍需工業を中心とする景氣跛行が示されてをり、就中、戰時體制の進展に伴つて起つた物資統制により一般平和産業、特に中小平和産業にして事業不振により操短、休業、閉鎖、倒産するものも相當にあつたことに起因する。更に

賃下げ反對の如きは僅か九件（前年二九件）で三分の一に減少してゐるが、平和産業の不振の場合には事業主は賃下げよりも、むしろ一擧に事業の廢休止の手段をとつたことが窺はれる。次に休業手當の支給又は增額要求であるが、平和産業は一旦休業した場合も事業主は將來を豫想して少額ながら手當を支給したものが多かつたためであつたらうか。反之、賃銀算定支給方法の變更又は反對は前年に比し半減してゐるとはいへ、依然相當の割合を示してゐる。

爭議の結果　爭議の結果についての業態別の狀態が判明しないため、軍需・平和の兩面について知りえないのは遺憾であるが、同盟罷怠業工場閉鎖を伴つた爭議の結果を貫徹・妥協・不貫徹の三點に區分したものは次の如くなつてゐる。左表において特に注目されるのは勞働者側に有利に終つたと思はれるものが最近少しく增加の傾向を辿つてゐることであつて、このことは勞働者の要求が、元來、必ずしも無理なものではなかつたといふことになり、爭議關係者のどの側かにかつて無理があつたことを示してゐるかに思はれる。

同盟罷怠業工場閉鎖年次別結果

	要求貫徹件數の總數に對する割合	妥協解決件數の總件數に對する割合	要求不貫徹件數の總件數に對する割合	其他
昭和五年	二九%	三三%	三六%	二%
同　六年	二三	三五	三九	三
同　七年	二三	三六	三八	三
同　八年	二〇	四四	三五	一
同　九年	二六	四四	三〇	—
同　十年	二七	四七	二六	—
同十一年	三	四〇	二八	—
同十二年	二七	四二	三二	—
同十三年	二四	三三	三三	一

勞働組合の關與　昭和六年以後における同盟罷怠業工場閉鎖を伴うた爭議に勞働組合の關與した割合を示せば次の如くである。

同盟罷怠業工場閉鎖を伴へる爭議に勞働組合の關與せる割合

	件數	勞働組合關與件數	關與の割合
昭和六年	九九八	七一三	七一%
同　七年	八九三	五六二	六三
同　八年	六一〇	三〇三	五〇
同　九年	六二六	二四八	三九
同　十年	五九〇	二五六	四三
同十一年	五四七	二四二	四四
同十二年	六二八	二二九	三八
同十三年	二三九	五三	二三

〔註〕十三年は十月迄の合計を示す。

いま本年十月迄の同盟罷怠業工場閉鎖を伴へる爭議二二九件中、勞働組合が之を指導又は關係せるものは五三件で、三割にも滿たざる減少振りを示してゐる。しかして、この五三件中總同盟關與のもの八件、交總關與のもの一件にすぎないのであつて、しかも勞働組合が爭議に關與したとしても、組合側は爭議解決の促進を圖るといふ狀態にあり、爭議の多くが未組織の分野にかなり頻發したことを示してゐるのである。即ち組合側は時局下にあつて自肅自戒し、殊に上半期の物價騰貴に對する賃上要求も事業主の自發的善處を要望し、また材料難或ひは市場狹小化による平和產業の經營難による事業の廢休、工場閉鎖等の危機に當面した場合も事業主と協力してこれが打開を試みた例も相當に見受けられたやうである。

第二節　主要なる爭議

1　工場工業における主要爭議

一、染織工場

	(工場名)	(參加人員)	(關係團體名)
〔二月〕	和泉織物澤工場(大阪)	六五〇	
	和田外二十八工場(大阪)	一五〇	
	森田外六工場(大阪)	七三	蓄振撚糸加工同志會
	東洋紡天滿工場(大阪)	二	全總大阪紡織
	松尾外八晒工場(大阪)	二、五一九	共榮會
〔五月〕	富士紡川崎　横濱兩工場(神奈川)		全總神奈川縣聯
	濱口染晒工場(大阪)	二二	全總大阪合同
〔七月〕	高岡織物工場(新潟)	二七	
	協和紡天滿工場(大阪)	一四	全總關西紡織
	生糸販賣購聯(神奈川)	二六〇	
〔十月〕	柏原紡績工場(大阪)	四八〇	
	上奈良館製絲工場(愛知)	一〇〇	

二、金屬工場

〔一月〕	大阪製鑵所(大阪)	二〇(臨時工)	
	桑源製作所(同)	五〇	全總大阪金屬
〔二月〕	關西高等工學校附屬工場(大阪)	一六	生產黨
〔三月〕	寶亞鉛鍍金工場(大阪)		全總大阪金屬
	笠戸船渠笠戸島工場(山口)	四〇〇	山口愛鄕聯盟
〔四月〕	共立無線電機工業所(兵庫)	一一五	
〔五月〕	東海造船工場(靜岡)	六四	
	笠戸船渠笠戸島工場(山口)再燃	一八	全總
〔六月〕	日立製作所木津川工場(大阪)	二〇	社大黨・大阪金屬
	朝日工業社(大阪)		全總大阪金屬
〔七月〕	浪華金屬製作所(大阪)	六三	
〔九月〕	木村製作所(愛媛)	二七	

田中シヤター製作所(東京) 三〇
〔十月〕八雲鐵工所(大阪) 二四 全總
片地鋸職工細合(高知) 五三 社大黨
日本鑿岩機製作所(神奈川) 一〇
東京航空計器會社(神奈川) 一、六〇〇 全總
日本樂器横濱工場(同)
〔十一月〕理研アルマイト會社(大阪)一〇七 全總大阪金屬
池田アルミニウム會社(大阪)

三、化學工場

〔三月〕横濱三共製紙工場(神奈川) 四五 全總
小野田セメント會社(山口)
北海道ゴム工業會社(北海道) 三二〇
〔六月〕廣瀬耐火煉瓦製作所(岡山) 七〇
順天堂製藥工場(東京) 七〇
寒川村製紙工場(愛媛)
〔八月〕品川白煉瓦廣分工場(廣島) 七
〔十月〕志田陶磁器會社(佐賀) 九

四、飲食物工場

〔一月〕帝國製菓仙臺工場(宮城) 一三
〔二月〕日本電化食品銚子工場(千葉)一〇

五、雜工場

〔一月〕安藤製版所(大阪) 二九

第二部第一篇 勞働爭議

〔二月〕三和製作所(大阪) 七三
新宮挽材工業組合(和歌山)四四一
福田縫物工場(埼玉) 五一
築地活版所(東京) 一五〇 全總
〔六月〕王樣クレオン商會(東京) 七九
〔九月〕元結製造問屋業(長野) 一〇〇
〔十月〕能代樽丸協會(秋田) 全總秋田樽丸工組合
伊藤商工會社(大阪) 八 青年黨

2 家內工業における主要爭議

〔一月〕此仲組(大阪) 一一 全總大阪金屬
〔二月〕共和梱包大阪工場(大阪) 四五 全總
大阪石炭協會(大阪) 二〇
堺線香同業組合(大阪) 二〇〇 香昭會
十合百貨店配送部(大阪) 二 交總大阪自從
〔三月〕金谷、納谷、草皆三仲仕組(秋田) 一六〇
荷主同盟會(愛媛) 一〇二
大阪乾物會社川本組(大阪) 三 全總大阪合同
〔五月〕勞力供給共進組(北海道) 二四八
〔八月〕吾妻村東電工事場(福島) 二八(鮮)
〔十月〕三原合同運送店(廣島) (全員)

3 鑛山業における主要爭議

〔五月〕鷹峰鑛山(茨城) 一二〇

〔六月〕　昭和鑛業津川鑛山（山形）　四〇
明治鑛業所（福岡）　二九二
〔七月〕　日進炭坑（福岡）　一九　全水福岡縣聯
〔八月〕　小茂内澤滿奄鑛山（秋田）　九　社大黨
〔九月〕　七釜金山（長崎）　二〇
住友鑛業潛龍鑛山（長崎）　一一〇
韮山滿奄鑛山（高知）　九一
福岡鑛業添田炭坑（福岡）　二四

4　交通業における主要爭議

一、水上交通業

〔八月〕　朝鮮郵船立神丸（東京）　四（鮮）海員組合
〔九月〕　澤山商會（長崎）　二九　社大黨

二、陸上交通業

〔一月〕　山形交通自動車（山形）　一五
〔三月〕　埼玉自動車會社（埼玉）　一七
帝國タクシー（大阪）　一〇〇　（交總大阪自從・全總大阪合同）
川崎バス（神奈川）　二〇〇
〔四月〕　チドリ自動車（福島）　一六
新潟電鐵會社（新潟）
國產タクシー（東京）　一七
〔八月〕　北九州バス（福岡）　一八〇
高瀨驛構内タクシー（熊本）　八
都島タクシー（大阪）　四四
〔十月〕　大牟田電軌會社（福岡）　三五

5　瓦斯電氣業における主要爭議

〔二月〕　東京電燈會社（東京）　東電愛國同盟

6　官公業における主要爭議

〔三月〕　小倉市清掃夫（福岡）　三七
館林郵便局（群馬）　四八

第三節　特に重要なる爭議の顚末

爭議の一般的狀況は前節までに述べた通りであるが、いま本年中の爭議で代表的且特徴的なものと思はれる帝都タクシー爭議を左に掲げる。

帝都タクシー株式會社爭議

爭議發生―昭和十三年三月二十三日、終結―四月十七日。關係組合―大阪自動車從業員組合。會社所在地―大阪市旭區赤川町。車臺數―四十數臺。從業員―一〇四名（內、交總大阪自從加盟七八名、全總大阪合同勞働加盟二六名）。

發生　帝都タクシーは昭和十一年十一月大阪自從と團體協約を締結したが、帝タクは昭和十二年二月全總大阪合同勞働と團體協約を結んだ新大阪タクシーを同年四月合併した（社長は同一人）。かくして同一經營內に二つの異る組合による團體協約が併行する

こととなり、ここに爭議の遠因を胎んでゐたのである。この經營の合同に當つて兩組合は協約の合同を好まず、これがため會社側としてもやむをえず、産業協力委員會の新設を組合側に提示したが、これが成立後も兩組合の和協は困難であつた。のみならず會社側は業績不振に陷り、ために右委員會を通じ從業員收入一割減を提案した。これに對し自從側先づ反對を表明し、會社案は一應停滯したが、其後妥協によつて一應解決したものの、兩者の感情的對立は却つて增大されたのである。

かくして前年九月以後においては自從系組合員の懲戒解雇問題が起り、之を契機に會社側は自從との協約破棄の肚を決めてゐた本年に入るや、會社側はこの方針に則して、兩組合との協約の單一化を提唱したが、自從は之に反對し、大阪合同は態度不明瞭であつて、提案事項は不調となり、これら三者の感情的鼎立は激化するのみとなつた。かくて一月三十一日會社側は遂に自從側松田組合長に對し團體協約の一方的破棄を宣告すると共に、全從業員は團體協約ある大阪合同に加入するやう勸告し、ここに兩者の抗爭が表面化した。この裏面に大阪合同勞働の會社支持の方針があつたことはいふまでもない。

團體協約破棄の通告に接した自從では松田、高貴の兩氏が二月六日二度に亘り、交替時を利用して職場の結束に當り、宣誓文署名運動を行ふとともに職場を拋棄せず、作業を繼續しつつ會社側と對抗する手段を採つた。これは會社側の豫期に反するところであつたらしいが、會社側も産業協力委員會の自從側委員の罷免大阪合同側委員による補充等の手段をとつた（自從側は之をも忍從した）。その間合同勞働側は三月八日この會社側の方針に則しつつ委員會の新方針を聲明したほか、十二日には改組後の委員會を會社側の了解のもとに開き、全從業員は會社公認の大阪合同勞働加入者と看做すとか、車庫・購買部會場における集合掲示を禁ずるといふが如き掲示を行つた。かやうにして自從側、會社側とも に對策に腐心しつつあつたが、二十二日會社側は遂に自從支部幹部九名を解雇した。それがため自從側も直ちに「一方的團體協約破棄反對、不當解雇反對」を叫んで翌二十三日より支部全員は一齊引揚げを斷行、市内港區會社車庫にある組合事務所に籠城し、紛爭は擴大されるに至つた。

經過　この事態に直面した會社側は罷業に入るに當つて揚金を納付しなかつた運轉手佐伯他十一名（内二名は二十二日の解雇者と重複）を廿五日付懲戒解雇に附し、殘留大阪合同側從業員廿數名を以てする晝間乘務に依つて車輛半減運轉を行ふ外、爭議團の結束案外に固いため臨時雇を增員する等の手段を以て、四月に入つては殆んど運轉狀態も復舊し、會社側の態度は全く强硬であつた。以上の如くであつたから、時局もさることながら、爭議團は反對に全く不利な狀態におかれてゐたことはいふまでもない。爭議團側も戰時下ではあり、事前に全總大阪合同勞働との懇談によつて事態の收拾を考慮したやうであるが、これは無爲に終つたのみか、屢々部分的ながら對立を生んだし、一人の裏切りもなく二十日間を困難な情勢のもとに罷業を繼續し、極めて合法的に推移

したのであるが、差し迫る五月一日のガソリン問題とからんで、左記の如き條件を以て慘敗的な解決を承認したのである。

終結　この複雜な紛爭の經過を靜觀しつつあつた當局は種々備工作をめぐらし、四月十五日を期して遂に正式調停に乘り出した。しかし既に勞資間には產業協力委員會があることであり、ひ解決に至るまでには合同勞働、金正組合長の態度如何が必要鍵であるかの如き事態となり、翌十六日金正氏を招致して協力員會においては同氏に一任の形式をとり、以て社長及金正の兩を相手とする調停を進めた結果、四月十七日、左の如き條件を以解決したのである。

〔解決覺書〕

一、爭議團は小川玄榮外二十名の解雇を承認する。
二、會社側は三月二十二日の解雇者中石山道之を除く七名に對して日收十四日分を支給し證金を返還する。
解雇手當と
三、　月二十五日の解雇者中林正二を除く十三名には保證金に當する金額を返還する。
四、會社側は爭議團に金一封（一千二百五十圓）を支給する。
五、會社側は被解雇者に對する車輛配當金未拂分を精算支給する。
六、爭議參加者は爭議前の車輛に復歸する。
七、被解雇者中會社の保證ある家屋に居住する者は會社の保證債務免除の手續を行ふ。
八、爭議參加者は服務規程及產業協力委員會の決定事項を嚴守するものとする。

第二章　俸給生活者の爭議

爭議の大勢　ここに便宜上俸給生活者と稱してゐるが、指すところは主して比較的下級の事務員、映畫演劇從業員、食堂、商店其他に働く一般使用人である。かつて映畫館のトーキー化が實現した當時はこれに關聯した離職反對の爭議も頻發して、一時世人の注目を惹ゐたが、これらも昭和十年前後より漸減した。かくて一般的には此種の爭議は最近においては比較的減少してはゐるが、尙物價の騰勢による生活の逼迫化は容赦なく現はれ、生活の擁護のためにはやむをえざる自衞手段も講ぜられ、それが爭議の形をとつて發生してゐる。勞働局調査によれば此種一般使用人の爭議は十月末までに八六件發生したと記錄してゐるやうであるが、爭議の業種別、要求或ひは原因別其他の細部に亘る狀況は發表されてをらずまた一般の新聞、通信等も例外的にのみ發表してゐる現狀では此種爭議の大勢を觀ることも殆んど不可能な狀態にある。（尤も東京、大阪の如き文化水準高き都市において、待遇改善をめぐる爭議が發生したであらうことは想像しえられるところである。）

〔二月〕　極東キネマ會社（大阪）　（參加人員）八五　（關係團體名）

〔三月〕　日本活動寫眞會社（東京）　一八〇　關東映畫演劇使用人組合
〔九月〕　報知新聞社（東京）　五〇

第三章　婦人勞働者及職業婦人の爭議

婦人勞働者の爭議　婦人勞働者殊に謂ゆる女工の爭議については官府においても之を特別に發表してをらず、その詳細は不明であるが、昭和十三年度一般勞働爭議において、婦人勞働者の關係せる同盟罷怠業工場閉鎖が激減し大正十三年以來の最低記録を示した、と勞働局は發表した。尙本年度勞働爭議中同盟罷怠業工場閉鎖を伴うたもののうち、件數參加人員の性別は次の如くである。

同盟罷怠業工場閉鎖件數參加人員別調（勞働局調査）

	件數			參加人員		
	女	男女合同	男	女		男
昭和四年	三四	一八一	三六一	—		—
同　五年	三八	二九一	五七七	二一、四三五		五九、九三七
同　六年	二四	三〇六	六六八	一六、〇八六		四八、四五〇
同　七年	四二	三三三	五一八	一三、一九二		四一、五九一
同　八年	二九	二〇四	三七七	一三、七一二		三六、七一一
同　九年	三六	一五六	四三四	一一、九三三		三七、六〇三
昭和十年	三九	一三六	四一五	九、五〇六		二八、三三八
同十一年	三六	一四〇	三八一	八、〇三二		三三、八七八
同十二年	三八	一九〇	四〇〇	一九、八九二		一〇三、八三八
同十三年	一八	五七	一八七	五、四七二		一三、八六九

職業婦人の爭議　また女工以外の勤勞婦人では謂ゆる職業婦人であるが、この種婦人の爭議も相當數發生してゐることは間違ひないところである。尤も今日此種のものに關する統計も公表されてをらず、一般の資料中にも充分に發表されてゐないため逐年の趨勢に基く狀況を窺知しえない。ところで、今年中に發生したもののうちには、（イ）山口市湯田檢番に再燃した藝妓六十餘名の籠城爭議（七月）、（ロ）神奈川縣茅ヶ崎藝妓屋組合に發生した總箱止爭議（八月）及（ハ）米澤市三友堂病院看護婦十七名の寄宿舍移轉反對、毎週金曜日の粗食强制反對に基く怠業（十月）、等があつた。

第四章　小作爭議

概觀　昭和十三年度に於ける小作爭議は件數に於いては昭和十一年までの激增傾向に反し昨年度に續いて著しい減少を記録してゐる。卽ち爭議件數は三、五五三件で前年に比し更に二割六分を減少してゐる。併し乍らこの激減は昨年に比し專ら本年上半期に於ける發生件數の減少に基くものであることに注意しなければならない。換言すれば總件數は昨年上半期

即ち支那事變發生前のそれに比較して激減してゐるのであり、事變の影響による減少であつて、小作問題そのものゝ基礎的原因の除去乃至緩和を意味するものではないやうである。

この事情は爭議件數を量的にみても略々明かである。即ち爭議件數は右の如く著激してはゐるものゝ、昭和九年以前迄に於ける爭議件數に比較すればなほ最高記錄たるを失はないのである。事變下に於いて地主、小作人双方が相剋摩擦の排除に努めつゝあるにも拘はらず、なほかくの如く多數の爭議の發生をみたことは事態の必ずしも樂觀に値すべからざるを示してゐると云はねばならない。

更に右の事情はこれを內容的にみれば一層判然とするであらう。即ち昭和十一年度までの爭議件數の増大は昭和五年農業恐慌以降は主として小作權關係の爭議（土地返還爭議）の増大によつて齎らされたものであつた。特にこの傾向は昭和八年以後に於いて著しく同年のこの種爭議は一躍一、二一六件に上り總件數の四五％に及んで各種原因の首位を占めるに至つた。翌九、十兩年は全國的災害による凶作のために小作料關係の爭議特に減免爭議が異常に増加したのでその割合は稍々低下したが、昭和十一年は再び増加して二、九二九件の多きに上り總件數の五一％を占める有樣であつたのである。この種の原因による爭議は云ふまでもなく、小作關係の根本的存廢問題であり、小作人、地主のいづれにとつても生活權防衛のための闘爭を意味するものであるから、その性質最も深刻なりと見るべきものであつて、かゝる爭議が増加したことは即ち爭議そのものが深刻化したものであると考へられるのである。而かも從來は主として特殊の數府縣に限られてゐたこの種小作權關係の爭議が近年は全國いづれの府縣に於いても見られるやうになり、爭議の深刻化は今や全國的にさへなつてゐたのである。この傾向は事變第一年目に於ける昨年度に於いてもなほ加速度的に増進しつゝあつたのであつて、そこでは總件數の激減にも拘はらず、この種爭議は三、〇二三件、六三％に上り却つて最高記錄を現出し、小作問題解決の容易ならざるを示したのである。

本年はこの種爭議は件數に於いては二、一三二件に減少したが、總件數に對する割合に於いては依然として六〇％を占め、その減少率は極めて僅かなのである。而かもこの割合は本年の關東、中部、關西地方に於ける大風水害による小作料關係爭議の増加といふ自然的原因によつて幾何かの低下をみてゐることを併せ考へれば、昨年と異り一年中を通じ事變下に置かれた本年度に於いてなほ且つ小作權關係の爭議が六〇％を占めたといふことは、爭議の激減を招來した地主、小作人双方の時局の重大性の認識と相並んで、最も注目に値する事項でなければならない。

（本年は農林省の調査が未だ發表されないので、以下の數字はす

べて厚生省勞働局調に據つた。なほ勞働局調には小作爭議に於ける手段、小作に關する民事訴訟、小作爭議の結末等が省略されてゐるので、本年鑑に於ける記述もこれに從つておいた。）

件數　昭和十三年に於ける爭議件數は三、五五三件で前年に比し一、二三九件（二五・七％）の減少を示してゐる。ところでこれを上半期と下半期とに分けて前年度の當該期と比較すれば上半期に於いて一、〇五五件（二九・一％）下半期に於いては一八四件（一五・六％）の減少を示し、支那事變が如何に爭議件數を減少せしめたかを物語つてゐる。

次に小作爭議の趨勢をみるに、大正九年の四〇八件が大正十年にはその前後よりの農民組合の勃興に伴ひ思想的背景を帶びた近代的爭議の形態をとつて一躍一、六〇〇餘件に上り以後年と共に激增して大正十五年には二、〇二九件（農林省調では二、七五一件）に及んだ。然るに同年以後は打續く共產黨檢擧事件、勞農黨其の他左翼團體の解散等の影響を受けて農民組合運動が一時停頓したため、この事情を反映して爭議件數も漸減の傾向を辿るかの如くであつた。併しこの趨勢は昭和四年以來俄然一變し、農業恐慌の深化と共に爾來益々增加し、毎年の如く新記錄を現出して既に昭和十年度に於いて五、〇〇〇件を突破するの有樣であつた。その翌年度もこれに續いて五、七一四件といふ小作爭議發生以來の最高記錄を示したが、昨年度は支那事變の影響によつて著しい減少をみ、本年も亦引續き激減を記錄したこと右の如くである。

いま大正六年以降に於ける小作爭議の件數を發生年次別にみれば次の如くである。

	件		件
大正六年	（八五）	同十一年	一、五七八（一、五七八）
同　七年	（二九六）	同十二年	一、八六九（一、九一七）
同　八年	（三三六）	同十三年	一、二六〇（一、五三三）
同　九年	四〇八（四〇八）	同十四年	一、三五四（二、二〇六）
同　十年	一、六八〇（一、六八〇）	同十五年	二、〇二九（二、七五一）
昭和二年	一、三四四（二、〇五二）	昭和八年	二、六七七（四、〇〇〇）
同　三年	一、〇九九（一、八六六）	同　九年	三、八四九（五、八二八）
同　四年	一、五〇一（二、四三四）	同　十年	五、〇〇四（六、八二四）
同　五年	一、七二三（二、四七八）	同十一年	五、七一四（六、八〇四）
同　六年	二、二三一（三、四一九）	同十二年	四、七九二（五、三六四）
同　七年	二、〇八三（三、四一四）	同十三年	三、五五三（？）

〔備考〕―厚生省勞働局調に據る。（昭和十四年八月「勞働時報」臨時增刊「昭和十三年勞働情勢概況」所載）但し括弧内は農林省調である。（農林省調昭和十二年の件數は昭和十三年一月十日報告到達現在のものであり、云はゞ未完の數字である。）

發生時期　本年中の爭議件數三、五五三件を其の發生月別にみれば次の如くであつて、米收穫期を中心として翌年五、六月頃迄に最も多く（就中耕作着手期に發生件數の多いのは近年の小作權問題激增の結果である）七、八、九月等の夏季

（農繁期）に發生の尠いことは例年の通りであるが、本年は上半期の發生件數が昨年上半期（支那事變勃發前）に比し激減（二九・一%）してゐるのが目立つ。

	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年
一年	四九九	八六二	七月　九六	一四九
二月	四三一	六六〇	八月　八八	一〇三
三月	五九三	七三〇	九月　一〇八	一三〇
四月	五五八	五三一	十月　一五六	一三六
五月	三〇〇	五一四	十一月　二三三	三〇四
六月	一八〇	二九九	十二月　三二一	三五五
上半期計	二、五六一	三、六一六	下半期計　九九二	一、一七六
總計	三、五五三	四、七九二		

關係人員及耕地面積　近年は小作地返還に關する爭議が漸次增加せること後述の如くであるが、この種爭議にあつては一般に個人的關係の爭議が多く、その背景には團體的行動を伴ふが一爭議の參加人員としては一人對一人或は數人を出でない比較的少人數のものが多數を占めると共に、これが關係土地面積も亦小作料關係の爭議に比し著しく僅少なるを常とするため、自ら一爭議平均關係範圍は減少の傾向にあつたのである。然るに昭和九、十年に於ては全國的災害關係から一時的小作料減免爭議なく、從つてその關係範圍も急激に增加したがこれは寧ろ特例に屬する。本年度に於ては關係人員及關係耕地面積共に爭議件數の減少に伴ひ絕對數に於いては昨年に比し減少してゐるが、一爭議平均關係範圍は人員、耕地面積共に昨年に比し稍々增加を示してゐる。これは本年度に關東、中部、關西地方が相次いで大風水害に見舞はれ、その結果小作料關係の爭議が比較的增加したことに起因するものであらう。

なほ之を地方別にみれば、比較的關係範圍狹少な個人的爭議は東北地方に多く、關西、濃尾地方には團體的爭議の多いこと後述の如くである。

	關係人員數		關係耕地面積	一爭議平均關係人員數		一爭議平均關係耕地面積
	小作人數	地主數		小作人數	地主數	
	人	人	町	人	人	町
大正十一年	一三五、七五〇	二九、〇七七	九〇、二五三	七九・七	一八・四	五七・二
同　十二年	一三九、一三〇	三三、〇三六	八六、三五九	六九・二	一七・二	四六・三
同　十三年	八八、三一三	二二、九一〇	五五、四六五	七〇・〇	一七・四	四四・〇
同　十四年	八六、四〇四	二一、九三八	五五、五五八	六三・八	一四・七	四一・〇
同　十五年	一一六、六六九	三〇、六〇一	七六、二〇三	八二・一	一五・〇	三七・六
昭和　二年	六五、九九六	一七、〇六八	四四、七六六	四九・一	一二・七	三三・三
同　三年	四八、九六三	一三、七〇六	三四、五五七	四五・八	一一・九	二一・四
同　四年	四八、五六五	一一、〇七八	四三、七二七	三三・六	七・五	二三・一
同　五年	三七、一八三	八、九六二	二八、五〇六	二一・六	五・二	一六・五
同　六年	四七、七二九	一四、四一四	三六、七二〇	二一・四	六・五	一六・五
同　七年	三四、九五五	九、二四二	二四、四八三	一六・七	四・四	一一・八

同　八年	三三、〇一八	九、二一九	二二、九六七	一二・〇	三・五	八・六
同　九年	七二、七八七	二一、〇五八	五八、五九一	一八・九	五・五	一五・二
同　十年	六八、五四七	一九、〇三六	四六、六二四	一三・七	三・八	九・三
同　十一年	五五、三七四	一六、六五八	三五、八八四	九・七	二・九	六・三
同　十二年	四三、三六一	一三、六七五	二六、四八五	九・〇	二・九	五・五
同　十三年	三三、八九一	九、九四二	二三、五二三	九・五	二・八	六・六

分布狀態　小作爭議の地方的分布をみるに、大正六、七年頃は爭議地方は極めて狹少なる地域、卽ち岐阜、愛知等の濃尾平野地方を發端の地として之に大阪、兵庫、奈良等の近畿地方の一部並に岡山、香川、福岡等の一部に極限せられてゐたが、その後年を重ねるに從ひ此等の地方に於いては勿論その數を增加するの外、漸次其の他の地域にも擴大し四國、九州の各地から更に北陸、關東、山陰其の他の諸地方にも爭議の發生をみ、殊に近年は從來比較的平靜なりとみられてゐた東北地方就中靑森、宮城、福島及び北海道等の地方が一躍激甚する爭議地と化したことは最近の小作爭議の內容的變化と關聯して特に注目に値しやう。

尙、昭和十三年度に於ける爭議發生の件數よりみてその多き地方及び少き地方各十地方をみれば次の如く、東北地方は岩手縣を除き他はいづれも百二十件餘より三百二十件餘に及び、恰かも我國小作爭議の中心地帶たるの觀を呈してゐる。尤もこれを昨年度に比すれば絕對數に於てはいづれも可成りの減少を示してゐることは云ふまでもないが、相對數に於ては依然增加を示し爭議は東北地方に益々偏りつゝあることは注目される。なほ近畿地方に於てもかういつた傾向が窺はれるのである。

爭議多き地方	昭和十三年	昭和十二年
山　梨（二四九）	三七五	四八〇
山　形（四六）	三二	三七〇
福　島（八〇）	二六六	三〇九
北海道（三二）	二五二	二八三
靑　森（四五）	二三七	三〇七
秋　田（八四）	二〇六	二九六
栃　木（六二）	二〇四	二〇八
大　阪（一〇七）	一六一	一六八
宮　城（四六）	一三四	一八一
茨　城（三七）	一三一	一四五

爭議少き地方	昭和十三年	昭和十二年
愛　知（一三）	一	三五
沖　縄（一）	一	一
大　分（〇）	一	一〇
鳥　取（三）	一	一
東　京（一）	三	四
石　川（三六）	三	三
靜　岡（九七）	四	二
山　口（五）	四	二八
福　井（三）	五	一〇
愛　媛（二七）	七	六

〔備考〕―括弧內は小作人組合數、厚生省勞働局「農民團體及加盟員數調」―（勞働時報、昭和十三年十月號所載）に據る。

次に爭議件數を組合數との比較に於いてみれば（前表參照）爭議多き地方はどちらかと云へば寧ろ組合の多い地方であると云へやう。併しこの傾向はそれほど明瞭ではないやうである。

更に係爭土地面積及人員をその多いものから列擧してみれば、面積では北海道、大阪、滋賀、岐阜、岡山、兵庫、奈良、島根、新潟の順であり、人員では大阪、岐阜、山梨、兵庫、滋賀、三重、奈良、岡山の順であつて、概して關西、濃尾地方は爭議規模の大なることを知りうる。而してこれを前掲件數の多寡による順位と照合してみると、これ等爭議規模の大きい關西、濃尾地方は爭議件數が比較的少く、これに反し東北地方は爭議規模は小さいが件數に於いては最も多いこと前述の如くである。

爭議原因　爭議の原因は多種多樣であるのみならず、その原因も表面上一應の理由たるに止まり眞の原因は却つて他にある場合も少くなく、從つてこれ等を適確に捕捉することは容易ではないのである。

從來爭議原因中最も主要なるものは風害、水害、虫害、旱害等に依る不作を原因とした所謂小作料關係のものであつてこれ等は常にその大半を占め大正十五年の如きは總數の七七%を占めたが、爾來漸次減少の傾向を辿り昭和八年の如きは僅かに總數の二〇%に過ぎない狀態となつた。然るに昭和九十兩年は全國的凶作の影響を受けて俄かに激增し昭和十年の如きは三八%（農林省調では三六%）に上り再び各種原因の首位を占めたが同十一年以降は作況稍々良好を示したので再び減少を來し、十二年の如きは總數の一四%に低下した。尤も本年は前述の如く大風水害の關係から七・六%と稍々增加を示した。併しこの反面に於いて、同じ小作料關係爭議に於いても小作料高率乃至增額による爭議がその割合に於いて漸增の傾向にあることは地主の攻勢を示すものとして注目されるのである。

なほ玆に昭和五年以降の顯著なる現象として特筆すべきことは、地主側に於いて自作の經營、小作料の滯納、小作地の賣却又は道路、宅地、敷地其の他使用目的變更の爲め地目變換等を理由として小作人に對し積極的に小作地の返還を要求し、これに對して小作人は小作契約の繼續、小作權の確認、作離料の支給等を主張して爭議となるものが逐年その件數を增加しつゝあることである。特に昨年度はその數三、〇〇〇件を突破して最高記錄を現出し、又總件數に對する割合からみても六三%余に上り壓倒的多數を占めるに至つた。本年は事變のため絕對數に於いては前述の如く二、一三二件に激減したが、それでも昭和十年の一、六〇三件を遙かに凌駕してゐる。而してその割合は六〇・〇%に上つてをり、昨年度には僅かに及ばないが、昭和十一年度以前に於けるその割合に比すればなほ最高記錄たるを失はないのである。而かもこの割合は大風水害による小作料關係爭議の增加の下に於ける數なのである。要するにこの種爭議は件數に於いては激減を記錄してゐるが、その割合に於いては減少率は極めて僅少であ

り、自然的事情の如何によつては却つてその増加さへ豫想されたのである。本年は昨年とは異り一年中を通じて事變下にあり、爭議件數は總數に於いては前述の如く二六%に上る激減をみてゐるにも拘はらず、この種小作權關係の爭議の減少率は僅かに三%にとどまり、なほ總件數の六〇%を占めてゐるといふことは、この種爭議件數の絶對數の激減と相並んで最も注目さるべき現象で、小作問題が農業報國運動による國内相剋の觀念的排除のみによつて解決されるものでないことを物語つてゐるやうである。

なほ物價騰貴による爭議、他の勞銀に比し小作人の收入小きを原因とする爭議及び他の例に倣ひたる爭議等が何れも皆無であつたことは全く事變下に於ける小作人の自肅を物語るもので特に注目に値しやう。

次にこの種爭議の地方的分布をみるに、從前は主として特殊の數府縣に限られてゐたが、近時は全國何れの府縣にも多少ともみられるやうになつたのは注目に値する。就中近時かゝる爭議の多い地方は山形、山梨、福島、青森、秋田、栃木宮城、北海道、茨城等の東北、關東の諸地方である。

いま昭和十三年中に於ける右小作地引上其の他小作權關係の爭議内容をみるに次の如し。

件數	總件數に對する割合
契約期滿了	一六九	七・九
轉貸	一四〇	六・六
轉賣	四五二	二一・二
自作	三四四	一六・一
感情	六一	二・九
其の他	四六九	二二・〇
計	二、一三二	一

即ち右に依れば小作人の小作料滯納を原因とするもの最も多く四九七件で總件數に對する割合は二三・三%に上り、耕作地の轉賣、地主の自作經營等がこれに次いでゐる。ところでこれを昨年度に比すれば、小作料滯納による爭議が著しく減少して小作權關係の爭議全體の減少を招來してゐるのが目立つ（昨年度は九二一件、三〇・五%）。これは事變の結果地主が極めて妥協的態度に出るやうになつたことを意味するものとして注目される。併し事變下に於ける地主の妥協的態度及び前述の如き小作人の自肅にも拘はらず、なほ且つ滯納による爭議が最も多いのは小作農の窮乏の容易ならざることを物語るものと云へるであらう。なほ小作地の轉賣による爭議はこれに反し件數に於いても割合に於いても增加の傾向にあるが、これは一面に於いて事變下に於ける軍需産業用の敷地の買收が行はれた結果であるとも推測される。いづれにしてもこれ等小作權關係に關する爭議は小作關係の根本的存廢に

關する爭議であるから、その性質最も深刻なりと見らるべきものであり、この種爭議が事變下に於いてさへその割合に於いて極めて僅少なる減少しか示し得ず、而かもその割合が六〇%に上つてゐるといふことは、小作爭議總件數の激減にも拘はらず爭議そのものゝ深刻化が依然解消するに至らないことを語るものに外ならないのである。

いま參考迄に最近數年間の原因別爭議件數をみれば次の如くである。

	昭和九年		昭和十年		昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年	
	件數		件數		件數		件數	總件數に對する割合%	件數	總件數に對する割合%
風水旱害等に依るもの	一、三八六		一、九二一		一、〇九一		六七一	一四・〇	六三四	一七・六
小作料高率	九八		六七		一六三		九四	二・〇	八四	二・四
小作料增額	一二三		九二		一三三		一二〇	二・五	一一三	三・二
小作慣行の改廢	二		三		一一六		二八	〇・六	二六	〇・七
小作地引上其の他小作權關係	一、三六四		一、六〇三		二、九二九		三、〇二三	六三・一	二、一三三	六〇・〇
農作物價格下落生產費又は諸物價騰貴	三八		六		五		三	—	—	—
他の勞銀に比し小作人の收入少き爲又は小作の收支不償	三〇		三		二		九	〇・二	—	—
他の例に倣ひたるもの	二		—		一〇		六	〇・一	—	—
計	八〇八	他	一、三一九	他	一、二七五	他	八三八	一七・五	五七四	一六・一
要求事項	三、八四九		五、〇〇四		五、七一四		四、七九二	—	三、五五三	—

爭議原因として非常に增加して來たことは前述の如くであるが、これに照應して要求事項も小作權關係のものが壓倒的に多く、昭和十三年は二、二三九件で總件數の五六・二%を占めてゐる。而してこの小作權關係の爭議の中では、地主の土地返還要求に對して小作人より小作契約の繼續を主張して爭議に入つたものが壓倒的多數を占めてゐる。これを前年に比す

要求事項　爭議に於ける小作人の要求事項は爭議原因と全く表裏の關係をなし不可分の關係に立つべき性質のものであつて、爭議の原因に就いて述べたところは直ちにその反面の結果を現出することゝなるのである。近年小作權關係のものが爭議原因として非常に增加して來たことは前述の如くであ

れば件數に於いては可成りの激減を示してゐるが、總件數に對する割合の減少率は極めて僅少であるのが注目される。一般に小作權關係の爭議は前述の如く地主が土地の返還を求めの或は小作權の存續を拒否せんとするために起るもので爭議の性質の深刻化を意味するものである。

小作權關係のものに次いでは小作料關係のものが多いが、その中でも特に一時的減免要求が最も多く、總件數に對し一八・五%を占め、これに次いで小作料增額反對、永久的減免要求が多い。これを前年と比較すれば一時的減額要求は漸次減少の傾向にあるが、小作料增額反對の要求は事變下に於けるにも拘はらず依然として增加しつゝある。これは爭議原因の項に於いて述べた如く地主の攻勢を物語るものであらう。なほ本年は永久的減免要求が件數に於いても割合に於いても增加してをり、前述の小作料增額反對要求と相並んで、小作料關係の爭議の割合を昨年度に比し却つて增加せしめてゐるのが注目される。

いま、參考迄に要求事項別爭議件數を示せば次の如くである。

	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年		昭和十三年	
			件數	件數	總件數に對する割合%	件數	總件數に對する割合%
小作料關係	一、七四九	二、一三九	一、六二五	一、二〇七	二四・三	一、〇一九	二五・五
内譯 一時的減額	一、四六六	一、八九九	一、二九〇	九六九	一九・五	七三八	一八・五
一時的免除	四九	六四	五二	三九	〇・八	三七	〇・九
永久減額	二一七	九〇	二〇八	九二	一・九	一一九	三・〇
小作料增額反對	二一三	八五	七二	一〇六	二・一	一二五	三・一
込米廢止	四	一	三	一	—	—	—
小作權關係	一、八四三	二、六二三	三、五七五	三、〇三八	六一・〇	二、二三九	五六・二
内譯 小作契約繼續	一、六四九	二、四七五	三、三三三	二、八二八	五六・八	二、〇七七	五二・一
小作權確認又は賠償	一六四	一三三	二二六	一九四	三・九	一五四	三・九
永小作權の獲得	三〇	一四	一六	一六	〇・三	八	〇・二
奬勵米等の給付又は增額	三三	一九	三六	二八	〇・六	一五	〇・四

小作人の特別なる支出に對する補償	一七	三	一九	九	〇・二	三	〇・一	一七・八	一	一	一
納米の格下俵等に就ての制限緩和	六四	二三	七	五	〇・一	一	一	一	一	一	一
組合の自由又は確認	一	一	七七四	六九二	一三・九	一	一	七〇五	一七・八	一	一
その他	四九九	六五五	六、〇三六	四、九七九	一	一	一	三、九八一	一	一	一
計	四、二〇五	五、四六三									

第二篇　勞働組合

第一章　工・鑛・交通業勞働者の運動

第一節　勞働組合の組織狀況

我國における勞働組合數並に組合員數の現況を勞働局の發表にかかる調査を通じて觀察してみる。

勞働組合並に組合員總數　昭和十三年末における勞働組合數は七三一・その組合員數三七五、一九一人である。これを同期勞働者總數六、七六五、三九九人に對比した組織率は五・五％である。これを前年に比較すると、組合數において一〇、〇九九人、また組織率にあつて二〇、六、組合員數において一〇・七％の各〻減少を示してゐる。かくの如く組織率は昭和六年の七・九％を最高として漸減の傾にある（左表參照）が、之は組合員數が減退する傾向にある反面で勞働者數の增加が比較的多いことに主たる理由があるものと考へられる。しかして最近における組織內容について注目されることは軍需產業における締付工場勞働者の增大に起因する自然增加が相當顯著であり、そのため組織勞働者數は總括的にもそれほどの減少を示してゐない。しかし他方で組合數の減少は組合員數の減少に比すれば相當顯著である。これは最近における當局の勞働政策が有力な原因をなしてゐることはいふまでもない。なほこの組織の上に現はれた最近の動向について勞働局は次の如くいふ「一般的にみれば其の組織は次第に減退の傾向にあることは否むことを得ず、此の傾向は主に社會情勢の然らしむる所であつて、組合の擧國的態勢に出發する組織運動の消極的態度に因るものとみられ、一方基礎薄弱なる組合が消滅する傾向あるに因るものである。尙最近時局並產業報國運動の進展に伴ひ所謂『特局に鑑みて』組織を解消し或は產業報國會の組織に參加して其の組織を解消するものが非常に多くなつた」と。

勞働者總數並に組織勞働者數

	勞働者總數	組織勞働者數	同上組織率
昭和四年	四、八七三、〇八一	三三〇、九八五	六・八
同　五年	四、七一三、〇〇二	三五四、三一三	七・五
同　六年	四、六七〇、二七五	三六八、九七五	七・九
同　七年	四、八六〇、二七六	三七七、六二五	七・八
同　八年	五、一二六、七一九	三八四、六一三	七・五
同　九年	五、七六四、二七七	三八七、九六四	六・七
同　十年	五、九〇六、五八九	四〇八、六六二	六・九
同十一年	六、〇九〇、一一六	四二〇、五八九	六・九
同十二年	六、四二二、三三三	三九五、二九〇	六・二
同十三年	六、七六五、三九九	三七五、一九一	五・五

勞働者數並に勞働組合員數

	勞働者數	組織勞働者數	組織勞働者の勞働者總數に對する比率
			%
工場勞働者	三、八五五、一八四	一七五、八四五	四・六
鑛山勞働者	四三五、八一〇	四、〇五二	〇・九
運輸交通勞働者	五四五、一五八	一五三、五三三	二八・二
通信勞働者	一、九二九、二四七	四一、七六一	二・二
日傭勞働者其他	六、七六五、三九九	三七五、一九一	五・五
計			

業態別組織狀況　組織狀況を工・鑛・交通業及其他に大別してみれば、組織勞働者の數は依然交通運輸勞働者が最も多く約十五萬四千人（組織率二八・二%）で相當な高率を示してゐるが、そのうち通信勞働者の組織は極めて低く、しかも交通運輸勞働者の組織は海上において壓倒的である。（婦人勞働者の組織狀況については本篇三章參照）

更に之を各種業態別に細別すれば運輸交通通信勞働者の一四五、三二五人最も多く、之に次いで機械器具の一一三、八九四人が多く（兩者合計約二十五萬九千人は全組織勞働者の約七〇%を占めてゐる）、一萬人以上のものは雜工業、化學、染織、瓦斯電氣の順である。

尙これを前年と比較してみるに、機械器具の組合員數が、他の業態別組合員數が一般に減じてゐるのに反し、一五、〇六五人の增加をみたことは注目すべきである。

業態別組合數並に組合員數

	昭和十三年末		昭和十二年末	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數
機械器具	七五	一二三、八九四	七六	九八、八二九
化學	八七	一六、九三五	九四	二一、七四七
染織	二九	一一、二七二	三一	一〇、〇七五
飲食物	二四	三、七五三	二九	四、五二六
雜工業	一〇三	一九、九八四	一一五	一九、五六七
鑛業	一一	四、〇五二	一四	五、〇六八
瓦斯電氣	一〇	一〇、〇〇七	一三	一〇、四七〇

運輸交通	一〇八	一四五、三三五	一一七	一七一、四四五	九
通信	三〇	八、二〇八	四一	八、七四八	四〇
土木建築	二九	五、九三八	三一	六、六七六	六、二六一
其他	三三五	三五、八二三	二七六	三八、一三九	六〇
計	七三一	三七五、一九一	八三七	三九五、二九〇	三四

婦人勞働者の組織狀況　婦人勞働者の勞働組合に組織されたものは二三、四二三人であつて、前年に比し一、七〇九人の增加を示してゐる（この傾向は今後更に增大の道を辿るものと考へられる）が、これを全組織勞働者（三七五、一九一）及婦人勞働者總數（一、九三四、七五七）に對する比率についてみれば、夫々一二%及一・二%で、其の組織率は依然として低い。

いまこれを業態別にみれば、婦人の組織勞働者（二三、四二三）中一三、六三五人は工場勞働者であつて、其の中最も多いのは運輸交通の六、二六一人であるが、業態別の狀況は次の如くである。

業態別組織婦人勞働者數

	昭和十三年末	昭和十二年末
機械器具	二、四九八	一、八四四
化學	二、五四八	三、七六四
染織	五、三四八	五、〇三九
飲食物	三七二	五〇三
雜工業	二、八二九	二、七二一
鑛業	九	一
瓦斯電氣	四〇	四五
運輸交通	六、二六一	五、二六二
通信	六〇	九一
土木建築	三四	四
其他	三、四二四	二、四四二
計	二三、四二三	二一、七一七

職業別並に產業別組合　勞働組合の組織を職業別、產業別及各種勞働者を以て組織する一般勞働者に分けてみると、產業別組合員數は三二〇、五〇一人で全組織勞働者の約八五%强の大多數を占めてゐる。その昭和十二、十三年の狀況は左の如くである。

職業・產業別組合並に組合員數

	昭和十三年 組合數	昭和十三年 組合員數	同十二年 組合數	同十二年 組合員數
職業別	一八七	二六、一五三	二〇七	二八、二九六
產業別	三五九	三二〇、五〇一	四〇七	三三五、四一四
一般勞働者	一八五	二八、五三七	二三三	三一、五八〇
計	七三二	三七五、一九一	八三七	三九五、二九〇

單一組合及聯合組合　その昭和十二、十三年の狀況は左表の如くであるが、十三年においては全組合數（七三二）中組合數・組合員數共に單一組合は聯合體のそれを凌駕してゐる。しかし此種單一組合中には謂ゆる勞働組合の名を以て呼びえ

ないものが相當數あることは想像に難くないばかりか、一組合平均においても單一組合約五三六人に對し聯合加盟組合は約五七三人であつて、聯合體による組合組織が質的にまさつてゐることはいふまでもなからう。

更に千人以上を有する組合についてみれば、組合數二五(但し最上級團體のみ)その加盟組合員數は三二二、〇三八であつて、組織勞働者の大部分を占めてゐることが窺はれる。

單一・聯合別組合並に組合員數

	昭和十三年末 組合數	昭和十三年末 組合員數	同十二年末 組合數	同十二年末 組合員數
單一組合	三九二	二一〇、二三八	四五一	二三五、八二九
聯合組合	五二	一六四、九五三	六四	一六九、四六一
聯合加盟組合	二八八		二八八	
計	七三一	三七五、一九一	八三七	三九五、二九〇

〔註〕聯合組合五一は最上級聯合體一八、中間聯合體三三の合計である。

地方的分布 勞働組合員數の多いのは兵庫、東京、大阪、神奈川等の府縣であるが、兵庫縣は日本海員組合及海員協會の本部が神戸にある關係であつて、實質的にはやはり東京、大阪が最も多く、これらに次いで廣島、長崎、福岡等がある。尙、山形、茨城、富山、山梨、長野、鳥取、島根、岡山、熊本、大分、鹿兒島の諸縣は五百人に滿たず、宮崎縣は皆無である。左に一千人以上の組合員をもつ府縣を掲げてみる。

道府縣別勞働組合及組合員數

	組合數	組合員數(括弧内女)		組合數	組合員數(括弧内女)
北海道	一三	五、六四五(一三)	青森	三	一、一二五(—)
宮城	一五	一、六七九(二〇)	秋田	一〇	一、〇六一(三八)
栃木	一七	四、八五四(—)	群馬	五	八一〇(—)
埼玉	一〇	六、四八二(一、一三一)	千葉	三	六九三(一三八)
東京	一三九	七八、七三三(二一、三〇七)	神奈川	三六	四六、八二〇(一、〇二七)
新潟	—	八〇〇(—)	石川	八	一、五七三(四〇)
福井	五	八〇三(—)	岐阜	二〇	五、一一八(一、六一九)
靜岡	九	二、六〇二(六三〇)	愛知	五三	六、二五五(三五三)
三重	一六	一、一五九(五〇)	滋賀	一〇	六五二(—)
京都	二〇	六、二七〇(一三一)	大阪	七二	四九、三六七(四、七四三)
兵庫	五五	七六、三八四(七六一)	奈良	一	一、三七三(三〇)
和歌山	一八	二、〇二四(—)	廣島	一四	三二、九七四(四九九)
山口	一〇	一、四七八(三)	德島	二六	二、八五二(一五〇)
香川	五	六四九(—)	愛媛	四	六三一(—)
高知	三	三、一三七(二四)	福岡	一四	一〇、一七一(九七)
佐賀	八	五四三(一四六)	長崎	二三	一五、六五三(二九〇)
沖繩	一〇	一、四七九(—)			

勞働組合の設立及解散 本年中に「勞働組合」の設立・解散されたるもののうち、その主なるものは次の如くである。

（厚生省勞働局調）

〔設立〕

東京タクシー從業員組合　一月十五日（東京）
大日本產業勞働團愛知縣聯合會　二月十一日（愛知）
皇國勤勞者同盟　二月十一日（大阪）
京都印刷從業員組合（全總）　三月十二日（京都）
東京塗裝勞働團（大日本產業勞働團）　四月三日（東京）
東京自動車工業鶴見從業員組合　四月十日（神奈川）
東京港灣產業勞働團（大日本產業勞働團）　四月十七日（東京）
幡西製材從業員組合　六月五日（高知）
八幡市從業員組合　六月二十四日（福岡）
日本產業勞働クラブ神奈川縣聯合會　七月二日（神奈川）
皇國勞働聯盟（愛國勞働農民同志會）七月十七日（東京）
東露電氣產業勞働團（日本產業勞働團）　七月三十一日（東京）
大阪靴工組合　九月一日（大阪）
大阪報國勞働組合　八月二十一日（大阪）
青バス產業勞働團（大日本產業勞働團）　十月十一日（東京）
東京瓦斯電氣技友溫交會　十一月三日（東京）
運輸勞働厚生會　十二月二日（東京）

〔解散〕

京濱電鐵現業員會　自然消滅　一月（神奈川）
日本產業軍德島聯合會　二月一日（德島）
秦野自動車從業員組合（交總）　二月一日（神奈川）
東横バス從業員組合（交總）　二月五日（東京）
札幌勞働者組合　二月十八日（北海道）
江東一般勞働組合　二月十九日（東京）
長陵中部製紙勤勞會（全總）　二月二十二日（高知）
岐阜一般勞働組合（同）　三月七日（岐阜）
目蒲東横電鐵勞働組合　三月十日（東京）
日本無線技士會（海員協會ト合同）　三月二十二日（兵庫）
玉川バス從業員組合　三月二十五日（東京）
下關自由勞働組合　三月三十一日（山口）
王電從業員組合　四月十三日（東京）
島原製樽工組合（全總）　五月九日（長崎）
保土ケ谷曹達從業員組合　五月十七日（神奈川）
中鐵愛國交通勞働組合　自然消滅（五月）（三重）
愛媛一般勞働組合（全總）　六月十日（愛媛）
名古屋松竹從業員組合　七月二十二日（愛知）
廣島勞働組合（全總）　九月十九日（廣島）
吾南一般勞働組合（全總）　九月二十四日（高知）
瓦斯電氣技友會　十月十八日（東京）
日本勞働組合會議北海道地方協議會　自然消滅（十月）（北海道）
函館合同勞働組合（全總）　同右（同右）
函館運輸勞働組合（同）　同右（同右）
神奈川金屬產業勞働組合（日本勤勞報公聯盟）十二月一日（神奈川）
砥部窯業勞働組合　十二月十日（愛知）

新日本海員組合　十二月十五日（兵庫）
高知縣勤勞青年同盟（全總）十二月二十六日（高知）
函館衞生從業員組合（同）自然消滅（十二月）（北海道）
函館衞生運輸組合　同右（同右）
日魯冷凍船屬員倶樂部（新日本海員組合（同右（同右）
（尙本篇附錄「主要勞農組合一覽表」參照）

第二節　勞働組合の共通運動

本年度において勞働組合を通じての共通運動と目すべきものについてみるに、先づ國際的聯携の運動が完全に中絶した事實である。すなはち、國際勞働會議よりの離脱であり、メーデーの排除であつた。メーデーに代行する勞働祭を持つことも許さるべきことであらうし、時變下なればこそ國際的機關を利用して日本の立場を宣揚することも不合理ではない、とする向もありうると考へられるが、國の政策はこれら一切の見解をして存續の餘地すらなからしめたのである。この脫退・排除のあつた反面では産業報國運動の展開があつた。この運動の目的とするところは産業協力運動の普及徹底、産業報國會の設置及指導であつた。この國による勞働行政は勞働統制の新なる展開と並行して現存勞働組合運動に再考を促し來つたのである。しからばこの産業報國運動に對して勞働組合の陣營は如何なる用意を以て對處してきたであらうか。未曾有にして、劃期的なる本運動への組合側の態度こそ本年度における重大な共通の問題であつた。其他國民精神總動員運動に卽した銃後活動（組合の本質的活動がこの諸活動によつて阻却されてきたいふことはあるが、それはそれとして）卽ち皇軍慰問、國防献金、出征遺家族の慰問救援、愛國貯金、消費節約、資源愛護等に組合の主力が共通的に注がれてきた。いまこれらの運動についてその大要を左に掲げる。

一　産業報國運動（附、社大黨の農業報國運動對策）

對支事變の勃發以來、生産擴充に伴つて産業勞働部門の編成替が起り、これをめぐる新勞働政策の樹立は戰時國策の先頭を承ることとなつた。かくてこの戰時勞働政策の基本として政府によつて採用されたのが謂ゆる産業報國會の組織である。この勞資關係調整・産業報國會の方策を提唱した側の活動概要については別項に述べた（第三部五篇參照）如くであるが、謂ゆる産業報國運動は本年二月設置された協調會時局對策委員會が産業報國聯盟を創設したときに始まつてゐる。いまこの運動を約言してみれば、それは（一）勞資一體、事業一家、産業報國の理想を掲げて階級鬪爭の思想を排擊し、したがつて（二）その組織は社長、工場長又は事業主を會長とする事業主職員勞働者の一體組織の方針をとり、（三）産業報國精神の涵養といふ精神的方面と共に、能率增進、待遇、

福利、共濟等の問題に關する懇談會の開催や福利施設等の如き實利的方面に關しても相當の力を注ぎ、（四）政府の行政機關ではないが、政府が直接これを指導し助長する、運動であるが、この政府の積極性は勞働政策上の非常な進歩であるといへよう。

しかしこれを勞働組合と睨み合はした場合そこに多少の缺陷のあることは勞働運動關係者によつても指摘されてゐるやうである。そのうちでも、（一）勞働者の創意を反映せしめる組織が欠如してゐること、（二）勞働組合に對する取扱ひの問題、の二つが重要なもののやうである。後者に對しては本年八月の次官通牒において「本團體（産業報國會）を設置したることを理由として勞働組合の解散を强ふるが如き擧に出づることは之を避けしむること」と明言してはゐるが、其後の情勢に照してみるも、政府がこの運動の直接的指導の地位に立つことが豫想される現狀においては、産業報國會運動への一元化といふことも考へられないではない。ここに今後における勞働統制の根本的な問題が潜んでゐるといへよう。勞働團體の側においても例へば、社會大衆黨の如きは「此運動の産業部面における國民的協力組織への發展性を重視し、支持勞働組合と協力して此運動に積極的に參加し、我等の努力に依りて之をよりよきものに育て上げ國民的組織の確立に邁進せんとするものである」として、産業報國會の内容の擴充とその活用といふ報國會の國策的機關化の方針を用意してゐるが、この黨の方針はこれを支持する勞働團體の間において見解の一致を缺ぎ、その有力なるものにおいて稍々消極的なる態度の存する今日、複雜なる事情を醸成する虞れを孕んでゐるのである。

いまこの勞資關係調整・産業報國會運動に對する主要勞働團體の態度についてみるに、時局對策委員會の創設當時其成行を注目しつつあつた各團體は調整案の全貌の判明と共に夫々態度を決定するところがあつたが、第二の段階ともいふべき産業報國聯盟及産業報國會案の現れるに及んで、一部の勞働團體中に「既成團體の解消」或ひは「社會民主主義的團體の參加反對」といふが如き異論がないでもなかつた。しかしこの種の意見も、本案に對して政府も積極的支援の態度をみせるなど其後情勢の推移に伴つて漸次解消し、だいたいにおいて參加の態度を表明し來つた。ただここで特に注目されるのは何れの團體も一樣に謂ゆる「調整」案の法制化を希望しつつあることである。いまこれら諸團體のうち、主なるものの對策を左に掲げて、その態度の一斑を窺ふこととする。

日本勞働組合會議及全日本勞働總同盟、他　日本勞働組合會議及その加盟組合たる全日本勞働總同盟の動向が勞資調整産業報國の運動に及ぼす影響については、その組織勢力の重大さの故に、極めて注目さるべきものである。

いま組合會議及總同盟の之が對策の經過をみるに、組合會議議長・總同盟會長松岡駒吉氏は協調會時局對策委員會の專門委員として之が立案に參加してゐるし、逸早く産業報國會參加の態度を決定した（尤もその間消極的な一面が觀取されないでもなかつたが）。かくて七月十日の組合會議第五回擴大執行委員會はこの「勞資調整問題に關する件」を協議した結果

「吾等は平時より勞資調整の必要を認め特に、今次事變に際しては銃後産業協力運動に全力を傾注し、勞働者の自主的組織を通じて勞資協力、産業報國の道を計り來つた。又海運産業においては日本海員組合及海員協會は日本船主協會との間に團體協約機關たる海事協同會を組織して勞資調整を完成、今次事變に際しては海上國民精神總動員聯盟を組織して海運報國の誠を致して居る。更に陸上においても、全日本勞働總同盟其他の健全なる勞働團體は百數十に餘る會社工場において團體協約を締結し、又産業協力大會等の開催その他に依つて産業協力、勞資融合の實を示しつつある。併し乍ら今日の我國においては、是等勞働者の自主的組織が全般に普及し居らざるが故に勞資調整の應急對策たる諸種の試みに對しては我等も亦協力を惜しむものではない。此の見地に立つて協調會の時局對策委員會の調整案に對しても其の主旨に賛意を表し、其の中央聯盟に參加協力せんとするものである。産業報國會の組織運用に關しては二、三の不備缺陷のあることは認むるも我等はこの運動に參加協力し、出來得る限り之等の不備缺陷を是正し、産業報國會本來の目的たる眞の産業報國、勞資融合の具現達成に努力せんとするものである」

との聲明書を發表（七月十三日）し産報聯盟に參加するに決定した。其後産報聯盟創立準備委員の選出方法に關し、內部に多少の不滿もあつたが、大局的見地より報國聯盟及報國會の組織につき對策を講じ來つた。

組合會議の態度はだいたい以上の如くであるが、加盟團體の方針もこれに卽して決定されたのである。いまその主なるものを左に揭げる。

（一）全日本勞働總同盟　總同盟は十月の全國事務會議で産業報國會に關する指示をなし、「本同盟は日本勞働組合會議の方針に基き之に協力する態度を以て臨んできてゐるが、要は産業報國會の運用如何に課せられてゐるので、形式に流れず眞の産業報國を得られる樣嚴重に批判し、其の缺陷を是正して行く可きである」とし、其後この指示事項に若干の註を加へて、次の如き指示を發表した。

産業報國會に關する指示（機關紙「勞働」十一月所載）

（一）　團體協約締結の職場及未協約なるも事業主と勞働組合との間に充分の意思疏通の行はれる所では相互の協力に依り産業報國の實を擧げつつある。從つて産業報國會と名付くるものの組織は屋上屋を架する結果となるにより本同盟の方針を徹底して實質的に産業報國の實現に邁進すること。

〔註〕

一、この場合從來の協力委員會、協定委員會、工場委員會等を產業報國委員會又は產業報國實踐會等と改稱するを可とす。

二、更に事業主側並に從業員側の希望其他の事情に依つては產業報國會を組織することも妨げず。

(二) 半組織の職場においては全從業員を包含し、勞資の意思疏通と協力を充分ならしめるために產業報國會の組織に對しては積極的に努力すること、勞働組合は產業報國會を正しく運營發展せしめるために不斷の努力と支持を怠らないこと。

〔註〕

一、この場合、勞働組合の職場の幹部は勞働組合が存在して產業報國會と協力することにより產業報國會自體を正しく發展せしめることを實績を以て示すやう努力すること。

二、從つて勞働組合の組織擴充のために產業報國會を利用するかの如き誤解を招かないやうに特に注意すること。

(三) 未組織の職場においては勞資の意思の疏通を計り協力の基調を工作するためには產業報國會の組織に對しては積極的に協力すること。この場合には從業員の總意を正しく反映せしむる樣努力すること。以上要旨を述べ未組織工場において事業主の產業報國會設立の意思なきときは地方官廳に進言して努力すること、この場合誤解を招かざる樣注意すること。

〔註〕

一、未組織の職場でも本同盟の影響下の從業員と產業報國會組織の促進に努力すること。

二、この場合においても、產業報國會の內部に從業員側の連絡統制指導のために機關又は命令を公認せしめて總意反映と運用の圓滑を圖ること。

(二) 其他の加盟團體

(イ) 日本製鐵從業員組合の對策（十二月十日の總會で決定）

「我々の勤務する日本製鐵は（一）我が國製鐵產業の中樞的地位を占めてゐる國策會社である（二）然も國防產業として軍事的使命が課せられてゐる。此の二つの他の營利會社と軌を一つにすることのできない、特殊な重要任務の遂行に萬全を期するため、全製鐵產業人一體協力奉公の緊要なることは論をまつまでもない。

從つて我が組合は、かかる見地より產業報國運動に積極的な賛意を表し所謂「勞資一體」の精神をもつても理想的に實踐し得る產業報國會の組織を當局に要望し、既に組合としても、大要次の如き骨子のもとに「組織試案」を作製し提出してゐるのである。

一、日本製鐵の特殊かつ重要なる使命を確認して、國家公益產業人として、不動の信念を堅持せしめることを根本の目的としなければならぬ。

二、組織は全從業員の積極的協力を可能ならしめる構成としなければならぬ。そのため

イ、勞務管理の從來の缺點を是正する組織とする。即ち技術、現場幹部の偏見にとらはれざる勞務方針の一貫性を確立する

ロ、機構の上に從業員の總意性の反映を可能ならしめること、

即ち現實の諸事情を直視して天降り的な一元組織化の弊を是正するため。

ハ、設立に當つて職員と從業員の現實的相異を認めること。即ち兩者の矜持を現實的に調和せしめ、報國會の目的事業の達成に遺憾なきを期するため。

二、全從業員の總意下情の上達が卒直に表示することの出來る機關を設けること。即ち從來自主的組織の果じてきた役割を重視し。

形式的な報國會組織ではそれ自體として從業員を指導統制することは困難なばかりか、意思疎通機關としての役割を果すことすら不可能だからである。即ち全從業員が『勞資一體』の精神を眞に體得して實踐するには、觀念の上だけで『勞資一體』に飛躍せしめただけで可能ではない。現實的諸事情を考慮したる組織構成としなければならぬ」

(ロ) 東京瓦斯工組合對策(七月十日の擴大委員會において決定)

「勞資の調整問題は平時よりその必要あることは勿論であるが、特に現下の非常時局に際しては、一日も之を忽にすることが出來ない。此の故に我等は夙に其の達成に努力し、今日まで其の經驗に基いて特に今次の事變と時局に際しては銃後産業協力運動に全力を傾注し、勞働者の自主的組織を通じ勞資協力、産業報國の途を計り來つた。(中略)

今日非常時局に際して眞の勞資調整を達成するには、かかる傾向に即して産業並に勞働の統制を確立するに非ざればその完璧を期し得ないのである。併しながら今日の我國に於ては、是等勞働者の自主的組織が全般に普及し居らざるが故に、勞資調整の應急對策たる諸種の試みに對しては、我等も亦協力を惜しむものではない。

此の見地に於て協調會時局對策委員會の産業報國會の提唱に對しても其の主旨に賛意を表し、其の中央聯盟に參加協力せんとするものである。産業報國會の組織運用に關しては二三の不備缺陷のあることを認むるも、我等は此の運動に參加協力し出來る限り之等の不備缺陷を是正し、産業報國會本來の目的たる眞の産業報國、勞資融合の具現達成に努力せんとするものである。」

(八) 東電從業員組合の對策

八月十一日の第三回執行委員會は産業報國會に對する態度を協議し、組合の加盟する組合會議も既に賛助員として加盟してをり組合としても加盟を欲するものであるが、勞資一體化せねば加盟できないといふ建前の下に大要次の如き組合の態度を決定した。

即ち

「産業報國會はその建前において勞資一體化の下に中央聯盟に參加するので如何に從業員のみが參加を欲求しても事業主の同意によるものでなければ加盟出來ないので現在の東電狀勢においては殆ど加盟不可能の狀態にある。しかし吾々は如何なる形式にせよ東電に働くすべての從業員が參加するが如き團體が生誕するとするならば非常に意義あるものとして、これが結成には最大の努力を拂ふであらう。幸にして全從業員の意思を眞に反映する組織と

するならば、徒に組合意識を發揮することは却つて惡結果を齎すことになるので組合はその時こそ解消すべきであることを討議決定した。」

日本交通勞働總聯盟の對策　交總及其加盟各組合において戰時下勞資調整運動については絶えず研究を進め、これが具體化を考慮し來つたのであつたが、七月二十三日の大阪における交總常任委員會は本問題に對する愼重な討議を進め、交總の全國的組織を擧げて産業報國運動を支持し、之を組合の組織と併用して積極的に勞資協調に向ふ大方針を決定した。これも東交の二月方針書以來の積極的態度に依るものであるが、東交は爾來電氣局首腦部と産業報國會結成準備にとりかかり八月二十六日全國に魁けて之が結成式を擧行した。

東京市電氣局産業報國會結成大會　八月二十六日、於九段軍人會館。出席者一四〇〇名。スローガン「聖戰必勝、産業報國」

開會の辭についで國歌齊唱、皇軍將士に對する感謝默禱の後、會長(平山電氣局長)、副會長(三村運輸部長、岡崎電燈部長)、參事(四〇名)及理事(七名)を決定した。ついで會長挨拶、參事兼理事河野平次(東交副委員長)の宣言朗讀、小橋市長の訓示、木戸厚相(代理)安部警視總監、町田協調會常務理事、松永市會議長等の祝辭があつた。

市電産業報國會の宣言、規約は次の如し。

〔宣言〕(前略)我等茲に痛感する所あり新に東京市電氣局産業報國會を創立し、愛國の熱意を振起し挺身以て銃後産業の經營に邁進せんとす。惟ふに我國における勞働運動は過去において幾多險難崎嶇の道を辿り、時に必ずしも我國情に適應せざる方面に逸脱したることなきに非ざりしも、然も天行は健かにして今や勞資一體産業報國の希求は我國全産業界を貫く不動の精神となるに至れり。我等職を輩轂の下名譽ある公共事業に奉ずる者は向後專ら此精神に準據し左記の信條の下に忘らず以て皇運を扶翼し奉らむことを期す。

信條

一、會員は建國の本義に基き融合一體勤勞國に報ゆるの實を擧ぐべし

一、會員は公共事業從事員たるの職分に恪遵し誠實業務に服すべし

一、會員は規律を守り信義禮節の念を篤くすべし

一、會員は心身を鍛錬し質實剛健の氣風を養ひ人格の向上に努むべし

一、會員は技能を練磨し能率の增進を計るべし

〔規約〕(拔萃)

第一條　東京市電氣局産業報國會は東京市電氣局事業の公共的使命を體し之が改善進展を期すると共に會員の親和及福祉の增進を圖り以て事業一體産業報國の實を擧ぐるを目的とす

第二條　本會は東京市電氣局所屬全員を以て之を組織す

第三條　本會の事務所は之を東京市電氣局内に置く

第四條　本會々員は左の信條を遵守すべし（前記「信條」參照）

第五條　本會に左の役員を置く

會長一名　副會長二名　理事八名　會計理事一名　參事四十名

第六條　會長には局長を副會長には運輸部長及電燈部長を推す

理事及會計理事は參事中より會長之を指名す

第七條　參事は左に掲ぐる者の中より會長之を指名す

一、分會長　二、共濟組合部會委員及健康保險組合會議員

三、其の他會員中適當と認むる者

第十條　本會に役員會を置く

役員會は會長、副會長及參事を以て之を組織す

第十二條　役員會は產業報國の目的を達成する爲左に掲ぐる事項を調査審議す

一、能率增進に關する事項

二、待遇改善に關する事項

三、災害防止に關する事項

四、教育修養に關する事項

五、保健衞生に關する事項

六、體育に關する事項

七、趣味娛樂に關する事項

八、豫算決算

九、分會より提出されたる意見

十、其他分會長において必要と認めたる事項

第二十條　本會の事業概目左の如し

一、出動將士の後援　二、愛國貯金　三、祝祭儀　四、講演會

五、講習會　六、展覽會　七、體育會　八、演藝音樂會　九、

文藝會　十、園藝會　十一、娛樂會　十二、映寫會　十三、其

他目的達成に必要なる事業

愛國勞働組合全國懇話會及總聯合（日本勤勞報公聯盟と改稱）

懇話會常任委員・總聯合會長高山久藏氏は協調會時局對策委員會の專門委員である。總聯合は五月七日の大會において他團體に率先して積極的賛意を表し、即時實現を要望する決議をなした。しかし其後產報聯盟創立準備委員が發表されるや、これに不滿を抱いて急速に消極的となつた。この急速な態度の變更は七月二十四日の總聯合中央執行委員會の決定せる自主的運動方針をとらんとする態度の表明及次の聲明書によつて發表された。

〔聲明書〕　勞資一體精神に基く國家產業の調整は、年來吾等の主張する所にして、協調會時局對策委員會により發表されたる產業報國運動は機宜を得たるものと吾々の深く敬意を拂ふ所である。然るにその後の經過は準備委員の選出方法組織等に見るも國體本義に則るべき根本精神を實踐し得ざるを遺憾とす。吾等は勞資一體組織の實現の一日も早からんことを要望するが故に、之を法制化し以て全產業人を擧げて組織運用さるることの必要を痛感し、各方面と協力之が實現に努力せんことを誓ふものである。

かくて十一月の臨時全國大會は組合名稱を變更し、「產業

報國運動に關する方針」を決定した。その方針は次の如くである。

産業報國運動に關する方針

一、現在の産業報國聯盟は其創立の經過において、又構成において專斷、輕卒の處置多く、特に中央指導部の構成の如き決定に付考慮する事なく、獨斷專行にして且つ其人物の多くは自由主義乃至社會民主主義者を以てしたるが如きは日本精神を絶對とする勞資一體の機能の運用に對し遺憾の點が多い。吾々は眞の勞資一體の名實を實現すべく努力するは無論聯盟の監視を怠らず聯盟の動向如何に依つて善處するものとす。

二、我が總聯合は自らの主張たる産業報國運動の徹底のため企業者、勤勞者、有識者官吏を以て一丸とする研究、指導、啓蒙機關を全國的地方的に設立し、報國聯盟の鞭韃並に報國精神の全國的普及のため運動を起す事。

三、總聯合は、年來の方針たる勞資一體産業報國の眞の實踐者として一工場一組合本位の組織を更に徹底すると同時に、産業報國實踐の基本單位たる勞資一體の組織を可及的速かに實現すべく交渉を開始する。

四、總聯合はこれが實現のために各工場における組合主腦者と協力し各工場經營者側と會合を設け、（中略）隔意なき意見を交換し報國運動のため萬全を期す事。

其他四項（省略）

尙懇話會においても七月二十一日總聯合の外新日本海員組合、東電愛國同盟等の加盟組合關東地方委員會を開き、協議の結果、前記總聯合の方針に照し不參加に決定したが、七月三十日の在京常任委員會は（イ）産業報國運動は我等が多年主張せる所にして、其の實施に對して全幅の贊意を表する、（ロ）近時協調會の組織せんとするところのものは時局對策委員會の決定に背反する所あるを遺憾とする、（八）我等は産業報國運動を時局對策委員會案に還元し、國體國情國民性に卽した産業勞働國策の基本たらしむることを希望する、（ニ）其の爲に吾等は各方面と協力して其實現を期す、との申合を爲し關係組合に通知してゐる。

日本産業勞働倶樂部　倶樂部理事長西山仁三郎氏は協調會時局對策委員會として之に參加してをり、また倶樂部本來の指導精神からするもこの種運動に異存あるべくもないが、報國聯盟及産業報國案に對しては「既成團體を解散して新に産業報國會案を組織し、聯盟に參加するに非ざれば其の意味を爲さず」とし、準備委員の選出方法に對する不滿其他一、二の理由を揭げて七月十八日の專門部長會議及常任理事會は報國聯盟に對する加盟の留保を決定した。

しかして産勞の外廓たる不及會（倶樂部關係事業場勞務管理主任を以て組織する）も之が對策を七月二十一日協議した結果、今日全産聯も既に參加してゐるのであるし、不及會も「この運動に欣然參加し、しかして産勞は之を解體する必要

を認めず」と決定した。この決定の通報に接した倶樂部では七月二十六日本部に部長會議を開き、不及會の産報聯盟に對する協議經過並に其後における該運動の進展について

一、報國聯盟準備會は綱領規約共に草案が修正されたるも根本原則たる一職場一組織と尙隔りあり。

二、最初の目的たる思想統一に對し何等の方策なし。

三、しかも該聯盟は政府の支持の下に近く結成せらるることになつてゐる。

といふ報告を中心に協議した結果、結局「倶樂部は多年實踐窮行せる體驗に照し此の政府支援の下に全國的結成をみる産業報國聯盟を社會民主主義者並に自由主義者のみに委ねてその蹂躙を傍觀することは國家に對して無責任極まる行爲」なりとし、「吾等は敢然産業報國聯盟に參加し以て內部に於て彼等社會民主主義者や自由主義者の行動を嚴重に監視し、報國聯盟をして其の國策に卽する勞資關係の調整機關たらしめんことを欲する云々」を內容とした聲明書を發表して參加することに決定したが、之を常任理事會も承認し、右の方針通り聯盟の賛助團體として參加に決定した。

愛國勞働農民同志會　愛同は本調整案に對しては最も積極的參加の態度を持し來つた。すなはち協調會案は愛同の精神と合致するものであるといふのであつて、會長松本勇平氏は産報聯盟の創立準備委員となり、更に理事に就任した。

いま愛同本年中における産報運動に對する經過をみるに、七月十八日の總務委員會はこれが對策を協議した結果、不參加意見もあつたが、結局會長一任と決定、一方七月二十一日及同二十九日には新日本海員組合、日本勞働組合總聯合、日本産業勞働倶樂部（欠席）、日本革新黨等の同系列諸團體と産報聯盟結成に關する懇談會を開いて同一歩調をとることに努力した。また、同二十九日の在京總務委員會は再度對策を協議した結果、（イ）松本會長は個人として理事に就任する、（ロ）會長の理事就任によつて、愛同も當然參加することになるのであるが、その加盟の形式は改めて協議する（ハ）理事就任に當つての態度聲明の件（ニ）日本主義勞働團體中に反對意見もあるが常任委員はこれらの團體と接衝する、等の諸件を決定した。

松本會長が理事就任に當つて發表した「心構」の冒頭は次の如くである。

「産業報國運動は單なる勞資協調運動であつてはならない。産業を以て盡忠の具となし、過去の個人的功利主義的經濟思想を國體の本義に復歸せしむるを以て根本目標としなければならない。從つて産業報國聯盟は、其の名は『聯盟』であつても決して單なる機械的寄木細工ではなく、皇道精神を以て全組織を一貫せしめ飽迄も思想的に一體たるの實を擧げしむる事にしなければならぬ。」

大日本産業勞働團　大日本産業勞働團は八月二十日付機關

紙（「太陽大日本」附錄組合版）に「産業報國會の批判を通じ革新的推進力を強化せよ、現狀維持勢力の反動攻勢に我等の旗を掲げて進軍せよ」の一文を掲げ、また八月二十一日には「産業報國會運動に對する方針」を發表してゐるが、これらには幾分批判的態度が隱見してゐるやうである。

産業報國會運動に關する方針（拔萃）

「（前略）我等の産業報國會運動に對する態度は會の思想的統一純化により、利用主義者への徹底的批判を通じて、眞の産業報國を下から盛り上げて强化して、上に及ぼすのである。我等の企業一體化は協調會の如く單に勞資の觀念に立脚するものではない。企業經營の一體化である。資本家は既存の營利主義經營者から變質して、その經營活動の中樞を國家に置く優秀なる經營指導者たることを求め、事務員、技術者、勞働者各々其職分に立脚しての企業一體化にある。卽ち大家族國家たる我國體觀念の下に和樂一致の經營に依る生々たる從業精神の發動を期するに在る。この國家への共通の日本人たる使命感に資本家も、事務員も、技術者も、勞働者も一元的に立脚する日を迎えうるまで、飽迄も大義名分、不動の信念に行動する我等の運動を持續して産業界の眞の革新的推進力たるべき任務こそ我が産業勞働團の歷史的使命である。故に我が産業勞働團は、この不動の使命に基いて、正に近く全國的の實行運動たらんとする産業報國運動に對して、內部からも、外部からも批判を通じて建設的に行動すべきである。」

社會大衆黨の對策　社大黨はその地方組織を擧げてこれに協力しつつあるが、これらの運動を通じて産業部面における國民協力の組織の完成を期さねばならぬ、といふ方針のもとにこれを積極的に支持しつつある。すなはち、七月五日の勞働部會においては「産業報國運動に關する件」を協議した結果、（イ）産業報國會の運動に對してはその指導精神に贊意を表する、（ロ）報國聯盟には積極的に參加して吾々の主張を生かして行くべきである、（ハ）産業報國運動は健全なる運動團體と協力してその目的達成に努むべきである、（ニ）戰時下における勞資調整策は戰時産業勞働國策の一部であるが尙國家の力により立法化の手段によつてなすべきである、といふ方針を決定したが、其後黨所屬代議士三輪壽壯氏は産報聯盟創立準備委員に擧げられ、更に聯盟の創立に當つて理事に就任した。

産業報國會組織現勢　本年中に設置された産業報國會を事業の規模別及事業場數に對する組織率に就てみれば、五十人以上百人未滿の事業場數四、九四七に對する會の組織數は二四六（約五％）、百人以上五百人未滿のもの四、三一六に對し六九六（一六・一％）、五百人以上千人未滿のもの六四四に對し、一一六（一八％）、千人以上のもの五三〇に對し一〇〇（一八・九％）であつて、會の組織數においては百人以上五百人未滿、組織率においては千人以上の各事業場が第一位を占めてゐる。

次に産業別に之を分類すれば、工業において七、八七五事業場中組織された産業報國會は一、〇二七(事業場)であつてその組織率は一三%、鑛業においては六六一のうち八〇(一二%)、運輸交通通信業六二五のうち一七(二・七%)、土木建築七六五のうち一五(二%)、瓦斯電氣水道一一九のうち三水産業・商業等三九二のうち一六で、工業が數においても組織率においても首位を占めてゐる。右のうち、工業中の産業

産業別規模別事業場概數及産業報國會組織數(昭和十三年十二月末現在)

業種別	千人以上 事業場	千人以上 産業報國會	五百人以上千人未滿 事業場	五百人以上千人未滿 産業報國會	百人以上五百人未滿 事業場	百人以上五百人未滿 産業報國會	五十人以上百人未滿 事業場	五十人以上百人未滿 産業報國會	計 事業場	計 産業報國會
工業	三六六	八八	四七八	一〇一	三、二六五	六二一	三、七四六	二二七	七、八七五	一、〇二七
鑛業	九九	九	八〇	一三	二九〇	四一	一九二	一七	六六一	八〇
運輸交通通信業	二一	二	三一	—	三〇八	一三	二六五	三	六二五	一七
土木建築業	一三	一	二七	—	二九四	九	四三一	六	七六五	一五
瓦斯電氣水道業	五	一	九	一	四七	二	五八	—	一一九	三
農業	—	—	—	—	—	—	一	—	二	—
水産業	—	—	—	—	二	—	一二三	—	一二五	—
其他	六	一	一八	一	一一〇	二	一四一	一六	二七五	三
計	五三〇	一〇〇	六四四	二六	四、三一六	六九六	四、九四七	二四六	一〇、四三七	一、一五八

府縣別産業報國會組織狀況については附錄統計表參照

(附) 社大黨の農業報國運動對策

有馬農相によつて提唱された農業報國運動は本年中に「報國會設置數を細別してみれば、金屬機械器具製造工業二二三、化學一一四、染織四八八、飲食物製造二七、雜工業其他一七五で、組織數・組織率ともに染織工業が第一位を占めてゐる。

なほ官公營事業場における會の設置されたるものは官營工場三、公營事業場九であつて、其他はすべて民營事業場である。

國會」の結成をみるに至つたが、社大黨からは、杉山元治郎(理事)、須永好(評議員)、三宅正一(幹事)の三氏が選任

され、大日本農民組合は賛助團體として參加してゐる。

いま社大黨の本運動に對する態度についてみるに、これを必要とするのは謂ゆる「精動運動」の農村版の再製に非ずしてあくまで長期建設戰下の軍需、民需、輸出向農産品の計畫的增産を積極化し、その農村生産・配給機構の再編成を必要とするからであつて、この實踐運動としてこの運動が生れたのであるといふ。ところで、社大黨の掲げる方策は次の如くである。

農業報國運動展開の前提條件

一、官公吏が自己の官公職の地位において指導しようといふ官僚的指導は絶對に廢さねばならぬ。

二、部落を基礎として部落全農家を「農事實行組合」に組織するの方法を採用しなければならぬ。

三、部落において亂立せる農村諸團體の活動をこの「農事實行組合」に綜合統一せしむる方針を採らねばならぬ。

四、部落更生計畫は國家の軍需・民需・輸出向增産計畫の實踐であり、その關係は全體の部分としての關聯において把握されねばならない。

農業報國運動の四目標

一、土地配分の適正と土地利用の計畫化

二、農業經營の機械化・共同化

三、農家諸負擔の合理化・勞働報酬・小作料の適正化

四、農村生活の簡易化

二　銃後運動

名種勞働團體の銃後運動は既述の如く組合本來の使命の遂行と逆比例して色々な形で極めて盛に遂行されたのであつてこれを一々列擧することもなかなかのことであるから、その中の重要なるもののみをここに掲げることとする。

（一）**全日本勞働總同盟**　總同盟は前年の大會で、銃後三大運動（産業協力運動、愛國貯金運動、出征者遺家族救援運動）の展開を決議したが、これは本年に入つて相當徹底して行はれた。その主なるものは次の如くである。

（イ）産業協力活動—前年の罷業絶滅宣言に基いて、二月十一日には東京、大阪、神戸、京都、其他の代表都市で「産業協力大會」を行つた。殊に東京方面ではこれを契機に「三協倶樂部」（詳細は次節總同盟の項參照）を結成した。

（ロ）愛國貯金運動　本年五月末における所屬組合の貯金額は次の如くである。（五月末本部に報告あつたもの）

東京聯合會開係（三九支部二、一五八名一一、二八六・二五圓）

九州聯合會關係（二支部五二名二〇〇・〇〇圓）

因島勞働組合（一組合三八四名二、〇〇〇・〇〇圓）

日本縫工組合（一組合一九一名八〇〇・〇〇圓）

京都聯合會（本部役員三〇名）

製綱勞働組合（三支部二千名、約六、〇〇〇・〇〇圓）

大阪市電從業員組合（八支部九二七名七、八七四・二〇圓）

千葉縣關東醸造市川第五支部（一支部七五名三五七・〇〇圓）

尙、これに關し同盟本部は五月末關係組合員の愛國貯金は約十萬圓毎月二萬圓增加の見込であると發表してゐる。

（ハ）出征者遺家族救援運動　此種慰問のため總同盟が組合員から募集した金額は前後三回に亙つて總計五千二百四十圓八十五錢が二月迄に陸、海、厚の三省へ獻金されてゐる。其後も追加募金を本部で行つたほか、慰問袋も獻納してゐる。更に事變一週年を前に五月十五日所屬組合員は一齊に皇軍並に銃後の遺家族に對して感謝、慰問の活動を行つた。

（二）**日本海員組合**　その主なる活動は、（イ）產業協力運動―海員組合は海員協會、船主協會と二月十一日の海上精動大會を契機に「海上精動聯盟」を結成した。（詳細は次節參照）

（ロ）愛國貯金運動　組合は右の精動聯盟の提唱に基いて「給料支拂の際所定の貯蓄額を給料より差引き各船員個人の名において郵便貯金を爲すこと」其他五項の「貯金要綱」を決定し、組合員に對し愛國貯金の實行を要望した。

（ハ）皇軍慰問活動　海員組合は海友婦人會、海員聯盟と協力して慰問募金を爲し、昨年中に一萬數千圓を獻金したが、本年に入つては五月本部基金より一萬圓を軍部へ獻金した。更に出征家族生活保證問題に對しても船主協會と協議し、應召期間を勤續年限に加算し、家族生活保證として應召中五割乃至七割の手當を支給することの協定を行つた。

（三）**日本製鐵從業員組合**

（イ）產業協力運動　昨年十月日鐵從を中心とする勞働團體懇談會において、熟練工問題、應召者對策、其他勞務の需給調整について產業協力の建前を明かにしてきたが、本年二月には日鐵當局と能率增進、銃後運動の强化等の具體策を決定した。其他大阪、川崎にある日鐵においても組合側はそれぞれこの方針の强化擴充について會社側と協力して實績を擧げ來つた。

（ロ）愛國公債購入　日鐵從は昨年の大會でこれに關する實行方法を決議し積極的に運動を起したが、本年六月迄に二二八、六七五圓の公債を全從業員が購入してゐる。

（ハ）生活合理化運動　組合はこの運動を購買會の改革と結びつけて强調してゐるが、其他慰問活動、遺家族の救援をも行つた。

日鐵從は產業報國會への改組を期して組合解消の一步手前にあるが、活動の概況については次節に記す如くである。

（四）**日本交通勞働總聯盟**

（イ）產業協力運動　交總は昨年の新綱領採用によつて產業協力主義に轉じたが、本年二月の新方針書は、六月の具體的實踐事項の指示に從つてこの方針の職場への滲透のため具體的實踐化につとめつつある。

尙、東交では七月電氣局との共同主催による時局懇談會において產業協力問題產業報國會等につき意見の交換を行つた。當日は市電氣局及東交側の代表者のほか、厚生省勞政課、憲兵隊、協調會、警視廳、社大黨（淺沼、平野）、組合會議（上條）、全總（松岡、西尾）、大阪市電交通から出席者があつた。

（ロ）愛國貯金運動　交總は本年二月から全組合員の愛國貯金を實行し、全支部貯金額は半年前後に約二萬圓に達した模樣であるかくて六月二十日當局の方針に從つて「愛國貯金組合」を結成して運動を繼續し來つた。

（ハ）慰問活動　東交の一萬袋をはじめ、大阪、名古屋等もそれぞれ地元軍部に獻納した。また東交婦人部では三月國防婦人會支部を結成した。

（五）**東京瓦斯工組合**　本組合では產業協力の實を擧ぐべく、勞資懇談會を本年六月開催したが、其他出征遺家族慰問、愛國公債の購入を行ひ來つた。（尙次節參照）

（六）**社會大衆黨**　社大黨は銃後强化に關する調査を行ひ之に基いて七十三議會には相當活動した。卽ち出征家族のラヂオ無料聽取、銃後强化の諸法律案の通過にも努力し來つた。又黨所屬代議士、府市會議員の數次に亘る戰線慰問、その慰問報告演說會其他支部による出征家族の慰問等々、黨の政治的活動は殆んど銃後强化のために集中されたの觀がないでもない。（詳細は第三篇參照）

三　國際勞働會議

第二十四回國際勞働總會　第二十四回國際勞働總會は本年六月二日より二十二日まで瑞西・ジュネーブに開催された。本總會は前後十八回の本會議並びにその各種の委員會における審議の結果、一條約案を採擇した。本年の總會の議題は六個のうち五個までが第一回討議の段階にあつたため、條約案の採擇數も最少限にとどまつてゐる。いま今次會議の狀況を述ぶれば大要次の如くである。

1　代表選出事情及國內勞働團體の態度

一九三七年十月プラーグに開催された第八十一回國際勞働理事會勞働者代表國が日本の對支行動誹謗決議をなし、之を契機として日本における總聯合、愛國勞働農民同志會等の愛國勞働組合全國懇話會系組合が日本革新黨、時局協議會と呼應して國際勞働機關脫退を主張し來つたことは前年版で述べた如くであるが、この派の脫退論は本年に入るや一月二十三日の衆議院本會議における小池四郎氏（日本革新黨所屬）の厚生大臣に對する質問となつて現れた。しかし他面において日本勞働組合會議の反對聲明（一月二十三日第三回擴大執行委員會の決定）をはじめ、社會大衆黨、社會立法協會の脫退反對、加入繼續意見も充分に注目されなければならなかつたのである。

かやうな事情のもとにあつて、例年十二月中には閣議で參加並びに代表選出を決定し一月中には人選に着手してゐたのであるが、本年は一月二十四日の院內閣議において今次總會には「我國現下內外の情勢に鑑み國內よりは代表委員を派遣せざること」に決定をみた。かくて今次總會には日本側代表委員としては、政府側代表委員として國際勞働機關帝國事務所長北岡壽逸氏が出席したにとどまつた。日本が謂ゆる不完

全代表團を派遣したのはワシントンの第一回國際勞働總會以來今回が最初である。（尙第三部第五篇參照）

2 總會の概況

總會の構成、會議事項は次の如くである。

總會役員會〔議長〕フアルカオ（ブラジル政府代表）〔副議長〕政府側アールベルセ（和蘭）使用者側クノブ（洪牙利）勞働者側ホールワース（英吉利）

委員會（日本側代表參加のもの）技術教育委員會、移民勞働者委員會、勞働時間委員會、統計委員會、決議案委員會、議事規則委員會

參加國及代表者數 本總會に參列せる國は六十二の締盟國中五十國にして、其中完全代表を派遣せるもの三十三國である。尙代表委員は百五十七名、顧問は二百五十三名である。

正式會議事項

一、技術教育及職業教育並に徒弟制度に關する件（第一回討議）

二、土民勞働者の勞務契約の規律に關する件（第一回討議）

三、移民勞働者の募集、職業紹介及勞働條件（均等待遇）に關する件（第一回討議）

四、道路運送に使用せらるる車輛の職業的操縱者及（及其助手）の勞働時間及休憩時間の規律に關する件（第一次討議）

五、勞働時間の短縮の一般化に關する件（第一回討議）

六、主要なる鑛山業及製造業（土木建築業を含む）並に農業における賃銀及勞働時間統計に關する件（一回討議制に依る）

右のほか今次總會においては議事規約の改正・條約實施年報の精査・條約運用に關する十年報告・局長年報の討議が行はれたが特に局長報告において東洋の問題に對し深刻な理解を示せる點は注目すべきである。

本年採擇せられたる條約案は左記の一箇である。（採擇條約案通計六三、勸告總數五六）

（一） 主要なる鑛山業及製造業（土木建築業を含む）並に農業における賃銀及勞働時間統計に關する條約案—總會は一二五對零を以て可決（日本代表は棄權）

總會はまた右の正式議題に關聯せる「實質賃金の統計」「農業における賃金及勞働時間の統計」「賃金及勞働時間の補足的統計」「移民方式の簡易化」「職業指導」「成年勞働者の職業的再指導及再調整」「炭坑勞働時間の短縮」「運輸事業の勞働時間の短縮」等に關する諸決議を可決したほか、次の如き六箇の決議案を採擇した。

（一） 國際勞働機關の締盟國たるアメリカ諸國の第二回地域的會議の招集に關する決議（英・米其他代表の連名）

（二） 國際勞働機關により招集せらるる會議の日取りを決定するに際し公の祭日を考慮に容るることに關する決議（和蘭勞働者代表アメリンク提案）

（三） 或人種または宗教に屬する勞働者に作用することあるべき差別待遇の廢止に關する決議（佛國勞働代表ジュオー提案）

（四） 林業勞働者に關する決議（瑞典勞働代表アンデルソン提

案）

（五）勞働者により運搬せらるる貨物の最大重量の決定の問題に關する決議（玖瑪勞働代表ドミンゲズ・アスピアーゾ提案）

（六）解雇の場合において勞働者に支給せらるべき補償の問題に關する決議（ヴェネゼラ政府代表アラモ・イバラ提案）

第三節　勞働組合各個の運動

以下勞働組合各個の運動について記述する。その順序として日本勞働國策協會は別として、最初に我國勞働組合運動の中堅的大部隊をなす日本勞働組合會議及皇國海員同盟を掲げる。次に陸上交通業における産業別組合として運動を續けつつある日本交通勞働總聯盟、海軍工作廠における横斷的組合海軍官業勞働組合聯盟を記述する。尚之についで日本勞働組合會議より離脱したる日本産業勞働倶樂部及愛國勞働組合全國懇話會を、そして最近之を離脱せる愛國勞働農民同志會を掲げ、これらの聯合體と別個に最後に其他の單獨的諸組合についてみる。

なほ以上の順序は主として記述の便に出でたものにほかならないことを附言する。

一　日本勞働國策協會

1　その創立經過

日本海員組合及海員協會は「時局に鑑み國策に副ひ全海員一致團結し以て海運産業報國の完璧を期せざるべからず」との建前から、從來の組合會議を改組して勞働立法、勞働國策を中心とする積極的活動方法を執られたき旨を組合會議書記局に提議した。（そして自らは組合會議を脱退して十月十四日皇國海員同盟を別個に結成した。）この提議をうけた書記局は海上兩團體の首腦部と協議の結果、海上における諸情勢は組合會議改組の必要なるを認め、かつ兩團體の眞意は勞働立法勞働國策等を中心としては依然として組合會議加盟の友誼團體と協力を密にして行くことを希望してゐることを知りえた右兩團體による組合會議離脱の申出では九月組合會議首腦部に對して非公式になされたやうであるが、勞働國策協會の方針と内容に付協議した結果、大體の成案をうるに至つたので九月二十七日の組合會議政治委員會はこれを正式に議題とし「組合會議と海上團體との連絡機關設置に關する件」を審議した結果、

（一）海上兩團體の組合會議脱退を承認する

（二）組合會議は陸上關係（日本港灣從業員組合を含む）のみを以て存續する

（三）組合會議は海上團體（皇國海員同盟）と團體の推薦する個人とを以て新に連絡機關（日本勞働國策協會）を設置する

（四）新連絡機關の綱領・規約は別項の通り

（五）十月十八日組合會議評議委員會を開き、海上團體の脱退を承認し、同時に新連絡機關の設置を正式に協議する

（六）これと同時に日本勞働國策協會の結成と海上團體の組合會議脱退を對外的に發表する

（七）海上團體は急速に目下準備中の日本海員報國同盟（後、皇國海員同盟と決定）を結成し、これが結成を俟つて組合會議と協議し連絡機關たる日本勞働國策協議會（後、日本勞働國策協會と決定）の創立總會を開く

（八）新連絡機關に加盟する個人として鈴木文治外四名其他の諸名士を目標に置く

以上の如く新連絡機關の大綱は政治委員會を中心として進められたのであるが、なほ政治委員を選出しえられざる遠隔の加盟團體に對しては、上條書記長が大阪、九州へ出張、日本勞働總聯盟及日本製鐵從業員組合の幹部と協議を遂げた。かくして十月十八日には更に執行委員會及評議員會を開催し海員協會及海員組合の委員も出席して、右の經過報告をなしたる後「日本勞働國策協會創立に關する件」を議題とし審議の結果、前記政治委員會の決定をそのまま承認したほか

（一）十一月十八日東京に發會式を行ふ

（二）協會の構成分子たる個人及他團體の勸誘等に關しては松岡、上條、山川、元廣、岩永、大門の諸氏に一任する

等を決定、ここに新連絡機關の創設は最後的に確定をみたのである。しかして勞働國策協會組織後の現在の組合の善後策については協議の結果、組合會議はその規約を改正し、之を陸上團體を以て存續し、勞働國策協會には組合會議として加盟することに決定したのである。

なほ組合會議加盟團體たる日本製鐵從業員組合は八幡製鐵所の特殊性を强調して組合會議を脱退し、新連絡機關に直接參加する旨を十一月六日組合會議に通告した。

日本勞働國策協會創立發會式の狀況は次の如くである。

日本勞働國策協會創立發會式　十一月十八日、於東京麴町區大阪ビル内レンボーグリル。司會者松岡駒吉。出席者團體代表二九名（組合會議、皇國海員同盟、日鐵從）特別會員若宮貞夫外三名來賓坂本厚生事務官、高坂憲兵大尉、遞信省岡田修一、中川協調會參事、鮎澤國際勞働局東京支局長、美濃口企劃院調査官、其他新聞通信社、友誼組合代表、事業主等三〇名。

國家奉唱、皇居遙拜、皇軍の武運長久、戰沒戰傷將兵に對する感謝決議ののち、上條愛一氏經過報告をなし、役員、創立趣意書綱領規約、事務所（東京芝日本勞働會館内）を決定した。

2　役員及規約

創立と同時に發表された役員及規約は次の如くである。

〔役員〕

顧問　添田敬一郎　河原田稼吉　吉田茂　若宮貞夫　安部磯雄　高野岩三郎　鈴木文治

理事長　未定

理事　○高橋龜吉　○暉峻義等　○賀川豐彦　松岡駒吉　堀内長

榮　宮本吉太郎　河野密（○印は名譽理事）
評議員　米窪滿亮　西尾末廣　山川宗彬　西巻敏雄　菊川忠雄
岡崎憲　麻生喜市　鈴木倉吉　元廣昇　伊藤卯四郎　濱橋文作
八木信一　伊藤榮次郎　大門義雄　川村保太郎　岩永榮一　永江一夫　原虎一
主事兼會計　上條愛一

〔規約〕

第一條　本會を日本勞働國策協會と稱し、事務所を東京に置く
第二條　本會は綱領の趣旨達成を目的とし、左の事業を行ふ
一、產業勞働狀態の調査研究
二、產業、勞働、社會法規の制定並に改善のための努力
三、產業勞働國策の樹立
四、亞細亞勞働者の親善提携
第三條　本會は本會の綱領に賛成する團體並に團體の推薦する個人を以て構成す
第四條　本會に左の機關を置く
一、總會　二、理事會　三、評議員會
第五條　本會に左の役員を置く
一、理事長　二、理事　若干名　三、評議員　若干名　四、顧問　若干名　五、主事兼會計　一名
第六條　總會は評議員會の同意を經て、理事長之を召集す
第七條　理事長は理事會において選定し、本會を代表し會務を統轄す
第八條　理事は會務執行の任に當るものとす
第九條　評議員は總會までの方針及會務を評議決定す
第十條　顧問は理事會において推擧し、理事長の諮問に應ずるものとす
第十一條　理事、評議員、主事兼會計は總會において選定す
第十二條　團體及個人の加盟は理事會の承認を經るものとす
第十三條　本會の經費は加盟團體よりの醵出（割當は別に之を定む）及寄附金を以て之に充つ
第十四條　本會の綱領、規約は總會において、三分の二以上の多數の同意を以てするに非ざれば變更することを得ず

3　運動方針及綱領

その運動方針を創立趣意書によつて窺ふに

〔創立趣意書〕　現下我が國の情勢は眞に千載難逢の非常時局である。苟も生をこの國に享けたものは擧つて報國の志を新にし、時艱克服のために邁進せねばならぬ。我等は夙に思ひをここに馳せ、勤勞報國產業協力の大旆を掲げて、いささか邦家のために貢獻して來た。銃後生產力の擴充に支障なく、戰時輸送力の增强を見、陸にまた海に、產業の興隆見るべきものあるは、我等の努力空からざりしを信ずるものである。然しながら時代の進運は瞬時も停止するところを知らぬ。長期建設に伴ひ勞働問題の解決は益々重要性を加へ、勞資關係の調整も著しく國家的性質を帶びるに至つた。この時に當つて、我等の運動もまた數歩を前進せしむるの要がある。國家的統制の線に沿ひ、自由放任による不合理を

是正し、以て非常時局における勤勞報國の大道を開拓せんとすること、これである。我等が日本勞働組合會議を發展せしめて「日本勞働國策協會」を設立したる所以も、この趣旨にほかならぬ。

日本勞働國策協會の精神はその綱領に明かなる如く、報國の精神を以て產業の進展に寄與し、以て國運を扶養せんとするにあるこのためには廣汎なる勞働立法を促進し、重大なる戰時、戰後の勞働國策を樹立せねばならぬ。我等はひとり勤勞大衆の組織を擴充するのみならず、洽く具眼の士の來援を求めてこの目的の貫徹を期する。

時局の重大性を反映して各種の提唱は街頭に亂れ飛んでゐる。しかし勞働問題の眞の解決は斷じてかかる浮薄なる言辭の中にはない。實際運動における豐富なる經驗と具體的の成果を總動員することが急務である。我等が多年勞働問題のために捧げ來た精神を擴充してこれを國策線上に生かすべき時期が來たのである。日本勞働國策協會の設立はこれが具體的の一歩である。本協會の趣旨を理解し、廣く組織大衆並に具眼の士の來り協力せられんことを熱望する。

日本勞働國策協會の綱領は次の如くである。

〔綱領〕

一、我等は國體の本義に基き勞働報國の誠を致し以て國運の發展を期す。

一、我等は確固たる產業勞働國策の樹立と社會正義の實現を期す

二　日本勞働組合會議

1　運動の概況

日本勞働組合會議は昭和七年七月結成されてより既に七年を經過した。その向ふところは「反資本主義、反共產主義、反ファッシズム」の謂ゆる三反綱領であり、自主的勞働組合主義に據つて勞働者の地位の向上を圖らんとする諸組合の橫斷的組織體であり、其の勢力は全組織勞働者の過半數を之に結集する日本勞働運動の指導的中心的勢力であつた。しかしてその支持政黨たる社會大衆黨及全國農民組合（全農は改組と分裂によつてその勢力は本年約一萬五千となつてゐるが）との三位一體によつて我國社會運動における一樞軸を形成し來つた。かやうに組合會議の從來におけるその活動力はこの三位一體に加ふるに加盟組合等の緊密なる連絡統制によつて各種の共同運動をなし來つたが、最近においては組織運動において少しく思ふに任せないものがあるやうだ。この組織上の矛盾は本年に入つて愈々深刻となり、遂に組合會議の弱化的改組を餘儀なくしたのである。

いま組合會議の本年における運動についてみるに、加盟組合の共通的運動は組合會議の決定に基いて實踐に移されるのであり、この意味で組合會議の運動は直ちに加盟組合の運動を爲すものであるが、その主なるものは次の如くである。卽

はち、國際勞働會議脱退問題對策、七十三議會對策、對支文化工作に關する建議(二月)、國民精神總動員運動に呼應する各種の運動、平和産業における中小工場の救濟策及び之が軍需工場へ轉換のための助成に關する建議(二月)、建國祭參加、愛國貯金運動强化策、歐洲各國に對する勞働使節の派遣、皇軍慰問及支那視察團派遣對策、青年學校に關する建議(五月)、高物價對策、精動中央聯盟計畫の經濟戰强調週間實施に對する協力、アジア勞働會議對策、産業報國會對策、阪神地方水害に依る被害組合員救助對策、戰時下生活改善並に消費節約資源愛護の要請(七月)、平和産業における失業對策建議(八月)等であつた。

これらのうち特に重要なるものの運動經過を左に掲げる。

組織活動　前述の如く組織運動における各種の矛盾は本年愈々深刻化した觀があり、加盟組合中の下部組織のうちにも組合員の時局認識又は産業報國運動等の進展によつて組合の脱退、解散が相ついで起つた。そのうち日本海員組合及海員協會の兩總會は時局の進展に伴つてか海上團體の特殊性を强調して組合會議を脱退し、十月十四日皇國海員同盟を結成した。これがため組合會議の改組並に海上團體との新なる連絡の問題が起り、十月の組合會議執行委員會及評議員會はこれが對策を協議した結果、海上團體の組合會議離脱を承認した上、組合會議の改組・日本勞働國策協會の創立を決定した。又八幡製鐵所從業員を以て組織する日本製鐵從業員組合及東京電燈會社從業員の組織する東電從業員組合も海上團體の離脱後、組合會議脱退論が組合の内部に起り、遂に日鐵從は製鐵産業の特殊性を强調して十一月六日、また東從は十二月十五日夫々組合會議脱退を通告した。

更に政黨關係についてみるに、組合會議と社大黨との關係は從來連絡極めて密であつたが、最近における社大黨の全體主義への轉換、總同盟内における舊總同盟及舊全國勞働の對立情勢の社大黨に對する反映等によつて兎角遊離せんとする情勢にあつた。この傾向が漸次表面化するに及んで組合會議は對策を協議し時に兩者の非公式會談も行はれて、七月の政治委員會で鈴木文治氏外七名の政治委員を增員して連絡の强化を圖つたが、この離間は根本的に解消されたとは考へられない。かくて前記四團體を除く組合會議の現勢は總同盟のほか日本港灣從業員組合、東京瓦斯工組合日本勞働總聯盟、日本製陶勞働組合同盟の五團體となり、その勢力は以前の四割前後に縮少された。

國際勞働機關對策　一月の第三回擴大委員會は國際勞働總會對策を協議したが「諸般の情勢及政府の態度等に付詳細な報告」をしたのち、これが對策を次の如く聲明した。

〔聲明書〕　近時我國の一部には國際勞働機關より脱退すべしとの運動が行はれつつある。其理由とするところは國際勞働機關が反日決議をなしたといふこと、並に獨伊等我が防共協定國が之より脱退したることの二點に歸着するものの如くである。(中略)いふまでもなく、國際勞働機關は世界平和の爲の産業協力の機

關であつて、國際聯盟脱退の際渙發せられたる詔書に訓へ給へる如く、文化各般の施設に關しては國際協力に努力し國運の進展を圖るべきものたるを信ずる。しかのみならず、今日の日支事變の重大時局に際し、一方國民使節を海外に派して、我國の立場を中外に宣明するの緊要なるを痛感せられつつある時こそ、從來よりも其の代表團の陳容を充實して之を派し、約六十ケ國の政勞資の國民各層を代表する人々の參集するかかる國際的會議を善用し、この機會において、一面國民使節としての任務をも遂行し、堂々帝國の立場と方針を世界各國に理解せしむることは最も有効なる手段なりと斷ぜざるを得ない。

非常時局なるが故に國民を萎縮せしむることなく、國内的には勞働階級に希望を與へ自覺を促し、其の發展的精神を涵養することが涵養であり、外に向つては日支長期戰下にあつて、尚克く國際勞働機關の如き平和的建設に對しては、依然として協力提携の態度を持續することが大國日本帝國の外交として極めて重要なる意義ありと信ず。依て吾等は玆に政府の積極的勇斷を要請する次第である。

失業對策　第八回政治委員會は次の如き建議案を決定し、これを關係當局に建議した。

〔建議〕　戰時下における物動計畫の結果失業者の激增をみるは必須の狀勢であつて、特に時局産業に對比してその收入の低い平和産業の從業員が失業の巷に追ひ出さるることは國民生活の脅威を受くること甚大なりと思惟せらる。殊に今日の失業は多く此の國難突破のため眞に已むなき國策遂行の犠牲に依るものなるを以て國家は同情と熱意を以て其の失業對策に萬全を期すべきである

而して政府は既に職業再教育時局産業への轉換、新製品（代用品）製造への進出、事業資金の融通、歸農等の諸方策を考究實施しつつあるが、然し之を以て益々增大せんとする彪大なる失業者を救濟防止することは不可能なりと信ずる。依つて政府が此の際左記要項の失業對策を斷行實施し、官民一致時局より生ずる失業問題の解決に當られんことを要望する。

一、時局産業に對する八時間二交替制の實施
二、軍需産業に失業者の割當强制雇傭の實施
三、緊急救令に依る失業手當制の實施

轉業對策　一月の政治委員會は「平和産業における中小工場救濟策並に之が軍需工業へ轉換の爲の助成に關する建議」案を協議したが、二月八日主務官廳に建議したものの内容は次の如くである。

一、當局は特に原料資材の配給に意を用ゐ、其の公平を期しむしろ小資本産業保護の精神を以つて取締り監督を嚴にせられたし
二、陸海軍指定の元請工場が中小工場に對して低廉なる單價を以つて下請せしむる結果、ややもすれば軍需品の粗製濫造の因となる恐れなしとせず、當局は直に元請工場の手數料を制限せられたし。

物價對策　五月の擴大執行委員會は物價問題に關する協議を遂げ、當局に對する要請書を次の如く決定した。

〔高物價對策に關する要請〕　今次支那事變以來の高物價は、其後における戰時財政の膨脹、貿易統制の强化其他によつて益々暴騰を重ねつつあつて、之が國民生活に與へる影響は頗る重大にして一日も忽にすべからざるものがある。しかして今日軍需産業に從事する勞働者の多くは、此の物價の暴騰を追ふに殘業夜業等の長勞働時間を以てして、其の健康と家庭生活を犧牲にすることによつて僅かに賃銀の增收を計るの實情にあり、況んや一般平和産業關係者に至つては、物價暴騰に伴ふ賃銀增收の途なきのみならず、却つて賃銀低下を招來しつつある。

いふまでもなく今日の國家非常時局に際しては、勞働者も亦擧國一致困苦に耐えて國難突破に協力すべきは勿論である。しかしながら今日の如く物價の騰勢が持續するにおいては國民大衆の生活は甚だしく脅威をうけ、之が銃後生産の擴充の上に惡影響をもたらすのみならず、賃銀値上げを中心とする勞働紛議の激增を促すは火を睹るよりも明かである。

今日の此の情勢に對處するためには、國民自ら高物價對策として消費節約、愛國貯金等に努力するの緊要なるは勿論なるが、之を以て足れりとする能はず、政府自ら積極的對策なかるべからず我等は政府が速かに高物價並に賃銀政策に對し、左記條項の應急及根本對策を講ぜられんことを要請するものである。

（一）　政府は先づ日用品物價の價格の公定を斷行すると共に、獨占による物價の暴騰並に不當なる物價の釣上げを禁止すること

（二）　國民生活安定の根本方策の一たる物價と賃銀との關係を合理化するため、スライディングスケール制度を實施すること、そのためには先づ各種産業の最低賃銀制を確立すること

（三）　さきに組合會議昨年度大會の決議を以て厚生省に建議せる賃銀勞働統計局設置は、今日の時局に鑑み、益々緊要を告げつつあるを以て、政府は速かに右建議を實現すること

産業報國會對策　七月の擴大委員會は産業報國會に對する組合會議の態度につき次の如き對策を決定したが、七月十九日開かれた政治委員會も産業報國聯盟に對しては加盟團體個々に加盟せず日本勞働組合會議として之に參加する旨を決定した。

〔産業報國會に對する態度〕　勞資の問題は平時よりその必要あることは勿論であるが、特に現下の非常時局に際しては、一日も之を忽にすることができない。この故に我等は夙にその達成に努力し、今日までその經驗に基いて特に今次の事變と時局に際しては、銃後産業協力運動に全力を傾注し、勞働者の自主的組織を通じ勞資協力、産業報國の道を計り來つた。既に海運産業においては日本海員組合及海員協會は日本船主協會との間に團體協約機關たる海事協同會を組織して勞資調整を完成し、又陸上においても全日本勞働總同盟其他の健全なる勞働團體は、百數十に余る會社工場において團體協約を締結し、以て産業協力・勞資融合の實を示しつつある。

今日非常時局に際して眞の勞資調整を達成するにはかかる傾向に卽して産業並に勞働の統制を確立するに非ざれば、その完璧を期しえないのである。併しながら今日の我國においては、是等勞

働者の自主的組織が全般に普及し居らざるが故に、勞資調整の應急對策たる諸種の試みに對しては、我等も亦協力を惜むものではない。

この見地において協調會時局對策委員會の産業報國會の提唱に對しても、其の主旨に賛意を表し、其の中央聯盟に參加、協力せんとするものである。産業報國會の組織運用に關しては二三の不備缺陷のあることを認むるも、我等はこの運動に參加協力し出來得る限り之等の不備缺陷を是正し、産業報國會の目的たる眞の産業報國勞資融合の具現達成に努力せんとするものである。

2　大會・執行委員會、其他

本年十月東京に大會を開催し、併せて銃後勞働者大會も開き加盟組合員を動員して時局認識の徹底化を計るため種々準備中であつたが、諸種の事情によつて開催さるるに至らなかつた。ために本年は數次に亘つて擴大委員會を開き當面の問題を處理したが、その間に政治委員會も屢々開かれ、殊に七月の委員會は「政治委員會の擴大强化」を決定したことは注目される。そのうち重要なるものを擧ぐれば次の如くである。

第三回擴大執行委員會　一月二十一日、於東京日本勞働會館
議事―一、海員保險法に關する件　二、國民精神總動員第二回強調週間實施に關する對策の件　三、第七十三議會對策の件　四、國際勞働會議代表及顧問選定に關する件　五、對支文化工作に關する件　六、平和産業における中小工場の救濟策並に之が軍需産業に轉換のための助成に關する件

第四回擴大執行委員會　五月八日、於神戸海員協會本部。議事
―一、時局と運動方針强化の件　二、青年學校對策に關する件　三、物價統制に關する件　四、對支勞働對策と亞細亞勞働會議の擴充に關する件　五、愛國貯金の普及徹底に關する件

第五回擴大執行委員會　十月十日、於東京日本勞働會館。議事
―一、本年度大會に關する件　二、産業別勞働時間制並びに最低賃銀制實施方政府に要請するの件　三、非常時生活改善に關する件　四、バトラー國際勞働局長に記念品並に感謝狀送付の件　五、平和産業對策の件　六、兵庫縣下水害對策の件　七、産業報國會對策の件

3　規約及役員

組合會議は日本勞働國策協會の創設によつて規約の改正に迫られたが、いま改正規約を掲ぐれば次の如くである。（以前の規約については昭和八年版「年鑑」參照）

〔日本勞働組合會議規約〕

第一條　本會を日本勞働組合會議と稱し事務所を東京に置く

第二條　本會は自主的勞働團體を以て構成す

第三條　本會は勞働報國と公正なる産業勞働政策の樹立を目的とし左の事業を行ふ

(1)　構成團體間における連絡の緊密化

(2)　産業勞働、社會法規の制定並改善

(3)　未組織勞働者に對する組織運動

(4) 勞働者生活改善運動
(5) 勞働者の教育運動

第四條　本會に左の機關を置く
(1) 大會　(2) 評議員會　(3) 執行委員會

第五條　本會に左の役員を置く
(1) 議長　(2) 副議長　(3) 書記長兼會計　(4) 執行委員會
(5) 評議員　(6) 顧問

第七條　評議員會は大會に到る迄の決議機關、執行委員は決議の執行に當るものとす

第八條　本會役員は大會において選定す

第九條　執行委員會は必要と認むる時は評議員會の承認を經て地方協議會各部門並特別委員會を設置することを得

第十條　本會に對する加盟は執行委員會において詮衡し評議員會の承認を經るものとす

第十一條　本會の經常費は加盟費及寄附金を以て之れに充つ加盟員の比率は別に之れを定む

第十二條　本會の規約は大會において三分の二以上の多數の同意を以てするに非ざれば變更することを得ず

組合會議改組後の役員は次の如くである。

〔議長〕　松岡駒吉　〔副議長〕　岡崎憲　〔書記長兼會計〕　上條愛一

〔執行委員〕　西尾末廣　八木信一　大門義雄　伊藤榮次郎　岩永榮一　岡崎憲

〔評議員〕　金正米吉外十六名

三　全日本勞働總同盟

1　運動の概況

昭和十一年一月、日本勞働總同盟及全國勞働組合同盟の統一によつて成立した本同盟は爾來陸上における最大の勞働組合となり、組合會議加盟組合中においても主要なる地位を占め各種の運動を進め來つた。しかし組合の內部には依然として舊總同盟と舊全國勞働系の對立があり、殊に舊全勞系組合は本年秋頃より最近の社會情勢の變化と產業報國運動の進展に伴ひ「時局の重大性を認識し」組合支部の解散又は分裂脫退の傾向を生ぜしめ、このことが延いては舊全勞系幹部の時局認識に拍車を加へ、これらの人々の松岡會長の方針に對する反對意向の强化となり、これが表面化して本年十二月二十日の大阪聯合會における舊全勞派の同聯合會よりの分離となつた。かやうな對立の原因は社大黨の勞働對策或ひは產業報國運動に對する兩派の見解の相違（舊總同盟系は組合と報國會の二本建を主張し、舊全勞系は組合の解消による報國會一本建を主張）にあるのであつてみれば、この相容れざる二つの方針の對立は時と共に益々深刻化するほかないであらう。か

くの如く一大轉換期にある今日の勞働大衆を如何に指導するかといふこの難題を前にして總同盟はいま未曾有の試錬下におかれてゐるが、具體的には如何なる活動記錄をとどめたであらうか。前年の大會において罷業絶滅を宣言し、産業協力方針の强化を圖り來つた同盟の本年における主要活動は之を列擧すれば

出征將士の武運長久祈願、銃後産業協力大會(二月)、銃後産業協力懇談會(一月)、人民戰線第二次檢擧對策(渡邊物藏外四名の被檢擧者に對する處分)、皇軍慰問義金の獻納、三協俱樂部の結成、銃後三大運動の徹底、熟練工移動防止對策、皇軍慰問デーの催し(五月)、事變公債の購入、銃後體位の强化、出征遺家族慰安運動會(四月南葛地區連絡委員會主催)、國民養老保險問題に關する懇談會(六月)、夏期教育講座の開催、戰時生活確立運動、神戸地方における水害罹災組合員救助對策(一千二百圓送付)、共同福利事業對策、戰時生活實踐對策、轉失業對策、勞働時間制並交替制對策、出征從業員の除隊對策、滿支地方視察並皇軍慰問使派遣

等々であつたが、そのうちの主なるものを左に揭げる。

事變對策　本年十月の全國事務會議において全總が過去一ケ年間に行ひ來つた各種の運動の全般に亘つて詳細な報告をしたが、これを要約すれば次の如くである。

「事變に對しては其の重大性を自覺し熱意を以て國策に協力し對策を講じて來た。特に皇軍將士並遺家族の慰問救援運動、愛國貯金運動及同盟罷業の絶滅運動は銃後三大運動として決定實行し來り、愛貯運動の成果としては同盟中には貯金人員三萬人を超え金額においては十萬圓を突破し、毎月約二萬圓の增加をみてゐる。また同盟としては昨年五千五百圓を陸海軍、厚生省に獻金した。又戰時下における勞働者生活の合理化を必要とし戰時生活改善運動を起し職場に對し生活改善委員會の設置方を指令し、尙時局に順應し事變下における勞働運動の研究の必要上聯合會組合等において幹部の再教育をなし實績にみるべきものあり」云々。

十三年度運動方針の確立　全總は本年一月の第二回中央委員會において、前年度大會の決定せる宣言、運動方針を更に强力に展開するため、本年度の運動方針を決定したが、その大綱は長期戰下において益々生産力擴充と銃後安定のために、謂ゆる「銃後三大運動」を活潑に展開し、更に進んで勞働力の維持增進のために勞働條件の平和的改善の活動を起すことを決定した。（なほこの方針に則して進められた運動の概況は前記の事務會議報告中にだいたい述べられてゐる。）

その內容は次の如くである。

一、長期戰下銃後産業協力運動の普及徹底

（イ）二月十一日よりの國民精神總動員第二回强調週間を通じて銃後産業協力大會を全國的に敢行すること。

（ロ）これを出發點として可能なる廣範圍の關係資本家との間

に事變下における同盟罷業、ロックアウト等の廢絶、銃後産業平和と進んで生産能率增大を主眼とする誓約締結をなすべく努力すること。

二、事變關係應召並に出征勞働者とその家族に對する生活保證の持續

(イ) 事變の長期戰化と共に雇傭主中には當初の出征者並にその家族の生活保證のための手當支給を打切り或は之を著しく減額せしめんとする傾きあり。同盟は事變當初以來出征勞働者に對して收入の六割を標準として支給すべき原則とその持續を以て對處してきてゐることは周知の通りである。この方針は今後も持續すること。

(ロ) 同時に本同盟組合及支部等は一層の努力を以て、出征中の組合員並にその家族に對する感謝と慰問激勵を定期的に持續し、以て勞働組合の事變下共濟機能の充實、勞働組合と家庭との結合强化を計ること。

三、愛國公債應募準備のため月掛貯金の勵行

四、平和的手段による勞働條件の維持改善運動の積極化

(イ) 事變下における軍需並に關係生産工業の活況と共に、その反面には、勞働强化、物價騰貴、災害激增、過長勞働等の資關係の矛盾が增大することは現實の傾向である。これに對して罷業、怠業等の如き生産力の停止を伴ふ解決手段を絶對に廢絶すべきは勿論なるも、その反面では、かかる諸矛盾に對して、は飽く迄、平和と道義の手段に訴へて敏速に積極的に對處し、勞働條件の維持改善を計らなければならない。

(ロ) 本運動に關しては、特に組合、支部等はその統制を嚴にして事前の交渉、紛爭の防止に最善の努力を拂ひ組合の內外共に合理に徹し誤解なきやうに努むること。

五、勞働組合の質的改善

勞働組合の行政、殊に財政の改善と合理化は不斷に努力すべき所なるも事變下においても特にその擴大と持久を怠らず、勞働組合の質的改善に對しては倍舊の熱意を傾注すること。

六、勞働組合の教育運動の擴充

殊に、今日の支那事變とその時局に對する認識を適確ならしめ勞働組合の戰時下の使命に對する自重を强化するために、組合支部等においては、その教育活動を特に活潑ならしめ、定期的に研究會、茶話會、講習會を開催し、特に質實剛健の氣風を涵養することを努められたし。

國際勞働會議代表派遣問題　本問題に關し松岡會長の名において發表された見解は次の如くである。

「今日の我國內外の情勢が如何に未曾有の重大時局とはいへ、この故に國際勞働機關に對して代表派遣見合せ又は離脫すべき理由も必要もないことは我等の機會ある毎に表明し來れるところである。……しかるに政府當局は、一代議士の質問に對して突如として今回の如き消極的態度への急變を表明するが如きは內國民大衆に對する理解と協力の點からも、外國際的誤解を避け協力を促進する上からも斷じて賢明な策とはいひえないのである。……政府

今回の擧措は勞資協力して擧國一致强化に當るべきの時局下にあつて、なほ勞働團體との協力に躊躇せることを測らずも露呈せるものであつて、時局の重大性に鑑みて政府當局自ら三省すべきものを含むのである。國際勞働會議に對する政府今次の消極的態度の影響する所について、これを推測するに我等はその失ふ所のみ多きを遺憾とする。……我等はこの際政府當局が再思して國際勞働機關に對する今次の態度によつて來る公明なる理由を内外に聲明すると共に、消極的態度を再轉することの必要なるを建言する次第である。」（機關紙「勞働」十三年二月號所載）

脱退・解散組合　總同盟加盟組合にして本年脱退を決議したものは次の二三であつたが（全員脱退か一部脱退かは不明である）其他に脱退ではないが、大阪における舊總同盟及全勞兩系の聯合會が、漸くにして産別組織の合同をみて幾何もなく再び本年十二月舊態にかへつたことは極めて注目すべき事態であつた。

（一）　東京塗裝工組合の脱退聲明　本組合は組合長原虎一、副組合長福井寅市兩氏の時局認識及産業協力方針に不滿ありとして本年二月十八日脱退を聲明し、今後は日本主義團體（大日本靑年黨）と協力する旨を公表した。

（二）　神戸市從業員同盟の脱退聲明　神戸市衞生課關係從業員を以て組織する神戸市從業員同盟は本年三月十三日總同盟を脱退『精動』に參加し、「眞に純然たる大衆組合を組織する」旨を聲明した。

（三）　運輸勞働組合の脱退　全總加盟組合中舊全國勞働系として關東における有力組合たる運輸勞働組合（職場數三〇、組合員數三千）は過般來全總の時局對策方針に對して不滿をもち職場幹部間においてもこれが對策を協議してゐたが、十一月十三日の職場代表者會議は正式に全總から脱退することを決議し、三十職場代表者の連名を以て松岡會長宛脱退屆を提出し脱退を決議するに至つた。直接間接の原因として運輸勞働組合の主張するところは

一、總同盟時局對策が單なる口先宣傳のみであつて此の世界史的歷史の必然たる重大時局に直面し、産業報國會、國民の再組織が叫ばれてゐる時餘りにも勞働組合の現狀維持的形態である。例へば支持政黨たる社會大衆黨に對し離反的態度を表明してゐること・海員組合、海員協會が組合會議から事實上分裂して皇國海員同盟を結成したること。

二、總同盟、全國勞働の事實上の合同が三年に近い日數を經てゐる今日未だ完成してゐないこと。

三、總同盟は各産業別勞働組合の結合した同盟體であるが、各産業別組合の自主權を事實上認めてゐないこと、從つて各産業の特異性の上に立つて眞の産業の協力も勞資調整も總同盟の今日の狀態では事實上不可能なること。

等の諸點を擧げてゐるが、この運輸勞働組合の脱退によつて關西においても舊全國勞働系組合の動搖が傳へられたことは注目すべきことである。（運輸勞働組合は脱退後新團體を結成したが、これについては本章末尾「其他の勞働組合」の項參照）

（四）　電線工組合の解散　總同盟系電線工組合（大阪住友電線

製造所）は十二年十二月九日、會社側の巧妙極る組合彈壓策、組織自體の最近における弱體化（解散前の組合員約六〇名）を主因として解散するに至つた。

（五）　遞友同志會大阪支部聯の解散　總同盟遞友同志會大阪支部聯合會では、本年三月二十一日「遞友同志會の無機能狀態否定」を擧げて解體を聲明した。今後はおそらく遞信從業員會への加盟が實現するものと思はれる。

2　大會・委員會、其他

本年全總は規約に基いて大會を開かず、全國事務會議を東京に開催したが、中央委員會其他の主なる會合は次の如くである。

〔中央委員會〕

第二回（一月十九日、於東京。議事―一、銃後產業協力の誓約促進と「平和的」手段による勞働條件の維持改善方法に關する件　二、產業協力大會の全國的開催に關する件　三、出征者手當繼續運動に關する件　四、本年度國際勞働會議對策の件）

第三回（七月九日、於東京。議事―一、夏期教育運動に關する件　二、消費組合購買組合擴充方針に關する件　三、戰時生活確立運動に關する件　四、協調會時局對策委員會提唱の謂ゆる產業報國會の運動對策に關する件　五、組合會議擴大執行委員會對策に關する件　六、全國事務會議開催に關する件）

第四回（十月十四日、於東京）

第五回（十月十七日、於東京。議事―一、八時間二交替制促進に關する件　二、勞働爭議調停法改正に關する件　三、賃銀制度に關する件　四、職工移動防止に關する件　五、組合會議評議委員會對策の件）

〔大會〕　高知縣聯長陵中部製紙勤勞會大會（一月十六日）△京都聯合會臨時大會（二月十一日）△東京聯合會大會（五月二十一日）△日本縫工組合大會（五月七日）△千葉縣聯合會大會（六月二十五日）△京都食糧產業從業員組合大會（三月二十二日）△東京革工組合擴大執行委員會（七月二日）△神奈川合同勞働組合擴大執行委員會（八月二十日）△鐵工組合大會（十月二日）△大阪電氣從業員組合大會（十一月二十六日）△運輸勞働組合大會（十二月五日）△關東同盟大會（十一月十二日）△關東紡織勞働組合大會（十一月十九日）△兵庫縣聯合會擴大委員會（十一月六日）△大阪聯合會大會（十月二十三日）△全大阪市從業員組合大會（十二月六日）

〔其他の會合〕

銃後產業協力大會（二月十一日、於東京、大阪、神戸、門司、小倉、八幡、京都、埼玉縣草加等）△三協倶樂部創設懇談會（三月二十四日）

右のうち、銃後產業協力大會、全國事務會議其他の主要會合の概況は次の如くである。

銃後產業協力大會　全總は一月二十八日東京に關係事業主及關係官廳等の出席を求め「銃後產業協力勞資懇談會」を開催するなど、昨年度大會以來產業協力方針の徹底化に努力しつつあつたが

二月十一日には「精動强調週間」と呼應し、豫ての計畫に基き重要組織地帶に所屬組合を中心として關係事業主と協力のもとに銃後產業協力大會を開催した。主なるもの次の如し。

〔東京〕—於東京芝協調會館。出席者勞働者代表六〇〇名。事業主代表五〇名。スローガン「產業協力擧國一致・堅忍持久國難突破」司會者菊川忠雄。

大會は國家齊唱、皇居遙拜、戰勝祈願並に戰歿者に對する默禱あつてのち、式辭、宣誓文朗讀あり、つづいて木戸厚相、吉野商相、有馬農相、有馬精動會長、館府知事、海軍鑑政本部桑原大佐、陸軍省戰備課久保少佐、協調會町田理事、米窪組合會議副議長、安部社大黨首の祝辭があつた。引續き事業主側赤松範一（東京製綱）、勞働者側松岡駒吉（全總會長）兩氏の挨拶が行はれた。これを終つて千代田製靴福島庸光氏の發聲で天皇陛下萬歲、大會萬歲が三唱されて閉會した。閉會後一同は明治神宮に參拜した。

宣誓（拔萃）

「殊に銃後產業の運營並に生產に携る我等は此際益々國家產業人たるの自覺を强くし勞資融和の實を擧げ、產業平和の確保生產力擴充のために殉國の熱情を傾倒せんとするものである。我等は事變下における我國勞資問題の一切を勞資の懇談により專ら道義と平和の手段によつて解決し、苟も同盟罷業、怠業、工場閉鎖等の如き事態を絕滅せしめ進んで勞資の協力による銃後生產能率の增大に邁進することを以て最も緊要なる事と認め勞資相互自制協力以てこれが實踐窮行を誓ふ。」

〔大阪〕—於大阪四ツ橋實業會館。出席者勞働者側二五〇名、事業主側六十一名、司會者前田種男。勞働者側代表挨拶大矢省三、事業主側代表挨拶出羽政助（汽車會社）辰馬卯一郎（萬歲酒造會社）來賓坂間大阪市長、松村協調會大阪支所長。式後生國魂神社に參拜。

（なほ大會順序は東京、大阪をはじめ各地とも同樣であるため、これは省略する）

〔神戸〕—於神戸市立海員會館。出席者勞働者側八五〇名、事業主側一三名。司會者中ノ瀨幸吉。勞働者側代表挨拶今津菊松、事業主側代表細谷資滿（東京製綱兵庫工場長）來賓岡田知事、勝田市長、神戸聯隊區小松大佐、榎並商工會議所會頭。

三協倶樂部創設懇談會　三月二十四日、於東京日本勞働會館。本倶樂部創設の動機は二月の銃後產業協力大會及同大會勞働組合委員慰勞會に發端し、その具體化が事業主側で進められてきたものであつて、懇談の結果・產業平和確保のため勞資問題の合理化に活動するはもちろん。更に範圍を擴大して關東方面における勞資協力の機關たらしめんとするにあるやうである。なほ當日決定された幹事、申合せ事項は次の如くである。

〔幹事〕

篠崎亦一郎（東京製綱）渡邊旭（並木製作所）櫻田壬午郎（櫻田鐵工）福島庸晃（千代田製靴）村松庄太郎（東京電球硝子工業組合）田村金三郎（東京塗裝業組合）駒井久吉（高砂工業）小泉豐次郎（東京亞鉛鍍金）尾崎篤二（京北電機）久慈一壽（堤方製

作）大槻弘二（レナウンメリヤス）伊藤一郎（伊藤染工場）松岡駒吉、菊川忠雄、原虎一、三木治朗

〔申合せ〕　我等は時局に鑑み勞資一體となり産業報國の實を擧げ以て銃後産業協力大會に際し明治神宮前における宣誓に添ひ奉らんとするものなり。若し勞資間に意志の疏通を缺がんとするときは其問題解決のため勞資當事者、總同盟會長及會員中業主側有志より成る「協力委員會」を開設し宣誓の趣旨を體し專ら道義と平和の精神に基きて懇談を遂げ、其間苟も業務を停止するが如きことなく之を圓滿に解決し以て勞働紛議の絶滅を期せんとす。

全國事務會議　十月十五、十六日、於東京芝日本勞働會館。出席者九八名。議長松岡駒吉。

この全國事務會議は、當時新聞紙上に一國一黨運動の展開がへられ、一方産業報國會問題は直接間接勞働組合に影響を及ぼつつあることとて、極めて緊張裡に終始したやうである。事務議指示事項は左掲の如くであるが、第一日菊川總主事はその報告のなかで、既述の如き同盟の對事變態度について詳細に報告をつた。

指示事項

一、會務に關する件（説明者原虎一）
二、會計に關する件（説明者同右）
（第二日）
一、機關紙「勞働」活用に關する件（説明者菊川忠雄）
二、組合機構に關する件（説明者金正米吉）
三、共同福利事業に關する件（説明者金光平）
四、銃後三大運動徹底に關する件（説明者河野密）
五、産業報國會に關する件（説明者西尾末廣）
六、戰時生活實踐に關する件（説明者三木治朗）
七、組織擴充に關する件（説明者菊川忠雄）
八、失業並轉業對策に關する件（説明者永江一夫）
九、勞働時間制並二交代制に關する件（説明者山口常次郎）
一〇、出征從業員の除隊對策に關する件
（なほこれらのうち數箇のものについては別記「運動方針」の項でその内容を記述した）

關東同盟大會　十一月十二日、於同盟本部。出席代議員二〇九名。議長松岡駒吉。議事　一、皇軍感謝決議　二、八時間二交替制促進に關する件　三、勞働爭議調停法改正に關する件　四、賃銀制度に關する件　五、職工移動防止に關する件〔役員〕會長松岡駒吉、副會長三木治朗、菊川忠雄、主事原虎一

大阪聯合會大會　十月二十三日、於土佐堀青年會館。出席代議員三五〇名。議長西尾末廣。議事　一、皇軍將士に感謝決議の件　二、傷病兵士慰問に關する件　三、産業報國會に關する件　四、銃後三大運動徹底に關する件　五、銃後産業擴充及勞働厚生に關する件〔役員〕會長西尾末廣、副會長大矢省三、山口常次郎、金正米吉。主事鈴木悅次郎

兵庫縣聯合會擴大委員會　十一月六日、於湊川勸業會館。出席

代議員七九名。議長永江一夫。議事　一、會務及會計に關する件　二、共同福利事業に關する件　三、産業報國會に關する件　四、銃後産業協力擴充並に戰時生活實踐化に關する件　〔役員〕　會長永江一夫、副會長今津菊松、主事金子巽

3　運動方針及綱領

最近の運動方針を窺ふ資料として、本年度全國事務會議の決定せる「指示事項」中の重要なるものを掲げておく。

一、銃後三大運動の徹底（第二回中央委員會の決議參照）

（一）産業協力委員會の設置

イ、同盟罷業絶滅、産業平和確保の持久發展の爲に産業協力委員會を設置すること。

ロ、委員會は從來の銃後、産業協力運動の方針により事業主と勞働組合との共同機關たらしむべく積極的に努力すること。

ハ、本委員會が勞資共同機關として實現困難なる處においても聯合會、組合、支部等の内部にこの委員會を設けて必要に應じ關係官廳當局並に事業主を招いて懇談會をなすなどの活動を爲すこと。

（二）愛國貯金委員會の設置

イ、聯合會、組合、支部等の愛國貯金運動の持久發展のために之れが指導機關として愛國貯金委員會を設けること。

ロ、本委員會は毎月所定の用紙に組合員の「愛國貯金成績」を記入して夫々上層組織に報告し且つ必要なる連絡協力をなすこと。

（三）銃後委員會の設置

イ、聯合會、組合、支部等は事業主との共同により又は組合單獨にて銃後委員會を設くること。

ロ、本委員會は事業主其他と協力して出征者並に其の遺家族の生活保證、慰問、救援等の活動の指導統制に當り、且つ一般の銃後救援運動に對しても組合員の活動を指導統制すること

ハ、本委員會は長期戰の時局下における持久的救援活動の重要性に鑑み夫々の職場、組合、支部地方の事情に即した企劃をなすこと。

二、産業報國會

（一）團體協約締結の職場及未協約なるも事業主と勞働組合との間に充分の意思疏通の行はれる所では相互の協約に依り産業報國の實を擧げつつある。從つて特に産業報國會と名付くものの組織は屋上屋を架する結果となるにより本同盟の方針を徹底して實質的に産業報國の實現に邁進すること。

（註）

一、この場合、從來の協力委員會、協定委員會、工場委員會等を産業報國委員會又は産業報國實踐會等と改稱するを可とす

二、更に事業主側並に從業員側の希望その他の事情によつては産業報國會を組織することも妨げず。

（二）半組織の職場においては全從業員を包含し、勞資の意思疏通と協力を充分ならしめるために産業報國會の組織に對しては積極的に協力すること、勞働組合は産業報國會を正しく運營發

展せしむるために不斷の努力と支持を怠らないこと。

（註）

一、この場合、勞働組合の職場の幹部は勞働組合が存在して産業報國會と協力することにより産業報國會自體を正しく發展せしめることを實績を以て示すやうに努力すること。

二、したがつて勞働組合の組織擴充のために産業報國會を利用するかの如き誤解を招かないやうに特に注意すること。

三、未組織の職場においては勞資の意思の疏通を計り協力の基調を工作するために産業報國會の組織に對しては積極的に協力すること。

この場合には從業員の總意を正しく反映せしめるやう努力すること。

以上要旨を述べ尙未組織工場において事業主の産業報國會設立の意思なきときは地方官廳に進言して協力すること。この場合誤解を招かざる樣注意すること。

（註）

一、未組織の職場でも本同盟の影響下の從業員と連絡して産業報國會組織の促進に努力すること。

二、この場合においても、産業報國會の內部に從業員側の連絡統制指導等のために機關又は命令を公認せしめて總意反映と運用の圓滑を圖ること。

三、組織の擴充

（一）教育運動の徹底

（イ）時局及戰時下勞働組合の使命に對する認識を强化せしむること。

（ロ）特に聯合會、組合、支部、職場等の幹部並に中堅分子に對する再教育を行ふこと。

（二）運營の健實化

（イ）現存する組織の運營を各方面に亘り健實化すること。

（ロ）産業協力運動をはじめ銃後運動を强化すること。

（ハ）特に共同福利事業の創設擴充に努力すること。

（三）人材養成

（イ）幹部並に組合員はその生活の各分野に亘り他の範たるべく注意すること。

（ロ）聯合會、組合、支部等の組織を充實し組織方針を確立し運動方法の研究と併せて組織活動者を養成すること。

（四）組織運動

（イ）勞働組合に直接加入せしめることのみを目的とせず、各種の勞働者組織と事業に對しては誠意を以て參畫し共同目的達成のために努力すること。

（ロ）官廳及事業主の理解協力を求めて産業協力運動の普及に努力すること。

（ハ）勞働組合の宣傳文書、機關紙等を關係官廳、事業主、關係勞働者方面に配布すること。

（二）未組織職場との連絡の際には特にその中心人物には技術優秀なる人格者を選ぶやう注意すること。

四、勞働時間制並に交替制

(一) 本部は至急本同盟關係職場の勞働時間交替制の現狀並にこれに對する勞資意見を調査すること。

(二) 聯合會、組合は所屬支部における勞働時間制並に交替制問題に關する座談會を開催すること。

(三) 適當の時機において勞働時間制並に交替制實施に關して關係官廳並に事業主に對して要請すること。

(四) 官廳においては現在十二時間二交替制及九時間二交替制の二方針を標準としてをるも本同盟は八時間二交替制（週休制を伴ふ）を原則とすること。

綱領　全總の綱領は昭和十一年合同成立に當つて新に掲げられたものであつて、現在もこれに據つてゐる。

〔綱領〕

一、我等は勞働奉公の精神に基き德性の涵養、識見の開發、技術の進歩を圖り、以て自己の完成と社會正義の實現を期す。

一、我等は强固なる組織と有効なる手段によつて、勞働條件の維持改善共同福利の增進を期す。

一、我等は國情に立脚して資本主義の改革を促進し以て合理的なる新社會の建設を期す。

四　皇國海員同盟

1　その成立經過

日本海員組合・海員協會及日本船主協會を以て一丸とする海事協同會の產業協力運動は既に十數年の歷史をもつものであり、かつて日本勞働運動の一方に存續した階級鬪爭主義の運動形態と對立しつつ、最近の事變後における產業報國運動に當面したのである。この海事協同會を基幹とする兩組合の運動は事變後國策に卽してゐたことはもちろんであるが、「特に海運產業人に課せられた戰時的任務を理解し……本邦海運の飛躍を圖ると共に皇國の大使命に協力すべく……海上勞資三團體は新なる躍進態勢において」皇國海員同盟の結成に一歩を進めたのであるが、加盟組合の言葉を借ればこれが「組合創立以來の指導精神が最高度に發揮さるべき機緣」となり、「海運國策はここに全體系を整備して確立」されたのである。

いま海上精動聯盟を前提として結成された皇國海員同盟結成の經過を述ぶれば、次の如くである。

海上國民精神總動員聯盟の結成　日本船主協會、海員協會日本海員組合の三團體は二月十一日の建國祭に當つて神戸商工會議所に海上國民精神總動員大會をかねて建國祭奉祝・記念講演會を開催した。建國祭は官民多數諸名士の祝辭祝電あつてのち閉會し、引續き講演會が開かれ、神戸聯隊區司令官神戸海軍監督官、神戸商大學長等の講演があつたが、この催しを契機として海事協同會による常置的精動聯盟の結成が用意され、二月懇談會を經て特別委員による本聯盟の結成準備

及その具體案の作成がなされた。

海上國民精神總動員聯盟發會式　三月二十四日、於神戸市立會員會館。〔構成團體〕　船主協會、海員協會、海員組合。〔スローガン〕國防の强化、資源の擁護・時局認識の徹底・非常時經濟政策への協力・日本精神の發揚・船員體位の向上・航海安全の確保〔司會者〕　鈴木倉吉　〔議長〕　村田省藏（船主協會長）

宮本（協會）、堀内（組合）兩氏より聯盟結成の經過報告があつてのち、聯盟規約・實踐要綱・聲明書が可決されたが、それは次の如くである。

〔規約〕（一部）

第一條　本會は海上國民精神總動員聯盟と稱し、海事協同會構成團體たる日本船主協會、海員協會及日本海員組合を以て之を組織す。

第二條　本會は國民精神總動員の趣旨を海上に徹底せしむるを以て目的とす。

〔實踐要綱〕

一、日本精神の發揚　二、時局に對する認識の徹底（イ）銃後の後援强化（ロ）堅忍持久の精神涵養（ハ）產業協力精神の涵養（ニ）防共思想の普及徹底　三、國防の强化（イ）國防精神の昂揚（ロ）海上防空訓練の强化　四、航海安全の確保（イ）海難防止（ロ）嚴正なる規律の保持（ハ）船內融和　五、船員品性並體位の向上（イ）船內保健衞生の徹底（ロ）傷病の豫防撲滅　六、非常時經濟政策への協力（イ）產業協力の實現（ロ）國債の應募（ハ）冗費の節約貯蓄の實行（ニ）國產品使用（ホ）海外消費の抑制　七、資源の愛護（イ）船內消費の節約（ロ）船內廢品の蒐集利用（ハ）船舶能率增進に關する發明考案の努力　八、海運報國の昂揚徹底（昭和十四年一月追加）（イ）海運報國精神の顯現（ロ）船主船員協力一體の强化（ハ）勤勞報國精神の涵養　（ニ）勞務愛護の充實

〔聲明書〕（拔萃）

「既にして國民精神總動員運動は今日吾が國全土を風靡し、官民擧つて是に參加し、着々其の實を收めつつあるが、長期戰體制の確立保持のために、更に其の徹底を產業における集團生活の上に期し、各種產業における特殊的事情に適應せる實踐の方法を講ずることは、國策遂行上極めて緊要の業なりと確信する。是れ吾等相寄り玆に海上國民精神總動員聯盟を結成したる所以である。」

皇國海員同盟の結成　海員組合及海員協會は最近「時局益益重大化し海運產業人に課せられたる使命亦益々重大性を加へつつあり、このさいさらに船主船員渾然一體となり、海運產業報國の完璧を期するの要緊切なるものあり」としてこれが對策を考究しつつあつたが、その具體策として「皇國海員同盟」を結成した。この新團體の結成を期とし、兩組合は昭和七年結成以來加盟してきた日本勞働組合會議を一應離脫したが、新に結成された日本勞働國策協會には日本勞働組合會議とならんで加盟することとなつた。

皇國海員同盟發會式　十月十四日、於神戸カフエー・ブラジル。出席者宮本吉太郎（海員協會長）、堀内長榮（海員組合長）ほか兩組合幹部百餘名。其他來賓として官民十數名出席。〔スローガン〕産業報國海洋制覇・堅忍持久國難突破。

2　綱領・規約・運動方針及役員

發會式で決定された綱領、規約、宣言、役員は次の如くである。

〔綱領〕

一、吾等は日本精神を高揚し皇道産業の人的要素たる認識を體現し以て産業報國の完璧を期す。

一、吾等は海運産業における勞資關係の調整を圖り海運國策に寄與し以て皇國海運並國家經濟の發展を期す。

〔規約〕（一部）

第一條　本同盟は皇國海員同盟と稱し社團法人海員協會及日本海員組合を以て之を組織す。

第二條　本同盟は事務所を東京に置く。

第三條　本同盟は本同盟の綱領の實現を期するを以て目的とす。

第四條　本同盟はその目的達成に必要なる事業を行ふ。

第五條　本同盟に左の役員を置く

常任理事二名　理事若干名　幹事二名　顧問若干名

常任理事及理事は構成團體より各同數を推薦し、幹事は理事の互選とす、顧問は理事會の決議により常任理事之を推薦す

〔運動方針〕　その運動方針を窺ふものとして創立大會宣言の一部を左に掲げる。

「時適々聖戰が漢口攻略を機として新たなる段階に入らんとし、是に對應すべく國家總動員體制の擴充整備を緊要としつつある秋常に日本海運の健實なる發展を通じて國家の隆昌に協心協力を捧げ來つた海員協會及日本海員組合が特に時局が本邦海運に課した る重要使命に基づき此處に立脚せる新體制を確立し、勞資一體となつて皇道海運産業の實現を期することは、如上の信念の下に邁進を誓ふ全日本海員にとつて緊急不可欠の道程なりと確信する。皇國海員同盟は斯くして生れた。」

〔役員〕

常任理事　宮本吉太郎、堀内長榮。

理事　鈴木倉吉、岡崎憲、米窪滿亮、小林龍三郎、外十六名。

幹事　鈴木倉吉、米窪滿亮。

五　日本海員組合

1　運動の概況

本組合の運動は大正十五年創立以來穩健なる指導精神のもとにあつて、海上勞働戰線を支配し、國際的にも國内的にも代表的大組合である。本組合は數年來、その内紛の原因がどこ

にあつたにせよ、分裂による苦しみを經驗しつつあつたが、分裂した兩組合の指導精神も大同小異であり、さらにまた組合創立後海事協同會を通じて運動が展開されてきた事情もあつて、數年來の分裂異變も昨年全く清算されたのである。このことは組合がITFと袂別し國際性を排棄したことと共に、事變下における組合今後の運動精神が何處に向けられたかを物語るものとして、重要な意義をもつた。すなはち創立以來の勞資協調・産業協力の方針は、それが海運産業といふ特殊使命によるにしても、「時局に適應せしむるやう整備され」、本年は國民精神總動員運動を海上に移して「聯盟」を結成し、これを樞軸としての運動を進めたのである。さらにまた、「事變發生以來皇軍の指揮に從つて活躍した公用船員其他海員の報國精神の精髄を高級、普通の別なく全日本海員を一貫する指導精神とし、飽くまでも日本海員の眞價を發揮して世界の海洋制覇に邁進すべく、」十月「皇國海員同盟」を結成したのである。其他の主なる活動としては綱領の改正、皇軍慰問金の献應、應召船員の召集解除後における復職取扱交渉、日本郵船會社に對する職長待遇改善の陳情（六月）、東京事務所の設置（六月）、船員保險法實現對策、産業報國運動對策、楢崎元組合長の追悼記念講演（十月）、高級船員養成機關國營化に關する共同陳情（十月）、米窪副組會長の國際勞働局理事及海事委員會委員の辭任（九月）等があつたが、これらのうち、その重要なるものを年度大會の報告に則して左に掲げる。

組織活動　本年度（自十三年四月至十四年三月）合計八千四十一名の新組合員を組織した。これは新日本海員組合の解散或ひは船舶の增加、乘組員の增加によつて新記錄を出したものと思はれる。組合員現在數は約十二萬八百人（昭和十四年三月末）であるが、過去五ケ年間における各年別新加盟者數及新組織率は次の如くである。

昭和九年度新加盟者	二、四二〇	新組織率	〇・〇二五
同　十　年度同	三、〇一六	同	〇・〇三〇
同十一年度同	三、九三三	同	〇・〇三七
同十二年度同	七、六五五	同	〇・〇二七
同十三年度同	八、〇四一	同	〇・〇七一

待遇改善運動　その主なるものは次の如くである。

(1)　機關部普通船員臨時手當——本協定が十一月末を以て滿了するため、十一月開催の海事協同會に提議し向ふ一ケ年間繼續支給に決定をみた。

(2)　普通船員船時手當——本協定は本年三月末滿了となるため四月開催の海事協同委員會に提議し、その結果現狀維持の下に向ふ一ケ年間繼續支給と決定した。

(3)　水火夫見習臨時給與規定——昭和十三年八月開催の海事協同會臨時委員會は水夫見習給料月額二十五圓、火夫見習給料月額三十圓其他の規定を設け、海員需給關係の對策を講じた。

(4) 一般船内交渉――船内勞働條件、待遇關係としての期末賞與・食料・賣船により生ずる一般交渉の本年度一ヶ年間の交渉解決件數は會計一八五件の多數に上るが、これらはすべて「組合の存在とその指導精神」によつて圓滿に解決してゐる。

其他の活動 その主なるものは次の如くである。

(1) 公用船乘組員に對する慰問と感謝――日本船主協會、近海機船同盟會、海員協會と協同して、七月、公用船乘組員の慰問の感謝を行ふとともに、海上國民精神總動員聯盟においては、この種船員慰問のために慰問袋を調整し、前後二回配付の手續をとつた。

(2) 愛國切手頒布――本年十月以降本部、支部、出張所協同して愛國切手の利用、賣捌に協力したが、總數十萬四百六十枚、金額二千二十圓八十錢に達した。

(3) 楢崎前組合長追悼講演會及傳記出版――故楢崎氏七週忌に當り本部並に全國各支部は夫々追悼記念祭を擧行した。また傳記は米窪副組會長之を相當して「海の聖者楢崎猪太郎傳」を完成した。

なほ、建國祭奉祝、海上國民精神總動員運動、皇國海員同盟についての詳細は別項「皇國海員同盟」の項で述べたから省略する。

2 大會・其他

事變以來多數の船舶は公用船として重要任務に服し、また組合員中の船員が軍屬として徵用され、しかもこの中には多數の評議員もあつた等の事情のため、本年は評議員會の開催の如きは殆んど不可能であつた。それがため從來評議員會を開催して審議した事項は會計監査委員會及組員統制委員會をもつて代行した。

第一回評議員會（五月五日、議事、綱領及規約改正に關する件皇軍慰問金に關する件、他）

第一回統制委員會（十月十四日、議事、皇國海員同盟結成に關する件、日本勞働國策協會創立に關する件、其他）

第二回（十一月廿五日、議事、機關部員手當繼續支給の件、其他）

第三回（十二月二十一日、議事、新日本海員組合の解散に關する件、其他）

第四回（昭和十四年一月二十八日、議事、船舶職員法改正に關する件、其他）

第五回（二月十七日、議事、人事に關する件、其他）

第六回（三月三十日、議事、楢崎前組合長傳記出版の件、船員訓練所に關する件、船員保險法案に對する議會報告、其他）

尙、年度大會の大要は次の如くである。

日本海員組合第十七回大會 五月七日於神戸組合本部。出席者七百五十六名。〔スローガン〕産業協力海洋制覇堅忍持久國難突破。〔司會者〕木村唯作。〔議長〕堀内長榮。〔議事〕一、皇軍將士に對する感謝決議及公用船乘組員に對する感謝決議 二、綱領及規約改正に關する件 三、昭和十三年度運動方針 四、大會

宣言、其他（以上全部可決）〔役員〕（本大會では役員改選を行はず）組合長堀内長榮。副組合長米窪滿亮。

3　運動方針及綱領

本年度大會を通じて特に注目されるのは、從來の大會提出議案が列擧主義を採り、それらのすべてが待遇改善に集中されてゐたのを、今年度大會より新に「運動方針書」として、この中に待遇改善に關する諸案件を織込んだことであり、更に組合の綱領が改正されたことである。

運動方針　運動方針書は「應召船員並公用船乘組員に對する待遇」、「船舶乘組定員制の制定」、「船内融和を阻害攪亂する凡ゆる分子の徹底的排擊」、「船内食糧の改善・有給休暇制の實施・時間外手當の支給及增額」、「物價騰貴手當、年末手當、其他諸手當の維持增額」、「職長の待遇と地位の改善」を掲げてゐるが、いま本年度大會宣言についてみれば組合當面の任務は次の如くである。

大會宣言（拔萃）創立以來十七年、終始一貫**社會**進化の道程を無視する共產主義殲滅のために全努力を傾倒し來れる本組合は、事變に當面するや、吾等の運動が徒爾ならざりしことを確認し、組合創立の精神を振起して國策遂行のために協心戮力し、强力なる國民團體として海上銃後の護に任ずべく、經濟的には海事協同會において諸般の協定を締結實施し、精神的には國民精神總動員運動の趣旨を海上に徹底せしむるがために海上國民精神總動員聯盟を結成し、以て長期戰時體制の確立保持に邁進したのである。……吾等當面の責務は現下聖戰をして有終の美を收めしむるがため、軍事豫算の消化に協力することであり、是がために消費を節約して資源を愛護し、貯蓄を勵行して財源を豐富ならしめることでなくてはならない。……吾等は特に今日其意義の深きを痛感し、組合綱領が表現する本組合指導精神を更に明確ならしむるがため綱領の改正をなし、益々擧國一致體制の整備に協力し、海上國民精神總動員聯盟を基調とする運動を强力に展開し、產業平和並船内融和を助長するとともに、全國民相携へて時艱を克服し、以て皇國の大使命達成に邁進せんとするものである。

綱領　本年度大會の可決したる新綱領は次の如くである。

（舊綱領については前年版參照）

〔綱領〕

一、我等は國體の本義に基き日本精神を顯揚し海運產業の健實なる發展を期す。

一、我等は組織的訓練と合理公正なる運動を通じ共同福利の增進と生活の向上を圖り社會正義の實現を期す。

一、我等は人格の陶冶識見の開發技術の練磨を圖り產業協力の觀念を涵養し海員使命の達成を期す。

六　東京瓦斯工組合

1　運動の概況

東京瓦斯工組合は昭和七年以來四分五裂の狀態にあつた社

内數組合を昭和十一年四月統一して、新に「東京瓦斯工組合」として再建された。かくて昨年度においては年度大會が日本勞働組合會議再加盟を決定し、前年の社大黨支持の態度と併せ、對外的にもその方針を確立したのである。再建された新組合は會社側との緊密な關係の下に、産業協力方針を堅持しつつ、待遇改善問題に關しては經營の單一といふ有利な事情下にあつて、組合の方針は比較的順調な効果を收めてゐる。

組合本年度の運動中特筆すべきは綱領の改正であつた。組合はこの新綱領の採用によつて從來の産業協力方針を當面の時局下において更に徹底化し、國家の産業勞働政策に協力すべき任務と方向とを明かにした。其他、勞資懇談會の開催、産業報國會對策等があつた。

尙、本組合十三年末の組合員は總數三、三五〇人で新加入者は一八五人であると報告してゐる。

第三回大會　四月九日於東京芝浦會館。出席代議員一八八名。議長大門義雄。〔スローガン〕一、堅忍持久産業報國　一、皇軍感謝武運長久　一、長期戰に備へ産業協力の徹底を期せ　一、東京瓦斯工組合第三回大會萬歳〔議事〕一、皇軍將士に對する感謝決議　二、運動方針決定に關する件　三、長期戰對應勞力保全に關する件（イ、産業協力委員會設置　ロ、缺員補充　ハ、物價手當增額）四、被服改善に關する件　五、宣言　其他（以上全部可決）〔役員〕委員長大門義雄。書記長吉田彌壽榮。

2　運動方針及綱領

第三回大會は組合當面の任務として、産業協力の强化・長期勞働力の保全とをとり上げてゐるが、産業協力については次の如くいふ。

〔運動方針〕　我々は當面産業協力の徹底化の上に立つて常設的な勞資合同の産業協力委員會の設置を決定する。常設的産業協力委員會の機能は時局下における企業の國策的使命の達成と併せて長期勞働力保全の上に立つてその職能を果さなければならぬ。同時に組合多年の懸案たる團體協約締結に代るべき組織としても具體的な意義を持つ事と信ずる。完全なる團體協約の實現は當面の勞資間においては相當の困難を伴ふ。この原因は産業協力に對する會社側の誠意の不足に基くと云はなければならない。團體協約に前提して當面解決すべき事は之が勞資間における理解でなければならない。從つて當面産業協力委員會の運行は時局の認識を前提にしてのみ可能である。

綱領に關してはかねてよりその改正を考慮中であつたが、十月二十五日の擴大執行委員會は新綱領を決定し、之に關聯する聲明書を發表した。改正綱領は次の如くである。（舊綱領は前年版參照）

〔綱領〕（昭和十三年十月改正）

一、吾等は勞働者の勤勞報國と資本家の投資報國の一體化により企業の公共的使命を達成し、以て産業報國の實踐を期す。

一、吾等は國情に即し、公正なる勤勞制度の確立を期す。
一、吾等は自主的訓練により人格を向上し識見を高め以て國民的完成を期す。
一、吾等は相互扶助の精神に立脚し共濟機關の充實を圖り以て生活の合理化を期す。

七　日本製鐵從業員組合

1　運動の概況

日鐵從は昭和八年九月八幡製鐵所內組合の單一化として結成されたが、日本製鐵會社が創設されるに及んで、十年六月には川崎市所在富士製鋼所の舊總同盟系組織を合流せしめて富士從業員組合を結成し、更に十一年七月には大阪製鐵會社內舊全勞系組織八百を以て「大阪從業員組合」を獨立せしめて、日本製鐵從業員組合の影響下においた。

日鐵從は加盟組合員一萬を超え、西日本において陸上における最大の組織を誇つてゐる。本組合は日本勞働組合會議が結成されるや、これが有力なる構成團體を形成し來り、その運動の方針においても夙に產業協力方針を堅持し來つたが、日本勞働國策協會の創設をみるや、一應組合會議を脫退し、『新』組合會議、皇國海員同盟と共に團體として之に參加した。產業報國會運動においてもその職場の特殊性の故もあつて極めて積極的方針をとりつつあり、「事變の重大性と戰時下における製鐵產業の重要使命とにあはせ鑑み國家產業人として課せられたる重責を遂行するには眞に勞資一體となつて邁進しなければならぬ」といふ見解に從つて、製鐵產業報國會を結成した曉、これを契機に自主的組合を解體するといふ如き事態も當然豫想されうるのであつて、このことは本年度役員總會が可決した綱領の改正と產報運動に對する方針からも觀取しうるところである。

尙組合本年の活動は上記のほか生活合理化運動對策、勞資懇談會の開催（三月）、綱領の改正、があるが、年次大會代行總會は本年の活動の建前について次の如く述べてゐる。

「事變勃發以來組合はその重大性を確認して事變目的の達成に積極的協力の態勢をとり、愛國公債の應募、應召從業員家族の救援等いづれも全從業員の指針として率先提唱實行してきた。更に從業員の現實的な問題の解決にも全力をつくし、時局の進展と共に重要製鐵產業に課せられたる國家的使命の遂行に自主的組合として現實に適應した運動方針を以て進んできた。」

十三年度大會代行役員總會の狀況は次の如し。

昭和十三年度役員總會　十二月十日、於八幡市大谷會館。出席者約二百名。議長横大路茂。〔議事〕一、皇軍將士に對する感謝決議　二、戰時中現役入營者に對する待遇取扱に關する件　三、從業員子弟に對する特別採用制度設定の件　四、採用制度改正に關する件　五、產業報國會に關する件　六、組合强化に關する件　七、綱領改正の件　八、宣言（以上全部可決）

〔役員〕 組合長濱橋文作。副組合長横大路茂、谷口友太郎。主事幸義知。

2 運動方針及綱領

その運動方針を窺ふために本年度役員總會宣言の一部を左に掲げる。

〔運動方針〕「過去二十年の製鐵勞働運動の上に幾多の變遷はあつたにせよ、その間の統制ある組織活動と勞働と資本の矛盾是正に對する犧牲的活動等を通じて得たる貴重なる體驗を今こそ日本民族の歴史的使命遂行の上に生かし、挺身産業報國に邁進すべきである。換言すれば、舊態依然たるものに執着追隨する底調さを一擲しなければならぬ。資本家事業主の利己主義を批判するのみにて、自らの行動により高き建設的な軌範となるべきものを持たぬ消極的態度を克服しなければならぬ。即ち一つの時代に光明を挑ぐる者の困苦は當然覺悟して國家の至上目的に我々の行動を歸せしめるの態度を堅持すべきである。」

日鐵從はその運動の基調を叙上の如く「製鐵産業の建全性確保」に置いて來たが、この根本精神を更に明確にし、その「積極的實踐の必要」から、この現實に即してその綱領を次の如く改正した。

〔綱領〕（昭和十三年十二月採用）

一、吾等は國體の本義に基き、德性の涵養、知識の啓發、技術の進歩を圖り、以て國家産業人として自己の向上と完成を期す。

一、吾等は製鐵産業の國家的重要使命を自覺し、全從業員の組織と統制とをもつて事業の發展と平和に協力すると共に、從業員の生活向上と改善を圖り共同福利の增進を期す。

一、吾等は全産業人一如の精神をもつて勞働奉公の至誠をいたし産業日本の建設を期す。

八 東電從業員組合

1 運動の概況

東從は昭和二年十一月結成され本年を以て十一年の歴史をもつてゐる。創立當時は謂ゆる戰鬪的勞働組合として中間派的存在を續けてゐたが、方針を一變して昭和七年組合會議に加盟して以來漸次産業協力。建全なる勞働組合主義に則してきた。其後昭和十年組合合内より「東電愛國同盟」なる一團を分派し、同一經營内にあつて對立を持續して種々相尅を示しつつあつたが、他面には合同の機運も醸成され本年に入るに及んで幾分具體化し、合同による新組織形態の見透しも漸くつくところまでに立至つてゐるやうである。

次に組合の本年における重要な問題としては綱領の改正と組合會議脱退とがあつた。舊綱領が「無産大衆の解放・全國的總聯合」を掲げてゐたのと比べ、今昔の感がある。（舊綱領については前年版參照）其他の主なる活動としては、定期昇給期間の撤廢陳情、會社創立紀念品手當献金、召集解除者

に對する昇給及物價騰貴手當支給に關する陳情(七月)、産業報國會に關する懇談會の開催(七月)、發送電移管に伴ふ待遇問題に關する交渉(九月)等であつた。

いま、本年度大會代行擴大委員會及愛國同盟との合同經過についてみれば、

東電愛國同盟との合同交渉經過　本合同問題については擴大委員會にも報告されてゐるが、東京電燈會社從業員を以てする「東電從業員組合」及、之より分離して愛國勞働組合全國懇話會の影響下にある「東電愛國同盟」は昭和十年以來對立抗爭を續けて來た。しかし事變下の本年五月十五日愛同は兩者の合同問題に關する聲明書を發表する等の事もあり、合同の熱意は共にあるにはあつたが、兩者現在の指導精神の開き、愛國同盟の勢力評價等で本年中は私的合同折衝以上には出でずして終つた。かかる合同經過の中にあつて本年四月二十八日東電愛國同盟より東從に宛てた合同提義書は「合同要綱」として

一、兩組合は同時に解散して新團體を結成すること。
一、新團體の指導精神は明確に日本主義を基調とすること。
一、新團體の幹部は社會大衆黨の黨員たらざること。
一、其他の事項は兩組合同數の委員によつて協議決定すること

を提議したのであつた。この提議は東從從來の行がかりからしても全的に承認しえない事情にあつたやうであるが、時局の壓力と從業員全體の生活に即した經濟的利害といふ共通の要求は合同の契機となる可能性をもたないとも限らない(かかる事例としては大阪市電從の合同があつた)。しかし假りに合同が成立するとしても、そのさい産業報國會或ひは兩者の加盟する組合會議及愛國懇話會等との對外的關係は何等かの形で再檢討されるやうなことになるであらう。

第十二回大會代行擴大執行委員會　五月廿日於東京下谷交正クラブ。出席代議員六十四名。議長岩永榮一。議事一、綱領改正の件　二、組合歌廢止の件　三、功勞者表彰の件　四、共濟部擴充に關する件　五、宣言(以上全部可決)〔役員〕委員長岩永榮一。

2　運動方針及綱領

その運動方針を大會宣言によつてみれば、

〔運動方針〕(宣言の一部)

「東電從業員組合は夙に電氣事業の公共性を自覺し、指導精神を産業協力に置き、健全なる勞働組合主義を堅持して來た。從つて非常時局に直面せる今日と雖も殊更運動方針の急變を必要としない。斯く堅き信念と自制とを終始一貫して嚴守してきた東從に對する(中略)東電當局の態度の如何を問はず、吾等は自己の職責を完うし、總て平和的手段を通じてのみ反省を求むる處は嚴重に反省を求め、協力すべき處は欣然之に協力し、眞に産業協力の實を擧げ、産業人としての誠を盡さんとするものである」。

擴大委員會は從來の綱領を排し、電氣産業勞働者の當面の任務を考慮して次の如き新綱領を採用した。このことは東京

瓦斯工組合の新綱領採用と共に注目すべきである。

〔綱領〕（昭和十三年五月決定）

一、吾等は公共勞働者の自覺の下に産業報公の實踐を期す。

一、吾等は自主的訓練により人格の向上を計ると共に相互扶助的精神に基き共濟制度の確立を期す。

一、吾等は組合員の協力に依り生活の向上を計ると共に公正なる社會組織の實現を期す。

九　其他の加盟組合

上掲の諸組合のほか、組合會議を構成する團體としては日本製陶勞働組合同盟、日本港灣從業員組合、日本勞働總聯盟があるが、其の活動に殆んどみるべきものもなく、ただ製陶勞働組合同盟による瀬戸地方製陶勞働者の救濟に關する陳情（組合會議と共同して八月行はる）、港灣從業員における歐米各國主要港の日本船舶積荷ボイコットに關する對策としてのロンドン所在交通一般産業勞働組合宛の警告文の發送等がありつた位である。

尙舊加盟團體たりし官業勞働總同盟は昨十二年全く實體を失ふに至つたが、その殘餘の組合も前年中に次の如き經過を辿つて消滅してしまつた。

官業勞働總同盟系組合の解散　官業勞働總同盟は昨年十一年陸軍勞働組合の滅失、其後の大阪市從業員組合の脱退（十二年十二月水道部櫻の宮支部は「至誠會」を結成、土木部從業員も同月「大阪市從業員互助會」を組織）による愛國愛市の新團體を結成した。其後去就を注目され來つた大阪、名古屋の兩煙草勞働組合も同年中に組合解散を聲明した。すなはち大阪煙草勞働組合（大正十三年創立）は十二月二十七日解散を決議し、また名古屋煙草勞働組合（昭和五年四月創立）も同日解散を聲明したのである。かくて官業勞働總同盟は全く懷滅し、先年の官勞問題も自然解消となつた。

十　日本交通勞働總聯盟

1　運動の概況

交總は大正十四年七月結成され、東京、大阪其他の市電從業員を中心とす交通勞働者によつて構成され、陸上における産業別組合の代表的組合である。その從來における傾向は必ずしも判然せず、構成組合により多少の相違はあつたが、大體においてその指導的組合たる東京交通勞働組合のそれが主流をなし、合法左翼的組合とみられ來つた。しかし昨年の賃上げ要求の大爭議及對支事變の勃發或ひは人民戰線派の大檢擧以後交總内部にも運動方針の轉換が企てられ、交總は同年中に新綱領、新方針を決定し、かくて從來の鬪爭激發主義から三反主義・産業協力・社大黨支持の建前に移つた。かやうにして本年に入るや二月には新運動方針の一部を更に補つて産業報國運動に邁進し、本年十一月には再度綱領を改訂する

など舊態を留めぬまでの大轉向を試みた。この急テンポの變轉に對して組合自らも愛國勞働組合をさへ標榜するに至つてゐるが、これが一部において僞裝轉向との攻擊をうけた所以でもあつた。

かやうな情勢の下にある交總の內部情勢をみるに、その中心勢力たる東交の一部には東交解消運動が發生し、これらは大日本青年黨と聯携を保ち、八月二十五日「市電維新會」を結成したが、又大阪市電交通勞働組合は舊自助會との間に內紛絕えず、自助會一派には交總脫退論さへ發生した。更に神戸市電從業員組合は市電當局の解散計畫に遭ひ、本年遂に解滅狀態となるなど、交總は組織上相當の打擊を蒙つてゐる。

いま本年中におけるその主要活動を列擧してみれば、前年末の人民戰線派被檢擧者に對する處分、交總相互扶助會の全國的確立對策、交通統制對策、ガソリン統制對策、戰傷者の復員對策、戰病傷死の子弟優先採用に對する陳情、組合會議對策、產業報國會對策、綱領の改正、日本勞働國策協會對策、新運動方針の決定（十一月二十一日）等であつた。これらを大會の報告其他の資料を參照しつつ、その主要なるものを左に揭げる。

「昭和十二年度大會は……國策に對して積極的に協力するは勿論……擧國一致の實を擧げ……今次聖戰目的達成のために邁進すべき事を規定した。この爲めに從來の傳統的な指導方針に對して銳き自己批判を加へ、過去の鬪爭主義的傾向を一擲して、產業協力の方針を樹立し事變下における勞働組合としての新しき活動の巨步を踏み出した。……我組合においても情勢の進展に對應して本年二月には昨年度大會の運動方針の一部を補正して其の完璧を期し、從つて事變下勞働組合の任務を健實に遂行し來つた。」

銃後活動　出動將士諸君を慰問激勵し、或ひは……出動將士並に家族慰問後援運動としては慰問袋の獻納、慰問文の發送、共濟組合慰安會費用中一萬圓の獻金、家族後援會を通じての慰問使の派遣等をはじめ、家族後援會又は支部を通じての出征家族の慰問救援或は電氣局に對して十數項目に渉つて出征者優遇の交渉をするなど、充分とは云ひ難ひまでも相當廣範圍にしかも熱心に慰問後援の活動を續ける傍ら國策遂行への協力の面においても、高物價と低賃銀の挾擊に依つて生活難に喘いでゐるにも不拘……少額なりとも規定的貯蓄を實行すべきであるとなし、早くも三月より之を實行し、一度び電氣局が市の方針として同樣の計畫を樹てるや目的が同一であるとの觀點から、共の計畫に合流した。更に產業協力についても……積極的協力の方針の下に年末年始の大運轉三月の增收競技、四月の業績競技等に對しても文字通り勞資一體となつて協力し、日常においても本部、各部、各支部において適宜指令通達を發してその方針の徹底に努め、特に公器、材料、消耗品其他の物資節約に協力し、就中自動車部の如きは減收を甘受してガソリン節約の實を擧げるなど重要國策の一つである資源愛護運動に奔命の努力を振つて來た。

交通統制對策　さきに後藤局長によつて提案された「共同經營私案」は……昨年十二月に至り突如局長以下理事者の大移動が行はれた爲め幸にして共同經營案は遂に中絶した。しかしながら、東京都市における交通統制は不可避的現狀にあることは事實であり……議會内における空氣は暫く措き、其後の交通調整に對する一般的狀勢は必ずしも樂觀を許さざるものがあり、從つて本問題に對しては交通統制對策委員會を設置して調査研究を爲すと共に該關係の推移に對し常に細心の注意を拂つて來た。

市電産業報國會の結成　昨年十一月四日電氣局事業協力委員會の設置をみ、前後二回に亘る委員會の開催だけで有名無實の存在と化して最近に至つたのであるが、現在においては産業報國會の結成によつてこの種の問題は一應解消した。

東交は本年二月二十五日の中央委員會において激しく進展する日本の非常時に對應するため別項の如き運動方針の補正强化を行ひ、從來ややもすれば階級鬪爭萬能の如く傳へられた方針を一擲して産業報國の方針を樹立した。その具體的方法に關しては機會ある毎に本部機關において協議し、又市電當局と共同して官勞資の懇談會を開くなど着々と實踐活動に邁進しつつあつたが、遂に七月二十二日本年度第四回交總常任委員會において「産業報國會の組織を勞働組合と併用する方針」を樹立し、越えて廿九日の中央委員會において決定した。かかる過程を經て市電當局と數次の接衝を行ひ漸く勞資意見の一致をみるに至り、八月二十六日九段軍人會館に「東京市電産業報國會」の結成をみたのである。（なほ別項「大會・委員會、其他」を參照）

運動方針の補正　東交は人戰派檢擧事件に關聯して「社會的に失墜した信用を回復するためと、國家社會に對して謹愼の意を表する意味」において、内部の自肅工作と相俟つて昨年度大會決定の方針書中政治方針を始め一部の補正を行つて時局と現實に卽應した方針を二月の中央委員會で決定した。この方針書は（一）時局の展望（二）勞働組合の任務（國策遂行への協力、産業協力及生活反省と相互扶助）及（三）政治方針から成るものであるが、これを要約して次の如くいふ。

時局展望の項において東洋の盟主としての我が國に課せられた重大使命、卽ち全アジア民族の發展向上と、東洋永遠の平和建設のために國運を賭して戰ひつつある支那事變を中心とする歷史的事業の完成に全努力をつくすための我が組合の基本的態度と決意が明確にされた。

更に勞働組合任務の項において實に廣汎多岐に亘り記述し、且つ組織の嚴然たる規律と統制をもつてその任務を眞劍に實踐化することに依つて國策遂上將又國運發展上貢獻するところ如何に甚大なるかを明らかにし、同時に勞働組合存在の國家的意義を明確に規定した。

政治方針の項においては共産主義的イデオロギーの絶滅を期し健實なる組合運動と併行する正常なる政治活動の必要性を明記し政治運動の否定的傾向の克服と當面必要なる政治活動の方向を明

示した。

我が組合は以上の方針を具體化するに當つて特に强調せんとすることは、先づ第一に國内の相剋摩擦を絶滅し、擧國一致體制を强化するために事業主と相協力して苟くも輕卒なる態度を採るが如き事を避け、あくまで日本國民としての道義心に訴へて問題の解決を圖るといふことであり、第二には國策遂行への協力と産業實踐化に當つては勞働報國を信條とし、國難に殉ずるの覺悟を以つて行動する事である。

共濟組合保健組合の改善運動　昨年度大會において共濟、保健施設の充實改善問題として共濟組合の事業改善と保健組合の施設充實問題が取上げられた。本部はこの大會の方針に基き兩組合の事業の改善充實のため、共濟組合對策委員會を設ける等の活動を續けてきた。

物價騰貴對策　市電事業は諸種の客觀的影響と組合の積極的な産業協力方針の實踐化によつて近年にない好成績を收めた。昨冬來種々の形において收入增加の交渉を行つた結果臨時的なものであり、極めて少額はあつたが、

（一）下半期賞與特別加給金（四圓）の獲得
（二）年末年始手當の前年通りの支給獲得
（三）特別勤勞手當は本年は從來通りとす
（四）靖國神社臨時大祭日の休暇獲得

東交解消運動對策　本年二月「東交卽時解消に關する意見書」なる篠田八十八名儀のパンフレットのほか、其後同樣のビラ、パンフレットが數回發表された。これがため組合は二月の中央委員會において、この運動の首謀者と目さるる篠田八十八、長井恭三郎中村辰男の三名を除名し、其後も組合統制の强化のため謂ゆる解消派と目さるる數十名を除名處分に付した。

尙この種の解消論としては、三月三日發表された篠田八十八氏（元東交委員長、現自動車小瀧橋支部長）の「東交卽時解消論」及六月發行された山下卯三郎（東交早稻田支部）の「發展的解消論」とであつた。前者の組合解消意見書の趣旨は次の如くである。

「既に自殺して存在理由を失つた東交は卽時解消すべきである。東交の階級的歷史的役割は既に果された今日個人的階級觀念を捨て全體的民族主義に生きるこそ今日の急務であり、勞働組合は如何に合理化しようとも典型的民主主義的存在であることは間違ひなく如何に綱領を變化しようとも階級鬪爭の一翼であり、共産主義の貯水池でしかない。もし勞働者の福利增進といふ目的をすてて全體的民族統一運動に參加するとすれば既に組合は事實上存在しない。」

人民戰線派檢擧事件關係者に對する處置　昨年十二月人戰派檢擧事件で交總組織内からも三十七名の被檢擧者を出すに至つたが、一月十六日交總緊急常任委員會は次の如く遺憾の意を表明した。

〔聲明書〕（前略）日本無産黨及全國評議會が共産主義の故を以て其の幹部は檢擧され其の結社は禁止されたのである。極めて當然の歸結であつたとは云へ、我が交總の一部幹部も亦この渦中に

在つて檢擧され、内は組合員大衆に迷惑を及ぼし、外部に多大の疑惑を起さしめたる誠に遺憾に耐えないのである。本緊急常任委員會は今回の被檢擧者に對して直ちに組合員たるの資格を停止しその共産主義行動の明かなるに及んで嚴重「除名」處分に附することを決議した。（以下略）

神戸市電從業員組合の再建運動　神戸市電從は昨年の爭議によつて組織に對する決定的な打擊をうけたが、同年中に漸く中央部の確立をみるまでになつてゐた。しかし其後本年に入るに及んで市電當局は勞働組合一掃の方針の下に各種の御用團體の結成に努力した。かくて兩者の組織による對立は漸次露骨な對立姿勢を胎むるに至つたが、この情勢をみてとつた市電當局は「電車及自動車現業協力委員會規程」を二月十二日を期して實施したのであるすなはち本規程の實施と併行して「電氣局傭の採用解雇及服務に關する規程」中に「局において指定又は容認したる以外の團體又は組合に加入又は關係し、若くは之を組織し局の離脱又は解散の命に服せざるとき」の一項を挿入し、これによつて從業員の勞働組合への加入の阻止又は離脱を圖らんとしたのである。また、かやうにして神戸市電における交總系の組織は漸く再建の曙光をえはしたものの、組織再建は必ずしも意の如くならず、種々の障害に當面しつつその組織は現在まで殆んど有名無實の形となつてゐる。

2　大會・委員會、其他

交總並に加盟組合の本年中における主なる會合は次の如くである。交總は本年大會或ひは之に代行すべき擴大中央委員會を開催せず、その意味では十一月の第二回中央委員會が大會に代る重要性を帶びてゐるものと思はれる。なほ本年遂に結成の運びに至つた東京市電産業報國會及交總相互扶助會二年度大會の概況は後記の如くである。

交總緊急常任委員會（一月十六日、於大阪市電交通組合本部。議事――人戰派被檢擧者善後處置並に聲明書發表の件）

交總第三回常任委員會（三月二十日、於東京本部。議事――一、相互扶助會全國確立對策の件　二、交通統制對策に關する件　三、島上書記退職に關する件　四、ガソリン節約に關する件　其他）

交總第四回常任委員會（七月二十三日、於大阪。産業報國會積極的參加の件決定）

交總第七回常任委員會（十一月二十二日、於東京。議事――綱領改編に關する件、其他）

第二回中央委員會（十一月二十二日、於東交本部。各種報告のち、改編綱領、新運動方針を承認し、次の議案を可決した。議事――一、愛國運動統一に關する件　二、機關紙改善の件　三、規約一部改正の件（爭議部を厚生部と改稱）　四、交總役員變更承認の件（委員長村越喜市、關東地方委員長河野平治、關西地方委員長中島藤藏）五、日本勞働國策協會對策の件）

交總相互扶助會二年度大會（別記）

東京交通勞働組合年度大會（別記）

東京自動車勞働組合擴大委員會（別記）

東交執行委員會（二月十九日、議事――一、新方針書起草の件

二、國防婦人會に婦人部加盟の件、其他）

東交第二回中央委員會（二月二十五日、議事――一、被檢擧者除名の件　二、統制攪亂者處分の件　三、鬪爭基金名稱變更の件　四、方針書決定の件、其他）

國防婦人會市電支部發會式（三月三日、於東京芝協調會館）

市電、東交共同主催時局懇談會（七月九日）

東交執行委員懇談會（七月十二日、議事――一、産業報國會に關する件　二、組合會議並に全總加盟の件、其他）

東交第三回中央委員會（七月二十九日、議事――一、役員補充の件　二、産國會參加の件、其他）

東京市電産業報國會結成大會（別記）

大阪市電交通勞働組合中央委員會（七月二十日、於大阪中ノ島公會堂。會議は午後七時より開かれたが、しかも報告に對する質問に豫定の時間を奪はれ、遂に議案の審議に入らずして散會。豫定議案――一、産業協力委員會構成促進の件　二、産業報國會に對する態度決定の件　三、爭議部を厚生部に變更の件、其他）

大阪市電從業員組合第一回中央委員會（三月十九日、於組合本部。議事――一、會計規定、實費辨償規定制定の件　二、專門部員選出の件　三、交總相互扶助會結成に關する件　四、局慰安會活用に關する件　五、事業協力實踐化の件　六、愛國行事擧行の件）

大阪市電從業員組合擴大中央委員會（前年版參照）

大阪自動車從業員組合第一回中央委員會（三月十八日、於組合本部。議事――一、ガソリン節約對策の件　二、帝タク團體協約に關する件　三、非常時組合運動確認の件　四、大阪交通株式會社對策の件）

名古屋市電從倶樂部擴大役員會（別記）

右のうち、特に大會其他重要なる會合の經過は、

交總相互扶助會二年度大會　創立二年を迎えた相互扶助會は本年に入って事業運營のだいたいの見透しをえ、先に家族弔慰金制度を確立し、更に若干の未加入者に對し特殊便法による全員加入を完成、相次いで本年度大會において退職慰勞金制度をも實現せしめた。

本年十月十四日東京芝協調會館に開かれた第二年度大會の概況は次の如くである。

出席代議員三〇四名。スローガン「聖戰必勝武運長久、産業報國活動の徹底、東京交通勞働組合萬歳、交總相互扶助會萬歳」議長森幸二。議事――一、退職慰勞金制度確立に關する件　二、規約改正に關する件　三、扶助會財産保管狀況檢査の件　四、役員改選に關する件　五、豫算審議に關する件。

なほ大會報告によれば、「東交加盟組合員中の九九%は之に加入し、其中二口加入者は約七〇〇名あり、其の事業は十二年十二月より十三年八月迄の累計において火災件數一〇七、支出額八、〇四七圓五〇錢、弔慰件數三三八、支出金額七、〇七〇圓、支出金合計一五、一一七圓五〇錢」で本年八月末現在加盟口數一〇、三五七口、剩餘金五萬餘圓である。（新會長目黒留吉）

東京交通勞働組合年度大會　十月十四日、於東京芝協調會館。議長岡本丑太郎。出席者四〇五名、スローガン「聖戰必勝武運長久、産業報國會の徹底、東京交通勞働組合萬歳、交總扶助會大會萬歳」　議事――一、運動方針に關する件　二、規約改正の件　三、産業報國會積極的活動に關する件　四、兵器獻納に關する件　五、交通統制に關する件　六、生活改善運動に關する件　七、本部財政確立に關する件　八、役員改選に關する件（以上全部可決）

〔役員〕　委員長村越喜市、常任委員飯塚愛之助、細谷仙三郎、加藤千太郎、重森壽治、河野平治、熊本利男。

東京自動車勞働組合第二回大會代行擴大中央委員會　二月二十七日、於東京京橋八重洲園。議事――一、共濟部確立の件　二、本部及支部財政確立の件　三、組合員資格確定に關する件　四、維持員制度の件　五、振替口座確立の件。

名古屋市電從業員倶樂部第四回大會代行擴大役員會　十月二十六日、於市電從倶本部。司會者太地花吉。議長遠藤勘市。議事――一、規約變更の件　二、會員出征者に慰問狀發送の件　三、傭人就業規程改正の件　四、恤兵品獻納の件　五、役員改選の件（會長遠藤勘市）

3　運動方針及綱領

交總は本年大會或ひは之に代る擴大中央委員會を開催しなかつたが、前記の如く十月の第二回中央委員會において新方針の決定と綱領の改編を決定した。

〔運動方針〕

一、出征將兵及遺家族の慰問後援
二、産業報國運動の徹底
三、共濟福利施設の擴充
四、社會立法の制定
五、公營交通統制の實現
六、組織の擴大と統制强化
七、友誼團體との親善提携
八、政治方針――社大黨積極支持

交總當面の具體的方針は左の如くである。

「一切の組織、機構を國家總動員態勢の中に再編統制して國內戰時體制を强化し百パーセントの國力を發揮して長期建設戰に對處すべきの秋産業勞働問題の解決こそ實に重大不可缺の問題であると信ずる。我等は思を此處に致し、産業勞働の國家的使命を强く自覺し、産業を通じて國に報ゆるの信條の下に勞資一體となつて産業の發展と勞資關係の調整をはかり、以つて國家の興隆に貢獻せねばならぬ。本聯盟は叙上の認識と態度に基き國策遂行に積極的に努力するは勿論、産業報國運動と並行して非常時難克服のために絶對必要なる生産力擴充、體位向上、國民生活安定等の重要問題解決の見地から」

この新指標を「革新的氣魄と國民的誠意に燃えて」決定したといふ。

綱領は前年の擴大中央委員會において改正をみた（前年版

參照）のであるが、本年再び次の如き新綱領を採用した。

〔綱領〕

一、我等は國體の本義に基き勞資一體産業報國精神を涵養し、以つて國運の興隆に寄與せんことを期す。

二、我等は公共事業の社會的使命を自覺し、人格の向上、技術の研磨を圖り、以つて勤勞報國の完璧を期す。

三、我等は勞働組合の國家的任務を自覺し、社會正義の實現を圖り、以つて國利民福の增進を期す。

（附）**都市從業員組合全國協議會**

かねて東京、大阪、神戸等の市電、市從關係組合從業員をもつて結成された本協議會は創立以來特にみるべき活動もなかつたが、本年十一月社會大衆黨全國大會に出席のため上京した關西側代表を迎へ、同月二十一日東京本部に評議委員會に代る懇談會を開催した。當日の出席者及主なる懇談事項は左記の如くである。

〔出席者〕　岡本、河野、村越、諸角（以上東交）、大場、五郎川、森岡（以上全大阪市從）伊世（大交）、土田、萩原、原田（東京市從）

〔懇談事項〕

一、都市協としての經費は常時徵收せず、今後必要に應じて各加盟組合にて分擔支出する。

二、保健給付の改善充實、家族保健の實施、保健組合全國聯合會の活用等の諸活動を東西各加盟組合にて出來るだけ連絡を密にして行ふ。

三、東京市從關係二團體（都市從及同志會）の本會への加盟は東京側に一任する。

四、本會の新議長は東交に一任し、委員は各團體二名宛とし、書記の選出は新議長に一任する。

十一　海軍官業勞働組合聯盟

1　運動の概況

海聯は海軍工作廠の所在地における呉海工會、横廠工友會、佐世保勞愛會、舞鶴共立會、廣廠工僚會、平塚總愛會、德山燃工會の七組合の聯合體である。本聯盟はもと勞働立法促進委員會（日本勞働組合會議の前身）の加盟團體であつたが、その後方針の喰違ひを生じて之を脱退し、昭和九年その綱領を改革するに及んで、ここに海軍當局の勞務政策に即應した運動を辿るに至つた。したがつて對外的にも何らの支持政黨なく、また組合會議或ひは愛國懇話會の何れをも顧みることなく、ただ國際勞働會議にのみ獨自の行動をとつてきたが、綱領改正後におけるその方針は「勞働報國」であつたし、昭和十一年陸軍工廠關係勞働組合が解滅したのちも、これらの組合にはそのやうな動搖はみうけられなかつた。

いま昭和十三年度海聯大會に基き、主なる運動の經過をみるに、

海軍工員規則の改正　本改正は昭和十二年五月新に海員工員規

則として發表されたが、聯盟は十一年の第十四回大會以來これが改正に最大の關心をもつてきた。海聯はこの改正規則の發表された直後東京に中央委員會を開いた結果「海軍勞務の飛躍的進歩を認むるのみならず海聯多年の要望であつた勞働非商品の原則確立は勿論」、春秋二回の靖國神社例大祭日の有給休日制、永年勤續者の優遇・有給服喪中に「子」の追加・業務上の傷病に對し賃銀全額支給等の諸懸案を容認されたほか、新規則が「職手以上の日給月給制」の制定等全從業員の福利增進を圖つたものとして之に一應の賛意を表してゐる。

海軍共濟組合附屬施設の擴充　前回大會は本問題に關する決議を當局に提出したが、この要望は容れられ購買所機構の擴充・療養所設置計畫・診療所の增設等が實現するに至つた。

國際勞働會議對策　海聯は昨年十月の中央委員會の決議に基き代表選出を依然獨自の方針で行ふことに決定したが、二十四回國際勞働總會は國内代表は派遣せざることとなり、自然解消した。なほ代表選出問題に絡んで海聯内部に紛議を生じたが、之亦自然解決となつた。

時局對策　聯盟は事變の勃發に當面するや、十二年十月中央委員會を開いて時局對處方針を決定した（前年版參照）が、本年に入るや五月東京に中央委員會を開き、次の如き方針を決定した。

一、昨秋中央委員會覺書の時局對處方針を更に全從業員に徹底さすこと。

二、全海軍工作廳從業員の愛國心を動員し、戰時經濟國策に適應すると共に將來の生活の安定に資する報國貯金運動を起し之が實踐を期すること。

三、戰時勞働組合の任務を最も効果的ならしめるため一組合全員組織を期すること。

また聯盟は愛國貯金運動にも協力し、愛國公債・貯蓄債券の購入に努力し來つた。

組織活動　横須賀、佐世保、平塚では全員の組織化を遂げたが其他吳における三千人の增加をはじめ各地において組織化に成功しつつあり、前年度大會當時に比して約三二%といふ好成績を示した、と報告してゐる。

なほ第十五回會議の狀況を述ぶれば次の如くである。

海軍官業勞働組合聯盟第十五回會議（隔年開催）　十月十六、十七日於吳。出席者五〇名。スローガン「祈武運長久宣揚勤勞報國、時艱克服滅私報公」議長松野一夫。〔議事〕一、皇軍出征將兵に對する感謝決議並慰問金贈呈の件　二、戰時下における勤勞報國實踐强調に關する件　三、聯盟規約一部改正に關する件　四、臨時工全員組合加入の件　五、銃後後援强化に關する件　六、聯盟加盟組合規約統制の件　七、防共防諜に對し協力の件　八、宣言其他（以上全部可決）〔役員〕中央委員　林助一、安田加年彦、中野熊一、佐々木秀實、齋藤清一、遠藤竹次郎、明石春二。主事熊本義一。

2　運動方針及綱領

十月の年次會議において決定された海聯當面の運動方針は次の如くである。

〔指導方針〕

一、工員服務綱領五訓を遵守して海軍工員精神を大に振興し隨處に海軍聯盟綱領の主旨を實踐して勞働報國に邁進すること。

二、長期建設の時代に即應せる生活の合現化を計り物的人的資源を確保愛護し以て時艱克服に勇往すること。

〔行動要綱〕

一、軍備の急速なる強化と生産力の擴充增産は現下の國家總力戰就中經濟戰の二大要素なり、特に海軍從業員の使命と重責に鑑み（イ）能率の增進（ロ）勞働力の强化（ハ）災害の防止（ニ）資材愛護（ホ）廢品回收を實踐し勞働報國に邁進すること。

二、我等は現下の重大時局を認識すると共に防共防諜に關し軍當局に協力すること。

三、我等は銃後國民の一員として政府の財政經濟政策に協力すると共に銃後援護の强化を期し（イ）貯蓄の倍加、愛國公債應募（ロ）消費節約の徹底的勵行（ハ）銃後援護の擴充を圖ること

四、軍事資材と輸出品材料充足を優先とする物資の需給統制に適應する家庭生活の合理的改善を圖り本會議における非常時國民實踐要綱並に生活樣式に關する申合せの勵行は勿論代用品の利用其他家庭經濟生活の長期建設時代に即する指導實踐に當ること。

五、海軍從業員の社會的地位の向上を期するため左記新生教育を指導すること。

（イ）日本精神の宣揚
（ロ）公德心の涵養
（ハ）體位の向上、體力の强化
（ニ）青少年工員の善導
（ホ）文化生活の向上

〔綱領〕（昭和九年改正）

一、本聯盟は祖宗建國の國是と三千年の民族的傳統に遵ひ勤勞階級としての道義と規律を重じ、團結戮力して識見と德操の涵養に努め、技能向上練達を圖り以て勞働報國の實を擧げんことを期す。

一、本聯盟は海軍工作廳の任務を體し從業員たるの使命遂行に向つて和衷協同すると共に、合理公正なる勤勞制度を確立し以て福祉の增進を期す。

一、本聯盟は信愛誠實を旨とし、眞に國情に適正なる經綸を以て社會問題の解決に盡瘁し邦家の隆昌に貢獻せんことを期す。

十二　日本産業勞働倶樂部

1　運動の概況

日本産業勞働倶樂部は石川島造船所の自疆組合を中心として結成され、一工場一組合を原則とし、これら諸組合の横の連絡のために組織されたものであり、結成以來勞資一體産業報國を指導精神としてきた。昭和十一年四月愛國勞働組合全國懇話會が結成されるや總聯合と共にその中心勢力を構成し

來つたのであるが、その政治的方針は本來消極的であり、本年二月には遂に懇話會を脱退して單なる友誼的關係を保持するに止めるに至つた。

本倶樂部の十三年における主なる活動は、皇軍慰問品の發送、建國祭參加、皇軍武運長久祈願、神奈川縣聯合會結成、日農系愛國農民團體協議會との連絡提携、厚生倶樂部の結成、産業報國聯盟對策等であつたが、これらのうちの二三を左に掲げる。

懇話會脱退　倶樂部は從來加盟し來つた愛國勞働組合全國懇話會が、その創立當初の目的とは異つた方向に進みつつあるとの理由から、かねて脱退方針を決定し、その技術的な方法については部長會議で善處することになつてゐたが、本年二月五日の部長會議は次の如くその最後的態度を決定した。

(1) 脱退は書面を以て通告すること。

(2) 脱退後においても勞働問題其他協力すべき事項については連絡を保持すること。

厚生倶樂部の結成　二月五日の倶樂部部長會議は農民團體との提携について協議したが、それによれば當面政治運動については、國内相互排除の建前から全國的單一政黨の實現を要望するが、當面いづれの政黨をも支持せずとの方針に即しつつ、差當り平野力三氏等の日本農民組合とルーズな連絡の保持、研究機關の設置を提議するといふ方針を決定した。

かくて研究會設置問題は漸次具體化し、四月十四日倶樂部と愛國農民團體協議會とによつて「厚生倶樂部」が結成されるに至つた。この新機關は「日本精神を基調とせる政治、經濟、文化の綜合的研究」を目的とするものであるが、幹事は愛國農民團體協議會側より平野力三、吉田賢一外六名、日本産業勞働倶樂部側より石井熊藏、西山仁三郎外六名が選出された。

尚本年新に結成をみたる諸團體のうち、重要とおもはれるものは次の如くである。

東京自動車工業鶴見從業員會創立總會　四月十日。出席者四百五十名。議長、吉本勝藏。〔議事〕一、宣言　二、規約　三、綱領　〔役員〕會長　吉本勝藏。

神奈川自疆組合結成大會　四月二十三日。議長大久保秀治。〔主要議事〕一、規約綱領　二、宣言　〔役員〕組合長　大久保秀治。

上記兩組合は自疆組合支部の獨立によつて新に結成されたものである。

神奈川縣聯合會結成大會　七月二日、於神奈川會館。出席者一四名。議長、石井熊藏。〔議事〕一、綱領　二、宣言　三、規約　〔役員〕會長大久保秀治。

尚本聯合會は浦賀工愛會、東京自動車從業員會、神奈川自疆組合、日石勞資組合の四組合によつて結成されてゐる。

石川島自疆會の結成　石川島造船所及石川島自疆組合においては勞資一體産業報國會の結成を企圖してゐたが、七月三十日自疆組合を改組して會社全體を打つて一丸とする石川島

自彊會を結成した。これは産業報國會結成の最初のものであり、また東交の報國運動が組合と並立して行はれたものと對照してゐることは注目に値する。

本會は「綱領の普及達成」を目的とし、「重役及從業員」を以て會員とするものであるが、その綱領及役員は次の如くである。

〔綱領〕

一、本會々員は建國の大義に遵ひ各〻その職分に恪遵し産業報國の實踐に努力すべし。

一、本會々員は一心一體父子の情誼を以て相親和す。

一、本會々員は常に人格の正養技能の向上に努力すべし。

一、本會々員は互助共濟共存共榮の實を擧ぐべし。

〔役員〕（會長、常任理事のほか略）

會長　松村菊男（社長）

常任理事　中山正側、西崎鎭夫、西山仁三郎

2　運動方針及綱領

倶樂部は本年も大會を開かず、謂る運動方針書を發表してゐないが、その運動方針は産業報國會運動に對する態度或は厚生倶樂部結成の過程のなかに散見されるであらう。尙綱領は次の如くである。

〔綱領〕

一、我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し以て産業報國の實を擧げんとす。

一、我等は建國の本義に基き皇道日本の完成を期す。

一、我等は日本精神に則り和衷協力以て識見の啓發德操の涵養に努め世界文化に貢獻せんことを期す。

十三　愛國勞働組合全國懇話會

運動の概況　謂ゆる日本主義の勞働組合は從來日本産業勞働倶樂部を中心として行はれたのであるが、昭和十一年四月愛國勞働組合全國懇話會の創立以後は本懇話會がその先頭にあつて、明確に日本勞働組合會議と對立の地位に立つてきた本懇話會は創立當時は相當活潑な運動も行つたやうであるが加盟組合間の連絡統制の弛緩のためか最近においては極めて不振狀態にある。殊に本年は政黨支持樹立問題をめぐつて總聯合は積極的であるのに對し、産勞は消極的であり、この對立の結果、産勞は二月懇話會を脱退し、また愛國勞働農民同志會も本年春非公式に脱退を通告するに至つた。更にまた、新日本海員組合は其後不振を續けつつあつたが、十二月の臨時大會において組合を解消し、中部地方の加盟團體愛國從業員組合總聯盟傘下の三河、三重兩聯盟が無力化して總聯合と合同したなど、有力なる構成團體中に勢力の消長があつたため懇話會今日の勢力は著しく衰退し、次第に有名無實化しつつ今や本懇話會は總聯合の懇話會にすぎざる狀態にある。

次に本年中における運動をみるに、懇話會の實體が叙上の如くであるため、成功的に遂行されたとはいへないが、その主なるものは國際勞働會議脱退運動、建國祭參加、訪日伊太利使節歡迎、電力國家管理案及總動員法案の議會通過促進運動産業報國會運動等であつた。

十四　日本勞働組合總聯合（日本勤勞報公聯盟）

1　運動の概況

總聯合は十年十月日本勞働組合會議を脱退し、翌十一月綱領を採用して日本主義の方針を明示した。現在における の支持政黨は日本革新黨である。總聯合は本年十一月の臨大會において名稱を日本勤勞報公聯盟と改稱したが、本年りあげた運動を羅列すれば次の如くである。すなはち、皇慰問品の献納、慰問使の派遣、武運長久祈願、國際勞働機關退運動、建國祭參加、日本勞働祭擧行（計畫）、防共的國際働親善使節派遣（計畫）、工場内精動運動、内鮮融和運動、業統制對策、社會民主主義團體を目標とした謂ゆる反國家團體の排擊、日本主義勞働保護法の制定運動、電力案及總員法案の議會通過促進の運動、勞資一體の立法化運動、日産業勞働會議の設置運動、事變後の失業對策、勞働者教育動對策、橿原神宮献木運動及勞働奉仕、精動呼應運動、産報國聯盟加盟對策、中部聯合會結成等々多彩に提起した。

尙總聯合本年の主なる會合は次の如くである。

總聯合第十一回大會　五月十五、十六日。於大阪中ノ島公會堂出席者三〇六名、スローガン「盡忠報國産業報國」議長高山久藏。

總聯合首腦者間においてはかねてより勞働組合の再檢討、勞資一體の組織體制の具體化等について審議中であつたが、本大會に「勞資關係組織」方針を提示し組合の態度を明かにした。

〔議事〕一、行動方針決定の件　二、銃後活動に關する件　三航研機成功に對し祝意を表する件　四、防共の線に沿ふ國際勞働親善に關する件　五、産業の統制に關する件　六、内鮮融和運動に關する件　七、勞資調整組織實現に關する件　八、宣言（以上全部可決）〔役員〕會長高山久藏。副會長今井武吉。主事森榮一顧問山崎今朝彌、金子忠吉。

總聯合臨時全國大會　十一月十三日、於東京芝公會堂。出席者三七六名。スローガン「進め長期建設・産業報國運動の徹底・日本精神の昂揚・皇軍萬歲」議長高山久藏。〔議事〕一、皇軍慰問派遣に關する件　二、産業報國會運動に關する件　三、組合名稱變更の件　四、宣言（以上全部可決）

この臨時大會は議案にも窺はれるが如く、新情勢に對處するために開かれたものであつて、名稱も以後「日本勤勞報公聯盟」と稱へることとなつた。

中部・愛知・三重聯合會結成大會　總聯合愛知縣聯合會及三重三河兩愛國從業員聯盟（愛國從業員組合總聯盟加盟）は十月十五日名古屋市公會堂に合同式を行ひ、新に總聯合の下に表記三聯合

會を結成した。

議長　石井光長。出席代議員二〇〇名。議事一、中部聯合會運動方針の件　二、産業報國運動對策の件　三、規約　四、宣言　其他（以上全部可決）

大阪製靴工組合の創立　九月一日、於大阪西成區大黒溫泉樓上參加者二三〇名。議長田川文太郎。〔議事〕一、經過報告。二、綱領、規約　三、宣言（以上全部可決）〔役員〕組合長田川文太郎。顧問今井武吉。

總聯合技友會の解散　總聯合加盟瓦斯電氣技友會（組合員二三〇〇）は本年九月十日の中央委員會において脱退を決議し、二十三日之を聲明した。しかして解體後は産業報國會組織へ解消するものと思はれる。その主因は總聯合の産報運動に對する消極的態度と會社の方針との間にあつて窮地に立至つたがためであるとされてゐる。（其後十二月三日「技友溫交會」を組織した）

2　運動方針及綱領

總聯合が本年度大會において可決した「日本の勞働運動史上劃期的な意義を有す」と自負した行動方針書並に綱領は次の如くである。

〔**行動方針書**〕　我が日本勞働組合總聯合の行動方針書には綱領解説に加ふるに當面の問題の方針を以てするものであつて、……我々は産業人としての實力的訓練ある組織の力を以て、具體的に左の如き當面の諸問題を實行し、目的の完成に努力せんとするものである。

（イ）日本主義勤勞團體の聯繫及組織の擴大　（ロ）反國家的團體の克服　（ハ）日本主義的勤勞者保護法の制定・改善――健康保險法工場法、勞働者災害扶助法、臨時雇傭制度の諸立法　（ニ）勞資一體の組織體制の立法化　（ホ）日本産業會議の設置　（ヘ）國際勞働者の提携（防共の立場を堅持し、滿、獨、伊、西、支の勤勞者の提携を促進す）（ト）政治問題對策（國力增大の爲の政黨なる故權力を中心とする黨派運動を極力排撃して一國一黨に邁進し、その過程として日本革新黨と協力す）

「失業問題」に就いては、支那事變復員問題、産業の整備等によつて生ずる人員の整理等に對しては今より充分の準備を必要とし、之には國内的平和産業たる國内鐵道の電化、自動車工業の積極的統制、國内土木事業の完成、電氣産業の管理振興、貿易事業の統制及保護等を徹底的に奬勵實行すべきである。

「勞働者の教育問題」に關しては國民精神總動員中央聯盟並に敬神奉公會を鞭韃し之と協力して　敬神と尊皇、愛國の精神を基調として、勤勞者をして國體明徴に徹底せしむる樣努力しなければならない。

〔**綱領**〕

一、我等は建國の本義に基き和衷協同皇道日本の完成を促し國家産業の發展を期す。

二、我等は公正なる勞働關係を確立し勞働者の向上を圖り進んで經濟制度の革新を期す。

十五　其他の懇話會加盟組合

懇話會加盟組合中として其他に擧げうるものは愛國從業員組合總聯盟（十一年十二月結成）、新日本海員組合、東電愛國同盟（十年五月結成）等であるが、これらの組合も本年は特筆すべき活動もなく、概ね不振の狀態におかれてきた。すなはち、新日本海員組合（その創立經過は前年版參照）の如きは本年遂に解散し去つたし、東電愛國同盟も東電從業員組合との合同一歩手前にあり、愛國從業員組合總聯盟も前記の如くその大部分を總聯合に吸收されるに至つたのである。

なほ新日本海員組合の年次大會及解散大會は次の如くである。

新日本海員組合第三回大會　五月二十日、於大阪築港會館。出席者一六四名。スローガン「反國體思想の斷乎撲滅、擧國一致堅忍持久、海運報國捨身奉公」議長江藤源九郎。〔議事〕一、綱領規約改正に關する件　二、運動方針書に關する件

新組合も本年度大會より各種議案を運動方針書に包含せしめたが、方針書は戰時產業運營形態の確立、日本精神の徹底並に思想訓練の强化、出征海員並に公用船乘組員の銃後活動、船員廣義國防生活の擴充、海上新生活運動の徹底等の內容をもつものである。

また大會の可決せる改正綱領は

一、我等は比類なき國體を遵守し建國の大本に基く眞日本の顯現を期す。

一、我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し日本海運の飛躍的興隆を期す。

一、我等は純正なる日本精神に則り識見の啓發德操の正養に努め人類文化の皇化を期す。

新日本海員組合の解散　昭和十二年三月日本海員組合との合同反對を主張して依然「新日本海員組合」の存續を主張し來つた本組合は海上における皇國海員同盟の結成といふ事實に直面し「今や舊海員組合に對する革正同盟としての立場も自ら不要」となつて本年十二月十五日神戸の本部に解散大會を開催した。

十六　愛國勞働農民同志會

1　運動の概況

愛同は昭和八年十二月、小林順一郎大佐を首班に結成された。しかして昨年は日本產業軍をそのまま傘下に加へ、これによつて政治活動方針にも若干の轉換を試み、現在は何れの政黨をも支持してゐない。しかして從來加盟し來つた愛國勞働組合全國懇話會とも本年遂に袂別し、獨自の方向を歩みつつある。

尙愛同本年の主なる活動は、電力及總動員法案の議會通過促進運動、社大黨の轉向對策、建國祭參加、大阪における產業軍及勞働同盟の地方聯合會合同に依る大阪聯合會の結成（二

月）、東海地方事務局設置（二月）、萬古燒職工失業對策運動、農地調整法案及農業保險法案對策、勞農組織對策、防共護國團事件對策、物價騰勢抑止に關する建議（四月）、國民貯蓄運動對策、皇軍慰問感謝文の發送、帝大學制改革に關する文相支持運動、皇軍慰問使派遣對策、産業大權樹立、戰時經濟體制樹立、國民再編成問題對策、純正革新政治勢力統一結成新日本農村革新運動對策、産業報國聯盟及農業報國聯盟對策日本主義組織の公認並反國體的團體の解散運動、等々。

尙愛同の本年度主要會合は次の如くである。

滋賀勤勞民衆同盟第五回大會（二月十一日、於大津市公會堂）。城北勞働協和聯盟結成代表者會議（二月十一日本聯盟は社大黨を脫退せる東京府・市議岩内善作氏によつて結成されたもの）農民部會（四月二十六日於東京本部。議事――農民部統一整備の件其他）

勞働部會（五月九日、於大阪中ノ島公會堂。議事――當面の勞働運動方針決定の件其他）

第二回總務委員會（七月十八日、於本部。議事――産業報國聯盟に關する件其他）

第二回勞働部會（七月二十日。議事――一、滿洲移民視察の件二、報國聯盟結成後の組織對策に關する件）

新潟縣聯結成大會（七月三十日）

愛同全國大會（十一月六日）

であるが、右のうち、第二回全國大會の狀況は次の如し。

愛國勞働農民同志會第二回大會　十一月六日於名古屋市愛知縣商工館。出席者七五〇名。スローガン「皇軍の武運長久を祈る・國際的重壓を蹴飛ばせ・大亞細亞協同體の建設へ・國民再編成を確立せよ・産業農業報國の徹底を期せ・反國體思想の殲滅に突進せよ・祝第二回全國大會」議長松本勇平。〔議事〕一、皇軍慰問使派遣の件　二、宣言　三、運動方針　四、産業大權確立の件五、戰時經濟體制樹立の件　六、國民再編成に關する件　七、鐵鋼配給統制による勞働條件低下防止の件　八、産業報國聯盟に對する態度再檢討の件　九、農地小作料調整に關する件　一〇、純正革新政治勢力統一的結成の件　一一、眞日本農村革新運動に關する件　一二、公休日賃銀支拂の件

大會翌日の本部役員會は新役員、大會委任議案の審議及反國體運動贈懲の件を可決した。

〔役員〕

會長松本勇平。總務委員長今村等。

常任總務委員　中澤辨次郎、近藤榮藏、服部己與午。

2　運動方針及綱領

愛同は年度大會において運動方針を可決した。方針書の內容は組織活動、經濟運動、思想戰、政治行動、擧國一致體制堅持運動、銃後運動の各方面に亘るものであるが、その目標とするところは次の如くである。

〔運動方針〕（目標）

（前略）　吾々は此際、一日も速かに聖戰目的の達成に遺憾なき如く國内改革を斷行すべきであることを主張する。換言すれば、吾々の現時局下における改革要求は、飽くまでも戰爭目的遂行上の必要に立脚するものでなければならぬ。かかる建前に立つて現狀維持派の認識不足は徹底的に之を暴露し、國内機構の所要の改革に對する彼等の反對は勇敢に之を克服しなければならぬ。愛同綱領第七項には「我等は……適正なる國内革新の中心勢力ならんことを期す」とある。愛同存在の意義は時勢に追隨するのではなくして、常に時勢の尖端に立つてそれを導く、革新的勢力たるところに在る。總ての改革は唯物的功利追及觀念より脱却して悉く國體の本義に立脚し物心一如の見地に立ち日本主義精神を以て力强く一貫せしむべきは言ふ迄もない。そこに世界に比類なき國力發揮の淵源がある。現在の唯物經濟思想は徹底的に之を排擊打破し其思想を根基とせる現經濟機構は速に之を皇道經濟機構に改變することを要望しなければならぬ。此改變を斷行することなくして經濟戰における大勝は絶對に望むべからざることを主張するものである。

〔綱領〕（一部）

一、我等が玆に勞働者農民と名づくるは知識勞働者、筋肉勞働者農民等凡ゆる勤勞者を包括す。

一、帝國は世界に比類なき一君萬民の精神的大家族なり。我等は此の建國の大精神に甦へり、國内における總ての物質的對立抗爭を排擊し、進んで結束固き皇道日本の實現を期す。

一、我等は我國體と全く相容れざるマルクス主義の徹底的克服を期す。

一七　其他の單獨組合

（一）東京市從業員組合

運動の概況　東京市從業員組合は大正十三年創立以來十五年を經過した。かつて舊勞働農民黨時代大道問題の發生した頃より、その政治方針は謂はば左翼的影響を多分に受けつつ東交と提携した運動を行ひ來つたのである。しかし昨年十二月の人戰派檢擧事件に當り、市從委員長橋本富貴良、爭議部長小野正造、常任書記谷口伊次郎の三首腦部が檢擧され、組合今後の方針に重大な影響を及す結果となつた。即ちこの事態に直面した市從では、かつて市從の頭上にあつた一切の左翼的舊衣を脱し、結成當初の如き純經濟的團體の姿に還元して、全市從業員の生活維持改善のための運動方針を採ることとした。これがため市從は本年新委員長大谷部代治氏の下に中央部を確立し、銃後救援運動、慰問品募集、愛國公債購入貯金運動、或ひは皇居遙拜を日課とする等の日常活動に大なる轉換をなし來つたほか、産業協力・勤勞報公の新方針を積極的具體的たらしめるため、從來の綱領を一擲して次の如き新綱領を採用するに至つた。

〔綱領〕（昭和十三年三月改正）

一、我等は東京市、區從業員として自治市政の本質を認識し合理的手段を以て我等の勞働條件の維持改善福利の增進を期す。

一、我等は健全なる人格、知識の涵養を計り技術の練磨、能率の增進に努め勤勞報公の實を擧げんことを期す。

以上の如く組合は本年に入つて從來の運動を清算して再出發すべくこれが具體化を計り來つたのであるが、其の後の運動には特記するほどの事もなく終つたやうである。また產業報國會運動の如きも從業員側の結成への熱意は相當に示されてゐるが、東交が東京市電氣局とこの種運動の先頭をきつて結成したに拘らず、市土木局關係の市從側は未結成のままである。

（二）遞信從業員團體

遞信關係從業員の團體にして有力な運動を續けつつあるものは、東京における遞信從業員會聯盟（會員數約五千）、遞信從業員會同盟（會員數約一萬六百）及大阪の大阪遞信從業員會聯盟（會員數約二千五百）の三團體であらう。右のうち遞信從業員會聯盟は遞友同志會、遞信從業員聯合、日本遞信從業員組合の三派合同（昭和九年五月）によつて結成されたるも同年再び分裂して遞友同志會は總同盟へ復歸し、日本遞信從業員組合も脫退して新に遞信從業員會同盟を創立（昭和十年五月）して東京においては今日上記兩組合が併存する狀態にある。しかしこの兩組合は昭和十一年七月「遞信事業擁護聯盟」を結成して部內戰線統一の上にも何らかの寄與をしたし、本年に入つては、この氣脈を辿つて兩組合の合同折衝も繰返されてゐるのであつて遞信事業報國聯盟ともいふべき形態で、遠からず合同が成立するものとみられてゐる。（上記三組合の方針は何れも全體主義的、產業協力的事業中心主義に立脚してゐる。）

いまこれら諸組合の狀況を左に揭げる。

遞信從業員會聯盟大會　七月三日於東京淺草公會堂。出席代議員三五〇名。議長李城壽。〔議事〕一、運動方針　二、宣言　三、大同團結促進の件、其他（以上全部可決）〔役員〕會長李城壽。副會長水橋藤作。書記長神澤佐理。

〔運動方針〕

一、組織陣營の擴大强化（イ、從業員大同團結促進。ロ、組織機構の刷新並に大衆教育の徹底）

一、非常時下の產業協力の强化

一、生活不安の解除（イ、高物價對策。ロ、購買組合住宅組合の設置。ハ、保健衞生施設の擴張）

一、事業施設の刷新整備（イ、集配施設の整備。ロ、吏員缺勤補充制の確立）

遞信從業員會同盟第四回大會　六月十九日於下谷公會堂。出席者約五百名。議長高井謙。〔議事〕一、速達郵便增加に伴ふ施設徹底　二、從業員保健衞生施設の完備　三、遞信購買事業積極的支持　四、現業諮問機關設置促進　五、皇軍將士に對する感謝決議　六、野戰郵便從軍者に對する感謝決議　七、宣言（以上全部可決）

〔役員〕 會長海老原哲。副會長笠原佐久男。書記長弓谷昌三。

大阪遞信從業員會聯合の運動方針 大阪遞從聯は部内において最大の組織を誇つてゐたが、最近事變下にあつて積極性を失ひ遂に一部に解散論さへ擡頭するに至つたため、一方に聯合の連絡統制強化のため機構の改革を圖ると共に、「自由主義的殘滓に捉はれた觀念的經濟團體としての消極性を打破し、遞信協同精神に基く革新的運動方針を樹立し」遞信報國運動を行はんとしてゐる。

（三） 大日本産業勞働團

本勞働團は十二年八月二十二日東京において、神奈川縣下における日本産業軍及名古屋における中部勞働聯盟の組織を主體として、結成されたものであり、政治的には大日本青年黨の外廓をなすものである。勞働團は昨年結成に當つて「陛下の勞働者技術者たる日本産業人としての强烈な信念の下に結合組織し、地域的組織方針をとつて愛國勞働者の綜合的地域的結合を圖る」とその方針を規定した。本團體は本年舊中部勞働聯盟を主體とする愛知縣聯合會の結成（二月十一日）、大阪市電關係組合の結成（三月八日、春日出分團結成）、東京塗裝勞働團の結成（十月十一日）、東京市電維新會の結成等を指導して、既存の勞働組合組織を削減しつつ、これらを其の傘下に集める等、他の組合に組織減退の傾向あるに反し、例外的な現象を示してゐる。

（四） 關東工場從業員聯盟

關東工聯（全國工聯）の綱領改正 關東工場從業員聯盟は南喜一氏を委員長としてゐるが、本年一月名稱を「全國工員聯盟」と改稱すると共、に次の如く社會主義排除の綱領を決定した。

〔綱領〕

一、我等は勞働者及凡ての勤勞者層の生活條件の維持改善のために協同組織を確立しその合理的にして健全なる發展を期す。

一、我等は資本主義的經濟組織のもたらす社會的弊害を匡正し厚生的諸政策の實現完備を計り以て勤勞國民層の生活安定を期す。

（五） 其他の團體の消長

運輸勞働厚生會の創立 總同盟の現狀維持的方針に不滿を表し、産別組合としての、運輸としての特殊性を叫んで本年十一月十四日關東同盟を脱退した運輸勞働中舊全國勞働系（公稱一三〇〇）は十二月四日東京芝青年團會館に表記組合を結成した。（出席代議員二五〇名）祝辭祝電中には社大、全總系の人々のものもあつたが、社大黨を依然支持するものとみらるべく、全總に對しても依然友好關係を保持してゆく旨を聲明してゐることは注目される。

〔役員〕 會長天滿芳太郎。

城北協和勞働聯盟の創立 東京府議市議、社大黨系岩内善作氏は本年三月内務省登錄同志會（八〇〇）、東京映技親睦會（二〇〇）、城南セルロイド親睦會（一八〇）、東京清掃從業員（一八〇）等を主力として表記團體を結成した。新團體は「社大黨、全總の運動方針にあきたらず」日本主義運動團體愛國勞働農民同志會への參加を宣言した。

日本西部産業勞働組合の解散　九州筑豐炭田地方を主要地域とし、かつての淺原健三氏影響下の西部鑛山勞働組合を前身とし、昭和十年八月結成された日本西部産業勞働組合（筑豐聯合會）は前年末の人民戰線派檢擧事件以後著しく不振の狀態にあつたが、遂に五月二十五日、方針の再檢討による再出發を行ふこととなり過去二十年の傳統を捨て表記組合の解散を決議した。

東京印刷工組合解散　本印刷工組合は大正十三年三月、全國勞働組合自由聯合會系の有力組合として創立したが、其後昭和十年の無政府共産黨事件後一時解散し、更に十一年八月再建した上運動方針にも勞働組合主義を加味してきたものの、昨年末の人民戰線派檢擧事件を契機として、本年三月再び解散した。かくて今日アナーキズムを奉ずる組合運動は全く消滅し去つたわけである。

第二章　俸給生活者の運動

俸給生活者の組織化はいまだにも屢ゝ繰返され來つたが、一般勞働者の組合運動のやうにはゆかず、結集が困難なばかりでなく、永續性に至つては全く脆弱であつて、現今の時局下にあつては之が殊更痛感されつつあるやうだ。海上における海員協會の如きは此種の運動としては、むしろ特殊の存在であつて、今日、サラリーマンの組合と稱しうるほどのものはないといつていい。殊に本年は日本俸給者協會が解散し、日本無線技士會が海員協會に復歸してをり、總じてこの種團體の運動は依然たる低調ぶりを示してゐる。

尙海員協會及俸給者協會の本年における動靜を示せば次の如くである。

海員協會　本協會は明治四十年高級船員を以て組織された社團法人であるが、大正八年頃より漸く勞働組合化し、十年日本海員組合が成立するやこれと緊密に提携し、十五年兩組合は船主側と「海事協同會」を結成して産業協力に努力し來つた。また昭和七年日本勞働組合會議が結成されたときも之に參加し組合會議構成團體中でも有力な團體となつてゐた。

今次事變が勃發するや此種海上團體は軍需輸送の重責を分擔して海運産業報國に協力しつつあるが、昨年十二月の第六回評議員會は協會の綱領を改正し、また、會名の變更を協議（保留となる）する等內部の動向にも注目すべきものを示しつつある。かやうにして昭和十三年を迎えた協會本年における活動の一般についてみるに、內部的には退職手當制定、物價騰貴手當繼續、商船教育問題、船員保險法に對する活動をはじめ、陸海軍への献金、事變公債買入、愛國貯金、愛國切手の賣捌、出征將士及公用船乘組員にたいする慰問等の銃後活動をなし來つた。更に對外的には、海上國民精神總動員聯盟の結成、皇國海員同盟の結成、日本勞働國策協會への參加、組合會議の脫退（以上については別項參照）の外、日本無線技士會の合同復歸等注目すべき事件が次々に生起してゐる。

尙協會側の發表によれば、本年末會員總數一萬六千三十九名で、うち新入會者は二千三百七十五名と報告されてゐるが會員の過半數は甲板部員の占むるところである。

いま本年中における主なる活動についてみるに、

無線技士會の合同復歸　昭和九年海員協會から離脫した日本無線技士會は、昨十二年十月の第六回總會において戰線統一實現の件を上程し、海員協會との合同を決議し、爾來之が實現に努力し來つたが、一方協會側にあつても本年一月及三月の理事會においてこの問題を協議し兩者の合同が確定するに至つた。即ち三月二十二日海員協會本部において合同復歸式が行はれ、鈴木海員協會主事、御園無線技士會委員長から合同復歸に關する經過報告ありついで御園委員長より同會現有勢力約一千七百名の會員名簿が宮本會長に手交され、合同が成立した。

高級船員退職手當規定の成立　高級船員が多年要望しつつあつた本制度は前年三月海事協同會に提案され、其後審議を重ね來つたが、本年三月二十三日の委員會において可決され、本年四月一日を期して實施されることとなつた。この高級船員の退職手當は協會においても昭和十年頃から個々の船主との交渉によつて部分的に支給されてきたものを海事協同會に上程して成文化したものであり、その限りにおいて今日重要な意義をもつのであるが、今般の退職手當規定の數字的內容は多少不充分の點があるとされてゐる。

船員保險法實施請願運動　協會は本制度確立に關する運動を大正十一年以來種々繼續し來つたが、本年は一月厚生省其他へ陳情したほか、之が促進を計るため陸上勞働者諸種扶助規定との對比を附し、二月十八日貴衆兩院議長其他の關係方面へ海員組合と連名して請願した。

高級船員就職對策懇談會の成立　本年十月高級船員求職者によりこの種問題に關する懇談會が開かれたが、この懇談會は申合せ事項として、(一)求職高級船員の統制機關を早急に成立せしめ、名稱、規約、役員を決定すること、(二)此の如き懇談會を定時開催し、求職船員相互の融和連絡强化に努むること、(三)高級船員の就職は飽くまでも全體的立場に立つて近く成立すべき機關において協議の上之を爲すこと、(四)海事協同會と緊密に連絡をとり、高級船員の就職は一切を之に集中すべく協力することを決定した。かくて十一月九日の第二回懇談會においては、會名、規約、役員の決定がなされ、海員協會の下に「高級船員就職對策懇談會」が成立したのである。

船員整備調査會の設置　本年十二月表記調査會の委員總會が開かれ、船舶職員法、海員懲戒法、船員教育、船員行政の四分科に分つて、國策的具體案の樹立を行ふことに決定した。本調査會の任務は(一)海員の思想的統一、(二)關係諸法規の改善及其適正なる運用を期し、(三)海員の厚生部門ともいふべき體位の向上と生活の安定を圖る、ことにあるといふ。

尙本年中における主なる會合は次の如くである。

△第一回理事會(一月十一日。議事——一、船員保險法案に關

する件　一、日本無線技士會復歸に關する件、他）

△第二回理事會（一月二十九日。議事――一、海員懲戒法改正に關する件　一、國民精神總動員第二回强調週間合同講演會開催の件、他）

△會名改稱に關する第一回審議會（一月二十七日）

△建國祭奉祝式及記念講演會（二月十一日於神戸商工會議所）

△海上國民精神總動員聯盟結成式（三月二十四日於神戸市立海員會館）

△第一回評議員會（三月四日。議事――一、日本無線技士會合同復歸に關する件）

△無線技士會合同復歸式（三月二十二日於海員協會）

△第三十二回定期總會（三月二十五日於海員協會本部。議長小泉秀吉。出席者一五五名。委任狀數二六一〇。議事――一、皇軍並公用船乘組員に對する感謝決議　一、事業報告　一、會計報告）

△第四回評議員會（十月十七日。議事――一、商船教育に關する陳情の件　一、購買部設置の件　一、皇國海員同盟結成に關する件）

△皇國海員同盟發會式（十月十四日）

△第十八回理事會（十一月二十五日。議事――一、海員協會雜誌改題の件　一、船員保險法に關する件、他）

△第五回評議員會（十二月十九日。議事――一、機關紙名稱變更の件（「制海」と改題）一、第三十三回定期總會の件、他）

△般員整備調査會第一回全員委員會（十二月二十八日於協會本部）

昨年度第六回評議員會は改正綱領を採用したが、それは次の如くである。

〔綱領〕

一、本會は我國體に基く海洋精神の顯揚に志し、海員正義を昂揚し一致團結以て海上任務の國家的使命を完ふせんことを期す。

一、本會は海事關係事項の改善並に海事思想の普及徹底を計り以て帝國海運の健全なる革新發達に貢獻せんことを期す。

一、本會は高等船員の社會的地位の適正なる向上と生活の安定を計り、海上任務の特異性に適合する共濟互援の實を擧げ以て海員使命の達成に遺憾なからしめんことを期す。

日本俸給者協會の解散　昭和十一年七月、大阪を本據として創成した日本俸給者協會は、社會大衆黨の影響下にあつてこの種俸給生活者運動に新しい行き方を示しつつあつたが、其後組織の擴充も意の如くならず、勢ひ日常活動も不振に墮し、遂に本年解散を宣するに至つた。解散に當つて發表した挨拶狀及當時の役員は次の如くである。

〔解散趣旨〕（拔萃）「昨今非常時局に際し本會執行機關に於ても各自公私共に繁忙を極め、到底執行の重責を完うなす能はざるの止むなきに到候。斯くては組織の弛緩間隙を生ぜしめ且事業澁滯の虞なきを保し難く、二月十日付を以て解散可仕決議致候」

〔役員〕　理事長西村榮一。理事小島保、梶本泰生、古家仙之助内貴繁樹、藤野時雄。

第三章　婦人勞働者の運動

婦人勞働者のみの勞働組合としてはみるべきものはないが婦人勞働者の本年における組織狀況を勞働局調によつてみれば、勞働組合に加入するものは總數二三、四二三人、前年に比し一、七〇九人の增加で、本年は注目すべき增加傾向に轉じてゐる。尤も之を全組織勞働者(三七五、一九一人)及婦人勞働者總數(一、九三四、七五七人)に對する比率についてみれば、それぞれ六・二%及一・二%であつて、その組織率は依然として低調である。しかして婦人の組織勞働者二三、四二三人中一三、六三五人は工場勞働者であつて其中最も多いのは運輸交通の六、二六一人であり、次いで染織の五、三四八人、雜工業の二、八二九人、化學の二、五四八人、機械器具の二、四九八人が多きを占めてゐる。ここで特に注目に價するのは運輸交通業への婦人勞働の著しい進出であり、化學工業における目立つた減少であつて、婦人勞働の軍需產業への戰時的勞働動員の跡は認められないまでも、一般的に此種婦人勞働の需要激增があつたことは否むべくもない現實となつてゐる。

次に此種婦人勞働の擁護指導に當るべき團體の現狀についてみるに組合婦人部の如きも殆んど無活動狀態にあり、無產婦人獨自の團體も一つとして儼存するものなく、この種婦人運動は總じて極度の不振狀態にある。

尙、別個の形にあつて小學校女教員を結集してゐる團體に『全國小學校女教員聯合會』がある。本團體は大正十三年五月創立し、「協同團結により其自覺を促し、……併せて地位の向上を圖る」ため、毎年會議を開くほか婦人問題の研究其他の事業を行ひつつあるが、本年も五月十四日より三日間第十八回大會を松山市に開催してゐる。(會員數約五千名。會長永田秀次郎)

第四章　農民の運動

第一節　農民組合及其の共通運動

今日に於ては農民の運動は農民組合を中心として展開されざるを得ないし事實また展開されてゐるのである。而して茲に農民組合とはその性質上小作人組合であることは今更改めて述べるまでもあるまい。ところで大正十年以降に於ける小作人組合數並に組合員數の變遷をみれば次の如く、昭和二年を最高として以後はいづれも漸減の傾向にあつたが、昭和十一年より僅か漸增に轉じたものゝ未だ頽勢の域を脫しない狀態にあつた。然るに本年は組合數、組合員數共に急激に減少

を記錄し、いまや小作人組合運動の不振は蓋ふべくもなくなつた。而してその主要原因としては昭和十二年末に於ける人民戰線派の檢擧、全體主義思想の普及、擧國一致體制の强化に伴ふ階級闘爭主義の衰頽及び農業報國運動の勃興等が數へ得られるであらう。

年次	組合數	組合員數
大正十年	六八一	?
同十二年	一、五三〇（一、五三〇）	一六三、九三一（一六三、九三一）
同十四年	三、三一三（三、四九六）	三〇七、一〇四（三〇七、一〇六）
昭和元年	三、九三〇（三、九二六）	三三八、七〇四（三四六、六九三）
同二年	四、三一三（四、五八二）	三四七、四二九（三六五、三三二）
同三年	四、一一五（四、三五二）	三三五、九八三（三三〇、四〇六）
同四年	三、八六六（四、一五六）	三〇一、三二六（三一五、七七一）
同五年	三、九七九（四、二〇八）	二八六、八五二（三〇一、四三六）
同六年	三、九一七（四、四一四）	二七一、一五四（三〇六、三〇一）
同七年	四、〇六二（四、六五〇）	二五六、二九七（二九六、八三九）
同八年	四、一五〇（四、八一〇）	二四六、一七二（三〇二、七三六）
同九年	三、八六四（四、三九〇）	二三五、〇九九（二七六、二四六）
同十年	三、四四四（四、〇一一）	二〇三、四五四（二四二、四二二）
同十一年	三、四四九（三、九一五）	二〇三、五五〇（二二九、二〇九）
同十二年	三、四七一（三、八七九）	二〇七、二二八（二二六、九一九）
同十三年	三、〇三九	一八三、四一五

〔備考〕―大正十年は內務省警保局、同十二年以降は內務省社會局、昭和十二年以降は厚生省勞働局の調査である。但し括弧內は農林省農務局の調査であるが、本年度の調査結果は未だ發表されてゐない。

昭和十三年末に於ける小作人組合の分布狀況をみるに二百以上の組合數を有するものは新潟、山梨でこれ次ぐものは福岡、岐阜である。これに反し大分、香川、熊本、廣島、山口の諸縣に於いては組合數極めて少く沖繩、長崎は全然之を有しない。組合員數に於いては一萬人以上を有するものは新潟山梨、愛知、岐阜の四縣で他はいづれも一萬人以下である。之を前年に比較すれば組合員數は大部分の府縣に於て減少してゐるが、特に著しいのは岡山、山梨、秋田、兵庫の諸縣で何れも二千人以上の激減である。いま多數の組合員を有する二十府縣を列擧すれば左の如くである。

	組合員數	組合數		組合員數	組合數
新潟	二四、四八六	四九七	千葉	五、九二〇	一四九
山梨	一四、二六六	二二七	岡山	五、八〇二	六九
愛知	一四、〇三一	一三一	兵庫	四、九一二	五三
岐阜	一〇、六三五	一七三	福島	四、八六八	八〇
靜岡	九、九三六	八八	德島	四、三五〇	六四
長野	八、八八二	一二	京都	三、八二二	五〇
福岡	七、三六六	一九三	島根	三、六九六	六一
群馬	七、一五七	七四	大阪	三、四三〇	一〇七

埼玉	七、一三〇	八八	秋田	三、三五八	六三
富山	六、〇二六	三一	茨城	三、二八六	四〇

次に小作人組合の運動についてみるに、組合發生の當初に於ては大體に於いて小作爭議を中心とするものに限られて居たが、その後組合の組織が擴大せられるに從つて小作條件の維持改善等の經濟的利益の伸長に關する運動、小作農階級のための政治運動、組織の擴大强化運動等各種の運動を行ふ樣になつた。然るに昭和十三年に於ては支那事變も第二年目を迎へて愈々長期戰に入り國內の對立相剋の緩和乃至解消の上に立つて事變の終局目的達成のため邁進すべき狀態に立至つたので、小作人組合も亦その基調を全面的に轉換し、この新事態に卽應して種々新しい運動方針を樹立するに至つた。卽ち從來行はれ來つた小作料減免運動、耕作權確立運動の如き相剋摩擦を生ずる懼ある運動は極力之を避け、專ら國策の線に沿つて例へば農業生產力擴充運動、大陸移民運動を積極的に展開したのであつた。以下十三年中に於ける主要運動を述べるのであるが、こらではその共通的なるものゝみを取扱ひ農民組合各個の運動は之を次節以下に述べることゝしやう。

農民組合戰線の異動　支那事變勃發後全國農民組合を中心とする中間派農民組合に於いては事變のため從前の階級對立主義的指導精神による小作人解放運動が抑壓せられんとする形勢にあつた爲め、實踐的には漸次運動の基調を國民主義的に轉換せしめつゝあつたが、偶々昨年末の所謂人民戰線事件に若干の有力幹部の被疑檢擧者を出してからは積極的に聲明書を發表して指導精神の轉換を表明したのであつた。而して全農はこれと共に社會大衆黨支持下の各農民團體との合同を企圖し先づ日本農民組合總同盟に積極的に合同の提唱をなしたが、結局この問題を契機として新潟、大阪、兵庫、靑森、福島等の地方有力幹部が遊離し大分裂を生ずるに至つたと共に、他方に於ては日農總同盟との合同にも失敗し、結局舊全農の改組體として二月六日大日本農民組合が結成されたのである。他方日農總同盟內部に於ても本合同問題を繞つて意見對立し、遂に東京、秋田の兩府縣聯合會を失ふに至つたのである。而して右東京府聯合會は、舊全農の分離派の大部分と共に本年一月新たに結成された日本農民聯盟に參加するに至つたが、こゝに就てはこれ等舊全農派と純農本主義派との間に思想的、政治的態度の相違があると傳へられてゐる。

全農の國民主義的組合への改組體としての大日本農民組合の創立と並んで注目さるべきは北日本農民組合の日本主義的組合への甦生であらう。卽ち北日農に於ても前述の人民戰線事件に際して執行委員長玉井潤次氏以外多數の中心幹部が檢擧せられた爲め、統制を失つて所屬支部の解散、組合員の脫退等內部的に大動搖を來したのであるが、給局殘留幹部小山長三郎氏等は綱領を改め日本主義的組合に之を轉換せしめた

のである。

かくの如く左翼的乃至中間的農民組合は國民主義的組合へと新たなる發足をなしたのであるが、他方この間に於いて新たに日本主義的農民團體の發生（日本農民聯盟、西日本農民組合、日本革新農村協議會等）があり、これ等を通じて農民組合戰線は可成り廣範圍に亘つて離合集散を經驗したのである。昨年度までは中間派農民組合と右翼農民組合とに略々二大分されんとするかに見えた我農民組合戰線は本年度に於いては同じく國民主義的方向を辿りつゝも右の如く多數に分裂するに至り多くの問題を今後に殘したのである。

農業生産力擴充運動　支那事變勃發以來、農村に於いては兵馬の應召徴發、軍需産業への勞働力の移動、農業資材の缺乏等によつて生産上大なる支障を來すに至つたが、他方農業生産力の維持擴充は食糧政策上又軍事上緊急の要務とされ、こゝに農業生産力の維持擴充運動は事變下に於ける農村の最も重大なる問題として登場するに至つたのである。これに對して各組合は出來得る限り他の團體と相提携して積極的に生産力擴充運動に邁進することゝなつたのである。

例へば大日本農民組合は四月三十日その第一回全國大會に於いて「農民組合の今日の任務としては先づ勤農報國の誠を致さねばならぬ。而してそれには農民組合は率先して生産力の維持增進の爲めに積極的な運動を起さねばならぬ」といふ運動方針を決定して生産力擴充運動について積極的なる活動を起す方針を立て、又其の他の組合に於てもこれをその綱領中に掲げ本運動を起すやうになつたのである。

而して各組合が本運動に對し具體的に如何なる活動を行つたかを一括してみれば次の如くである。

一、應召小作農家の耕地に對し共同耕作共同經營等を行ひ生産力の減退を防いだこと。二、從來兎角圓滿を缺いだ産業組合、農會と協力して銃後の諸活動を起し、就中農相の提唱せる農業報國聯盟に對しては各組合共贊助團體として協力したこと。三、各農業團體と協力して勤勞奉仕運動、共同作業、共同經營等を行ふ反面未墾地の開拓運動にも積極的なる活動を起したこと（皇國農民同盟の空地反別調査及び之が耕作についての指令、東京府農業聯盟、大阪協同農民組合の休閑地利用方の各知事宛要請）四、事變下に於ける相剋摩擦を排除し生産力の減退を防止するといふ意味から小作爭議に際しては出來る限り圓滿なる解決手段を選ぶやうになつたが、地主の土地引上、小作料値上等に對しては生産力維持擴充、國民生活安定化の立場からして反對運動を起したこと。五、生産力確保の爲には農民生活の安定化が必要なりとして小作料の適正化運動、負擔の公平化運動農村金融の改善運動等を起したこと。六、生産力確保の根本的見地から新に土地制度改革（大日農の耕地民有公營化、日農聯盟の全耕地の自作化）運動

を行つたこと。七、農業技術改善に對し組合主催を以つて講演會、講習會を開催したこと等、これである。

農業報國運動

事變發生以來事態に即應して之が終極目的達成のため協力してきた農民組合は先に結成された國民精神總動員中央聯盟に參加し、その趣旨徹底に努めた外他の關係團體とも連絡提携して來たが、更に本年十一月農業報國聯盟の成立するや各組合は積極的にこれを支持し贊助團體として協力するに至つた。即ち大日本農民組合では九月有馬農相に必要農産品の計畫的增産、農村共同經營の擴充、農村新生活運動の徹底の三大目標を明示し、農民組合をも參加せしめて農業報國運動を行ふべき旨の要請をなし、更に「農業報國運動を開始せよ」との指令を各支部並に各府縣聯宛發送し生産力の維持增進を確保する爲には是非とも農業報國運動の必要なる所以を强調したのである。又愛國勞働農民同志會にあつても十二月八日指令を發して積極的に之に協力する旨を聲明したのである。

大陸移民運動

滿洲事變後大陸經營政策の漸次高調せらるゝに至るや從來國内に於ける農民解放運動を主眼として來たる農民組合の間にも大陸に對する移民運動擡頭し、次いで今次事變の勃發するや、各組合に於ては國民的見地乃至國家的觀念より、將又新東亞建設の立場よりして移民運動の重大性を認識し進んで之に協力すべきであるとなし本運動に對する積極的活動を開始するに至つた。即ち大日本農民組合に在りては第一回全國大會に於いて日滿支綜合的農業國策と大日本農民組合の役割として「極東經濟會議の提唱、分村計畫と國策移民の積極化」等について協議決定するところあり、更に四月二日府縣聯合會等に對し指令並に依賴狀を發し滿洲移民に關心を有する農業實際家中より滿洲移住地視察團を募集し移民地を視察せしめたが、八月再び小作農視察團を結成歸朝現地の狀況報告、關係當局への通信等を行ひ、尙、九月十五日滿蒙倶樂部を組織して移民運動に關する申合を行つたのである。

又新たに結成された日本農民聯盟に於ては「我等は大亞細亞主義を信條とし日本勤勞農民を主體とする東洋民族協和運動の展開を通じ、その解放と進步發展を期す」との綱領を掲げて大陸に對する積極的な運動を展開するの決意を示してゐるのであるが、同聯盟では四月十五日第二回委員會の決議に基き加盟團體に指令を發して滿洲移民團員を選拔し農業移民運動のため之を移民地に派遣して實情を視察調査せしめ、歸朝後要請書を作成し內務、外務、陸軍、文部、司法、農林、拓務の各大臣宛通達し、移民並に宣傳募集の施設方法、指導者の養成と移民の訓練、移民（靑少年義勇軍を含む）の後援と表彰、移民地の機關及施設充實、婦人の移民、移民地農業經營方針の確立、資源開發、內地農業の全般的革新等の諸事

項に關して注意を喚起した。

農村關係法案通過促進運動　第七十三議會は支那事變下の緊張裡に戰時色を濃厚に反映して開會され、國家總動員法案が一擧上電力國家管理案、農地調整法案其の他農村關係法案が一擧上程されたのであるか、之に對して各組合は各自の立場に於いて夫々所屬政黨其の他の團體と連絡して之が通過促進運動を行つたのである。例へば日本農民聯盟では二月十三日第一回委員會に於いて時局突破並に國民生活の安定上缺くべからざるものとして農地調整法案、電力國家管理法案、國民健康保險法案を死守して之が通過を期する旨の決議を行つて取扱を常任委員に一任し、更に三月六日の緊急常任委員會に於いて國家總動員法案通過促進の件に關關して聲明書及要請書を貴衆兩院其の他に提出することに決定した。尙皇國農民同盟、愛國農民同志會、其の他の組合に於ても國家總動員法案、電力國家管理法案、農地調整法案等に關し或は聲明を發し又は政府鞭撻の意味の決議を爲す等非常なる關心を以つて種々なる運動が行はれたのである。

第二節　全國的農民組合各個の運動

一　大日本農民組合

1　運動概況

大正十一年四月神戸に於て創立された舊日本農民組合の後身であつた、我國小作人組合中の大宗をなしてゐた全國農民組合は昨年度までに於いて長年の懸案であつた社大黨支持問題及びこれと關聯する農民戰線統一問題を一應解決したとみられたのであるが、支那事變の勃發によつて從前の階級對立主義指導方針による小作人解放運動が抑壓せられんとするや漸次運動の基調を國家主義的方向に轉換せしめ以つて國策に順應しつゝあつたのである。偶々昨年末の所謂一二・一五事件に關聯して黑田壽男、大西俊夫、岡田宗司氏等の有力幹部が檢擧せられるに及んで全農は積極的に左の如き聲明書を發表し（十二月二十九日）指導方針の轉換を表明すると共に再度社會黨支持の態度を明確にしたのである。

「我等は過去の運動方針を再檢討し、小作組合型を放棄して銃後農業生産力の擴充と農民生活安定のために、勤勞農民全體の運動に再出發せんとす。

其の第一歩として國體の本義に基き反共産主義、反人民戰線の立場を明確にせる社會大衆黨を支持し、黨支持の全農民團體との統一を計り、進んで産業組合、農會その他大衆的農民團體とも提携し、戰時戰後の農業國策の確立に積極的協力をなさんとするものである」

而して其の後社會大衆黨の三輪壽壯氏其の他の斡旋によつて同黨支持關係の日本農民組合總同盟との間に合同問題が進

捗し、本年一月八日合同促進委員會を結成し同時に兩組合の名を以つて全國農民組合の聲明と略々同様の聲明書を發表し併せて中央合同促進委員會を隨時開催し農民運動の新目的並に新運動方針を協議すると共に、山形縣農民組合、富山縣農民組合等に對しては「中央合同促進委員會が隨時連絡をとり合同の促進を計る」旨の申合せをなし、更に二月六日新農民組合結成協議會を開催して政治的には社大黨を支持し、反共産主義反人民戰線の立場を闡明し、從來の組合主義を排除し革新日本の新農村建設のため新農民組合を結成すべきことを決議し、大日本農民組合を創立したのである。併しこの間に於いて日農總同盟は合同に對する意見の不一致から遂に合同を留保するの結果となり、更に他方全農内部に於いても反社大派を中心として新組合の創立方針に異議を唱ふる者が現はれ、これ等は地方的單獨組合を創立するに至つたので、全農は轉換を契機として大分裂を來し、結局結成された大日農は舊全農の改組體としての意義を有するに止まつたのである。併し乍らなほ本組合は昭和十三年末に於いて二十三府縣下に約一萬五千の組合員を有し、杉山元治郎氏を組合長に、依然我國最大の小作人組合たるを失はない。

ところで前述の如く合同に反對して地方的單獨組合を組織せるものは其の後いづれも指導方針を改めて日本主義への轉換を圖つたが、いまこれ等組合の主なるものを列擧すれば次の如くである。

大阪協同農民組合（舊全農大阪府聯）	田邊　納
青森勤勞農民組合（舊全農青森縣聯）	淡谷悠藏
新潟農民聯盟（舊全農新潟縣聯）	稻村隆一
兵庫縣農民聯盟（舊全農兵庫縣聯）	長尾　有
京都愛國農民聯盟（舊全農京都府聯）	田中義夫
西日本農民組合（舊全農福佐聯合會）	石川郁郎

而してこれ等分離派は其後多くは日本農民聯盟に加盟するに至つたが、これ等の中福佐聯合會のみは五月二十八日新綱領を決定して地方的單獨小作組合たる西日本農民組合を創立するに至つた。

なほ大日農は四月三十日その第一回全國大會を開催して新たに綱領、規約、運動方針等を決定したが、これについては後述參照。

本年度に於ける主なる運動は前節に掲げた外、農地調整法に於ける農民組合の農地委員任命運動、風水害對策運動等であらう。

2　大會其の他の會合

第一回全國大會　四月三十日、於東京市芝區三田四國町日本勞働會館、出席者、本部員十三名。地方代議員數五十六名傍聽者五十名で平穏裡に開催された。

大會スローガン左の如し。一、農業生産力擴充、農民生活安定の樹立　一、農村文化の向上と新農村建設　一、勤農報公、擧國一致。

續いて司會者三宅正一氏開會の辭を述べた後全員起立の上國歌齊唱並に國旗に對して敬禮を行つた。次いで司會者指名議長に川俣清音、河合義一の兩氏を權を得て杉山元治郎氏を夫々副議長に推薦し議長就任の挨拶に於て「生業力の擴充、農民生活の安定、日滿支綜合農業政策の確立」を强調した後書記並に大會委員を任命した。次いで日農總同盟代表鈴木文治氏は其の祝辭に於いて「全國農民組合が人民戰線的傾向を排除し新方針の下に新しき結成を以て出發された事は全然同感である。尙合同問題に關しては目下双方に於て論議中にして遲くとも本年八月頃迄には確信を以て合同を完成する」云々と合同の意嚮を洩らした。次いで祝電披露があり、大會委員會報告に於て靖國神社參拜に關する件を決議し、代表者として中林高一氏外四氏を決定、續いて本部報告があつて後、賀川豐彦氏の祝辭があり議事の審議に移つた。

議事次の如し。

(一)　皇軍將士に對する感謝決議　可決

(二)　戰沒將士に對する默禱

全員起立の上一分間の默禱をなした。

(三)　綱領に關する件

質問討論なく後述の如く滿場一致可決

(四)　組合規約に關する件

後述の如く修正可決

(五)　大日本農民組合運動方針に關する件

議案書に基いて大要次の如き運動方針を說明し原案通り滿場一致可決

(六)　米穀檢査の統一改正に關する件

國營による檢査の統一を要求すると共に檢査に伴ふ地主小作人間の負擔の變化を是正して銃後農村の紛議防止を圖るべきであると議案書に基いて證明し可決

(七)　農地保護法に關する件

(八)　農地調整法運用に關する件

(九)　國民健康保險組合對策の件

(十)　組合本部豫算に關する件

以上四議案は時間の都合により一括上提し新任役員に一任と決定

(十一)　宣言に關する件　次の如く可決

宣　言

大陸に於ける我が皇軍の忠勇なる行動に克く皇威を中外に宣揚し、帝國を盟主とする東亞ブロック建設の偉業は著々その基礎を固めつゝある。

昭和五年の農業恐慌以來、暗澹なる一路を辿り來つて我が農村も、今次の日支事變を轉機として、戰時體制下の新事態に對應すべく、銃後生産力の擴充を目標とする幾多の革新的政策の實現に

迫られ、國内農村問題の解決は、日・滿・支一體の雄大なる背景をもつ正しき農業政策確立のうちにもとめられねばならなくなつた。

さきに多數の壯丁を戰地に送れるわが農村は、更に銃後において、食料並びに原料の自給確保のため勸農報國の誠を効すと共に遠く眼を大陸の彼方に注いで、東亞の大地に根ざす民族協知の基底實現のために協力すべき秋である。

今や我が大日本農民組合は日本における生産農民を主體とする最大の大衆組織となつた。

而してその長き傳統と運動とを通じて、今に有する革新的氣魄と協力的精神とは我等の最も誇りうるところのものである。

我等は東亞興隆の黎明に當りこの土に生れし榮光を喜ぶと共に、全國三千萬農民の先達となつて進んで時局擔當の任務につき以て東亞和平の大道に馳せ參ぜんことを誓ふものである。

右宣言す。

昭和十三年四月三十日　　大日本農民組合第一回大會

（十二）役員選擧に關する件

大會委員長より次の通り新役員が發表された

組合長　杉山元治郎
主事　三宅正一
會計　細野三千雄
會計監査　河合義一、菊池養之輔
顧問　賀川豐彦、安倍磯雄、麻生久、松本治一郎
中央委員　松岡二十世外五十三名
名譽理事　淺沼稻次郎、棚橋小虎、水谷長三郎、加藤鐐造、平野學、渡邊潛、安藤國松、行政長藏、石田宥全、佐竹晴記、富吉榮二、松本積善

續いて杉山元治郎氏新役員を代表して挨拶を述べた後同組合各府縣聯合會に對し組合旗の授與式を擧行し、聯合會代表として福岡縣聯合會岡本與市氏が誓詞を朗讀し、最後に杉山議長簡單に閉會の辭を述べた後大日本農民組合の萬歳を三唱し散會した。尙大會終了後午後五時から三宅代試士の斡旋で各府縣代表者三十名は有馬農林大臣官邸に赴き懇談會を開催した。

第一回中央委員會　五月一日、於社大黨本部會議室、農地法、國民健康保險法案等の大會附託事項を審議した。

組合代表者會議　十一月二十二日、社大黨全國大會の決議に從ひ大日農では組合代表者會議を開催、移民國策の積極化に關する要請書を決定、拓相、農相、陸相を歷訪して傳達進言した。

全農秋田縣聯並日農總同盟秋田縣聯との合同大會　二月十三日於秋田市熊井家政學園、大日本農民組合結成後初の地方大會、縣聯合會長に川俣清音氏就任、事務所は横手町に設置と決定。

和歌山縣聯結成大會　三月六日、於和歌山縣教育會館、本部より杉山氏參加、之に依り全農和歌山縣聯は解消した。

京都府聯結成大會　三月十三日、於京都市岡崎公會堂、全農京

都府聯安川房次郎氏司會、「革新勢力の大同團結に向つて邁進すべし」との上申書を社大に提出と決定、會長は田中義男氏就任。その他兵庫、新潟、青森、福岡、東京、岡山、富山、群馬、大阪、埼玉、宮城、長野、北海道、福島、德島、栃木、高知等の各府縣聯結成大會が一月三十日より四月十二日に亘つて行はれた。

3　綱領・規約・運動方針

綱領　第一回大會に於いて附議決定された綱領次の如し。

一、我等は勤農報公の精神に基き、德性を養ひ、識見を啓め以て農村文化の完成を期す。

二、我等は相互扶助の力により農村生活の改善を圖り技術を研き農業生産力維持增大と共同福利の增進を期す。

三、我等は我が國情に立脚し資本主義改革を促進し以て合理的なる新農村の建設を期す。

規約　第一回全國大會に於て附議採擇された組合規約全文は左の如くである。

大日本農民組合規約

第一章　總　則

第一條　本組合は大日本農民組合と稱し、本部を東京に置く

第二條　本組合は綱領、主張、宣言、決議を實現することを以て目的とす

第三條　本組合は、農業に從事する者及び本組合に於て認めたる者を以て構成す

第二章　組合員の權限及び義務

第四條　本組合員は左の權限を有す

一、組合規約の定むる處に從ひ組合の集會に出席し討議議決に加ることを得

一、組合規約の定むる處に從ひ役員の選擧權被選擧權を有す

第五節　本組合員は左の義務を負ふものとす

一、所定の組合費用を負擔する事

二、故なくして役員を辭任することを得ず

三、組合の決定に服すること

第三章　機　關

一、大　會

第六條　大會は本組合の最高決議機關にして大會代議員及中央委員本部役員を以て構成す

第七條　大會は毎年一回組合長之を招集す、但し組合長は所屬聯合會二分の一以上の要求ありたる時は臨時大會を招集することを得

第八條　大會の議長、副議長は大會之を選出す

第九條　大會の代議員は聯合會より選出するものにして、その選出比率は別表の定むる所による但し中央委員會の承認ありたるときは支部より選出することを得

第十條　大會は代議員の定數二分の一以上の出席を以て成立す

第十一條　大會の議事は出席代議員の過半數を以て之を決す、但し中央委員會、又は大會の指定した事項については大會二ヶ月

前の組合費完納組合員數には比例する地區代表投票に依て之を決す

大會議事規則は別に之を定む

第十二條　大會は組合長一名、副組合長一名、中央委員若干名、主事一名、會計一名、會計監査若干名、顧問若干名を選出す

二、中央委員會及理事會

第十三條　中央委員會は大會に次ぐ決議執行機關にして組合を代表し大會に責任を負ふものとす

第十四條　中央委員會は組合長、副組合長、中央委員、主事、會計、會計監査を以て構成し組合長之を招集す

第十五條　本組合本部に左の部門を置く

一、小作委員會　二、産業委員會　三、組織部　四、教育部　五、移民部　六、政治部　七、財務委員會

第十六條　各種部門は中央委員會の統制を受け、部長、委員を以て構成し、中央委員會之を任免す

第十七條　中央委員會は組合の常務執行の爲め理事若干名を互選す

第十八條　理事會は組合長、副組合長、理事、主事、會計を以て構成し組合長之を招集す

第十九條　理事會は組合の事務を執行し中央委員會に責任を負ふものとす

但し理事會の採りたる緊急處理は次期中央委員會の承認を得るを要す

第二十條　理事會は組合決定事項を徹底せしむるため聯合會長會議を年一回以上招集し得るものとす

三、顧問

第二十一條　顧問は顧問會を構成し中央委員會の諮問に應じ又は組合各機關に意見を提出する事を得

第四章　本部役員

第二十二條　本部に左の役員を置く

一、組合長一名　二、副組合長一名　三、中央委員若干名　四、主事一名　五、會計一名　六、會計監査若干名

第二十三條　組合長は本組合を代表し本組合を統轄す

第二十四條　副組合長は組合長を補佐し組合長事故ある場合之に代る

第二十五條　主事は組合長を補佐し組合の常務を處理す

第二十六條　會計は組合の會計を處理す、會計監査は組合會計を監督す

第二十七條　役員の任期は次期大會までとす

第五章　組織

一、支部

第二十八條　支部は町村又は部落を單位とし組合員十名以上を以て組織す

但し支部はその地域内に於て部落班を組織することを得

第二十九條　支部はその設立に當りては組合員名簿役員氏名及び支部規約に本部費一ヶ年分を添へ聯組會を經て本部に申込承認

を得ることを要す

但し聯合會なき地域は本部に直接申込むものとす、支部規約は別に定むる支部規約準則に依ることを要す

第三十條　支部は必要に應じ所屬聯合會の承認を得て地區協議會を設くることを得

二、聯合會

第三十一條　同一府縣内に十箇以上の支部あるときは聯合會を組織することを要す

第三十二條　聯合會は所屬支部役員住所氏名及び事務所を本部に屆出で其の承認を得ることを要す、聯合會規約は別に定むるところの聯合會規約準則に依ることを要す

第三十三條　近接府縣聯合會は相互の連絡のための本部の承認を經て地方協議會を置くことを得

第六章　會計

第三十四條　組合本部費は組合員一名に付き一ケ年三十錢とす

第三十五條　組合費は支部又は聯合會之を取纒め之を本部に納入するものとす

第三十六條　聯合會費は聯合會、支部會費は支部之を定む

第三十七條　中央委員は年額十二圓を組合維持費として本部に納入するものとす

前項の義務を三ケ月に亘り履行せざるときは役員權を停止することあるべし

第三十八條　組合員は毎年十二月末日までに翌年分の組合費を前納することを要す

第三十九條　組合の豫算及び決算は大會の承認を經るを要す

第四十條　會計年度は毎年一月一日より十二月末日までとす、會計細則は別に之を定む

第七章　統制

第四十一條　組合員にして左の一に該當するものは除名又は役員權の停止をなす

一、規約に違反したるもの及び統制を亂したるもの

二、組合の面目を汚損したるもの

三、組合費を納めざるもの

第四十二條　大會及び中央委員會は組合員を除名することを得

第四十三條　支部又は聯合會は其の所屬する組合員にして第四十七條及び第四十八條に該當するものあるときは中央委員會に對し除名申請をなすことを得

第九章　附則

第四十四條　組合の綱領、規約は大會に於て出席代議員過半數の賛否あるに非ざれば變更することを得ず

大日本農民組合府縣聯合會規約準則

第一章　名稱及位置

第一條　本會は大日本農民組合××府（縣）聯合會とす

第二條　本會は××府（縣）下に於ける大日本農民組合に加盟せる組合を以て組織し、事務所を××に置く

第二章　目的及事業

第三條　本會は加盟組合の利益を擁護し、組合の綱領、主張、決議の貫徹を圖るを以て目的とす

第四條　本會は前條の目的を達成するために左の部門を置き必要なる諸事業を行ふ

一、小作農民部
一、自作農民部　農地對策一般
一、協同組合部　協同事業一般
一、負債整理部　農村金融關係一般
一、移民部　移民問題一般
一、政治部　黨組合連絡情報調査一般
一、組織宣傳部
一、教育文化部
一、法律部
一、其他必要なる部（青年、婦人、少年等）

第三章　役員

第五條　本會に右の役員を置く

一、會長一名　一、主事一名　一、理事若干名　一、評議員若干名　一、會計一名　一、會計監査二名　一、顧問若干名

第六條　會長は大會に於て選擧し本會を代表し大會及び理事會の決議に基き一切の會務を處理するものとす

第七條　主事は大會に於て選擧し會長を補佐し本會の常務を處理するものとす

第八條　評議員は大會に於て選擧し、評議員會は大會より次期大會までの決議機關にして大會に對しその責任を負ふものとす

第九條　理事は評議員會に於て互選し理事會は本會の常務執行機關とす

第十條　會計は大會に於て選擧し本會の會計を處理す

第十一條　會計監査は大會に於て選擧し本會の會計を監督す

第十二條　顧問は理事會に於て之を推薦し本會の諮問に應ず

第十三條　會長、主事、理事、評議員、會計、會計監査の任期は各一ヶ年とす

第四章　機關

第十四條　本會の機關を分ちて左の三種となす

一、大會　一、評議員會　一、理事會

第十五條　本大會は會の最高決議機關にして本會役員並に代議員を以て構成し本會の重要なる事項を協議決定するため毎年一回會長之を招集す

但し理事會に於て必要と認めたる場合は臨時大會を招集することを得

第十六條　評議員會は大會に代る決議機關にして評議員及び本會役員を以て構成し本會の重要なる事項を協議決定するため會長隨時之を招集す

第十七條　理事會は大會及び評議員會の決議執行機關にして會長主事、會計、會計、監査を以て構成し本會の常務を執行す

第十八條　大會代議員は本會加盟支部を以て選擧區とすその選出比率は別に之を定む

（以下省略）

運動方針　右第一回全國大會にて可決された昭和十三年度運動方針の要綱は次の如くである。

一、生産力の維持增進
(一)　農業技術の研究改善（イ、品種の改良　ロ、栽培技術の改善　ハ、病蟲害驅逐の徹底）
(二)　農業經營の改善（イ、家族勞力總動員　ロ、多角的農業經營の奬勵　ハ、立體農業の經營）
(三)　地方の保持增進（イ、各種の土地改良事業の勵行　ロ、深耕と表土增加　ハ、適當なる肥料の補給　ニ、耕耘除草の勵行　ホ、耕地の災害防禦）
(四)　肥料の合理化（イ、輸入肥料減少に對する準備工作　ロ、自給肥料の增産）
(五)　農民の知識向上
二、農民生活安定のための諸活動
(イ)戸數割の免除乃至減額　(ロ)公正なる小作料の決定基準と耕作權の確立　(ハ)土地國有制の確立と農地の部落組合管理
(ニ)農村金融の改善と農家負債の整理　(ホ)副業奬勵と農村工業化の促進　(ヘ)農村新生活運動の提唱
三、農村における建設的主張
(イ)綜合的國營農業保險制の充實　(ロ)肥料の國營　(ハ)米穀の專賣制と戰時食糧制の確立　(ニ)土地の國有
四、日滿支綜合的農業國策と大日本農民組合の役割
(イ)極東經濟會議の提唱　(ロ)分村計畫と國策移民の積極化

二　日本農民組合

本組合は昭和六年十一月全日本農民同盟の後身たる全日本農民組合と舊日本農民總同盟との合同によつて組織されたもので、その創立當初に於ては社會民主主義を奉じ社會民衆黨支持の態度を明らかにしてゐたが、翌七年國家社會主義に轉向し現在の愛國政治同盟の前身たる日本國家社會黨の有力なる支持團體となつた。併し其後昭和八年に至つて同黨支持を取消し、新たに兵農一致の大衆運動に基礎を置く皇道會を積極的に支持するに至り爾來益々緊密なる連絡を保つてゐる。本組合は右の事情からも豫想される如く「皇道政治の徹底、資本主義機構の改廢、農村文化の建設」を綱領としてゐる。

本組合は昭和十二年二月頃より一大右翼農民團體の結成を企圖し、同年七月支那事變勃發するや皇國農民同盟との間に愛國農民團體協議會を結成して國民精神總動員運動に參加したが、更に本年度に於ては產業勞働倶樂部との間に厚生倶樂部を設立し、長期建設銃後農村生活の安定、生產力の維持擴充を主張し、また本年十一月農業報國聯盟が結成せられるや、これ贊助團體として協力することゝなつた。

而して本組合は大日農に次ぐ大なる組織を有し、而かもその組織は主として山梨、福岡、新潟等に集中されてゐる關係上、これらの地方に於ては一勢力を形成してゐると傳へられ

てゐる。而して平野力三氏を會長としてこれら諸縣に約一萬二千の組合員を有してゐる。なほ本組合は他組合に比し本年度に於いて最も動搖の少なかつた組合であつたといふことは注目されてよいであらう。

三　日本農民組合總同盟

本組合は日本農民組合内の全日本農民組合一派が昭和六年末以來國家社會主義に轉向すべく策動中これを潔とせざる組合内の舊日本農民組合總同盟の一派が翌七年四月再び分裂して元の日本農民組合總同盟に還元した組合である。爾來本總同盟は、自主協同の實踐による團結を以て資本家階級の取によつて極度に荒廢した農村制度を改革し、資本の搾取を排除すべきことを强調し、社會大衆黨支持の線に沿つて農民の生活權確立のための運動を行つてゐる。

而してその組織は東京、神奈川、秋田、廣島、長野、埼玉の諸縣に亘つてゐたが、本年初め大日本農民組合の創立に際し之との合同問題を繞つて動搖を生じ、遂に秋田、東京の兩府縣聯合會を失ふに至つた。現在鈴木文治氏を會長として組合員約千三百を有してゐる。

第三節　地方的農民組合各個の運動

一　北日本農民組合

本組合の創立は遠く大正十三年に遡るが、その後昭和六年八月全會新潟縣聯合會と合併し玉井潤次氏委員長となり全農全會派新潟聯合會を作つたが、昭和九年十月北日本農民組合と改稱し今日に至つたものであつて、本組合獨自の活動は主として右昭和六年以降のことに屬するのである。

最近は本組合は一聯合會、四一四支部と三千數百の組合員を有し、全農新潟縣聯と共に新潟縣農民運動の二大支柱をなしてゐたが、支那事變後はその指導精神（日本無産黨支持）の故に運動の轉換を迫まられ受難期を迎へたのであるが、特に昭和十二年末の所謂一二・一五事件に委員長玉井氏以下多數幹部の檢擧せらるゝに及んで、その統制力を失ひ所屬支部の解散、組合員の脱退等相次ぐ内部的の動搖のためにその勢力は著しく削がれた觀があつた。茲に於いて小山長三郎氏以下の殘留幹部は必死の崩壞防止策を講ずると共に、東京興民倶樂部に接近し組合の指導方針を改めて日本主義的組合への一大轉換をなすことを決意し、本年一月十九日支部代表者會議を開催して新行動綱領（本年鑑前年度版參照）を決定したが、更に陣容の整備をなして八月二十七日新潟市白山小學校に於いて第十三回年次大會を開催、右の綱領を決定して國策に順應せる更生の第一歩を踏出すことゝなつた。

〔綱領〕

一、我等は國體の明徵を基礎としたる新日本文化の完成を期す。

二、我等は國民全體の利益を代表し國家奉仕の犧牲を尊重すると同時に搾取なき新農村の建設を期す。

三、我等は兵農兩全の國家觀念を强調し培本勤勞の生産力擴充と農民生活の改善を期す。

なほ本組合は現在、組合長玉井潤次氏、理事長小山長三郎氏の下に約二千二百の組合員を有し地方的單獨農民組合としては我國最大のものである。

二　皇國農民同盟

本同盟は昭和八年十二月全國農民組合大阪府聯合會（總本部派）から脱退した吉田賢一氏並にその一派の人々によつて所謂日本精神に基く農村共同體の完成を目的として結成されたものである。創立以來新日本の建設、昭和維新實現の爲め早くより全農民の大同團結を提唱してきたのであつて、昨年度に於ては支那事變勃發以後日本農民組合との間に愛國農民團體協議會を結成し密接なる連絡の下に戰時農村對策の確立並に銃後活動に努めつゝあつたが、本年十二月その組織の中心部たる大阪に於いて組合幹部小西氏等の脱退をみるに至り、組合は目下相當の動搖をみてゐる有様であると云はれてゐる。

なほ本同盟は吉田賢一氏を理事長に大阪、奈良、和歌山、鳥取縣下に約千六百の組合員を有してゐる。

三　日本農民聯盟

昭和十三年一月十六日長野農村更生聯盟の小山亮氏を中心として山形縣農民組合木村武雄氏、信州鄕軍同志會中原謹司氏、甲府革新黨今井新造氏等農村選出代議士及び日本農民組合同盟佐藤吉熊、舊全國農民組合稻村隆一、長尾有の諸氏其の他地方有力農本主義者等が革新的日本主義農民運動の遂行を目的として左の綱領を定め日本農民聯盟を結成した。

〔綱領〕

一、我等は日本建國の精神に基き資本主義を改革し國民共同體の完成を期す。

一、我等は農業の公益性を確認し全勤勞農民の强力なる自主組織と訓練とを通じ農業生産力の發展と農村文化の向上を期す。

一、我等は大亞細亞主義を信條とし日本勤勞農民を主體とする東洋民族協和運動の展開を通じ其の解放と進歩發展を期す。

而して本聯盟の創立は舊全國農民組合及び之を改組して成立して大日本農民組合並に日本農民組合總同盟に相當の打擊を與へた。即ち大日本農民組合に於ては組合結成前既に舊全農の前記稻村、長尾、田邊、淡谷の諸氏を始め愛媛の渡邊國一氏等が參加し、結成後更に京都の田中義雄氏等が參加し、又日本農民組合總同盟に於ても東京府聯合會が本聯盟に參加した。尙本聯盟は前記諸氏の外土佐農民總組合大石大氏、富山

縣農民組合聯合會矢後嘉藏氏等の加盟を得て我國農民團體中に一大勢力を醸成するに至つた。併し乍ら其の内部に於ては純農本主義派と舊全國農民組合派との思想的懸隔、東方會支持問題を繞る政治的態度の相異等がある模様である。

なほ本聯盟は小山亮氏を中心として加盟人員約五千七百を有してゐる。

四　愛國勞働農民同志會農民部

昭和十一年愛知、富山、新潟、山形、山梨等の諸縣下における地方有力農民組合の間に愛國派農民戰線統一の爲協議會の結成が提唱されたが不成立に終つたので、之等組合は初志貫徹の爲先づ全國的團結への過程として同年七月愛國勞働農民同志會内に農民部を組織した。其の後、本農民部は地の勞働、農民、政治團體と時局協議會を結成して戰時農村政策の斷行、日本主義的農民運動の根本方針確立に務め、支那事變發生後は國民精神總動員運動に參加して專ら銃後活動に務め更に昭和十三年十一月農業報國聯盟結成さるるや贊助團體として積極的に之を支持するに至つたものである。

本會農民部は中澤辨次郎氏を部長として、所屬農民部員約四千名を有してゐる。

五　西日本農民組合

舊全國農民組合所屬福佐聯合會は昭和十三年二月舊全農解體後暫く日本農民聯盟の創立、大日本農民組合の結成等を靜觀したる結果、時局下に於ける社會思想の急轉回に鑑み日本主義的農民組合に改組するに決定、五月二十八日次の如き綱領を掲げ西日本農民組合を創立した。

〔綱領〕

一、我等は建國の本義に則り理想的農業共同體の完成に努め、革新日本の實現を期す。

一、我等は隣保共助の精神に基き農村生産力の擴充を期す。

一、我等は知識を昂め德性を涵養し農村文化の發展を期す。

本組合は石川郁郎氏を組合長とし福岡縣下に組合員約一千名を有してゐる。

第五章　勞働者教育運動

各種の勞働者教育中、獨立的・自主的教育方針を採る勞働學校は大正十三、四年當時二十數校（宗教的人道的乃至協調的なものをも含めて）に達してゐたが、滿洲事變後殊に最近の對支事變の急激な社會情勢の變轉に加ふるに、經營難、講師難、生徒募集難によつて漸次其數を減じ、舊態依然たるものは今日全くないといへるほどである。現にかつてこの種勞働者教育における進歩的施設として注目された東京深川の帝大

セツルメントも本年遂に解散し（第五篇第四章學生運動の項參照）、又組合、政黨の外廓的教育機關として健闘を續けた大阪勞働學校の如きも勞働教育會館における勞働學校委員の解任により事實上その活動を停止するに至つたことは、共に注目すべき事象であつた。

この『大阪勞働學校』は大正十一年六月一日安治川教會を假校舍として開設され、爾來十七年苦難な無産者教育を續け多くの有力な無産運動關係者を出したのであるが、昨年の秋期講習終了後同校經營委員會の決議により、殘業夜業も多く生徒の出席も困難なる點に鑑み其後當分休校を續けることとなつてゐた。かくて、本年二月三日東京の高野岩三郎氏邸において大阪勞働教育會館理事會を開催し、會館規定第三條を「本會館は勞働生活に必要なる知識の普及を目的とし、會館の經營其他必要と認むる事業を行ふ」と改正、從つて同校經營委員は自然解任となり、「一般無産者及無産階級運動に必要なる知識を與ふる」を目的とする大阪唯一の自主的無産者教育機關はかくして遂にその機能を停止するに至つた。さらに大阪勞働學校と有機的な關係を保ち來つた神戸勞働學校も亦從來の頽勢に加ふるにこの影響をうけ閉鎖同樣の運命に陷り、全日本勞働總同盟直屬の日本勞働學校のみがただ僅かに殘存するのみである。しかしこれとても、大森、吾孀、城東其他の地域における巡回講座に熱心な聽講者を集め得てはゐるが、中央の定期講義への出席者は殘業に續く休日出勤といふ如き事情に阻まれつつ、漸減の一途を辿つてゐるやうである。しかも他方では勞働者大衆を目標とした産業報國運動、殷賑産業銃後生活刷新運動或ひは工場塾の如き教育運動が働きかけつつあるのであつて、組合、政黨の如きもこれに善處すべき積極的教育方針を樹立すべき事態に立至つてゐる現狀である。尙參考迄に組合、政黨の代表的教育運動を左に掲げてをく。

全日本勞働總同盟の教育活動　總同盟第三回中央委員會（七月九日）は「組合並に職場の主要なる幹部に時局認識の强化、戰時下勞働運動は八月一杯聯合會、組合の所在地において組織の要所に隅々まで徹底せしめるやう計畫されたものであるが、その目的及題目は次の如くである。

〔目的〕

イ、組合並に職場の主要なる幹部に時局認識の强化、戰時下勞働運動の積極化に資するための教育

ロ、時局下政治、經濟、思想、社會生活、勞働運動の動向に關する一般的研究に止らず、幹部相互の討論による具體的實行的運動の研究

〔題目〕

(1)　一般的

イ、戰時政治經濟進行の實情とその勞働階級に及ぼす影響

ロ、戰時體制下における勞働問題とその對策
ハ、戰時下勞働運動の立場と運動方針
(2) 特殊的
イ、銃後産業協力運動の進行狀態とその方策
ロ、戰時體制下の勞働組合の組織並に機能の擴充方策
ハ、勞資調整問題（産業報國會等）の實際批判と對策
ニ、平和産業並に戰時下失業問題の動向とその對策
ホ、國家總動員法發動に伴ふ勞働組合の對策
ヘ、戰時生活確立運動の意義と實行方法
ト、物價對策並賃銀問題對策

社會大衆黨の教育部活動　最初は中央政治學校の開校を前年度通り計畫してゐたが、時局柄教育講習會の方を重視して政治學校の開校を中止し「國民精神總動員夏期講習會」に主力を注いだ。本講習會は東京、大阪、八幡、松本、廣島、盛岡、名古屋、稚内、其他で開かれたが、殊に大阪、盛岡は相當の成果を收めたやうである。

尙講義題目は次の如くである。
一、日支事變の意義（戰爭論）
一、産業問題（生産擴充、轉業問題、勞働更生）
一、農村更生問題
一、新生活運動

尙本年閉校した當時の大阪勞働學校及大阪勞働教育會館の役員は次の如くである。

大阪勞働學校及大阪勞働教育會館役員
〔學校經營委員長・教育會館理事長〕　高野岩三郎
〔名譽校長・名譽理事〕　賀川豐彦
〔經營委員〕　×森戸辰男、×松澤兼人、×後藤貞治、×林要、小岩井淨、阪本勝、齋藤廣、笠信太郎、西尾末廣、田万清臣、山口常次郎、上條愛一。
〔會館理事〕（上記委員中×印のほか）　河上丈太郎、村島歸之井上良二、安藤國松。
〔學校主事〕　桑島南海士

尙現存する勞働學校のうち、その代表的なるものの現況を掲ぐれば、

日本勞働學校　東京市芝區三田四國町二ノ六、大正十年九月創立、日本勞働會館經營、理事長松岡駒吉、主事穗積七郎。
〔授業〕　夜三時間週一回四科目、年二回六ヶ月修了、月謝二十錢。
〔學科〕（講師）　政治講座（片山哲、川原次吉郎、麻生久、河上丈太郎、喜入虎太郎、三輪壽壯、蠟山政道）、經濟講座（岩野晁次郎、石橋湛山、上田貞次郎、小汀利得、土屋喬雄、難波田春雄野崎龍七、橋爪明男、山田秀雄）、社會勞働問題講座（鮎澤巖、石川準十郎、稻葉秀三、上條愛一、河野密、北澤新次郎、菊川忠雄、田村民安、鈴木文治、松岡駒吉、本位田祥男、穗積七郎、岸晟、赤松常子）、時事問題講座（大西齋、關口泰、宮崎正義、佐々弘雄、笠信太郎、尾崎秀實）、科外・英語（穗積七郎）工學

（宮本喬）

〔生徒〕六五名内女三名。卒業者總數六二五名、内女五四名。

〔入學資格〕工場勞働者、商店從業員等。

〔備考〕「事變以來夜業のため出席率殊のほか減少し、各地域を巡廻する短期講座に主力を注ぐ」狀態にあり。

日本農民福音學校　兵庫縣武庫郡瓦木村高木、昭和二年二月十一日創立、校長杉山元治郎。

〔授業〕年一回、一ヶ月終了、晝夜を通じ約八時間、月謝無料

〔學科〕聖書、農村問題、農村經營、農村社會事業、農村衞生、農村副業、農産加工、立體農業、農村娯樂、社會問題、社會事業、協同組合論。

〔講師〕杉山元治郎、賀川豐彦、藤崎盛一、竹崎外彦、金田弘藏、吉田源治郎、其他。

〔生徒〕二〇名。

〔入學資格〕農業に從事せる滿十八歳以上の者。

廣島勞働學校　廣島市大手町七丁目廣島縣社會課内、大正十三年九月一日創立、廣島縣社會事業協會經營、校長　縣社會課長。

〔授業〕夜二時間、週三回、一年月謝一ヶ年六圓。

〔學科〕修身、社會學、社會思想史、英文學、日本文學、哲學思潮、經濟學、近世外交史、工場法規、民法、刑法、憲法、日本思想史、日本精神、宗教、金融。

（講師は主として文理大、高師教授、控訴院關係司法官及縣廳の有力者）

〔生徒〕九四名、内女九名。卒業者五二七名、内女三〇名。

〔入學資格〕男女十八歳以上。

〔備考〕「例年工場勞働者多きも本年度は鐵道、遞信、銀行關係者多く、大部分中等學校卒業程度」であると。

社會問題講座　大阪市北區中ノ島朝日ビル内協調會大阪支所、昭和十一年五月創立、大阪支所經營、代表者松村勝治郎。

〔授業〕夜三時間、週三回、年二回、一ヶ月終了、講習料一期二圓。

〔生徒〕約一〇〇名、内女數名。卒業者約千名。

〔入學資格〕滿十八歳以上の男女。

〔學科〕社會と文化（難波紋吉）、現代社會思想（恒藤恭）、社會問題の新展開（石川興二）、社會政策（河田嗣郎）、社會運動（村山重忠）、東亞經濟政策（谷口吉彦）、戰時財政（岡野清豪）、新東亞建設下の日本經濟（武内文彬）、戰時勞働統制問題（相原眞二）、厚生運動（深山杲）、社會立法（末川博）、農村問題及産業報國運動（松村勝次郎）――昭和十四年六月開講のもの――

主要勞農組合一覽表

（聯合體及單獨組合）〔備考〕昭和十四年本研究所調であるが、なほ前年版參照。

組合名	所在地	創立年月	支部數	組合員數(女)	幹部
（番外）日本勞働國策協會					
日本勞働國策協會	東京市芝區三田四國町二ノ六	昭和一三、二、一八	（日本勞働組合會議 皇國海員同盟 外個人會員）		主事 上條愛一
I、日本勞働組合會議系					
日本勞働組合會議	東京市芝區三田四國町二ノ六	昭和七、九、二五	五團體	一三、五六一	（議長 松岡駒吉 書記長 上條愛一）
（加盟團體）〔支持政黨〕—社會大衆黨・〔機關紙〕—「勞働國策」					
日本勞働總同盟	東京市芝區三田四國町二ノ六	大正元、八、一	（二同盟 一二聯合會 六〇組合）		（會長 松岡駒吉 副會長 西尾末廣 主事 原虎一）
〔支持政黨〕—社會大衆黨・〔機關紙〕—「勞働」、外ニ一般的勞働雜誌「勞働日本」・昭和一四、七舊全國勞働組合同盟系組織ノ分離ヲミタ・昭和十四年度大會ハ支部數組合員數ヲ發表セズ・昭和十二年現勢ハ一一八組合九四九二六・十四年度大會ハ「全日本」ヲ「日本」ト名稱ヲ復舊					
（直屬）					
製綱勞働組合	川崎市河原町七五六	大正一五、二			三木治朗
セメント勞働組合	川崎市大島	同			土井直作
石油勞働組合	横濱市鶴見區潮田二町四五九	大正一五、四			三木治朗
關東同盟	東京市芝區三田四國町二ノ六	大正二、一			（會長 松岡駒吉 副會長 三木治朗 主事 原虎一）
東京聯合會	同	昭和二、四	一一組合		德永正報

鐵工組合	同	大正一三、一一	原虎一	
關東紡織労働組合	同	大正一五、一一	松岡駒吉	
運輸労働組合	同	昭和二、六	富田繁藏	
關東合同労働組合	同	大正一五、一二	松岡駒吉	
關東電球硝子産業労働組合	同	昭和六、三	德永正報	
出版産業労働組合	同	大正一五、一〇	德永正報	
東京塗装工組合	同	昭和六、五	原虎一	
東京都市從業員組合	同	昭和二、一	石原美行	
關東タイル煉瓦工組合	同	昭和二、五	原虎一	
日本縫工組合	同	大正二、三	藁科義茂	
東京瓦工組合	同	大正一四、五	熊本虎藏	
神奈川縣聯合會	大正一四、四	二組合八支部	三木治朗	
染色労働組合	同	昭和四、七	土井直作	
神奈川合同労働組合〔所屬支部〕—製綱労働川崎支部、セメント労働川崎支部、鐵工組合神奈川支部會、醸造労働カスケード・京濱兩支部、運輸労働水上第一支部	同		齋藤勇	
靜岡縣聯合會	昭和二、三	三支部	山田重太郎	
〔地方部〕				
關東醸造労働組合	大正二、七	〔一一組合支部聯〕	横山富治	
埼玉労働組合	大正一四、六		齋藤初五郎	
千葉縣聯合會	昭和三、六		横山富治	
千葉合同労働組合	昭和二、三		横山富治	

秋田縣聯合會	秋田縣能代港町大町	昭和七、五	六組合	宮腰庄太郎	
秋田製材職工組合	同	大正八、一一		猪俣孫一郎	
秋田樽丸工組合	同	昭和五、五		宮腰庄太郎	
秋田石油勞働組合	同	昭和九、一		宮腰庄太郎	
秋田合同勞働組合	同	昭和八、六		宮腰庄太郎	
能代製材勞働組合	同	昭和九、四		宮腰庄太郎	
能代柾葺工組合	同	昭和九、八		宮腰庄太郎	
關西同盟	大阪市此花區上福島南一ノ一七	大正八、四	四組合	金正米吉	
大阪聯合會	大阪市此花區上福島南一ノ一七	大正六、六		西尾末廣	
大阪金屬勞働組合	同	大正一〇、七		前田種男	
大阪合同勞働組合	同	大正一〇、七		金正米吉	
大阪自動車交通勞働組合	大阪市港區西田中町四ノ五	昭和七、八		本田滋二	
關西紡織勞働組合	大阪市此花區上福島南一ノ一七	大正一五、二		西尾末廣	
泉州地方協議會	堺市材木町二四	昭和五、一		種田鐵馬	
京都聯合會	京都市下京區大宮花屋町上ル	昭和三、六	六組合	國島泰次郎	
京都合同勞働組合	同	昭和三、五		渡邊清一	
京都友化產業從業員組合	京都市中京區壬生相生町	昭和七、一〇		服部岩造	
京都映畫從業員組合	京都市上京區千本中立賣	昭和五、六		杉山朝光	
京都印刷從業員組合	京都市下京區大宮花屋町上ル	昭和一三、二		八木萬次郎	
京都食料產業勞働組合	同	昭和五、五		高橋勝	
伏見製樽工組合	京都市伏見鷹匠町	昭和五、三		薄井龜市	
兵庫縣聯合會	神戸市兵庫區須佐野通五ノ三ノ二	昭和五、六	九組合	今津菊松	
尾崎ゴム從業員組合	神戸市葺合區脇濱町三丁目	昭和七、五		宗繼定雄	

神明自動車從業員組合	神戸市兵庫區須佐野通八ノ一七七	昭和六、一〇	石間太郎
日本スレート工組合	兵庫縣武庫郡本庄村青木	昭和六、二	松
小賣商聯盟	神戸市葺合區日暮通五ノ一〇ノ三七	昭和七、五	金子巽
神戸映畫演劇從業員組合	神戸市兵庫區須佐野通五ノ二ノ三	昭和一〇、九	山本竹由
灘樽工組合	兵庫縣御影町濱中三八九	大正一三、二	山本竹由
灘輪竹工組合	同	大正一三、二	山本傳治
神戸石油勞働組合	神戸市林田區長樂町八ノ二一	昭和八、七	金子巽
	他ニ、製綱勞働兵庫支部（神戸）及尼崎金屬勞働組合（尼崎）アリ		西尾豐吉
愛知縣聯合會	名古屋市中區葉場町三三	昭和五、九	三組合
〔加盟組合〕—中京鐵工組合（昭和五、三創・事務所聯合會ニ同ジ）・中京合同勞働組合（昭和九、一〇創・同上）・中京木材勞働組合（昭和七、六、同上）			鳥井幸右衛門
中四聯合會	廣島縣因島土生町	大正一四、六	〔一一〕組合支部
因島勞働組合	同	大正一〇、九	金正米吉
高知縣聯合會	高知市中須賀町二一五	昭和九、一〇	一〇組合
高知縣自由勞働者組合	同	昭和三、三	木下武夫
高知建築從業員組合	同	昭和六、六	氏原一郎
土佐典具紙從業員組合	高知市旭上町	昭和一〇、八	氏原一郎
旭製紙勞働組合	高知市中須賀町六六	昭和六、三	氏原一郎
高知砂利採取人組合	高知市旭町三丁目	昭和九、六	氏原一郎
土佐機械和紙從業員協同會	高知市中須賀町二一五	昭和八、一三	氏原一郎
高知印刷從業員親交會	同	昭和八、二	氏原一郎
高知縣履物工組合	高知市天神町二四〇	昭和二、一〇	山本春吉
			氏原一郎
			氏原一郎
			氏原一郎
			久松友衛

香南勤勞同志會	高知縣香美郡香宗村	昭和九、二			西内馬治	
土佐石灰職工組合	高知縣長岡郡稻生村	昭和二、一〇			岡崎武夫	
九州聯合會	小倉市南山越町	昭和三、一〇	二組合 二協議會 二支部		伊藤卯四郎	
日本石炭坑夫組合	福岡縣飯塚市菰内	昭和二、七			伊藤卯四郎	
長崎印刷技工組合	長崎市旭町三ノ四	大正一五、七			田中定吉	
福岡地方協議會	福岡市新柳町二ノ六七	昭和二、一			宮崎太郎	
戸畑地方協議會	戸畑市昭和通五丁目	昭和二、六			元坂順次	
日本港灣從業員組合	〔所屬支部〕—製綱勞働小倉支部・セメント勞働門司支部					
日本勞働總聯盟	横濱市中區北仲通六ノ六六	昭和三、八	一一	一七、三〇〇	〔組合長主事〕岡崎麻生 喜憲市	
日本製陶勞働組合同盟	大阪市住吉區墨江東五ノ一六	大正一二、一二、二六			〔會長主事〕八木内田 信一文市	
東京瓦斯組合	名古屋市東區撞木町二ノ八	昭和六、七、一六			〔委員長書記長〕伊藤田 榮次郎肇	
	東京市芝區濱松町一ノ四 小木ビル	大正五	二四	三、六〇〇(三〇)	委員長 大門義雄	
	〔支持政黨〕—社會大衆黨・〔機關紙〕—「東京瓦斯勞働」・昭和十一年再建・昭和十二年組合會議再加盟					

Ⅱ、皇國海員同盟系

皇國海員同盟 (加盟團體)	東京市芝區海岸通三 海員協會東京出張所内	昭和一三、一〇、一〇	二團體		常任理事 宮本吉太郎 堀内長榮	
日本海員組合	神戸市神戸區海岸通三ノ二六	大正一〇、五、七	一九	一三七、〇〇〇	〔組合長副組合長〕堀内長榮 米窪滿亮	
	〔支持政黨〕—社會大衆黨・〔機關紙〕—「海員」					

海員協會　神戸市神戸區下山手八ノ二九七　明治三九、一、一五　一〇　一七、〇〇〇　〔會長 宮本吉太郎　主事 鈴木倉吉〕

〔支持政黨〕—社會大衆黨・〔機關紙〕—「制海」・昭和十三年無線技士會ヲ合

Ⅲ、愛國勞働組合全國懇話會系

愛國勞働組合全國懇話會　東京市芝區三田一五　昭和二、四　高山久藏

創立當時ノ勢力ハ一一團體約八萬人ト稱サレタガ現勢ハ不詳・昭和十三年日本産業勞働クラブ及愛國勞働農民同志會ガ脱退

（主要加盟團體）

日本勤勞報公聯盟　東京市芝區三田四國町一五　昭和一三、二、一三　高山久藏

〔支持政黨〕—日本革新黨・昭和十三年十一月日本勞働組合總聯合（大正一五、一創立）ヲ表記ノ如ク改稱・昭和十二年ニオケル現勢ハ五聯合會二萬五千人

愛國從業員組合總聯盟　名古屋市中區西日置町一ノ八　昭和三、三、三　〔五聯合會 一七組合　五、五〇〇　〔會長 山崎常吉　主事 梶田正利〕

〔支持政黨〕—日本革新黨・〔機關紙〕—「愛從聯」

〔加盟聯合會〕—大日本忠孝勞働組合（名古屋市中區西日置町・昭和一〇、七創・四組合・『長』山崎常吉）△三河愛國從業員組合聯盟（豐橋市東小田原町三二・昭和一〇、二創・七組合・『長』露久保賢治）△日本革新勞働組合聯盟（愛知縣一宮市花祇通三ノ一七・昭和六、五創・三組合・『長』梶田勝利）三重愛國從業員組合聯盟（宇治山田市吹上町谷方、昭和一一、七創・四組合・『長』露久保賢治）△愛國勞働組合瀬戸地方協議會（愛知縣瀬戸市日ノ出町・昭和一〇、一二創・五組合・『長』戸松仙九郎）

Ⅲ、其他ノ聯合體組合

興國交通勞働聯總盟　東京市京橋區築地三ノ八　築地ビル　昭和一四、　五組合　三〇、〇〇〇（五、〇〇〇）　委員長 村越喜市

〔政黨關係〕—社會大衆黨ト協力・〔機關紙〕—「日本交通勞働新聞」・昭和十四年日本交通勞働總聯盟（大正一五、

六創立）ヲ改稱

〔加盟組合〕―東京交通勞働組合（昭和四、四創）△東京自動車勞働組合（昭和九、一二創・東京市京橋區越前堀一ノ三）△大阪市電交通勞働組合（大阪市大正區大正通一ノ一九・昭和一二・四）△大阪市電從業員組合（事務所同上・昭和九、一〇）△大阪自動車從業員組合（大阪市港區八幡屋元町一、昭和四、一〇）

海軍官業勞働組合聯盟

吳市藏本通一二丁目一五　大正一三、三　七組合　〔林一　安田加助年彦〕

〔支持政黨〕―ナシ・〔機關紙〕―「海聯時報」・昭和十二年現勢ハ七組合五一、九〇〇・昭和十四年十月名稱ヲ「海軍工員勤勞興國組合聯盟」ト改稱

〔加盟組合〕―横廠工友會（横須賀市山王町四八・大正一三、八創）△吳海工會（吳市藏本通六ノ五・大正一三三創）△佐世保勞愛會（佐世保市島ノ地一〇九、大正一三、三創、『長』中野信雄）△廣廠工僚會（廣島縣加茂郡廣村・大正一三、三創）△舞鶴共立會（京都府東舞鶴市餘部・大正一三、三創・『長』篠島長吉）△平塚總愛會（神奈川縣平塚市平塚一四四八、昭和二、二創）△德山燃工會（山口縣德山市寺町・大正一五、一〇創・長明石春二）

日本産業勞働倶樂部

東京市麹町區有樂町一ノ四　昭和八、六、八　二三組合　三四、九六〇　西山仁三郎

〔支持政黨〕―ナシ・〔機關紙〕―「日本産業勞働」・昭和十三年愛國勞働組合全國懇話會ヲ脫退・昭和十四年十一月倶樂部ヲ解散シ、新ニ産報機關「日本産業同志會」ヲ結成・尙昭和十三年末現勢ハ次ノ如シ

〔加盟組合〕―自疆會（六、四〇〇）△工愛會（四、八〇〇）△行田足袋職工組合（三、六〇〇）△健生會（三、二〇〇）△自動車從業員會（三、一〇〇）△神奈川自疆組合（一、七五〇）△山サ淸明會（一、六五〇）△中正會（一、六〇〇）△シチズン時工會（一、二〇〇）△日本靴工組合（一、二〇〇）△日本建鐵勇信組合（一、二〇〇）興信勞働組合（一、一〇〇）△高友會（七五〇）△明德組合（六〇〇）△城東自榮組合（四五〇）△自揚會（四五〇）△日本鋼板工友會（三六〇）△日石勞働組合（三五〇）△自勵會（三三〇）岩鋼會（三〇〇）△共榮組合（一二〇）△山中從業員組合（五〇）

愛國勞働農民同志會

東京市麹町區內幸町一ノ三ノ二　太平ビル別館　昭和八、三　〔會長　松本勇平　總務　今村等〕

大日本産業勞働團〔支持政黨〕―ナシ・〔機關紙〕―「愛國勞働農民新聞」・昭和十三年愛國勞働組合全國懇話會ヲ脫退・昭和十三年ニオケル現勢ハ七團體二五、五一四　理事長　陶山篤太郎
東京市澁谷區穩田一ノ一二五　昭和二三、八、三
〔支持政黨〕―大日本青年黨・〔機關紙〕―「太陽大日本」・昭和十三年・現勢ハ四聯合會二團體二、二〇〇

V　單獨組合

東電職員同志會　東京市神田區旭町六　昭和一四、三、一三　池上榮吉
〔支持政黨〕―ナシ・〔機關紙〕―「東電職員新聞」・昭和十四年三月、東電從業員組合（昭和二、二創・『長』岩永榮吉組合會議加盟）・東電愛國同盟（昭和一〇、五創・『長』佐藤守義・愛國懇話會加盟）ト合同シ、新ニ表記團體成ル
東京市神田區美土代町一一ノ三　大正一三、五、二〇　一五　八〇〇
東京市芝區芝郵便局內　昭和三、　二七　六、〇〇〇

東京市從業員組合　委員長　大谷部代次
〔支持政黨〕―ナシ・〔機關紙〕―「聯盟時報」
東京市下谷區御徒町四ノ四〇　下谷局內

遞信從業員會聯盟　會長　青野福松
遞信從業員會同盟　昭和一〇、五　高井謙

全國手中工組合　昭和六、二、一　一四　一、三五〇　委員長　田中政男
〔支持政黨〕―ナシ・〔機關紙〕―會報・昭和十二年現勢ハ一一支部二、六〇〇
東京市本所區業平橋二ノ四

全國手中形染工組合　昭和六、二　一〇　一、一三六　奥村松太郎
同

關東石材從業員組合　東京市京橋區八丁堀三ノ一一　昭和八、一〇、一七　六　一、三〇〇　小神野明治

全國工員聯盟　東京市向島區寺島町五ノ二五　昭和五、一三　七　一、〇〇〇　南喜一

大阪遞信從業員聯盟　大阪中央電信局內　昭和九、一〇　五四　二、六七九　理事長　井上庄一

日本製鐵從業員組合　八幡市西彌生町　昭和八、九、二六　濱橋文作
〔機關紙〕―「製鐵勞働新聞」・昭和十三年十一月組合會議ヲ脫シ新ニ日本勞働國策協會支持團體トナレルモ、更ニ昭和十四年四月十七日組合ヲ解體シテ產業報國會ヲ結成

中部港灣勞働組合	名古屋市港區海岸通四ノ二	昭和四、六	二	七四〇	組合長 田井增五郎
福井縣勤勞同志會	福井市豐島中町一四一	大正三、六、一	一二	四、三二〇	會長 齋木重一

VI、農民組合

大日本農民組合	東京市芝區西久保櫻川町七	昭和一三、二	五〇聯合會	七〇、〇〇〇	組合長 杉山元治郎 主事 三宅正一
〔支持政黨〕—社會大衆黨・昭和十三年二月全國農民組合ヲ中心ニ結成					
日本農民聯盟	東京市赤坂區溜池五富士ビル	昭和一三、一			小山 中原謹司
〔支持政黨〕—自由、但東方會系・全農脫退派ヲ中心ニ資本制改革、國民協同體結成ヲ目標ニ結成・昭和十三年現勢ハ二九團體七一、九〇〇					
日本農民組合	東京市芝區琴平町二虎門會館	昭和六、一	七聯合會	五三、〇〇〇	會長 平野力三 主事 北山亥四三
〔支持政黨〕—皇道會・〔機關紙〕—「日本農民新聞」					
日本農民組合總同盟	東京市芝區南佐久間町一ノ五五、和田ビル	昭和二、三			會長 鈴木文治 組合長 片山哲 主事 松永義雄
〔支持政黨〕—社會大衆黨・昭和十三年現勢ハ五聯合會一五、〇〇〇					
皇國農民同盟	大阪市北區曾根崎上四ノ一九	昭和八、一三	六聯合會	八、〇〇〇	理事長 吉田賢一
〔支持政黨〕—ナシ・〔機關紙〕—「皇國農民新聞」					
皇國農民自治聯盟	千葉縣山武郡公平村	昭和七、五	一一〇	二三、〇〇〇	會長 石橋彌
〔支持政黨〕—日本革新黨					
北日本農民組合	新潟市學校裏町	大正一五	一三五	四、二〇〇	理事長 小山長三郎
中國振農會	鳥取縣東伯郡上北條村中江	昭和二、一〇	三四	一、一〇〇	會長 門田定藏
富山縣勤勞農民同盟	高岡市定塚町	昭和九、九	三七	一、三九〇	會長 萩原貞一
土佐農民總組合	高知市江ノ口九四一	昭和四、七			大石大
	愛國勞働農民同志會加盟・昭和十二年現勢八八七支部二五、〇〇〇				

第三篇　無産政黨

第一章　無産政黨各個の運動

第一節　社會大衆黨

1　運動の概況

社會大衆黨は本年を以て結黨後七ケ年を經たことになる。最近におけるこの種政黨運動は國民戰線か將又人民戰線か、この岐路にあつて左顧右眄してきたかに思はれるが、社大黨は人民戰線を排して前者の途を選んだ。過ぐる昭和八年度大會において「我等の階級運動は小乘的階級運動ではない。國民の永遠性を無視し、民族と階級を反撥せしめる利己的なる階級利害を意味するものではない」と、その方針を宣明した黨は昭和九年秋軍部の發表せる謂ゆる國防パンフレットに對しても、それのもつ廣義國防論を支持しつつ國防と國民生活の一貫を主張し來つた。かやうにして謂ゆる建設的革新政策に國民的要素を盛りつつあつた黨は十一年度大會において十二年度を躍進第二年と規定したが、殊に第五次普選及全國地方選擧戰における躍進とそれにつづく對支事變の勃發といふ未曾有の事實を迎へた社大黨にとつてはこの年こそ、黨が過去十數年に亘る運動を通じて獲たるその成果を集結すべき、劃期的な年度であつたのである。すなはち黨は今次事變に對しては、從來の如き戰爭に對する批判的・靜觀的態度を脱却して、この世界史的事變の遂行に全力的に協力し來つたが、これが具體的・單的表現はこの年の全國大會における新綱領の採用を通じてなされたといへよう。この綱領の改正は階級鬪爭の全的排棄・全體主義への轉化として特徴づけらるべきものである。

かくて事變二年度たる本年は新綱領に即し「新東亞建設・國内改革」のための方針の樹立に或ひはそれが推進に協力し殊に議會においては政府の政策に支持を與へ來つた。これらの細部に亘つては次に掲げる黨の報告に依るとするも、特に注目すべきは「安部黨首遭難事件」及「西尾事件」と共に、「國民の黨」結集の企圖であつた。殊に黨は「己を空うして」革新的政治勢力の結成・興亞革新の擧國的「國民の黨」組織のため全努力を捧げんとしたが、國内體制整備の先行條件として主張し來つたこの活動も、黨内陣容の整備を當面解決してゆかなければならないのが黨の現狀であつたとすれば、機熟するに至るまでには前途又多難であることが豫想される。黨は本年數次に亘つて肅清工作を行ひ、人民戰線的傾向反黨的傾向を排擊し來つたが、かかる部分的對立と偏差の排除と

ならんで、國民を黨より遊離隔絶せしめざることが黨整備の具體的第一歩たることはいふをまたないであらう。

以上の如く黨の本年度における活動は、擧國一致體制の强化、銃後活動への協力を中心として行はれ來つた。いまその一般活動を、次に掲ぐる、黨自身の「昭和十三年度活動報告」によつてその概要を記述する。

新方針の採用――昭和十二年度第六回全國大會は新綱領を採用し、結成以來掲げ來つた新綱領を廢止し、黨を時代と共に飛躍發展せしむることとなつた。從來の綱領は、勞働者・農民・一般市民生活擁護の爲めに鬪ひ、且つそれが解放を期することを主張せるものであつた。即ち勤勞階級の生長と發展とを中心としたものであつたが、新綱領は國體の本義に基き、國家と民族の發展の中に勤勞大衆の發展を求めんとする大乘的見地を明確にした。これは從來の階級主義的黨から國民の黨へ發展せしむべき基礎を與へたもので、劃期的轉換であつた。

議會活動――第七十三議會は支那事變に對應し、我國の政治經濟諸體制を戰時體制へ適應改組せしむべき議會であつた。我黨は政府を支持鞭韃し各種重要法案の通過促進に努力したが、例へば電力國家管理案の如き、更にまた總動員法案の如き、革新的諸法案に對しては全力的に之を支持し通過の爲め協力したのである。戰時超非常時議會に於いて、我黨は絶えず、革新政策の遂行を强調し既成政黨等の現狀維持的勢力と鬪つた。議會中に於ける「電力國家管理案促進」の演說會の如き、各地とも非常なる盛況を極め、黨の革新的主張は國民の壓倒的支持を受けた。

然るに議會中二つの不幸なる出來事が起つた。即ち一つは我黨の革新政策主張に反對する電力資本家の一部が反動勢力を利用して安部委員長を襲擊せしめたことである。暴力を以つて革新的主張を阻止せんとするものであるが、如斯き反時代的傾向に對しては斷乎戰ひ安部委員長の如き國民的同情を集めた。

第二は、議會を通じて不斷に我黨の革新的氣分に壓倒せられを る既成政黨が總動員法案の討論中西尾（前）代議士の僅かなる片言隻句を捉へて、不當至極にも同氏を除名處分に付したことである。この問題に對しても黨代議士は正論を持つて既成政黨側の不當なる處置とよく鬪つた。

皇軍慰問と海外視察――銃後活動の一つとして我黨は、第六回大會の決議に基き、北支・滿洲・上海・中支方面に皇軍慰問使を派遣し、率先して皇軍將士の勞苦に對し感謝の意を表した。殊に昨年大會後派遣せる慰問團は嚴冬の候、全く他に率先し、皇軍慰問の先驅を爲した。また衆議院議員として、或は府市會議員としてまた個人として多くの黨員が砲煙彈雨の中に皇軍の奮鬪に感謝したことは特記するに足るであらう。

大會決定に基き派遣された人々は、議士。

滿洲班　麻生書記長、田原春次各代議士。

上海班　片山哲（團長）阿部茂夫、加藤鯉造、前川正一、米窪滿亮、中村高一、松永義雄各代議士、鈴木倉吉（中央委員）

北支班　河上丈太郎（團長）、田万清臣、河野密、河合義一、西尾末廣各代議士、棚橋小虎、金子益次郎、横田忠夫各中央委員

等の諸氏、衆議院より行ける人々は、（北支）淺沼稻次郎、川俣清音、（上海）富吉榮二各代議士であるが、更に第二次慰問使として（滿洲）菊地養之輔、（北支）中村高一、佐竹晴記の各代議士が行かれた。

この外今年度に於ては滿洲、北支及海外に實に多くの同志が出張視察を遂げた。

龜井貫一郎代議士の獨逸視察、鈴木文治代議士のアメリカ訪問川村保太郎代議士の南洋視察、三宅、杉山兩代議士の南支及北支阿部茂夫代議士のアメリカ視察、塚本代議士の滿ソ國境視察等の外、井上良二、野溝勝各代議士の樺太視察及須永好氏（代議士）を團長とする約五十名の滿洲移民視察團の派遣は今年度大事業の一つであつた。小作人團の移民地視察は我國移民問題に寄與すべきもの多きを信ずる。また我黨大陸政策樹立の爲め調査部主任山崎廣、宣傳部長喜入虎太郎兩君を朝鮮、滿洲、北支内蒙に向け約二ケ月間の視察調査を爲さしめた。

銃後活動・國民精神總動員運動——我黨今年度日常活動としては專ら銃後活動に集中した。特に銃後運動については詳細なる指令を發し、出征軍人の歡送迎、出征軍人家族の救援、傷病兵慰問慰問袋の作成、遺家族救援金募集、國防獻金の募集等に各種團體と協力し、民衆に率先して行ふ可きことを命じた。全國黨員は各地方に於いてそれぞれよく銃後活動の任を果しつつある。また夏期を利用し全國大都市に於いて國民精神總動員運動に協力し、聖戰目的の徹底、長期建設戰の意義闡明等について大講演會を開催し活躍す。更にまた愛國貯金運動、新生活運動等についても大いに協力するところがあつた。

また、轉業・失業救濟等についても我黨は他に進んで對策を示し、工業組合等の組織等を促進した。

今次事變は蔣政權の惡宣傳によつて我國の聖戰目標がとかくゆがめられ、殊に英米自由主義諸國に於いて不當の批評及運動が行はれた。この諸外國に於ける事變を通ずる我國への惡評に對し、特にアメリカに對しては、鈴木文治、阿部茂夫諸氏が渡米し、アメリカの官民に對し事變の眞實を說き、聖戰意義の宣布に努力を捧げた。また安部委員長はラヂオを通じ全米の民衆に支那事變の意義を說き大いに國家の聖業に協力を致すところがあつた。

組織宣傳・選擧運動——戰時全國民が一致協力して擧國的統制を必要とする時期であるが故に、今年度組織活動は黨勢擴張運動を全然行はず、自然增加にまかせた。然し自然增加のみに於いても我黨勢力は優に二割以上を擴大した。只黨内組織の强化については青年隊の組織を促進し、或は新方針の徹底化の運動を通じて組織の確立化を計つた。

選擧戰は横濱市會選擧を始め北海道市議選、或は各地府縣會議員補缺選擧等相ついで行はれたが、それぞれ選擧部報告の如き戰績を收めた。概觀して選擧戰の結果は良好とは云ひ難い。しかし

我黨を支持し來つた數十萬の若人が戰地に出征しつつあることを思へば、この戰績は決して悲觀すべきものではない。

宣傳活動部面に於いては第七十三議會終了後全國的に議會報告を爲し、また議會中東京、大阪等に於いて革新政策遂行大演說會を行ひ、また各地選擧戰を通じ豫期以上の活動が爲された。

また黨機關紙が財政的困難を克服しつつ四頁新聞を毎月二回發行し得たことは、黨今年度活動中最大なる業績を殘したものと云はざるを得ない。

黨組織活動部面に屬することであるが、昨年來の人民戰線檢擧に關聯して我黨より被疑者を出したことは甚だ遺憾であつた。

は直ちに之れらを除名處分に附し且つ黨內肅正を計つた。

國民再組織運動——聖戰目的の達成は、日・滿・支を貫く東亞新機構を建設することである。これがためには之を促進し、これを成長せしむべき推進力が必要である。即ち我國に擧國的體制を確立することが必要である。擧國的體制とは國民の再組織による政治的統一である。

我黨は既に支那事變第一週年に際し、聲明を發し、「今こそ我等は國內に於ける總ゆる對立・派閥・相剋を廢絕して、眞に全國一民の强力なる擧國一致を達成せねばならない。我等はこの擧國一致のために全國民の組織化を目標とする眞の大革新政策の出現を待望し、これが爲め己を空ふして努力せんとす」と、このことを指摘し、之を唱導し且つ己を空ふして努力すべきことを强調した。

2 綱領・政策・黨則

社會大衆黨は昭和七年の結成大會においてその綱領及「建設大綱・政策」（昭和八年版參照）を決定したが、對支事變が勃發するや、黨も亦この國內情勢に卽應して昨年新綱領を採用し、運動方針・政策及黨則にも戰時態勢を盛るに至つた。（前年版參照）

かくて本年に入るや、「革新卽ち資本主義の改革は今や國家に課せられたる任務となつたのである。我黨は過去二十年に亘つて資本主義改革のために戰ひ來つた傳統を負ふものであるが、此の傳統は歷史的必然にしたがつて今や我黨をして時代の與黨たらしめるに至つたのである。資本主義の改革はもはや狹隘な階級問題ではなくて、實に我が國家並に民族が大いなる飛躍と發展を前にして先づ解決しなければならぬ問題となつて來たのである。階級鬪爭を通じて資本主義を改革せんとする社會運動の過去の理論は揚棄され、國家及民族の生々發展が資本主義の改革をその中に含まねばならぬといふ全體主義の指導理論が之にとつて代らねばならぬ」と全國大會において今後の方針を闡明するに至つたのである。

綱領　前年度大會の決定せる綱領は次の如くである。

〔綱領〕

一、我黨は國體の本義に基き日本國民の進步發達を圖り以て人類

文化の向上を期す。

一、我黨は勤勞大衆を代表して資本主義を改革し以て産業の計畫化と國民生活の安定を期す。

政策　本年度全國大會の決定せる一般方針書・大陸政策・建設大綱並政策は次の如くである。

〔昭和十三年度一般方針書〕　そのうち「國民の黨」に關する方針は、

七月七日、支那事變第一週年記念日に當り、我黨は聲明を發して現下の時局に對する黨の態度を闡明したが、特に事變下の政治動向につき左の如く述べた。即ち、

今日は長期戰下に在り、我が國民は、この國家と民族の一大飛躍達成の爲めに、新なる結束と團結とが要求されつつある。今こそ我等は國内に於ける凡ゆる對立、派閥、相剋を廢絶して眞に全國民の强力なる擧國一致を達成せねばならない。我等はこの擧國一致のために、全國民の組織化を目標とする眞の革新政策の出現を待望し、これが爲め己を空ふして努力せんとす。

と我等は率先して「國民の黨」の組織に對して積極的態度を表明したのである。

我黨が昨年度第六回全國大會に於いて、新綱領新政策を採用し劃期的發展を遂げたることは、全黨員の承知の如くである。黨は從來「勞働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲めに闘ふ」「資本主義を改革し、無産階級の解放を期す」を基本とし、勤勞階級の生活防衛を通じ、資本主義を改革し國家國民の發展を企圖し來つたのであるが、改正綱領は階級主義的立場より全體主義の立場に發展し、即ち國民の進歩發達を通じて勤勞大衆の成長を促し、國家の飛躍的發展のために資本主義の改革を行はんとせるものである。我黨は既に昨年度大會以後政治イデオロギーに於いては階級的大衆政治より國民の黨への進行を開始したのである。

我等は更に綱領及組織方針に於いて、國民の黨にまで發展せしめなければならない。我黨の最近迄の組織方針は「我黨は我國に於ける唯一の革新的政治勢力であつて、我黨は直接黨發展によつてのみ日本の革新が行はれる」と爲し來つたのであつて、それは「協力的戰線統一論」であり、「擴大强化論」であつた。この中には「門戸開放」の獨善的發展强化論が内包せられてゐたのである。然し我黨は、今や昨年度大會の決定せる新方針の下に從來の組織方針を發展せしめ、全國民の組織化を目標とする擧國的革新政黨結成の爲めに積極的前進を開始せねばならない。

然らば何故、我等は從來のこの勤勞大衆を中心とする大衆的革新政黨を更に「國民の黨」に迄發展せしめねばならないか。

一、今次支那事變は日本國民が人類文化に寄與すべき東洋民族解放の聖戰である。聖戰目標の達成は、支那のナショナリズムを肯定し、日滿支三國の國民組織を立體的に結合して、東亞の新體制を樹立することである。これがためには、それ自體の組織の中に、その性格の中にかかる政策を内包する新政治體制の樹立が必要である。

二、近代戰爭は武器の脅威的發達の爲め、一大消耗戰となり總

力戰となるに至つた。今日民族及び國民の興亡、進歩發展は擧げて戰爭の勝敗に集中集約されつつある。我國は今次聖戰に於いて政治經濟文化の各分野に既に國家的統制を强化しつつある。政治の分野に於いても對立、分立競爭狀態を廢絶して一元的なる新機構が確立されねばならない。

三、現下の未曾有なる重大時局を突破して、我國を前進せしむる爲には革新斷行の政治推進力の結成が必要である。

即ち、國民の黨の結成は我國當面の緊急不可避の問題である。然からば國民の黨は如何なる性格を持たねばねらぬか。

(1) 國民の黨は全體主義の原則の上に立ち、國家の一元的組織化を目標とする。

(2) 國民の黨は、その國民的組織を通じて國民總意の體現せられたる黨である。

(3) 從つて國民の黨は、政治的既成諸勢力の糾合せられたる單なる擧國黨であつてはならない。

(4) 國民の黨は、上述の如く歷史的必然の歸結に基くものであつて、それ自身の性格の中に資本主義の改革、新東亞の建設を內包してゐなければならない。それは擧國黨であると同時に革新的統一政黨である。

(5) 國民の黨は、資本主義の改革を通じ、生產の計畫化、廣義國防の完成、國民生活の保障を期し、日本の全面的革新を目標とする。

(6) 國民の黨は、全アジア國民聯盟の組織を通じて、日滿支三國の東亞協同體を結成し「新アジア」の建設を企圖する。

〔大陸政策〕

黨の大陸政策の基調は次の如くである。

一、明確なる「アジア再建の目標とアジア民族によるアジアの指導」といふ方針を高く揭げ、

二、これへの第一歩として新中國の建設日滿支互惠經濟組織の樹立を完成し、

三、かかる目的達成のためには大陸建設と相併んで國內革新を斷行し、

四、再建アジアの基底として「全アジア國民聯盟」の結成をなす

一、大陸政策の目標

一、日支事變の解決を日滿支三國の相關關係のみとして處理せんとするに非ず、全アジア建設の理想の中に道を見出すこと。

二、全アジアの建設は日滿支を樞軸とする東亞協同體の組織を第一歩とすること。

三、東亞協同體の組織は國民の黨との聯繫を基底とすること。從つて「全アジア國民聯盟」の結成が絕對的必要條件であること

四、政治的には東亞協同體、經濟的には東亞一體の互惠經濟、而してこれが基底としての「全アジア國民聯盟」が再建アジアの新體制であること。

五、東亞協同體の基底として、インド、シヤム、フイリツピン等アジア諸國を聯繫して「アジア聯盟」を組織すること。

六、この高遠なる理想達成のためには階級的の見透しを立てること

と。

一、當面の大陸政策

一、支那における新中國の建設

(イ)統一的强力政權の樹立　(ロ)北支開發五ヶ年計畫の實現

(ハ)中南支振興五ヶ年計畫の實現　(ニ)思想工作文化工作の具體化　(ホ)農村更生計畫の實施　(ヘ)擧國的政黨の結成

二、日滿支協同體の建設

(イ)協同體イデオロギーの確立　(ロ)日・滿・支・政治聯盟の組織　(ハ)日・滿・支・互惠經濟組織の確立　(ニ)國民聯盟の結成　(ホ)日・滿・支・統制機關の樹立

三、具體的建設政策

(イ)原料資源の統一的開發　(ロ)滿洲及邊疆の開拓　(ハ)東亞經濟會議の設置

三、國內體制の革新

一、大陸政策遂行を可能ならしむる國內革新を斷行すること。

二、アジア建設國民協力運動を展開すること。

〔新建設大綱並に政策〕

改正趣旨

一、國家、民族の生々發展が個々人の生活、幸福に合致すべきであるといふ新綱領の精神を政綱政策の上に生かすこと、つまり全體と個の一致といふ概念を以て各部分を貫くこと。

二、階級的利益を全體的利益の中に融合せしめ、國富及生產力增大を通じて個人所得の增大を圖るといふ精神を明らかにすること。

三、同時に國富及生產力の增大は資本主義的營利經濟の打破なくしては絕對に獲得されざることを明らかにすること。

四、各般の社會的生活保障政策を國家、民族の發展の建前において主張すること。

五、我黨の使命は必要なる國民の革新から東亞協同體の建設、世界文明の再建に至る歷史的な、東亞大、世界大のものたることを明らかにすること。

六、以上を要するに「國民の黨」の中核たるに適はしい具體的な建設方略を持つこと。

七、政策は建設大綱に基いて各年度毎に更新し、當面の政策として編成すること。

(一)　建設大綱

一、アジア國民の結合、東亞協同體の建設、日本民族の大陸的發展、資本主義的植民政策並に共產主義の排擊、世界秩序の再建廣義國防の完成。

二、土地國家管理、耕作權を確保する土地制度の確立、農業經營の自主的協同組合化、農業生產の機械化、主要農產物の國家統制、農業立地計畫の完成。

三、重要產業並金融機關の國營、公益的計畫經濟の建設、綜合生產力の增進、生產者の生活を保障する配給組織及雇傭制度の確立、勞働生產性の向上、產業再編成の完成。

四、國民組織の確立、都市・農村の均衡化、公費勞學教育制の建

設、住宅及醫療機關の公營普及、國民體位並に科學的文化水準の向上、國民生活保障機構の完成。

五、學國的政治機構の確立、人材登傭の徹底、建設的言論の尊重道義的國民精神の昂揚、日本的世界觀の完成。

(一) 總力國防體制の確立——廣義國防に立脚して近代的軍需生産力を擴充すると共に、國防と國民生活の融合を計ること。

(二) 軍事援護事業の完成——皇軍將士をして銃後の憂ひなからしむると共に、各般の援護事業は出來るだけ生産活動に密着させること。

1軍事扶助費の國庫負擔　2軍事援護行政の敏活化　3職業保障法の强化　4民間銃後運動の統一振作　5傷病兵保護施設の完備　6傷兵職業再教育施設の完備とその計畫化

(三) 行政機構の刷新統一——長期建設、國内改新に對應して中央地方の行政機構を改革し、官僚獨善の弊を除去し、行政機能の敏活化を計ること。

甲、中央

1、省及部局の廢合、新設(イ、大藏、商工兩省の統合による經濟省、貿易省の新設　ロ、經濟省による財政、經濟行政の一元的運用　ハ、貿易省による貿易、爲替、關稅、通商行政の一元的運用　二、內閣豫算局新設による豫算査定の統一)　2、少數閣僚による責任制の樹立　3、首相を中心とする企劃の統一强化　4、人材登庸、專門的技能の發揮を眼目とする文官任用令の根本的改正　5、官吏監察制度の樹立。

乙、地方

1、中央・地方の中間的連絡機關確立(イ、經濟地理的管區制の全面的採用　ロ、職能別直接連絡主義の採用　ハ、右に伴ふ知事の權限縮少)　2、內閣人事局に依る地方官人事の統一　3、地方計畫の確立　4、協同組合及公益團體と地方官廳及自治體との有機的協力組織確立

(四) 議會及選擧制度の確立——議會を眞の國策審議機關たらしむると共に、選擧制度を簡易化して國民大衆の總意を明確に反映せしむること。

1、議會制度の刷新(イ、審議能率の增進　ロ、政府及議會間の有機的連絡)　2、選擧制度の簡易化(イ、選擧公營擴充と相伴ふ大選擧區制の採用　ロ、惡質選擧違反に對する罰則の强化　ハ、選擧費用限度の徹底的引下　二、選擧運動の簡易化

3、職能代表制を根幹とする貴族院改革

(五) 生産力擴充の達成——營利追求を目的とせざる生産力擴充の機構を確立し、日滿支を一體とする生産計畫の實現を促進すること。

1、生産手段に對する國家體制の積極的發動(イ、國家總動員法の全面的活用　ロ、增産關係諸法規の全面的活用)　2、石炭礦業の國營化　3、鑛石より鋼材に至る鐵鋼業の統一的國營　4、未開發水力開發計畫の確立　5、代用原料工業の確立　6パルプ工業の國營　7、生産力擴充に對應する金融、貿易、陸運、海運の計畫的統制　8、綜合生産費引下に依る對外競爭力

の増大（イ、配當制限の徹底　ロ、金利及資本費の引下　ハ、動力料金の引下　ニ、運賃の引下　ホ、勞働生産力の增進　ヘ、技術及機械設備の改善）　9、科學研究機關の擴充　10、勞働力需給計畫の確立

（六）財政及物價政策の確立――全體の生産力擴充計畫に合致する財政機構を確立すると共に、國民所得と國民負擔の均衡を計ること。

1、中央地方を通ずる税制の根本的改革（イ、戰時特別利得税の設定　ロ、高率累進財産税の設定　ハ、土地增價税の設定　ニ、耕作者及中小商工業者の過重負擔輕減　ホ、地方交付金制度の確立）　2、公債の强制的低利借換　3、公債强制保有制の採用　4、生活必需品公定價格制度の確立　5、生活必需品配給組織の改善　6、生命保險の國營　7、酒、麥酒及砂糖の專賣　8、公益事業料金の引下　9、消費節約、貯蓄奬勵政策の計畫化　10、爲替水準の堅持

（七）農林漁業生産力の擴充――長期建設戰は農林漁業の側からみれば「長期消耗戰」なるが故に、戰時下の軍需民需農産品の計畫的增産に農林漁業政策を歸一せしめること。

1、軍需・內需・輸出農産品の生産計畫の樹立　2、農産配給統制の確立　3、土地並に水面利用の國家的計畫化　4、農山漁村の勞力利用の合理化　5、農林漁業經營の計畫的立體化　6、農林漁家の諸負擔の適正化と小作料の適正化　7、農業生産手段の確保　8、農林行政の一元化

（八）集團移民の積極化

（九）轉失業對策の計畫化――所謂犧牲産業の離職者を國家の援護下に職業を轉換せしむると共に、日滿支を一體とする産業再編成の線に沿うて轉失業對策を計畫すること。

1、生活保障と相伴ふ國立職業再訓練所の組織　2、職業の年齡別統制　3、國民登錄制の全面的實施　4、國營職業紹介制度の積極的活用　5、物資配給機關としての工業組合制度の確立　6、工業組合及商業組合に依る共同施設の擴充　7、小賣業許可制の採用　8、轉業資金の國家保證　9、商工行政と職業行政との統一融合

（十）勞働國策の確立――勞資渾然一體の勞働組織を確立すると共に、勞働條件の國家統制を通じて勞働生産性の向上と勞働者生活の安定を計ること。

1、産業報國運動の統一、確立（イ、産業報國精神を根抵とする協力組織の法制化　ロ、勞働條件に關する勞資間の意思疎通　ハ、勞資報國の徹底）　2、勞働條件の國家統制（イ、八時間勞働制の確立と殘業時間の制限　ロ、交替勞働制の確定　ハ、週休制の確立　ニ、最低、最高及標準賃銀制の樹立　ホ、勞働者移動及解雇の制限）　3、勞働力保護施設の徹底（イ、熟練工の保護、育成　ロ、災害防止施設の完備　ハ、勞働者住宅、餘暇利用、醫療保健施設の擴充　ニ、保護職工制度の確立　ホ、工場監督の徹底、强化）　4、勞働行政の統一（イ、地方ブロック別勞働管理制度の樹立　ロ、勞働需給の計畫的統制）

（十一） 國民生活保障機構の確立――擧國的發展の建前において全國民の最低生活を保障し、社會的弱者を保護すること。

1、國民年金制の採用（イ、老年者に對する年金の支給　ロ、寡婦及孤兒年金）　2、國民健康保險制度の擴充（イ、具體施設の繰上實施　ロ、健康保險法の改正　ハ、職員健康保險制の實施　ニ、船員保險法の制定）　3、職業再出發の援護を眼目とする失業手當制の確立　4、生命保險の大衆化（イ、簡易生命保險の限度向上　ロ、生命保險事業の國營）

（十二） 教育制度の刷新――國家機構及び近代的生産機構と教育制度特に大學專門教育とを合致、融合せしむると共に教育の機會均等を確立すること。

1、義務教育年限の延長　（イ、十年制の確立　ロ、公費勞學制の採用　ハ、兒童學用品の公給、授業料の撤廢　ニ、近代的公民教育の充實　ホ、義務教育年限終了者に對する一定の資格賦與）　2、義務教育年限延長に伴ふ全教育機構の再編成　3、道義的國民精神に立脚する教育內容の刷新　4、科學的精神の鍛錬　5、社會教育施設の擴充

（十三） 國民體位の向上――公共的保健衞生施設を擴充すると共に、集團的體育の奬勵、餘暇利用の組織化を通じて國民體位の向上を計ること。

（十四） 國民精神總動員運動の根本的建直し――國民の生活內容を精神的に豐富ならしむると共に科學及勤勞尊重の氣風を振作すること。

（十五） 東亞及世界秩序の再建

〔日常活動要項〕（拔萃）黨は新亞細亞建設、國民の黨の結成、國民再組織再編成の爲に渾身の努力を拂はねばならぬ。したがつてこの目標に向つて日常活動は愈々熾烈を加ふべきである。今此處に黨日常活動に關する要綱を摘記すれば

一、日常活動を展開するに當つて全黨員は我等こそ愛國的熱情と革新的氣魄に燃ゆる國民的指導者なりとの信念の下に道義的精神を高揚し、戰爭の目的達成のためにあらゆる場合において全體主義（資本主義改革を內包する）の建前において活動を展開し、國家と民族の飛躍に應ふべきである。

二、一切の日常生活は國內整備革新の最前提たる國民の黨――國民再編成に當つて我黨こそその中核なりとの確信の下にその基礎工作たらしめねばならぬ。日常活動を國民再編成の契機たらしめねばならぬ。

三、日常活動はすべて國策の線に沿ひ、地方的、部分的なる事なく擧黨一致全國民と共に展開するとともに日常活動を通じて我黨建設大綱、政策の實現を期すべきである。

四、我黨の日常活動はあらゆる場合に獨善的に行はず、あらゆる革新團體、國民運動團體と協力、國民各階層に働きかけ國民同志と協力の下に國民協力の實を擧ぐべきである。

五、日常活動は個人中心選擧地盤擁護的なるは嚴に愼しみ、組織中心に展開せねばならぬ。

六、黨は廣く門戶を解放して之等の日常活動を通じて國民各

階層より人材――國民的指導者たるべき――を集むべきである。

七、日常活動の展開に當つて黨の統制を強化し人戰的傾向、日和見的傾向を排擊し全黨員一致の行動たらしむべきである。

黨則　本年度黨大會は規約の一部を改正したが、その要點は次の如くである。

1、全國委員會は之を廢止し、全國委員は聯合會の推薦を待つて黨大會中央委員會にて決定し黨員の身分とし、中央委員その他黨役員は全國委員中より選出するものとす。

2、中央委員會は實狀に鑑み之を擴大して決議機關とする。

3、中央執行委員會は擴大すると共に眞の執行機關たらしむる。

4、常任中央執行委員會を新設し黨の常務機關とし黨本部の强化をはかる。

5、黨費を增徵して黨員一名一年に五十錢宛一支部五〇名二十五圓とし黨財政の充實をはかり言論機關その他黨機關を擴充し、黨をして活動的ならしむ。

6、黨本部の活動を能動的たらしむる爲に本部事務機關の整理統一を行ふ。

3　主なる活動

運動の一般については前節までに述べられてゐるが、特に議會對策について述ぶれば次の如くである。なほここに黨各部の活動のうち、その主なるものについても附記しておく。

第七十三議會對策　黨の議會活動は議會對策委員會（委員長河上丈太郎）の指導の下に展開されたが、本議會に臨んだ黨の態度は要するに「革新政策實現を通じての擧國一致强化」であり、黨所屬代議士の行つた質問、討論、其他諸般の活動はすべてこの角度から行はれたやうである。いま黨の發表せる「第七十三議會活動報告書」に基づいてその活動の一斑をうかがふに、

黨は政府の提出した重要法案を支持すると共に、その革新政策實現の意圖を鞭韃する態度を採つたが、……「黨が支持したのは革新政策若くは革新的意圖であつて、近衞內閣ではない。政府の提出した國家總動員、電力國家管理、增稅、農地調整、農業災害保險、國民健康保險、職業紹介國營、商店法等の諸法案が、今日の時局において極めて重要なものであり、それを實現することが長期戰に臨む我國の國內體制を整備する所以と信じたから、これを支持したのである。」……黨は本年一月七日の議會對策委員會において休會明け對議會方針を協議した結果、

一、近衞內閣を中心とする擧國一致體制を更に强化し、內政に問題あることなからしむること。

一、議會を能率的ならしめ、專ら革新的、建設的言論を尊重すること。

一、儀禮的、因習的なる議會慣習を打破し、眞の戰時議會に適はしき氣魄を橫溢せしむること。

一、戰時社會政策を充實し、長期戰に對應する國民生活の確立のために戰ふこと。

の四方針を以て休會明け議會に臨むこととなつたのである。

七十三議會の花形法案となつた電力國家管理案の審議經過において、……黨はしばしば政府を鞭韃し、その所志を貫徹せしむるやう努力した。……少數なりとは云へ、眞に時代に即應した政策を持ち、國民大衆の輿望を擔ふ黨の活動はこれらの重要法案に大きな精神的支持を與へ、革新の機運を增大させた。革新政策實現をめざす黨の活動が如何に反革新勢力の骨身にこたへたかは安部委員長遭難事件並に西尾末廣氏除名問題の眞相をみることによつても充分明らかであらう。

尙ほ黨は休會明け議會再開の劈頭「戰時議會の能率的遂行に關する提案」を以て政・民共他の各會派に呼びかけたが、不幸政・民の容るる所とならかつた。

更に重要立法に對する黨の態度についてみるに、

(1) 「國家總動員法」案に對しては次の如き希望條項に基づいて賛成した。

希望條項

一、本法は最も廣汎なる劃期的國家統制の規定にして考朽固定せる現行行政機構を以てしては所期の目的を達成し難きに鑑み、政府は內閣制度、中央並に地方行政機構、官吏制度等全般に亘り刷新改革を斷行すべし。

二、本法は國民の擧國的協力を基礎とするに非ざれば所期の目的を達成し難きに鑑み、擧國的體制を完成するため常置委員會の設置、選擧制度の改正を含む衆議院の改革並に華族議員の減少、職能代表の參加を含む貴族院の改革を斷行すべし。

三、本法の運用に關しては政府獨善に陷ることを避け、國家總動員審議會に準じて本法の統制條項別に委員會を設置すべきは勿論、從來の政府委員會に見るが如く形式に墮することなく國民各階層の創意を積極的に反映せしむる樣最善の努力を拂ふべし。

四、本法の運用による直接の經濟的損失については補償の規定あるも間接の損失については何等の規定なきを以て、政府は本法の運用につき國民生活を阻害せざるやう萬全の注意を拂ふと共に、戰時社會政策の徹底を期すべし。

五、本法中銃後生產力の擴充と勞働動員に關する規定の重要性に鑑み政府は勞働者の積極的協力を實現しうるやう速かに勞働國策を確立すべし。

(2) 「電力國家管理法」案、黨は政府原案に對し積極的支持の態度をとり、「傳へらるる如き資本家的臭味紛々たる修正」に反對なる旨を聲明し「斷じて後退せず」との言明に忠實ならんことを政府に要望するとともに、院外活動をも屢々行つた。

尙ほ黨は衆議院における本案の採擇の際六項目に亘る希望條項を附して原案賛成の態度をとつた。それを左に掲げる。

希望條項

一、電力國營は發送電並に配電全體に亘る國家管理を斷行することに依り初めて十分にその目的を達成し得るものなるに鑑み、政府は今後完全國家管理の實現に邁進すべし。

二、農村電化或ひは政策料金に依る特殊產業の振興は、配電事業を、依然として、分立せる營利會社に委すにおいては絕對

に不可能なるに付き速かに之を國家管理に移すか、少くとも配電公營を斷行して所期の目的實現を期すべし。

三、本案が低廉なる電力の供給を爲し得るか否かは現物出資の資産評價を嚴正にし謂ゆる水膨れを除去し得るか否かに係る點多大なるに鑑み、評價委員會の構成並に買收價格の決定等は特に嚴正を期すべし。

四、評價委員會、電力審議會等各委員會には必ず眞の消費者代表を參加せしめてその運用の適正を期すべし。

五、電氣廳の職能に付ては特に電氣事業の發達と其利用普及のための調査企劃立案が重要なるを以て日本發送電會社よりの納付金の如きは主として皆此目的の爲に使用すべし。

六、日本發送電株式會社に引繼ぐ從業員の身分保障並に待遇に付ては萬遺憾なきを期し失業若くは待遇低下等のことなきやう善處すべし。

(3) 增稅關係諸法　黨は本會議において增稅各案に對しては大體委員長の報告に贊成するも、只一點第三種所得稅の免稅點引下げに反對する旨を表明し、次の如き附帶決議を行つた。

附帶決議

一、時局重大國民の負擔益々多きを加ふるの際その均衡を圖るは現下の急務なり、政府は中央地方を通ずる稅制の根本的整理案を作成し速かに之を議會に提出すべし。

二、政府は本案の施行に伴ひ不當なる物價騰貴を來さざる樣適正なる對策を講ずべし。

三、生產力の擴充貿易の振興は現時國策の根幹なり、政府は本案施行の爲に之が遂行を妨げざる樣留意すべし。

(4) 「國民健康保險法」案　黨は次の如き希望條件を附して原案支持の意志を表明した。（かくて本案は政府原案通り衆議院を通過した。）

希望條項

一、國民體位向上の爲工場、鑛山、商店における勞働時間制を制限し、幼年工、妊產婦の保護並に勞働者の營養に關する保護制度を樹て、庶民階級の住宅改善策を確立せられたし。

二、醫學教育制度の改善を圖り廣く醫療器具の普及徹底を期すると共に全國三千五百に及ぶ無醫村を絕無ならしむべき根本對策を樹立し、速かに之を遂行せられたし。

三、本法實施に當りては現行健康保險法實施の實情に鑑み、其弊害を除去し其運營の圓滑を期せられたし。

(5) 改正職業紹介法　本法は職業紹介所の國營であるが、之は黨が多年主張し來つたものであり、次の希望條項を付して之を支持した。

希望條項

一、政府は改正職業紹介法を運用するに當り、連絡委員及職業紹介委員制度を活用し雇傭條件の適正を期すると共に就職後の勞働者保護に付萬全を期すべし。

二、臨時雇又は人夫名儀の雇傭に付ては本法改正の趣旨に基き速に常傭に變更するやう適當なる處置を執るべし。

三、復員時における職業紹介事業を圓滑ならしむる爲政府は左の點に關する萬全の措置を執るべし。

（イ）入營者職業保證法の徹底

（ロ）傷痍軍人の保護並再教育に關する政策の確立

四、本法改正の趣旨に鑑み、政府は營利並有料職業紹介事業に對し本法實施の成績に基き可及的速に之を國營化すべし。

五、政府は現在事業會社自體の行ひつつある勞働者募集の弊害あるに鑑み是が監督を嚴重にすると共に進んで團體協約權の法認に邁進すべし。

(6) 「商店法」案　黨は左の希望條件付をして贊成した。

希望條項

一、商店使用人の現狀に鑑み政府は速に左の諸點に關する保護立法の制定に努力すべし。

（イ）商店使用人の最低年齢の制限

（ロ）開店時刻の規定、使用人就業時間の制限

（ハ）週休制の採用

（ニ）退職手當制度の制定

（ホ）衞生設備特に醫療機關の整備

二、本法の運用に關し政府は監督制度を設くべし。

(7) 「農地調整法」案　黨は最小限度要求案として政府原案支持、修正反對の態度を明白にし、次の如き希望條項を附した。

希望條項

一、近き將來において耕作權並に公正小作料等の實體規定を含む完全な小作法の制定を爲すべし。

二、舊慣永代小作については、來る更新期までに單獨法を制定すべし。

三、現下經濟體制の線に沿ひ、農村土地の共同管理又は共同經營に邁進すべし。

四、自作農創設維持については、今一段の研究をなし、從來の如き不成績を繰返さぬやうに爲すべし。

五、小作農耕地引上げに際し單なる法文上整備せることによらず能く內容の具備に留意すべし。

七、農地委員會は本法案中の眼目ともいふべきものなれば公選を行ひ、公平妥當なる代表者を選任するやう爲すべし。

(8) 「農業保險法」案　黨が贊成するに當つて附せる希望條項は次の如し。

希望條項

一、本法案は生產費中の現金支出（肥料代）と小作料の保障を對象とした農業の共濟制にして、之を以て窮乏農村の救濟は期し難し。

二、政府は我國農村の實情に鑑み農家の收獲上の全損害を保障しうる完全なる收獲保險制を確立し、少くとも農民生活の最低を確保せしめ、戰時農業生產力の擴充に資するの社會保險的性質を有する國營綜合農業保險制を速かに樹立すべし。

安部委員長遭難事件　三月三日早朝、安部委員長が自宅において防共護國團員四名に襲擊された事件が發生した。これに對し、

社大黨は同日の衆議院本會議において河上丈太郎氏をして帝都治安に關する緊急質問をなさしめ、防共護國團事件に內相が帝都治安に萬全を期する旨言明して二週間を經ず、しかも社大黨に對する中傷的演說文書が橫行してゐる際、本事件が起つたのであると內相及政府全體の責任を追求し、之に對して內相及首相より夫々答辯があつたが、河上氏はこの內相の答辯に對しては不滿の意を表するところがあつた。

かくて同日內相問責決議案を上程し、あくまで內相を追及するに決したが、この問題は一兩日經過するうち、政界裏面の暗躍となり、不純な運動の好餌となる危險があつたため、三月五日議會對策委員會は聲明を發してこの運動を打切るに至つた。

西尾末廣氏除名問題　西尾末廣氏の國家總動員法案討論の演說中、不穩當の辭句ありとして政民その他が問題となし、議長の取消要求となり西尾氏が取消して後も議長の起訴にて西尾氏は懲罰に付されるに至つた。いまここに演說中問題となつた點の前後を掲ぐれば（三月十七日衆議院本會議速記錄より）

「我國未曾有の變革を爲さんとし」と五ケ條の御誓文に仰せられて居るのでありまして、洵に然り、今日においても我國は未曾有の變革を爲さんとして居る時であります。さうして御誓文の中には「舊來の陋習を破り天地の公道に基づくべし」斯ういふ御趣旨も謳はれて居るのでありまして、この精神を近衞首相はしつかりと把握されまして、もつと大膽率直に日本の進むべき道は是であると（ムッソリニの如く、ヒットラアの如く、或はスターリンの如く）大膽に日本の進むべき道を進むべきであらうと思ふのであります。（括弧內は問題の取消された點）

これに對し黨は時局の重大性に鑑み、重要法案の澁滯をも懸念して、まづ出來るだけ問題を平和裡に解決する方針をとり、安部委員長の政民兩黨首領訪問を始め、百方手をつくして事件を處理せんとした。然るに政民兩黨と第一議員クラブの態度は一向に改まらず、依然として除名論を棄てる模樣なく黨も遂に斷乎抗爭に一決した。かくて二十二日政民兩黨は西尾氏の除名案を決定し、同日懲罰委員會の開催となつたため、社大黨は河野、佐竹兩委員出席河野委員は約三十分間西尾擁護の演說を行つた。その結果委員會は再び西尾氏の一身上の辯明を聽くことのみを決定して散會となつた。

にも拘らず、翌二十三日の委員會は社大黨委員及西尾氏の出席を俟たずして除名を決定した。かくて同日の本會議に之が緊急上程され、直ちに祕密會に入り尾崎行雄氏の辯護演說も黨代議士全員の最後的奮鬪も空しく、多數の力によつて西尾氏除名が敢行されたのである。これがため黨は直ちに左記聲明書を以て所信を天下に表明した。

〔聲明書〕「我々は戰つた、そして暴力の前に敗れた。西尾末廣氏は作爲されたる事由のために遂に議會から追はれる結果となつた。然し戰つて戰ひ拔いた我々は決して悔ひない。國民大衆は必ずや我々の心事を諒として我々を支持して吳れると信ずる。今日の多數は斷じて明日の多數ではない。この恨みに對

し嘲笑を以つて答へる秋が來るであらう。我々は今日からその爲に戰ふ。」

肅黨工作　黨は前年度大會において「特に反黨的傾向人民戰線的傾向は斷乎排撃せねばならぬ。全黨員の協力によつて黨を活かせ」とその方針を表明したが、昨年末今年初頭にかけて勞農一派日本無産黨員、全國評議會關係者檢擧に當つて黨關係者を出し、また吉川末次郎氏の如き解黨者を出すに至つたため、第三回執行委員會はこれに關聯する黨の統制强化について通達を發し、また本年一月には黨内精神總動員の通達を發した。その後舊全農の組織線上に動搖を來し、それが黨にも影響を及ぼすが如き黨員が現れるに至つたほか、二月には更に第二次人民戰線派の檢擧によつて黨員中より被疑者を出す等の事もあり、遂に二月七日本部に全國聯合會長、書記長會議を開催して肅黨活動の强化を期したやうである。

かくの如く、要するに本年度における組織活動は黨の統制强化をめぐる活動にあつたといふも過言ではなかつた。

いま此種（人戰、反黨、其他）統制違反によつて除名されたものを掲ぐれば次の如くである。

淡谷　德藏	全國委員	仙臺市議	（青森縣聯）
佐々木更三			（宮城縣聯）
吉川　守國	會計監査	東京府議	（東京府聯）
大西　俊夫	中央委員		（同）
吉川末次郎	同	東京府議	（同）

波邊　惣藏	同	豐島區議	（東京府聯）
山森庄一郎		東京府議	（同）
金井　忠作			（神奈川縣聯）
白川　錫務	全國委員		（同）
菊地　重作	中央委員		（茨城縣聯）
矢後　嘉藏	同	富山市議	（富山縣聯）
原　由友	全國委員		（石川縣聯）
圓山　定盛	全國委員		（同）
椿　繁夫	同	大阪市議	（大阪府聯）
田邊　納	同	岸和田市議	（同）
西尾治郎平		布施市議	（同）
辻井民之助	中央委員	京都府議	（京都府聯）
田中　義男	全國委員		（同）
黑田　壽男	中央委員	衆議院議員	（岡山縣聯）
江田　三郎	同	縣會議員	（同）
重井　鹿治	衆議院議員	倉敷市議	（同）
中原　健次	全國委員	岡山市議	（同）
辻　孝平	全國委員	倉敷市議	（同）
山上　武雄	縣聯幹部		（同）
佐竹　新一	中央委員	縣會議員	（廣島縣聯）
村井　一夫	全國委員		（同）
山本　利平		下關市議	（山口縣聯）
石垣　國一	全國委員	松坂市議	（三重縣聯）
稻村　隆一	中央委員		（新潟縣聯）

選擧部の活動　今年度改選の地方選擧における公認候補者數は三十四選擧區七十七名で、補缺選擧の公認十七名を加へると總數九十四名である。

（一）改選地方選擧――改選地方選擧における候補者七十七名中當選者三十一名で三割九分强の當選率を示した。特記すべきは横濱市會において六名の全候補者が當選したことである。之に反して東京深川區會選における全候補者六名が全敗したことは世人の注意を惹いた。

（二）補缺選擧――今年度は二市會の外は全部通府縣會の補選であつた。旭川市會は無競爭當選、小倉市會は前企救町會議員が立候補して當選、他は十五候補全部敗戰した。

（三）繰上げ當選　肅正選擧のため既成陣營の當選者にして惡質違反で失格するもの多く當候補者の繰上げ當選をみたるもの四名に及んだ。

青年部の活動　青年部は本年二月の全國聯合會書記長會議において特に精神的訓練に重點をおく新方針を決定したが、これは從來の黨青年運動が自主的、思想的、反幹部的な謂ゆる「理論鬪爭と決議」に終始せる自由主義的民主的指導に由來したがためであつたといふ。これを一擲して新方針は專ら統制ある行動と訓練によつて一指導下に統一集約化し全ての活動がこれを中心に有機的に行はれるやうな方針を採るに至つたのである。

この傾向は既に昭和八年群馬に地方青年隊、十年東京に中央青年隊が組織された當時から胚胎してゐたのであるが、右の新指導方針が全國的に支持されてから、中央青年隊に組織の改變が行はれ、專ら行動と訓練に重點をおく運動が展開されるに至つた。新潟、鹿兒島等においても新しく組織され、群馬においても新方針の下に活動しつつある。

勞働部の活動　勞働部は七月五日黨本部において第一回部會を開き部の運用方針を決定したが、今日産業報國運動並に戰時勞働國策に關する申合せを決定した。その他の運動に特記するほどのものはなかつた。

農村部の活動　政治的方面においては戰時下農業國策の實現に向つて、革的農村協力主義の大方針を明示し、組織方面においては擧國一致の問題を當面自己の問題としてとりあげねばならぬとし、全國農民組合の再建・大日本農民組合の結成を通じて黨影響下に「生産農民を主體とする大衆組織」を確立した。

市民部の活動　物動計畫に伴ふ中小商工業の轉業問題、材料配給調査等特殊な事態發生に當面し、市民部の活動は要求されるところが大であつたが、黨において轉業對策委員會及び銃後委員會等特別活動組織が持たれ、市民部は勢ひ之と協力して活動した。

代議士會の活動　代議士會（會長鈴木文治）の活動中注目すべきものは六月四日の第四回會合である。當日の會合は本部機構を時局に即應して敏速なる活動をなしうるやう改革すべきことを中央執行委員會に上申することを決定すると共に、黨の今後の政治的動向に重要な問題を提起したと思はれる左記『空己』聲明書の發表を決定した。

聲明書（昭和十三年六月十二日、社大黨代議士會）

支那事變第一週年を迎へんとするに當り、我等は想を新たにし、我等が時局態度を闡明せん。支那事變は皇軍將士の忠勇なるにより戰果大いに擧り、今や北支中支の重要據點の悉くを攻略し一蔣政權の死命を制すべき漢口占據も最早や時間の問題にすぎない。然し、今次事變の目標たる支那における抗日侮日勢力を掃し極東平和を建設し日本民族の歷史的使命を達成せんとする道程には、未だ幾多の困難と障害とが横たはつてゐる。而かも今日は長期戰體制下にあり、我國は此の國家と民族の一大飛躍と達成のために新たなる結束と團結とが要求されつつある。今こそ我等は國内における總ゆる對立、派閥相剋を廢絶して、直に全國民の强力なる擧國一致を達成せねばならない。我等は此の擧國一致のために全國民の組織化を目標とする眞の大革新政黨の出現を待望しこれがため己を空ふして努力せんとす。我等はここに現下の時局方針を聲明すると共に、この方針を貫徹せん史ため黨の陣容を充實一新し、新なる活動を開始せん。

4　大會・中央委員會、其他

昭和十三年度における大會其他の會合の主なるものは次の如くである。

〔中央委員會〕　第一回（昭和十二年十一月十五日、於東京芝協調會館）

〔中央執行委員會〕　第一回（十二年十一月十五日、於黨本部）△第二回（十二年十一月二十三日、於黨本部）△第三回（十二年十二月二十二日、於黨本部）△第四回（一月十九日、於黨本部）△第五回（二月七日、於黨本部）△緊急（三月三日、於黨本部）△第六回（三月二十四日、於黨本部）△第七回（五月二日、於黨本部、議事　革新斷行並に擧國一致强化に關する決議の件―其他）△第八回（六月十三日、於黨本部、議事　代議士會申請の黨活動强化の件―廡生書記長、三輪、淺沼、平野にて黨務を執行することの―其他）△第九回（七月四日、於黨本部）△擴大（七月七日、於黨本部）△第十回（八月二日、於黨本部）△第十一回（九月十五日、於黨本部）△第十二回（九月二十六日、於黨本部）

〔其他主なるもの〕　全國聯合會會長・書記長會議（二月七日、於黨本部）△議會報告地方協議會大會（四月六日―四月二十二日）△國民精神總動員夏期講習地方協議會代表者會議（八月四日―九月三日）△東京府支部聯合會大會（十二年十月二十四日、於東京芝協調會館）△滋賀縣支部聯合會結成大會（十二年十一月二十日於大津）△鹿兒島縣支部聯合會結成大會（十二年十一月二十五日於鹿兒島）△神奈川縣支部聯合會大會（十二年十一月二十六日、於横濱）△群馬縣支部聯合會大會（十二年十一月二十八日、於前橋）△大阪府支部聯合會大會（十二年十一月二十八日、於大阪）△山梨縣支部聯合會大會（十二年十二月十日、於甲府）△山形縣支部聯合會大會（同日、於酒田）△岐阜縣支部聯代表者會議（二月十三日、於岐阜）△岩手縣支部聯合會大會（一月十八日、於盛岡）△和歌山縣支部聯代表者會議（一月三十一日、於和歌山市）

△秋田縣支部聯代表者會議（二月五日、於横手）△長野縣支部聯合會大會（三月六日、於松本）△福島縣支部聯合會大會（四月三日、於福島）△廣島縣支部聯合會大會（四月十日、於福山）△山口縣支部聯合會大會（四月十二日、於小野田）△靜岡縣支部聯合會大會（五月二十日、於濱松）△北海道支部聯擴大委員會（七月五日、於札幌）△新潟縣支部聯合會大會（八月十八日、於龜田）

全國聯合會長・書記長會議――二月七日、於黨本部會議室。出席者代表五十二名、本部員十一名、計六十三名。會議の重點は二回に亘る人民戰線派の檢擧に際し黨員中より被疑者を出したため、かかる傾向の廢絶を期し黨の結集强化を達成せんとするものであつて、安部委員長の告辭もこの一點におかれてゐた。したが指示事項は次の如くである。

肅黨活動に關する事項

一、黨を腐蝕せしむる人民戰線的傾向、黨の統制力弛緩論者は斷乎處斷を以て臨むこと

二、黨勢調査の斷行

三、黨の新綱領、新運動方針を徹底せしめ時局に對する黨の態度を徹底せしむること、そのために座談會、演說會を組織すること

四、教育活動の開始　黨教育部を中心に全國的教育活動を開始すること

五、聯合會、黨本部の連絡の緊密化を圖ること

日常活動に關する事項

一、銃後後援活動の强化

二、國民精神總動員運動への協力

三、四大節並に國家的祝祭日に積極的に參加する

四、國民精神總動員、皇軍慰問報告演說會を國民精神總動員運動の一翼として組織する

五、愛國的熱情と革新的氣魄の高揚

六、青年部方針指示

七、其他事務的的連絡の打合せ

第七回全國大會　十一月二十、二十一日、於東京芝協調會館。出席者四七一名。司會者三輪壽壯。議長安部磯雄。副議長杉山元次郎、鈴木文治、片山哲、河上丈太郎。「スローガン」世界新秩序東亞協同體の建設・擧國一致體制の强化國內改革の斷行・擧國的革新政黨の結成國民再組織・亞細亞國民聯盟の結成。

前年度大會は黨綱領・政策の改變により我國無產政黨史上に一時代を劃したが、本年度大會は更に國民主義的、全體主義的主張を明確ならしめ、對支事變を契機とする國家發展の方向に黨の發展と存在の途を求むることを强調した點に特色を示してゐる。尙大會を通じて『六月聲明』を基礎とする「擧國的革新政黨の結成」問題が論議の中心となり、質問の多くは新黨問題に關する黨幹部の動向に對して集注された。

〔議事〕

第一日――一、皇軍將兵に對する感謝決議の件　一、傷病將士に對する感謝決議の件（說明者片山哲）一、昭和十四年度一般方針

に關する件（說明者平野學）一、日常活動要綱に關する件（說明者淺沼稻次郎）

第二日—一、移民國策積極化に關する件（說明者角田藤三郎）一、大陸政策に關する件（說明者河野密）一、新建設大綱並に政策（說明者龜井貫一郎、山崎廣）一、府縣會選擧に關する件（說明者三輪壽壯）一、第七十四議會對策・議員行動方針書（說明者河上丈太郎）一、滿洲國移民團に對する激勵文發送の件（說明者今井一郎）一、交通調整對策委員會設置の件（說明者佐伯健）一、公傭船乘組員に對する感謝決議（說明者酒井一雄）一、黨規改正の件（說明者石河京市）一、豫算決算に關する件（說明者安藤國松）一、大會宣言に關する件（說明者結城梅吉）一、役員選擧に關する件（說明者川俣清音）以上全部可決。

5 會計

昭和十三年度（十三年度大會報告）の黨收支は左の如し。

收入之部

前期繰越	七一圓		
本部費	三、三八八・四六	遞信費	一、〇七二・三六圓
役員負擔金	一、四〇三・八〇	機關紙費	三、八六七・〇〇
代議士歲費醵金	七、五二五・〇〇	人件費	七、一九五・〇〇
兼職歲費醵金	六五二・五〇	借入返濟金及利子	四、六七八・八〇
團體醵金	五五・〇〇	印刷紙・印刷・資料旅費交通・集金費	九九五・三三
會館收入	四四〇・九九	議會・集會・全國大會費	九二一・三五
		家賃・會館・備品費	二、一六一・六三
		寄附及雜收	一、七四一・二一
		借入金	六、八三〇・〇〇
		合計	三、〇三七・五七

支出之部

臨時費、雜費	一、〇五九・六五
後期繰越	九五・八九
合計	三、〇三七・五七

6 役員

年度大會の決定せる十四年度新役員は次の如くである。

（中央委員、全國委員は省略）

〔中央委員長〕安部磯雄〔書記長〕麻生久

〔顧問〕高野岩三郎、杉山元治郎、鈴木文治、松岡駒吉、賀川豐彥、堀內長榮

〔中央執行委員〕喜入虎太郎、渡邊潛、渡邊年之助、高橋長太郎、角田藤三郎、井堀繁雄、大門義雄、岩永榮一、河野平次、木村唯作、元廣昇、麻生喜市、伊藤榮次郎、濱橋文作、上條愛一、原虎一、山崎廣、松本淳三、井上良二、川村保太郎、塚本重藏、松浦清一、鈴木悅次郎、西尾末廣、西村榮一、加藤錄道、金子益太郎、伊藤卯四郎、田原春次、橫田忠夫、細田綱吉、佐竹晴記、水野實朗、田中利勝、松坂榮二郎、岡良一、前川正一、池谷鯉太郎、山崎劍二、大野篁二、小島小一郎、飯田五平、高橋涉、白石盛一、熊本虎藏、內田藤七、高梨二男、西田秀雄、森居康、前田榮之助、野溝勝、棚橋小虎、河合義一、米窪滿亮、永江一夫、鈴木倉吉、井伊誠一、松本積善、西村菊次郎、須永好、渡邊清一、飯島林次郎、正木清、木下源吾、川俣清音、石橋源四郎、菊地養之輔、堂森芳雄、田村定一、石原類藏、富吉榮二、小田俊興、石河京市、土井直作、笹口晃

〔常任中央執行委員〕片山哲、松永義雄、河上丈太郎、龜井貫一郎、三輪壽壯、淺沼稻次郎、平野學、河野密、阿部茂夫、中村高一、水谷長三郎、田万清臣、菊川忠雄、山川宗彬、三宅正一

第四篇　消費組合

いま本年における勞働者の自主的消費組合運動についてみるに、この種の運動は、當面しつつある生計費の昂騰にたいする合法的・平和的自營手段の最重なものとして採り上げられなければならない事情にあるにも拘らず、依然として不振の狀態にあつたといふことである。かやうな意味でまづ注目されるのは關東消費組合聯盟の解體であつた。關消聯の解散はその從來の政治的色彩が左翼的であつたことからみて、他の分野においてほぼ同樣の傾向のもとに活動しきたつた團體とともに、最も深刻に今次事變の影響を蒙つた如くである。其他、この關消聯の場合とは多少事由を異にするが、單獨組合のなかにも開店休業乃至睡眠狀態に陷つてゐるものが相當見うけられるやうな現狀である。

關消聯の解散　關消聯の事變勃發當時より解散前夜までにおける運動の概況は前年版に記述した如くであるが、本年一月十四日、委員戸澤仁三郎以下吉本祐二（共働社）久富德松（城西）大澤喜作（金杉）等參集して中央委員會を開き組織の解體を決議し、翌二月五日、次の如き聲明書を發表した。

聲明書　「多年良品廉賣の配給をもつて消費者の要望に應へ隣接組合の地區的合同、現金配給制の實行、黑字經營の確立等に努め益々任務に盡さんとしたが時の社會運動昂揚の波に乘じ幾多の左翼的偏向を冒し運動の發展を阻害するに至つた。我等は現下の時局に鑑み進んで組織を解體し、廣く產業組合一般に伍し專心國策遂行に從ひ擧國一致國運の隆昌につくさんと希ふものである。」

かくて加盟各組合は、夫々獨立消費組合として東京府消費組合事業促進協議會に參加して、純然たる經濟團體として再出發することとなつた。これと同時に目下休止狀態にある『日本消費組合聯盟』の運動も自然終熄し、組織の解體も結論されたのである。

尙關消聯解體當時の關係組合は次の八組合であつた。

〔加盟組合〕（全部東京所在・△印は產業組合法による認可組合）

城南消費組合、金杉消費組合、東交城北消費組合、△共働社、松山消費組合、△城西消費組合、南千住購買會。

〔取引組合〕

川崎購買組合（神奈川）

かやうに勞働者の自主的消費組合運動は、その一層の必要にも拘らず、悲觀すべき現狀におかれてゐる。しかし、ここで注目すべきは、戰時下における消費節約、配給の合理化等の物的資源の確保および國民體位の向上、實質賃銀の確保等人的資源の保全或ひは最近における勞資一體產業報國運動の

具體化に呼應し、この新なる任務の下に、勞働者の日常生活に卽して消費組合運動を擴大强化し、更にこれを一歩前進せしめんとする機運の現はれ來つたことである。その代表的なるものは全日本勞働總同盟の決議であり、産業組合の採らんとする方針である。

全日本勞働總同盟は本年七月の第三回中央委員會において同盟の組織ある職場並に地域における消費組合、購買組合運動の擴充について、次の如き決議並に具體方針を決定してゐる。

決　議

一、消費組合購買組合の運動は平時にあつても、大衆の日常生活必需品の配給組織を合理化して大衆の生活費を輕減するために社會的に有意義なる運動であることは更めて述べるまでもない。この故に本同盟關係の組合並に職場にあつては、何れも創立以來消費組合購買組合の設立に努力し、既に全國に亘り二十に垂んとする組織をもち、更に大部分の職場には購買部、經濟部、共濟部等が設けられ、是等は我國勞働者消費組合運動の中堅をなしてゐるのである。

二、今日戰時下統制經濟の强化する結果は必然に日常生活必需品の配給の上にも統制をもたらすのであつて、かかる場合に於て物資の統制を合理化し徹底するためには日常必需品配給組織としての消費組合購買組合を今日より普及整備しておかなければならない。これは勞働組合が時局下國策に協力する運動の一つであるのみならず、同時にこの運動によつて日常必需品物價を抑制し、勞働大衆の戰時生活合理化の一助となるのである。

三、斯る重要性に鑑みて、本同盟はその組織關係の職場並に地域において消費組合購買組合の運動を一層積極的に行ふ必要がある。殊に最近産業組合中央會に於ては時局の必要に應ずるために職場（三百名單位）又は地域（五百名單位）の組合員を得ればこれを一組織として、これに必要なる指導協力をなすこととなつたので、勞働組合の支部又は一定地域の組合員が消費組合購買組合を組織する上には幾多の便宜が與へられることとなつた。本同盟は所屬聯合會組合支部等に對して産業組合のこの方針と協力して此際消費組合購買組合の擴充のため積極的活動を促すものである。

具體的方法

一、本同盟關係聯合會組合支部にて從來購買部、經濟部等によつて日常品の共同購入等をなせる所は、この際これを購買組合、消費組合として擴充するやうにすること。

二、從來購買組合、消費組合、購買部等の未組織の所では聯合會、組合、支部等においてこの際これを職場別又は地域的に組織せしめやうに積極的に指導すること。

三、本運動に當つては、事業主に協力を求めて産業協力の一助とすることは勿論、必要に應じて關係官廳當局、産業組合中央會並にその府縣市の支部の指導協力を求むること。

他方産業組合中央會の採り上げつつある方針についてみるに、本年十一月二十二日東京に開かれた第八回全國消費組合

協議會は「勞資一體の精神を具現し、以て生産力の維持擴充を期する爲特に消費組合の急速なる普及發達に付き徹底的助成方策を講」ずべきことを政府に要請するよう決議した。この方針に則し中央會においても翌十四年に入るや、勞働者消費組合の組織擴充をその最重の方針として掲げてをり、消費組合擴充協議會(一月)、消費組合促進審議會(二月)をそれぞれ開き、この運動を産業報國會の線に沿つて展開せんとする具體方策を決定してゐる。

尙全日本勞働總同盟系組合の最近における業績は次の如く である。

全日本勞働總同盟系消費組合一覽表(昭和十四年五月現在)

名稱	所在地	創立年月	組合員數	出資口數	拂込濟出資金	積立金	一ケ月平均賣上高	一組合員一ケ月平均利用高	關係組合
△櫻田購買組合	東京市	昭和六、二	二〇〇	六八九	四、一三四圓	一、一三圓	六、一七二圓	三六	鐵工組合砂町第二支部
千代田消費組合	東京市	昭和七、二	一二	三三	九六九	一、一三五	二、一〇〇	一三	東京革工吾嬬支部
相互購買利用組合	東京市	昭和一三、七	九一八	九一八	四、〇二五	三八七	四、三〇〇	五	
△田島消費購買組合	川崎市	大正一五、七	二七九	五六七	三、一三八	—	二、二〇〇	八	關東電球硝子、出版産業運輸、各勞働組合
△製綱購買組合	川崎市	昭和二、一一	八四七	一、八六三	一八、五三三	一九、四九八	二三、八一〇	二七	セメント勞働川崎支部
染色消費購買組合	横濱市	昭和一〇、八	八七	一〇九	一、〇五五	—	九六五	一一	製綱勞働
△秋田製材購買組合	秋田縣	昭和九、九	二五七	二〇〇	二、〇〇〇	三〇〇	三、〇〇〇	一三	染色勞働
岳南消費購買組合	靜岡縣	昭和七、一〇	四一四	七四八	五、六七五	四、一一一	五、五二六	一三	秋田縣聯
栗本共榮社	大阪市	昭和三、四	六七四	六四八	四、七四〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	六	紡織勞働沼津支部
△製綱兵庫購買組合	神戸市	昭和四、七	一〇六	二〇七	二、〇七〇	三六五	二、三六九	二三	大阪金屬勞働栗本支部
購買組合共榮社	尼崎市	大正一五、一二	三七八	六七六	三、〇三四	五、二四四	六、七〇〇	一八	製綱勞働兵庫支部
△因島消費組合相愛社	廣島縣	昭和六、九	九三〇	一、四五三	二一、八六八	四、八一一	一五、〇〇〇	一六	尼崎金屬勞働
△白木崎購買組合	門司市	昭和四、二	二四一	二四一	三、六七二	—	七、五九三	三二	因島勞働
△製綱小倉購買組合	小倉市	昭和四、七	七三一	一、七三三	一七、三三〇	九、一三九	二〇、一〇四	二八	セメント勞働
									製綱勞働小倉支部

一組合平均	四一	一一	一八
六五九	三、三六五	七、三四六	

備考 (1)△印は産業組合法による認可組合を示す。(2)金額はすべて圓以下は四捨五入によつて切捨。

第五篇　其他の社會運動

第一章　社會主義的團體の設立及解散

社會主義的團體の設立　我國における一切の左翼運動は、昭和六年の滿洲事變以來の急激な社會情勢の變轉につれて昭和八年以後一時全く影を沒したが、其後再び黨活動が謂ゆる人民戰線の戰略を採用して合法場面に展開されるに至つた。しかしコミンテルン日本支部再建を目ざす活動は十一年十二月彈壓を受け、勞農派の流れに沿ふ人民戰線運動も亦十二年十二月以後破碎され、かくて對支事變下の防共的思想對策は一切の共產主義的・自由主義的思想の存立の餘地を全く與へないまでに彈壓を以て終始されつつある。かやうな事情のもとにある以上、謂ゆる「社會主義的」團體の新なる設立の如きはありうべくもないであらう。

社會主義的團體の解散　我國最近における社會主義的運動は上述の如く滿洲事變を契機として、それまで華々しく合法活動を續けつつあつた黨の外廓團體が一齊に解散し、更に今次事變を契機としては人民戰線運動の影響下に活躍しつつあつた群小文化グループが之亦絕命し去つたのである。

かくして以前のプロレタリヤ作家同盟及文戰派の人々によつて作られた「獨立作家倶樂部」も遂に本年解散したし、此種の社會主義的團體とは別個に研究機關として存續し來つた「唯物論研究會」も、自肅自戒の上局面の打開を講じたが、その方策も盡きて遂に解散の途を辿るのほかなかつた。かやうに對支事變を契機として此種文化諸團體の相次ぐ轉向・解散が行はれたが、このことは日本文化史に一轉期を劃するものとして注目に價する。

獨立作家倶樂部の解散　本倶樂部は昭和十一年一月林房雄、青野季吉、平林たい子の三氏が發起人となり、舊プロレタリア作家同盟、文戰系及自由主義作家の一聯の進步的作家九十名近くを會員にもつて「一切の政治的主張を排擊して純然たる親睦と友情を……」以てする社交的な目的で結ばれた團體であつた。しかし其後二・二六事件に遭遇し一回の會合と二回の會報發行のみで無實の存在となつてゐたが、更に事變後人民戰線派の檢擧事件も起り、これを契機として昨年末廿九日、幹事間宮茂輔、秋田雨雀、林房雄、中野重治、岡邦雄の諸氏の間に持廻り幹事會を開いた上遂に本年一月七日自ら進んで解散する事に至つた。

第二章　社會主義的團體及個人の活動

唯物論研究會の解散　昭和七年十一月岡邦雄、戸坂潤氏等を中心に結成された唯物論研究會は會員としてサラリーメン、男女學生、作家等百數十人の會員を擁し、週一回研究會を開き、機關紙「唯物論研究」約二千部を發行する在野の有力社會科學研究團體であつた。しかし本年に入るや「時局の趨勢に鑑み、當面の外部的條件を顧慮し、内部的實情を基礎として」一月八日轉向的新方針の採用を聲明したが、更に二月の人戰派第二次檢擧等時代の方向に抗しえず、本年二月十四日戸坂潤、岡邦雄、森宏一、石原辰郎、刈田新七、武田武志、伊藤至郎、伊豆公夫、本間唯一、新島繁の諸氏協議の結果、遂に解散を聲明した。

〔聲明書〕（大要）

一、われわれは轉向後自肅自戒して研究、集會を中止して二月號機關雜誌も純學術雜誌として發行したが、内外の諸事情によりて解散するを適當の處置とみとめ、ここに解散を斷行する

一、解散と同時に會員に對しその資格と義務を解除す。

一、整理委員會は三月號雜誌の發行と同時に解消し、雜誌の發行權は適當なる雜誌社に讓渡し發行を繼續せしむ。

かくて唯研を改裝して雜誌「學藝」が續刊されたが、本年十二月發行のものが安寧秩序を紊るものとして遂に發賣禁止を命ぜられるに至つたのである。

人民文庫の廢刊　文藝方面におけるこの種代表的雜誌として續刊しつつあつた「人民文庫」（主宰武田麟太郎、發行人本庄陸男）は本年一月十一日廢刊した。創刊昭和十二年八月

社會主義的團體及個人の活動

日本共産黨及其外廓たりし日本プロレタリヤ文化聯盟其他の團體をはじめ日本勞農救援會に至る一切の黨影響下の團體の活動は既に存在せず、アナーキズムを奉ずる日本無政府共産黨の運動も昭和十年の檢擧事件以來全くその跡を絶つてゐる。

其他にかつて勞農派を以て呼ばれた集團も昨年末の人戰派檢擧事件と本年二月の第二次檢擧によつて一掃されてしまつたし、時に明確な政治的意圖を含まざる地域的グループに據つた集團であつても、事變の完遂に支障ありと思惟さるるものは、當局の處斷によつて其活動は容赦なく停止されつつあるのが本年の情勢であつた。

尚第二次人民戰線派檢擧事件の概要は次の如くである。

人民戰線派第二次檢擧事件　昨年十二月十五日の日本無産黨等に關する檢擧取調の結果、その背後にあつて「理論的指導を與へつつあつた學者群」あることが判明、當局は二月一日警視廳はじめ三府五縣に亘り關係者三十八名を檢擧した。この檢擧者中には多くの著名な學者が名を列ねてゐるが、今回の檢擧は大學の前途に重要な一石を投じたものとして注目

される。これら學園關係者に對し文部當局及大學當局は峻嚴なる態度をもつて處分する方針と傳へられ、內務省警保局でもこれら謂ゆる人民戰線派の著書は既往に遡つて再檢閲、禁止處分を行ふ旨の方針を明かにした。

なほ本檢擧について當局は次の如く述べてゐる。

「こんど檢擧された人は去年檢擧された人民戰線派と密接な關係をもつてゐた人達で、以前より同志が集つてグループを作り共產主義運動の理論的指導の立場にあつた人たちが多く、實踐運動にも介在連絡した嫌疑が濃厚になつた結果、この檢擧となつた。有澤、阿部などは大森、向坂などと學者のグループを作り、東京神田の東京醫師會館に事務所を置き表面共同研究と稱し定期會合を開き共產主義社會の實現を目標に勞農派共產主義者の中心指導部となつてゐた」（警保局淸水保安課長談）

第二次檢擧における被檢擧者は次の如し。

〔警視廳〕（十六名）

大內兵衞（五一、東京帝大教授）▲有澤廣巳（四三、東京帝大助教授）▲脇村義太郎（三七、東京帝大助教授）▲美濃部亮吉（三五、法政大學教授）▲阿部勇（三七、法政大學教授）▲南謹二（三五、法政大學教授）▲笠川金作（三五、法政大學講師）▲芹澤彪衞（三七、巢鴨高商教授）▲杉森二郎（三九、東北帝大助手）

豐川榮太郎（三二、著述業）▲渡邊惣藏（三二、社大靑年隊長豐島區議）▲野中誠之（五九、染濯業）▲吉川守圀（五六、社大東京府議）▲足立克明（三七、社大中央委員）▲布施褐市（法政大學研究生）▲伊藤實（三四、全農本部常任書記）

〔宮城縣〕（十四名）

宇野弘藏（四二、東京帝大助教授）▲茨城薰（三〇、東北帝大副手）▲富樫芳雄（三一、東北帝大卒）▲佐々木更三（三九、宮城一般勞働組合委員長、全農縣聯書記長、社大黨仙臺市議）▲中村末吉（二九、宮城一般勞働常任）▲五島芳夫（二七、宮城一般勞働常任）▲木村太郎（二八、宮城一般勞働書記長）▲木村泰久（二四、宮城一般勞働常任）▲島崎榮一（三二、宮城一般勞働鹽釜支部長）▲熊谷次郎（二五、全農、社大）▲佐藤新助（三二、全農）▲米倉策郎（二四、東北帝大法文學部學生）▲鮒橋虎万生（二五、東北帝大醫學部學生）▲栗原百壽（二九、東北帝大卒、東京で檢擧）▲杉森二郎（前出、警視廳に檢擧さる）

〔岡山縣〕（二名）

山上武雄（五八、縣聯委員長、全農）▲江田三郎（三二、社大縣聯書記長、縣議、全農）

〔廣島縣〕（二名）

村井一二（三九、社大縣聯書記長）▲佐竹新市（四〇、社大縣議）

〔大阪府〕（一名）

椿繁夫（二九、社大大阪市議）▲伊藤實（前出、東京で檢擧）

〔京都府〕（一名）

辻井民之助（四六、社大京都府・市議）

〔奈良縣〕（一名）

畚野信藏（三七、大阪西成區役所雇）〔千葉縣〕（一名）
實川清之（三六、肥料商）〔岩手縣〕（一名）
横田義重（三四、岩手民衆黨、盛岡市議）

なほ其後における主なる被檢擧者は次の如くである。

第二次檢擧關係者

青野季吉（四九、東京にて自首）▲高橋正雄（九大助教授、三八、四月一日在外研究より歸朝して警視廳に檢擧さる）

第三次檢擧（五月五日於大阪）

高橋義夫（二六、日無）▲近藤島江（二七、同上妻）▲本田鐵之助（二七、全評）▲佐藤毅一（四二、全評）

第三章　特殊事件

日本共産黨事件　國際共産黨日本支部（日本共産黨）の組織・宣傳・煽動の活動は大正十一年コミンテルンより正式承認をうけ、第一次檢擧（大正十二年六月）、第一次解體（十三年三月）、再建的「共産主義グループ」の創設（十四年八月）、第二次黨創立大會（十五年十二月）、第二次檢擧三・一五事件（昭和三年三月）、四・一六事件（四年四月）、解黨派の發生（同年同月）、黨再建（五年一月）、第三次檢擧二月事件（同年二月）、三二年テーゼの採用（七年六月）、大森銀行「赤色ギャング」事件（同年十月）、一〇・三〇事件或は熱海事件（同年十月）、野呂、宮本によるインテリ派中央部の構成（八年五月）、佐野鍋山の轉向聲明（八年六月）、清黨運動の發生（同年八月）、全協檢擧事件（八年十一月）、再建委員長野呂榮太郎の檢擧（同年同月）、黨中央委員長宮本顯治の檢擧（同年十二月）、黨リンチ事件（九年一月）、多數派の發生（同年五月）、多數派檢擧事件（同年十月）等々、黨の中央部はだいたい以上のやうな彈壓と再建とをめぐる凸凹の道を、一歩進んでは二歩退く態の經過を辿りきたつたのである。

日本共産黨準備會檢擧事件（一二・五事件）

かやうにして數次の彈壓によつて殆んど潰滅狀態にあつた共産主義運動は、昭和十年七月コミンテルン第七回世界大會が戰略を一變して謂ゆる人民戰線を確立して以來、アメリカ共産黨を通じ、日本に對しては積極的働きかけを試みるに至つた。（コミンテルンの新運動方針は前年版を見よ）かかる策動に應へて我國の共産主義運動は再び擡頭・發展し、就中日本共産黨系の謂ゆる正統派分子の活躍は漸く表面化して來た。即ち、昭和五年の全協刷新同盟の除名組和田四三四、奥村秀松、宮本喜久男等は昭和十一年四月大阪で日本共産黨準備會を結成、東京の江口渙、千賀史郎、草野三喜雄等と連絡し政黨では社大、組合では單獨組合に働きかけ、東交等に喰ひ入つて合法假面下に再び活動を開始した。

内務省ではこれが殲滅のため、事變勃發前卽ち十一年十二月五日を期して全國的檢擧を行つた。（昭和十三年五月三十日記事解禁）

事件の概要は次の如くである。

事件概要（内務省公表・拔萃）

「關係府縣は東京を初め三府一道三一縣に及び總檢擧人員一三〇〇、起訴者二三五名、起訴猶豫者二三八名に達せるが、今後も起訴者ある見込なり。昭和十一年三月頃關西地方を中心として日本共產黨關西地方委員會が結成され同年六月には之が日本共產黨中央再建準備委員會と改稱して積極的運動を開始せるがその活動は從來の如く大衆を形式的に共產黨に入黨せしむることよりも、實質的に共產黨の活動に參加せしむることに主力を注げり。又警視廳管下には日本勞働組合全國協議會（全協）の再建委員會が結成せられて運動せるが、之亦從來の如き全協員を增加せしむるよりも、全協の方針を合法組合に反映せしむることに重點を置き活動したり。

又警視廳管下に本部を置き十六府縣に其の支部を有する新興佛教青年同盟は佛教宗派の統一、既成宗教の革新てふ名の下に共產黨と同一目的を以て活動し、しかも最近における共產主義運動の新方針たる反ファッショ人民戰線運動と關聯せしめて活動せり。其他各地方に共產主義グループが結成せられて日本共產黨の再建若くはその組織の素地を作るための活動が行はれたるが、これらグループには

一、全く日本共產黨の代行機關としての非合法グループがあり
二、或は合法勞働組合又は農民組合を擬裝若くは利用して活動したるもの
三、或はプロエス團體、海上勞働者のグループを結成して國際連絡を中心として活動したるもの
四、或は文化團體並に同人雜誌發行の形式に依り活動したるもの

等種々なる型體あり、しかしてこれらの運動形態は總てコミンテルンの新方針に基きたるものなるが、更に其他の運動に關する特異點を擧ぐれば、

（イ）高度なるスローガン、綱領は之を表面に揭げず主として地方の特殊事情に卽應せる日常卑近なるものを捉へ、しかも反ファッショ人民戰線の樹立を中心目標としたること
（ロ）從來排斥したる社會民主々義、民主々義、自由主義の諸團體とも提携するの方針を採りたること
（ハ）殊に社會大衆黨を中心とする人民戰線樹立に努めたること
と
（ニ）非合法の文書發行は著しく制約し且其發行も極力合法擬裝に努めたること
（ホ）極力合法文書の利用に努めたること
（ヘ）口頭連絡、口頭宣傳に重きを置きたること
（ト）其連絡活動等においても從來の如く全員一堂に會することを避け、多くは個々面接乃至は二三人宛のグループ的會合

を以て意見の交換及意思の結合を圖り以て官憲の取締を避くるに努めたること

（チ）プロエス語を通じ、或は容疑船員を通じて國際連絡を圖りたること

等なるが、要するにこれらの運動は總てコミンテルン第七回大會の決議方針に基きプロレタリア獨裁により國體を變革し、私有財産制度を廢止して共産主義社會を實現する目的を以て活動し來れり。」

主要團體

日本共産黨再建準備委員會　昭和十三年一月檢擧をうけた黨關西地方委員會殘留分子により結成さる。之を改組して黨再建委員會とし、全國的統一組織たらしめんがため、同年七月以後和田、奥村、宮木等首腦部は前後して上京、同志及勞働雜誌社、消費組合等と連絡し、組織の擴大强化を計畫しつつあつた。

日本政治經濟研究所　立花、大谷、居長等の青年インテリ研究グループに小岩井、川上等參加し、昭和十一年四月研究所創立を決定し、主として階級運動の指導分子を對象として活動することを申合せ、時に反ファッショ人民戰線問題を中心課題とすることを決定したといはれる。（機關紙＝「大衆政治經濟」及「政經ニュース」、事務所＝東京市芝區琴平町二七光榮ビル内、所長＝小岩井淨）

新興佛教青年同盟　昭和六年四月結成さる。「全既成宗教の革新、佛國土の建設」を標榜しつつ、無産者運動を支援し來つた。昭和十二年六月委員長妹尾義郎氏は反ファッショ人民戰線を標榜して府議戰に東京豐島區で立候補した。また東交の分子をも糾合して「城北市民クラブ」を結成してゐた。

勞働雜誌社　昭和十年三月加藤勘十、高野實、妹尾、小岩井、其他により創設さる。其後小岩井對加藤兩派の對立があつたといはれるが、正統派が實力を占め、大阪、神戸に出張所を設け、十一年七月には黨再建委員會とも連絡があつたといはれる。（編輯責任者内野壯兒）

日本勞働組合全國協議會　昭和九年五月の檢擧に洩れた殘留分子は同年六月再建方法について屢々協議し、委員會を結成して關東を中心とし、北海道、大阪、福井、高知、福岡、大分の地方と連絡再建を企てつつあつたといはれる。

日本勞働組合全國評議會　昭和十三年十月結成の東京合同勞働芝地區分會の意識分子は分會員の意識化を計る諸活動を行つたほか、全評・日無の批判の上に自らの指導部結成のため計畫中であつたといはれる。

主要被檢擧者　（總數一三〇〇名内起訴二三五名）

〔東京〕

日本共産黨中央準備委員會關係（二四名）――江口渙（五二、著述業）▲草野三喜雄（三三）▲水野成（二九）

日本政治經濟研究所關係（一六名）――小岩井淨（四二、研究所責任者）▲立花敏男（三一）▲城戸武六（三〇、岩波書店編輯

部員）・大谷喜佐治（二七）

新興佛教青年同盟關係（二六名）――妹尾義郎（四九、同盟委員長）▲林靈法（三三、同盟書記長）▲山本照順（三八、同盟研究部長）▲松浦武雄（二九）▲田永精一（二八）

勞働雜誌關係（七名）――内野壯兒（三一）▲佐和慶太郎（二九）

全協關係（五三名）――松本幸重（三一、再建委員長）▲古川裕一（二九）▲渡邊策郎（二九）▲古池あさ（二六）▲田中策三（三七）▲石塚義雄（三〇）▲高木卓郎（三〇）▲新拓治（三三）▲菊地利男（二九）

全評其他區分會關係（三一名）――鈴木昇太郎（二三）▲加藤太郎（二四）▲岡野三郎（二一）▲山村次夫（二八）▲大山光三（二四）▲矢澤そめ（二三）

東交人民戰線關係（一五名）――的場茂（三四）▲山本光雄（二六）▲關川利方（三三）

五月會及「次元」關係（二〇名）――柴田鐵造（二八）

新協劇團研究生關係（一九名）――野間修三（二六、慶大學生）

同人雜誌「街」關係（八名）――北添忠耀（四〇）

帝大セツルメント關係（三三名）――三波政揆（三三）

和田四三四、宮木喜久雄、奥村秀松の三名は大阪の項參照。

〔大阪府〕

和田四三四（二八、黨本部組織部長）▲宮本喜久雄（三三、黨アジプロ部長）▲奥村秀松（三五、黨技術部長）▲峯場あさ子（三〇）▲西川清子（二五）▲桑原錄郎（二九）▲芦田和一（三九、保方消費組合常務者）▲趙龍鳳（三一）▲福本美代治（三二）▲北川直（三八）▲田港朝福（二二）▲知念善男（二六）▲中島凡男（二一）▲上林義藏（三〇）▲速水奏妙（二六、勞農救援會支部）▲横井洋一（二六、組合書記）▲川上貫一（五一、勞働雜誌關西支局長）▲岩間光男（二五）▲岩井弼次（四五、醫師）▲信田政雄（二三、勞救常任）▲秋山武（二七、勞救常任）▲長谷川民之助（三一、大阪消費組合常務者）▲井宮政一（二五、同上）▲長壁民之助（三九、大阪木材勞働組合責任者）▲森本亮一（三四同上常任）▲池田博康（三一）

〔兵庫縣〕（七十餘名、うち二六名起訴）

祕密書記局――堀川一知（二九、全協系）▲森貞一（二四、全評）▲奥田宗太郎（四八、古本商）▲矢野笹雄（二七、職工）▲久留島義忠（二七、元小學校教員）

海上グループ――增田正雄（二九）▲河野實（二八）▲松本正平（三〇）▲岡本朋友（二六）▲石井勇（二九）

プロ・エスグループ――中杉吉次（二七、東京）▲栗栖繼之進（二八、大阪）

黨關係――大石政一（三六、職工）▲繁山實（三二、菓子商）▲大原房二（三〇、職工）▲山田秀一（二八）▲本松俊雄（二八、電路工手）▲柿元滋（二四、電車車掌）▲尾崎敏雄（二二）▲北井武夫（二八、職工）▲池保（二七）▲寺坂三次（二四）

文化グループ（全星社、文化青年社、處女地支部其他）――松

井修一（三〇）▲井守政男（二七）

〔京都府〕（六三名、内三四名起訴、主としてプロ・エス關係）

辻村茂治（三一、銀行員、商卒）▲古橋小雪（二七、女店員、女卒）▲鄭己或（三一、大阪消費組合勞務者、朝鮮師範中退）▲平野順一（二七、彩色工、小卒）▲岡本義夫（二五、職工、小卒）▲細川三酉（三〇、百貨店員、工卒）▲袴田勇（二七、圖案工、小卒）▲宮島宗三郎（二八、職工、小卒）▲井上喜代松（三二、元京都消費組合常務者、商工卒）▲田中芳雄（二六、自動車運轉手、商卒）▲河本吉衞（二五、自動車運轉手、中卒）▲瀨野弘文（二七、會社員、同志社大學卒）▲三浦信夫（三五、西山專門學校教授、京大卒）▲竹中義郎（二八、店員、商中退）▲岡映（二七、友仙工、小中退）▲岡谷元治（二九、同大學生）▲武田昌夫（三三、會社員、京大卒）▲林喜彥（三一、醫師、京大卒）▲秋田清次郎（三二、質商、同大卒）▲渡部收（二六、京大卒）▲兒島英之助（三一、著述業、京大卒、東大中退）▲矢部東藏（二九、全農、同大中退）▲鎌田豐（三二、元書籍商、早大專中退）▲長田秀子（二九、元家政婦、小卒）▲關康（二五、織物工、小中退）▲渡邊博（二六、元東京映畫研究所員、同大中退）▲榊原豐（三一、辯護士試補、京大中退）▲松尾隆夫（三〇、洋畫家、美工中退）▲黑田彌一（一九、喫茶店主、藥專中退）▲立野正一（三二、喫茶店主、美工中退）▲原田金之助（三〇、賃織業、小卒）▲岡本祥二郎（二三、市吏員、工中退）▲田中忠雄（三四、工校教諭、京大卒）▲永良已十次（三四、工校教諭、京大卒）

〔神奈川縣〕（七名、何れも新興佛教青年同盟關係）

久岡幸昌（四九）▲長井淵瀞（四一）▲湯島海朗（六二）▲檜大喝（五一）▲竹内朗源（四〇）▲飯島海裕（四五）▲森田卓藏（四二）

〔福島縣〕（十二名、何れも新興佛教青年同盟關係）

安達正玄（四三、齒科醫）▲高野正次（四四、藥種商）▲伊藤德衞（四五、元銀行員）▲渡邊敏雄（四二、米穀商、町會議員）

〔福井縣〕（二名、何れも新興佛教青年同盟關係）

面谷龍門（三一、住職）▲梶川龍文（三五、住職）

〔富山縣〕（十數名、何れも朝鮮人）

金泰植（三三、土工）▲朴學守（三一）▲韓東述（二八）

〔石川縣〕（二五〇名内起訴六名、何れも「佛青」關係）

山本清嗣（三九、佛青中央委員及金澤支部長）▲梶川義雄（三四、佛青中央委員）▲藤澤榮三郎（三八、佛青中央委員）▲宮永盛雄（四三、佛青中央委員）▲牧太喜松（四一、司書）▲遠藤清（三二、新聞記者）

〔新潟縣〕（四〇名内八名起訴）

遠藤元治（二七）▲朴仁秀（二八）▲齋藤一郎（二二）▲山崎義雄（二一）▲阿部巽（二四）▲鹽川達次（三〇）▲古泉常作（二五）▲井越甲（二四）

〔三重縣〕（二二名）

廣田勇四郎（四一、全農、社大、村議）▲森藤吉（四一、全農）▲遠藤陽之助（二七、全農、全水、社大）▲中西長次郎（四〇

全水、社大、村議）▲山本久米次郎（三八、全農）▲植木徹之助（四三、全農、僧侶）

〔岐阜〕（二八名内一名起訴）

朴景準（三五、内鮮融和「正和會」、名古屋合同勞働關係者）

〔愛知縣〕（豐橋市一一名内二名起訴）

朴永祥（三〇、土工）▲尹周祥（三一、土工）▲神山光雄（二六、製紙工）

愛知縣下では勞農救援會名古屋支部準備會を母體とするグループ活動で、文化團體ポポロ社等七十四名が檢擧された。

〔和歌山縣〕（五名内一名起訴、何れも新興佛教青年同盟關係）

谷本重清（三二、佛青日高支部長）▲和田英一（三〇、女學校教諭）▲高階隆道（五六、住職）▲岸本駒太郎（四七、鍼灸師）▲脇田稔（四三、農業日稼）

〔高知縣〕（四四名、内起訴一一名）

池本良三郎▲竹村悌三郎▲岡村正彦▲横川登▲藤坂定男▲毛利孟夫▲古味峰次郎▲岡林龜

〔岡山縣〕（二二名、内一〇名起訴）

久山壽一郎（三五、プロ・エス「アミーコ社」主幹、小卒）▲西村富彦（三二、アミーコ同人、小卒）▲伊藤敏雄（三二、アミーコ同人）▲岡田弘（二五、全協系、中卒）▲本田鴻輔（二三、全協系、全評岡勞書記長、同志社中退）▲松崎久馬次（三二、全評岡勞組織部長）▲片山秀亮（二五、岡勞執行委員、師範二部中退）▲白井憲一（四九、社大、小卒）▲鹽田寅雄（三一、岡勞常任、商卒）▲辻孝平（四〇、社大、新興佛青、藥劑師）

〔廣島縣〕（十數名内四名起訴）

中村貞雄（二八、廣島勞働組合書記）▲山本庄市（二六、製材職工）▲前田隆雄（三三、社大町議）▲吉野智水（三〇、新興佛青、僧侶）

〔香川縣〕（一六名）

田村文雄（三三、中學教諭、東大卒）▲里見芳郎（二三、中卒）▲龜山幸三（二八、京大中退）▲辻村環（二一、中卒）▲末澤俊夫（二一、中卒）▲喜多村武夫（二三、高商卒、鐵道省雇）▲山村清次郎（二二、關大學生）▲植松謙藏（二九、高商中退）

〔熊本縣〕（四三名、内五名起訴）

工藤勝行（三二、元黨中央部關東ビューロー所屬黨員）▲松山秀雄（三〇、日消系熊本消費組合常任、師卒）▲末崎勇夫（三二、國鐵人吉機關庫員、小卒）▲松原三夫（三四、全協系、師範、法大中退）▲太田吉雄（假名、二六、中卒）

〔佐賀縣〕（二名）

石田樹心（四一、全農、中卒）▲矢野勇助（全農）

〔大分縣〕（約五〇名内三名起訴）

中村越一（三〇、吳服商）▲横田正稔（二九、無職）▲別所伸一（三〇、ラヂオ卸商）

〔福岡縣〕（三八名内四名起訴）

安武正雄（二五）▲松村義士男（二六）▲秋吉大三（一九）▲近藤四郎（二七）

〔沖縄縣〕（一三名内三名起訴）
新垣幸吉（三六、小學教員）▲金城幸暉（三二、小學教員）▲知念徹馬（二八、小學教員）
〔北海道〕（函館市二〇名、伊達町三名、主としてプロ・エス關係）
大和庄裕（三一）▲井口陸平（三二）▲渡邊榮司（二七）▲渡邊久良夫（二九）▲山田巧（二七）
〔鳥取縣〕（八名）
プロ・エス關係（三名、うち米村のみ起訴）――米村健次（三二）▲遠藤喜博（二八）▲岡一太（三六）
「興太會」關係（佛青同盟關係五名）――小川貞壽（二九）▲吉田義次（二九）▲福井清（六二）▲谷本光好（三〇）▲秋草豐（二五）

共産黨事件判決　本年刑の確定をみたる共産黨關係事件の判決結果の主なるものは次の如くである。

（一二・五事件とは昭和十一年十二月五日の共産黨檢擧事件であり、一二・一五事件とは昭和十二年十二月十五日の日無・全評の人戰派檢擧事件を示す。）

一二・五事件（京都）　起訴者三十四名中本年五月三十一日までに京都地方裁判所において治維法違反として判決されたるものは次の如くである。

辻村茂治（三二）懲役四年▲鄭己或（三一）懲役三年▲岡本義夫（二五）懲役二年▲袴田勇（二七）懲役二年▲竹中義郎（二八）懲役四年▲岡映（二七）懲役三年六月▲三浦信夫（三五）懲役二年、但し五年間執行猶豫▲岡谷元治（二九）同上▲林喜彦（三一）同上

一二・五事件（大阪）　大阪における本事件連坐者小岩井淨（四二）氏にかかる治維法違反事件は本年六月六日大阪地方裁判所において懲役二年六月の判決言渡を受けたが、即日控訴し、九月二十七日大阪控訴院において懲役二年（三年間執行猶豫）の判決を言渡された。

一二・五事件（全協）　一二・五事件全協再建運動に連坐して檢擧された吉池あさ（二六）の治維法違反事件は本年六月二十三日懲役二年、二年間執行猶豫（求刑懲役三年）の判決が東京刑事地方裁判所において確定した。

一二・五事件（兵庫）　日本無産黨神戸支部教育出版部長阪本福藏（四八）にかかる治維法違反事件は本年六月二十七日神戸地方裁判所において懲役二年の判決言渡をうけた。

一二・一五事件（岡山）　元倉敷地方勞働者組合委員長、前代議士重井鹿治（三七）に係る治維法違反事件に對し本年九月十七日岡山地方裁判所において懲役三年の判決言渡しがあつた。

北日本農民組合青年部事件　北農常任書記遠藤元治以下六名にかかる治維法違反並に安信巽に對する同上及不敬事件の判決は本年十一月三十日新潟地方裁判所において判決の言渡があつた。判決結果は次の如し。（括弧内は求刑）

▲遠藤元治（二八）懲役四年（六年）
▲朴仁秀（二九）同二年六月（四年）▲鹽川達次（三一）同上（同上）
▲井越甲（二五）懲役二年（三年）▲山崎義雄（二二）同上（二年）▲阿部巽（二五）同上（同上）▲齋藤一郎（二五）同上（同上）▲古泉常作（二六）同上（同上）
以上のうち山崎、齋藤、古泉の三名は各三年間執行猶豫となつた。

救援辯護士團事件　昭和八年九月の謂ゆる赤色辯護士團事件首腦者たる布施辰治氏（五八）に係る治維法違反事件控訴審は本年七月二十日東京控訴院において懲役二年（一審四年）の判決言渡があつた。

尙左記のものは判決ではないが、本年漸く豫審終結となつた謂ゆるリンチ共産黨事件の關係者である。

リンチ共産黨事件豫審終結　謂ゆるリンチ共産黨事件として勞働者派中央委員小畑達夫、大泉兼藏外數名にリンチを加へた事件の首腦者秋笹正之輔（三六）宮本顯治（三一）袴田里見（三五）等十二名の豫審は東京刑事地方裁判所において進行中であつたが本年十一月十四日（五年目）豫審終結し、治安維持法違反、殺人同未遂、同幇助、不法監禁、銃砲火藥取締施行規則違反等の罪名によつて全部有罪と決定した。事件の概要については當所年鑑において既述した如くであるが、被告の氏名は次の通りである。

▲日本共産黨中央常任委員秋笹正之輔（三六）▲同上宮本顯治（三一）▲中央委員袴田里見（三五）▲中央常任委員逸見重雄（四〇）▲中央委員大泉兼藏（三八）▲中央アヂプロ部員西澤隆二（三六）▲木島隆明（三〇）▲加藤亮（三〇）▲金李錫（二六）▲木俣鈴子（三一）▲横山操（二五）▲西村まり子（四三）

（附）轉向者の活動

いま本年における轉向者の活動概況についてみれば、

國民思想研究所の創設　政府の國民精神總動員運動に卽し、銃後國民精神發揚のため、知識階級轉向者により表記研究所が本年一月二十七日東京澁谷區代々木にある大孝塾において發會式を擧げた。主なる所員は村山知義、上村進、本田彌太郎、小林杜人、難波英夫、村山藤四郎、門屋博其他多數の轉向者によつて構成されてゐるが顧問としては皆川前東京控訴院長、森山司法省保護課長、平田東京保護觀察所長、中村同補導官、戸澤東京控訴院檢事等が指導の任に當るものである。

銃後活動　昨年末轉向者代表數名を北支、中支に派遣し皇軍を慰問せしめ、歸國後も各地に講演會を開催して戰線の報告を行はしめた全日本司法保護事業聯盟では更に進んで北支の宣撫並に文化開發工作に協力するため全國二十二ケ所の思想犯保護觀察所より優秀分子を動員して北支戰後工作のため派遣することを決定した。

時局對應全國委員會の活動　昭德會（思想團體統制輔導機關）は轉向者の積極的時局對應をはかるため、六月二十日より三日間

東京日本青年館に時局對應全國委員會を開催した。協議事項は、「時局活動をなすに如何なる組織と活動方針をとるべきか」（昭德會諮問案）のほか、生活刷新・思想國防・皇軍慰問・體位向上等銃後活動に關する問題に付協議した。

第四章　學生運動

1　學生左翼運動

我國における左翼運動は昭和八年を頂點とし、以來急速に凋落したが、學生左翼運動も亦この左翼運動不振の影響をうけ、八年を最高潮として其後數的にも質的にも著しい變化を示してゐる。學生社會科學研究會の解散後、學生のこの種運動を指導した共産青年同盟或は學外左翼文化諸團體が活動力を失つたことが、左翼學生運動の衰退に主なる原因をなしたと思はれる。換言すれば思想運動取締當局の徹底的彈壓と政治經濟領域における新時態の展開による運動地盤の喪失が重要な原因であつた。

いま文部省教學局の調査に基づき、最近におけるこの種事件の狀況を左に掲げる。ここで注目されるのは事變後思想統制の戰時的强化によつてか、多少の增加をみせてゐることが窺はれることである。

	事件數			檢學者數			起訴者數			處分者數		
	大學	高校	總計	大學	高校	總計	大學	高校	總計	大學	高校	總計
昭和七年	一四五	六四	二〇八	六三三	二七七	一、一七〇	四八	三	六〇	三六四	二五三	九〇一
同八年	九七	一五	一五七	四四三	一三八	六七〇	六七	一四	九三	三三〇	一五五	五七八
同九年	六〇	五	八四	一七三	八〇	三〇三	一九	六	三二	八二	三九	一六二
同十年	三五	二	四〇	三八	一三	八八	二	—	二	二	—	三
同十一年	一七	二	二四	四一	五	七四	一	—	一	六	一	六
同十二年	四九	七	六七	七三	一	八七	四	—	四	—	—	二七

（附）昭和十三年の狀況についてはこの種の數字がいまだ當局から發表されてゐない。

なほ本年この種學生運動と關聯し注目すべき事件たる學生經濟學部内人線派教授檢學事件をめぐる教授會の對策を附記の檢學事件および帝大セツルメントの閉鎖に至る事情と東大しておく。

北海道帝大學生左翼グループ檢擧事件　本年五月二十七日北海道帝大醫學部學生十名は新文化運動の名の下に日本共産黨正統派を支持する運動を行ひ來つたといふ嫌疑によつて檢擧された。其後當局の取調は續けられたが、十名全部起訴猶豫と決定した。（本年十一月三十日記事解禁）事件の概要は次の如くである。

昭和十年の「北大自治學生會事件」に影響された原田を指導者として、十一年の「長髪禁止事件」後メンバーを獲得しつつ大學公認の「社會科學研究會」「文武會新聞部」「櫻星會」の指導權の獲得或ひは「學生生活經濟調査」の實施等を行ひ來つたが其後前記研究會の解散其他により、メンバーの有力な活動舞臺は不如意となり事變後、共産黨正統派支持の「新文化運動」「技術科學研究會」を作り上げ、再出發を期しつつあつたが、前記學生生活調査の發表直前に檢擧されるに至つたものである。

朝鮮人留學生檢擧事件　本年七月以後日本大學藝術科在學皆珉山（二二）他早稲田、中央、明治等の各大學にある朝鮮出身學生十數名は警視廳內鮮課に檢擧された。事件の概要はこれら半島人學生が事變以來早大オール同窓會、日大朝鮮留學生同窓會、中央大學朝鮮留學生同窓會等を利用し、更に研究會を作り、民族的左翼運動を企てつつあつたものであるといはれる。

帝大セツルメントの閉鎖　東京帝大セツルメントは大正十二年の大震災における罹災民救助を契機として、帝大教授學生有志により應急施設として建設され、其後の社會情勢にともなひ漸次發展し來り、其の間數千圓の御下賜金を拜し、我國セツルメントの先驅として、社會事業に多くの功績を殘して來た。しかるに一方參加學生等のうち左翼運動への關係者を免れず、他方時局も亦學生の事業參加を要求せざるに至り事業遂行に多くの困難を生じ來つたので、現下の非常時局に鑑み內部組織を改革するに決した。かくて本年一月二十八日學生の組織參與を廢止し、財團的組織として名稱を『大學隣保館』と改め、その事業內容も幼兒保育、輕費診療、法律相談のみを殘す等の改革案を發表したが、右の改革案をもつても當局の首肯する所とならず、二月三日遂に自發的解散を宣告、解體するに至つた。

尙同セツルメントに藉を置いた學生約二百六十名中黨運動に關係して檢擧されたものは現在までに約七十名あるが、かつての「オールドセツラア」の中には林房雄、菊川忠雄、淺野晃、武田麟太郎、久板榮二郎等の名があつた。

檢擧教授の處分を繞る東大經濟學部教授會の動向　第二次人民戰線事件で二月一日檢擧された東大經濟學部大內教授、有澤・脇村兩助教授に關し、東大經濟學部教授間に卽時休職處分に附すべしとの强硬論と、起訴をまつて休職とするが妥當なりとの主張對立し紛爭を續けた。卽ち二月十六日の教授會において土方、本位田、田邊、荒木、中西の五教授の卽時處分要求に對し、上野、森、河合、舞出、山田の五教授は反

對し、二十三日の教授會で即時處分說が否決となり、土方教授はこの責を負ひ學部長を辭し後任として舞出教授が當選した。土方教授は更に、即時處分に關し長與總長に上申書を提出、三月二十二日全學自治の最高機關たる評議會が開かれ、經濟學部の票決を尊重することに決せられて一先づ落着した。

2　學生自治運動

次に學生の自治要求を中心とする自主的運動についてみるに、この種の學生運動は昭和四年より六年を以て頂點に達したが、文部當局ならびに學校當局の學生ストライキにたいする彈壓・嚴罰主義の採用に拍車をかけられて衰退を續け來つた。しかもこの數の減少と同時に質的にも著しい變化を示してゐることが注目される。すなはち、近年の學生運動はその多くが謂ゆる自由・自治の要求にあらずして、學校當局の軋轢による騷動、同情罷校、教授排斥運動に向けられてをり、且つそれが更に謂ゆる國家主義的傾向を帶び來つてゐるといふことである。

尙本年におけるこの種學生運動としては特記するほどのものがない。

第五章　婦人運動

ここでは主として婦選獲得を目的とする婦人の運動を記述するのであるが、日本におけるこの種の運動は過ぐる歐洲大戰後、基督教影響下の運動としてきづはじめられ、漸次國際性を帶びつつ、當時の進歩的女性によつて各種の團體が創設されたが、滿洲事變前後には各派聯合の婦選後援團體聯合會の創設となり、其間に無產政黨運動の影響をも受けつつ、今日の對支事變に直面したのである。

滿洲事變後この種團體による婦選運動は國家非常時の故に他の重要諸事項に壓倒されがちとなり、その運動形態もいきほい狹義のものより廣義の婦選運動に轉形せざるをえなかつたやうである。かやうな事情にあつたため、この種團體中でも代表的と目さるる婦選獲得同盟の如きにも昨今殆んどみるべき活動とてなく、今次の事變に當面するや、愛國婦人會、國防婦人會等の活動と併行してその全活動が銃後後援に終始した。かやにして昨年における注目すべき動きとしては「婦人の立場より現下の非常時局打開克服に努力する」ため、この種團體によつて日本婦人團體聯盟が結成されたが、これとてもその影響力、浸透力に至つては全國的とはいひえないものであつた。かくて事變二年度の本年を迎へたこの種婦人運動は、事變の擴大とともに末曾有の經驗を重ね來つたが、これらの團體を母胎として「精動」・「物動」に關聯する國策への「婦人委員」の參加が要請され、これらを通じても銃後國策への協力がなされたが、いまだ量的にのみ相當盛んであ

つたといふにすぎない。またこの種自主的婦人團體の本年における各々の動きをみるに、軍事援護の諸運動に相當の注意が拂はれた觀はあるが、その多くは前年來の白米食廢止、廢品回收運動のほか、天幕託兒所或ひは不用品交換等の個々の問題に注がれてゐたかに思はれる。いま母性保護聯盟及日本婦人團體聯盟の主なる活動についてみるに、それはだいたい次の如きものであつた。

婦人の入坑再現反對運動　政府の增炭計畫と坑夫不足とによつて、石炭事業主側からなされてきた婦人の坑內作業解禁運動は、厚生省社會局が「薄層、殘炭加工に限り」許可することとなつて遂に奏功したが、日本婦人團體聯盟ではこの種婦人勞働の復活はなほ考慮の餘地ありとして、一月これが反對運動を起した。

性病豫防運動　日本婦人團體聯盟の性病豫防實行委員會では三月東京に懇談會を開催したが、同委員會はまた衆議院へ星島二郎代議士を通じて請願書を提出した。

內妻問題對策　母子保護法實施への運動を一段落つけた母子保護聯盟では、本年二月婦人同志會、婦人參政同盟と本問題に關する協議會を開き、刻下當面の婦人問題としてこれをとり上げたがこれを軍事扶助法への內妻挿入運動等に發展せしめるため三月の第二回會合においてこれが具體案を決定した。

なほ家事調停法の戰時立法は軍部の希望で提出を見合せ片山哲代議士の質問に留めることとした。

母性保護聯盟の改組　本年五月第四回全國委員會を開催した聯盟では、懸案の母子保護協會設置を厚生省が行はぬ見透しがつき改めて同會の組織を團體單位とし、個人會員は改めて會友となし機關紙を發行して一般母性保護運動の中樞機關たる使命を遂行すべく、ここに創立以來の變則的組織の合理的な改革が實現されるに至つたのである。

なほ本年中に開催された會合のうち、その主なるものを掲ぐれば次の如くである。

時局婦人大會　本年度婦選大會は開催されなかつたが、昨年結成以來相當の活動をなしつつある日本婦人團體聯盟では三日表記大會を開催した。大會の概況は次の如くである。

三月十三日於東京神田YWCA。〔參加團體〕YWCA日本同盟、日本女醫會、婦人同志會、日本基督教婦人矯風會、全國友の會、婦人平和協會、日本消費組合婦人協會、婦選獲得同盟（以上主催團體）母性保護聯盟、全國小學校女教員聯合會、婦人參政同盟、基督教婦人參政同盟、全日本勞働總同盟婦人部其他一五團體（以上後援團體）〔スローガン〕起ちて負へ總動員の秋、母性の協力なくして建設なし。座長吉岡彌生。〔議事〕一、消費生活部門における諸問題　二、保健衞生に關する諸問題　三、子女の教育社會風潮　四、出征將兵並にその遺家族の問題　五、皇軍に對する感謝決議

婦選獲得同盟第十五回年次總會　五月十五日、於東京日比谷松本樓。出席者二五名。

因に右總會において可決された本年度運動方針及役員は次の如

くである。

〔運動方針〕（拔萃）

一、時局に際し婦人の執るべき部署並に之を完全に遂行するための具體的方策の研究を絕えず行ふこと。

二、時局に關聯して中央及地方各當局によつて設けられんとする各種機關に婦人の參加を實現せしむるやう努力すること。

三、如上の運動は本會の參加せる日本婦人團體聯盟、母性保護聯盟、東京婦人愛市協會を通じて爲すは勿論、進んで弘く各種婦人團體と協力の下に行ふ樣努力すること。

（尙五月の第一回中央委員會は之が具體化のため時局特別委員會設置を決定した）

總會は市川房枝ほか十九名の中央委員を選出したが、五月の第一回中央委員會は中央執行部の役員をそれぞれ決定したので、便宜上、それを左に掲げる。

〔役員〕

總務理事市川房枝、副總務理事藤田たき、加藤清子。會務理事金子しげり。

第六章　水平運動

運動の概況

謂ゆる部落民の解放運動大正十一年三月「全國水平社」が結成されて以來急速且つ活潑に展開されたのであるが、その初期の運動は對象が「部落民」と「一般民」との對立のうちに求められ、したがつてその中心が「徹底的糾彈」一本建ての戰術にあつたことは否めなかつた。このことは差別事象を減退させはしたが、差別觀念を存續せしめる基底ともいふべき部落大衆の經濟的窮乏・貧困の打開、生活環境の改善のための活動は見出すべくもなかつたやうである。全水の活動がやうやく不振を招來し、時に昭和七年頃の如き政治行動をめぐる紛糾を現したのも、その原因がこの邊に根ざしてゐたかに考へられる。その後例の高松事件以後軍隊內融和政策の確立、文化部面における差別糾彈方針の樹立或ひは部落改善運動方針の大衆化を計つて以來少しく建直つたのであるが、昨年の對支事變に當面するや、久しぶり全國大會を開催して綱領の改訂、戰時運動方針書の決定により、從來の階級的運動形態を破棄したのである。かくて本年に入るや、二月七日東京に中央委員會を開き、從來の指導方針は之を一擲し改めて大アジア建設の國策に副ふべく、人民戰線に關しては絕對反對する旨の態度を決定した。全水はかくの如く事變以來その方針の改訂に留意し來つたとはいふものの、特に注目すべき日常活動は殆んど見受けられなかつた。また、差別糺彈活動においても今日入手しうる限りの資料では發見しえない狀態にある。

なほ前年の東京大會において新に採用せる綱領は次の如し

〔綱領〕

我等は集團的鬪爭を以て政治的、經濟的、文化的全領域における權利を擁護伸張し、被壓迫部落大衆の絶對解放を期す。

(附)關東水平社の解散　全國水平社とは別の形態のもとに創立以來十六ケ年の歴史を存續した「關東水平社」は本年三月二十三日その本據たる群馬縣太田町に最後の大會を開き、關東水平社並に同構成聯盟及之に附隨する各團體の解散を宣言した。かくて解散後は國民精神總動員運動の線に沿ひつつ國策に協力することとなつた。

第七章　植民地における運動

1　朝　鮮

朝鮮における思想運動はかの萬歳事件後左翼各派を分生したが、數年後の大正十四年に至つて始めて朝鮮共産黨が結成された。本共産黨は翌年にかけて一齊に彈壓されて潰滅したものの、その後各派の暗鬪時代に入り、中國共産黨指導下に依然非合法活動を續けつつ、昭和三年頃迄の數次に亘る彈壓にも屈せず、この頃より共産黨活動は愈々熾烈を極め、次々に再建されたのである。かくして最も旺んであつたのは昭和四年乃至七年前後であつたが、滿洲事變後は急速に衰へてしまつた。いまこれを過去十ケ年の檢擧數についてみれば、昭和四年の二五三件、五年の三九七件、六年の四三六件に上昇し、七年の三四五件、八年の二一三件、九年の一八三件、十年の一七二件、十一年の一六七件、十二年の一三四件へと、六年を最高記録として、最近においてはその三分の一に激減してゐるのである。これを檢擧人員と對照してみれば朝鮮におけるこの種運動の動向を詳かにせられようが、何れにしても今日においては確立された黨の指導下に運動が展開されてゐないことだけは確實にいひうることであらう。

このことは滿洲事變後今日の對支事變に至る非常時局下において防共、防諜の上から朝鮮の帶びる特殊的地位の故に、當局が徹底的彈壓方針と同時に併せ行ひつつある各種の政策（例へば思想犯保護觀察制度の朝鮮における實施）によつてこの種の運動がやうやく影を沒するに至つたものと思はれる（本年における注目すべき轉向者對策としては事變に對應して結成された「時局對應全鮮思想報國聯盟」（七月）の結成、朝鮮防共協會（八月）の創設があつたが、その詳細は省略する）

以下本年におけるこの種運動及前年來の事件にして本年發表されるに至つたものにつき、その主なるものの事件概要を左に掲げておく。

延禧專門學校教授檢擧事件（昭和十三年）京城延禧專門學校教授白南雲、李順鐸、盧東奎の三氏は數年前から校内に「經濟研究

會」を組織し、學生を交へて左翼思想を研究しつつあつたとの嫌疑で本年四月檢擧され、十二月遂に送局された。（京日）

興業クラブ檢擧事件（昭和十二年）　大正十四年朝鮮獨立運動のための秘密結社して、朝鮮YMCA具滋玉等によつてつくられた興業クラブは商事團體を裝ひ、昭和十二年三月までに會員四十數名を獲て、民族運動を劃策中檢擧され本年九月送局されるに至つた。なほ檢擧後關係者は同クラブの解散を聲明し轉向を誓約したため起訴猶豫處分と決定した。

「前衛同盟」檢擧事件（昭和十二年）　木浦警察署管内智島、荏子島、海際等の島嶼を中心に前衛同盟なる結社を組織し、解放運動を活潑に展開しつつあつたといふ嫌疑で、昨年十一月十三日金七星外五十九名が檢擧された。かくて取調の結果、八月十八日林貴錫ほか十四名が治維法及保安法違反事件として起訴送局されるに至つた。

尙本年第一審の求刑はあつたが、判決をみたものは皆無であつた。

朝鮮共産黨再建事件公判（昭和八年檢擧）　昨年五月治維法違反で五十一名送局さるるに至つた朝鮮共産黨再建運動首腦李載裕等の第二回公判は本年七月五日京城地方法院に開かれ、次の如き求刑があつた。

李載裕（三四）懲役八年　△崔浩極（二四）同二年六ケ月　△邊兩植（二四）同二年六ケ月△徐球源（二五）同二年六ケ月△梁成基（二五）同一年六ケ月△高炳得（二八）同一年六ケ月△關泰福（二九）同一年

左翼勞働組合事件公判（昭和十二年）　李載祐一派の黨再建事件檢擧後即ち昨年七月頃更に黨の再建運動を劃した忠南牙山郡李鐘國姉弟を中心とする左翼勞働組合事件公判は本年七月廿六日京城地方法院で次の如く求刑された。（京日）

李鐘國（二四）一年△李鐘嬉（二八）十ケ月△李平山（三一）一年六ケ月、罰金三十圓△韓泰甲（二四）八ケ月△文春學（二三）一年△崔秉詰（三五）六ケ月

2　臺　灣

臺灣における社會運動はかつて臺灣民衆黨、臺灣文化協會臺灣農民組合の活躍によつて一時盛んであつたが、昭和六年を頂點とし同年まづ唯一の合法團體たりし民衆黨が左翼的方針を採用し、それがため結社禁止を命ぜられて解體して以來其他の團體も引續く彈壓と内紛に終始し、同年の臺灣共産黨事件、七年の太湖・竹南兩事件を契機とし、これらの組織は根柢から破碎されてしまつた。かくて、ただわづかに存在を認められてきた臺灣地方自治聯盟も昨年七月、「現下時局の重大性に鑑み、國論統一の精神を體しその趨勢に從ひ」解體を聲明し、いまや臺灣にはこの種の團體は一つとして存在してゐないのである。

かやうな事情にあるため、今日新聞其他の公刊資料を通じてみうる限りでは、民族運動其他國際共産黨影響下の運動は

全く存立してゐないやうであり、このことは朝鮮の場合とだいたい同様な事情のもとにあるものと考へられる。

第六篇　國家主義的運動

第一章　國家主義的團體の共通運動

國家主義的團體共通の運動といふべきものは、戰線統一のための大同團結運動と對思想運動とが最近においても依然の要な分野を占めてゐる。このうち戰線統一のための運動は昨年の時局協議會、昨年の日本革新黨の成立後一應終止したともいへるのであつて、本年はこの種の運動に關しては特に一するほどのものがない。他方、對思想運動は自由主義・社會主義・共産主義排擊の運動として、それは社大黨の解消、人民戰線排擊、國際勞働會議脱退、政府の帝大改革案支持、或ひは「排英擊ソ」とも關聯しつつ行はれ來つた。いまこれらのうち、帝大改革問題及英・ソ問題に關する運動の一斑を左に掲げる。

帝大改革問題　荒木文相の投じた帝大改革問題に對しては、國家主義的團體の多くは之を外部から支援した。殊に井田磐楠、井藤上清純、菊地武夫、大山卯次郎、三室戸敬光、小林順一郎、澤親雄、杉山謙治、三井甲之、建川義次、江藤源九郎、葛生能久、蓑田胸喜、松本德明、綾川武治、入江種矩、岩田愛之助、中原謹司等の諸氏を發起人とした本問題に對する運動は八月二十二日荒木文相に進言書を提出し、改革案絶對支持を表明した。更に同月二十五日には長與東大總長に進言書を提出し、その中で大正昭和にかけ帝大教授助教授十七名、其他教授十九名、大學生二千六百七十八名の共産主義者を出した事實を擧げ、學問の黨派的學閥を排擊し、田中耕太郎、横田喜三郎、宮澤俊義、末弘嚴太郎、河合榮次郎各教授の思想を批判し、總長の勇斷を要望してゐる。また帝國憲法學會代表板橋菊松、明倫會總裁田中國重の兩氏も夫々の立場から文相に進言書を提出した。また愛國勞働農民同志會も九月二日總務委員會を開いて聲明書を發表し、文相に徹底的革新を要請すると共に輿論の喚起を計つたやうである。

英ソ排擊運動　國家主義的團體の對外强硬論、英ソ排擊運動は本年後半期において特に强化されたやうであるが、そのなかでもソ聯と英國の何れかの一方に重點をおくといふ對立的な主張が注目される。その一例ともみられるものは明倫會が對英問題に重點をおけるに對し、建國會は「英ソ何れに重點をおくべきか」なる聲明書中にて、英米佛等の南方勢力と戰略的協定を結び、北方の「兇敵」ソ聯を擊つべし、と述べてゐる。このほか、「聖戰貫徹同盟」なる組織も作られてゐるが、これは別項に記した如くである。

暴ソ膺懲全國青年大會、日本主義各派青年有志の決議（八月二十四日）

一、我等は今次聖戰の大眼目を貫徹せんがため、廣東・海南島の速かなる占領を要望すると共に、對ソ即時開戰の實現を期す。

一、我等は一切の眞反戰思想、行爲を粉碎すると共に、聖戰義に反する凡ゆる和平策謀の斷滅を期す。

一、我等は內外一切の反國體的存在を撃滅し、國體明徵、維新の完成を期す。

對ソ問題有志大會（建國會）の決議（九月一日）

一、共產主義ソ聯は世界赤化攪亂の元兇にして人類の公敵なり「世界赤化は極東において決す」のスローガンの下に今や彼は全國を擧げて極東赤化に狂奔しつつあり。東亞の治安を維持し世界平和確立の爲に、我國は皇國、國體の本義に則り、國際防共協定の精神を徹底擴充して暴ソ膺懲の斷乎たる手段を採るべし。

二、對支問題の拔本塞源的解決はその背後勢力の巨塊たるソ聯を膺懲せずしては絕對に不可能なり。この際不逞ソ聯討滅の重大決意をなすべし。

三、日獨伊防共協定を强化して防共軍事同盟を締結すべし。

四、國家總動員法を全般的に發動し完全戰時體制を即時樹立すべし。

聖戰遂行、英佛ソ聯妄動排撃有志大會（對支同志會）の決議、（七月二十八日）

一、吾人は第三國の介入又は一切の妄動を排し一心同化堅忍持久誓つて聖戰の目的を貫徹せんことを期す。

二、英國が口を自國の權益擁護に藉り故らに聖戰の遂行を阻害しつつあるは我國民の痛憤措く能はざる所なり、吾人は飽くまでも之が排撃を期す。

三、佛國の西沙島占領は日支從來の關係を蹂躙し啻に支那侵略の野心を暴露するのみならず、皇軍の行動を妨害すること尤も甚だしきものなり、吾人は斷乎として之れが撤退を期す。

四、ソ聯の張鼓峰侵入及國境各地における妄動は其の不法言語に絕し皇軍に對する明白なる挑戰行爲なり、吾人は嚴に其の罪責を問ひ之をして速かに侵入地帶より撤退せしめんことを期す。

對支同志會有志大會の決議（十二月八日）

一、日本國民は支那抗日の背後に共產主義の毒牙と英、米、佛の侵略勢力の蟠居せる事實を牢記し聖戰の目的達成に勇往奮鬪すべし。

一、曠古の大業を完成せんが爲めの新政策は皇道精神に準據すべし、徒に外國模倣に終始し若しくは共產主義萌牙を胎孕する社會主義的革新は凡べて之を峻拒すべし。

第二章　國家主義的團體各個の運動

國家主義的團體の運動を滿洲事變を契機としてみるならばその前後には著しい相違があるやうだ。すなはちこの事變を契機として從來の無產階級運に携つてきた人々の中には國家社會主義或ひは日本主義への轉向を志すものが出で、事變前

より存續し來つて赤化防止、國體擁護、對外强硬、國威發揚の如きを目標として國粹主義に據つた謂ゆる傳統派に何等かの革新的方策を掲げざるをえざらしめるに至つたといふ影響を及ぼし、ひいて國家主義的運動に注目すべき變化を招來せしめたのである。かくてその後の大同團結運動としても國體擁護聯合會の結成（昭和七年十二月謂ゆる傳統派の大同團結として成立）あり、越えて十一年十二月には「革新」派的色彩を帶びた時局協議會（現在退役軍人をその指導者としてゐるものは大部分この系派に屬するもののやうであるが）が生れ、十二年に入つてはこれと對立的な形において日本革新黨が結成された。この革新黨は滿洲事變後無產階級運動から轉向した人々を殆んど網羅してをる（その黨首たる江藤源九郎氏も軍出身者であるが、初期普選總選擧當時はかつて奈良に地方無產黨を結成した事があつた。これらの中間に在るものが、その前年結成された大日本青年黨であるが、その本質は中核的政治勢力の結成であるといふ。其他謂ゆる革新を標榜しつつ同時に議會行動否認・直接行動を强調する謂はば復古的な一派（比較的多いがその所在は分散的である）があるが、滿洲事變後のテロ行動は多くこの派によつてなされたやうである。

いまこれらの團體のうち主なるものの運動概況を記せば次の如くである。（主要國家主義的團體の現勢については附錄の一覽表參照）

1 日本革新黨

運動の概況 日本革新黨は昭和十二年七月、日本主義政治鬪爭協議會・政治革新協議會等の前身を經過して、「日本主義的大衆政黨」として結成されたものである。革新黨はその結黨に當つて「似而非愛國運動の反動性に同ぜず……俗流無產黨の非國家主義に與せず」と宣言してゐるが、その主要構成團體についてみれば、新日本國民同盟、國民協會、舊愛國政治同盟の如く自ら解消して參加せる團體をはじめ、支持團體たる總聯合、東電愛國同盟、中部港灣勞働組合、新日本海員組合、愛國從業員總聯盟等すべて滿洲事變前後まで謂ゆる「無產政黨」の影響下にあり、其後これらの分野より轉出した團體を基礎としてをり、謂ゆる「似而非愛國運動」分野からの參加はなかつた。ここに黨の性格を物語るものがあるかに思はれる。（結成經過については前年版參照）

いま黨本年における運動の概況についてみるに、結成過程にみられる如く日本革新黨は結成以來議會進出を黨活動の重心としてゐるのであつて、前年來單獨に或は他の日本主義的團體と共に電力國家管理法案支持、國際勞働機關脫退、人民戰線排擊の運動を行ひ來つたが、第七十三議會においては特に電力案に全力を注いで運動を續けた。しかし黨勢力の現狀

についてみるに、黨自らも認めるが如く組織は未だ脆弱といふのほかなく、このことは黨の活動力全般をも支配したやうである。いま黨活動中その主なるものについてみればだいたい次の如くである。

議會對策　革新黨の議會對策は電力國家管理法案及國家總動員法案の支持實現にその重點がおかれてゐた。いまそれらの運動經過についてみるに、

(1)　電力國家管理法案――之に關しては一月十五日總務委員會を開いて黨の態度を協議し、二十一日聲明書を發表した。其後黨務局會議、總務委員會を開いて政府原案支持の方針のもとにポスター、立看板を作成したほか、二月より三月にかけては東京に演說會、國民大會を開催して「國防の完璧と國民生活安定の基礎たる電力國家管理案の即時斷行」のための活動を行ひ來つた。また六月七日には聲明書を發表して政府案支持の態度を表明すると共に、二十四日には貴族院の審議狀況に對する「要請書」を作成し之を貴族院其他へ送つた。

(2)　國家總動員法案――本法案に對しては二月八日聲明するところがあつたが、ビラ撒布による實現運動、時局對策臨時全國大會の開催（流會）或ひは「議會解散要請書」を關係各省大臣に提出（三月五日）する等の運動を行つた。

(3)　其他の活動――防共護國團の安部社大黨首襲擊事件に關しては、これは內閣打倒のための陰謀なりと斷じ三月七日犯人の徹底的檢擧を關係官廳に進言した。又謂ゆる西尾問題に對しては社大黨が「僞裝轉向の事實を不用意の間に洩したものとしてその解黨の急務」と「除名の至當」を政府當局、貴衆兩院議員に進言した。

組織活動　これに關して黨の第二回大會報告は「昭和十二年七月十六日結黨以來第二回大會を迎へた今日に至るまで一年六ケ月間の我黨の組織活動は不充分なものが多く且つ新分野への開拓的努力が不足であつた。……組織が不充分であつたことは一面黨活動が未だ完全でなく……底力ある活動が展開されなかつたといふことになる。」

而して本年十一月には「黨勢擴大强化に關する指令」を發したが、昭和十四年一月現在の組織數は二地方協議會六支部聯合會、四十五支部と報告されてゐる。

青年隊の結成　「東京地方における黨活動の前衞的任務に服し全國的青年隊の結成を促進し、併せて組織の擴大强化に協力し更に將來結成さるべき全國的青年隊の中核」として「日本革新青年隊」は八月七日結成されたが、其後十月十六日全體會議を開いてその運動方針を決定した。（司令　西本喬）

國民再組織・新黨運動對策　革新黨は四月擴大中央委員會を開催し、この當面の問題に對する方針を決定した（運動方針の項參照）が、更にまた十一月には黨機關紙を通じてこの國民再組織問題に對する次の如き「原則」を發表した。

「自由主義と革新主義との指導原理に關する相剋は必然性を持つものであるが故に、むしろ正々堂々と行はしむるがよい。そ

れが國家の進歩であり、また國民の政治教育にもなる……若し革新政黨が順調に發達して政治體制中心安定力となり得るならば他の自由主義諸政黨が政界の一隅に存在しても一向邪魔にもならないと考へる。革新勢力が政治體制の中心安定力となれば無理に形式に拘泥した一國一黨にする必要はない。」

物價轉失業對策　革新黨は物價對策としては七月、政府の消費・生産統制への協力を聲明し、國策卽應を日常活動の一部としてきた。また轉・失業問題については「轉業轉職に關する對策」（七月五日）、「轉業失業對策」（七月七日）について指令したほか、八月以降「戰時商工對策委員會」を本部に設けて具體的對策の樹立をはかり來つた。

更に七月の總務委員會決定に基く　一、一定基準以上の各種營業上金利並に俸給賃銀に國債の强制引受　二、官公吏兩院議員並に大都市市會議員の俸給又は報酬の一部國債による給與の二項を含む要望書を政府當局に提出したほか、借地、借家敷金公債化運動をも提唱した。

擴大中央委員會　四月十日於東京麴町區役所公會堂。出席者一三〇名。議長江藤源九郎。〔議事〕一、當面の運動方針に關する件　二、黨費徵收方法變更の件（以上全部可決）

本擴中は三月開催豫定の時局對策臨時全國大會に代行するものである。

〔役員〕（○印は黨所屬代議士）

總務委員長○江藤源九郎。黨務長○赤松克麿。總務委員佐々井一晃、○小池四郎、○山崎常吉、高山久藏、津久井龍雄、石橋彌赤崎寅藏、神田兵三、久留弘三。

運動方針及綱領　本年四月開かれた大會代行擴大中央委員會は「全體主義的新政治勢力の結成のため」、東方會、第二控室第一議員倶樂部の有志及政民兩黨革新分子の糾合を强調したが、右の擴中で決定された運動方針は次の如くである。

〔**當面の運動方針書**〕（拔萃）

革新を志す我等の第一に要望する所のものは、國家革新の推進力としての一大政治勢力の結成である。新勢力の出現により、混沌たる現狀を打開し、立憲的過程を通じて國家體制を自由主義より全體主義へ移行せしめ得ることを確信する。今や新勢力の出現は時代の必至的要求となつて現はれつつあるが、我等は此の要求實現のため積極的促進運動に努力すると共に此の新勢力の進步性と健全性とを確保するため凡ゆる精神的用意を有しなければならぬ。我等はたゞ漫然と他動的に新勢力の出現を待望すべきではなく、むしろ最も正しきものが生れ且つ最も正しくそれが發展すべく大なる役割を演じなければならぬ。この點に立ち我等は次の方針を當面採るべきことの妥當なるを認める。

（一）黨組織の積極的擴大

（二）革新的イデオロギーに關する正しき敎育宣傳

（三）既成政黨及社大黨の本質暴露

（四）愛國運動の偏狹性と反動性の淸算

〔綱領〕 國體の本義に基き眞日本の顯現を期す。

一、個人主義及社會主義の政治形態を排し日本獨自の立憲政治の確立を期す

一、資本主義經濟機構を改革し國家公益並に國民生活安定を目的とする國家計畫經濟の樹立を期す

一、民族協和及資源衡平を原則とする新世界平和秩序の創建を期す

一、國家保全並に國策遂行に必要なる軍備の充實を期す

一、日本精神を昂揚し雄大剛健なる國民文化の振興を期す

2　大日本青年黨

運動の概況　大日本青年黨は昭和十一年十月十七日橋本欣五郎大佐を中心として結成された。その政治的性格について昨年の第一回大會は「黨員は所謂民主的多數決主義によつて選出されたものではないが、當然黨員は將來國民の自治的推擧により、統領之を黨員たるを許す方式を採る。故に黨員は一面選ばれたる國民の中核的指導者たると共に、國民の一人として夫々の職場を守るものである」と述べてゐる。この方針に則つた黨は昨年八月東京、神奈川、名古屋、阪神、福岡等に分散する日本産業軍及中部勞働聯盟の組織を結集して、「大日本産業勞働團」を經濟活動の地盤とした。

いま黨本年度における主要運動についてみれば、組織活動がその中心となつてゐる。これについて黨は「中核的政治勢力への發展は、一應の骨格的組織の確立を前提條件とするから」であるといふ。（尤も橋本統領は本年も依然出征中であり、其間建川顧問が代つて黨務を總理したが、この間に黨内の統制が弛緩しなかつたとはいへなかつた。）なほ其他の一般活動としては、皇軍慰問團の派遣（十二年十二月）國家總動員法期成運動のほか英國大使館への示威（十二年十一月）農村立法に對する請願署名運動、統領出征記念戰勝祈願或ひは機關紙による對支根本策の確立要求、近衞内閣支持・軟弱外交・資本家的經濟政策の攻擊、人民戰線排擊、大學肅正等の諸運動があつた。

尙本年度大會報告に依つて黨の組織活動をみれば、

組織活動　五月十五日付をもつて建川顧問より第二回大會迄に一萬黨員の獲得を命令され、本部は更に之が具體化の爲に六、七、八の三ヶ月間に黨員三倍化の指令を發した。……先づ黨員數においては、第一回大會當時黨費未納の入黨見込者約千三百名を含めて總計二千六百五十一名であつたが、現在は黨費完納者數五、〇一八名、黨員候補者數二、三六五名となり、又支部數は五支部より二十三支部に增大し、後續部隊たる勞働團體關係においても新團體の結成をみたが、特に從來人民戰線派の牙城たる感があつた東京交通勞働組合や大阪交通勞働組合が分解して黨傘下に日本主義新團體を確立し、……或は黨指導下に全國水平社の日本主義の轉向を促進し……又大學專門學校以上の學生を以て學生團を組織し、將來の有力黨員たらしむべく活動中である。

黨活動の主なるものは右の如くであるが、總動員法期成在京黨員大會及本年度第二回大會の狀況は

總動員法期成在京黨員大會　三月六日、於東京黨本部。出席者一三約三百名。大會は國家總動員法案卽時實施要求、議會解散奏請要求に關する決議案を可決した。

大日本青年黨第二回大會　十月十七日於東京青山日本青年館。出席者約千名。大會は宮城遙拜、國家奉唱、黨歌合唱、宣言朗讀あつてのち、橋本統領が應召中のため建川顧問が代つて訓辭、黨狀說明、指示を行つた。

運動方針　大會指示は政策と組織の兩面について方針を提示した。政策に關しては「國防國家體制の確立要求」を前提として國民精神の作興、敎學の刷新、人民戰線の撲滅及び政治の淨化、經濟產業の國防化、外地政策の確立を揭げてゐるが、その詳細は略す。

3　其他の團體

時局協議會の運動　時協は昭和十一年十二月「日本主義運動の連絡協調並に强化」を目的とし、常設的打合せ會として發足したものであつたが、創立後幾何もなくして日本革新黨の派生をみ、時協創立當時の目標は幾分減殺された觀があつた。したがつて、本年における運動の狀況についてみても、前年來の不振傾向は依然とし存續してきたとみるほかなく、「戰線統一運動の母體」としての任務も事變以來褪色してゐる狀態にある。いま本年における主なる活動を揭ぐれば次の如くである。

緊急時局協議會　一月十七日、於東京赤坂三會堂。出席者一三〇名（時局協議會、大日本生產黨、愛國勞働農民同志會、建國會大日本青年黨、日本革新黨）〔スローガン〕維新戰時體制の確立・新支那興亞政權の完成・國際勞働機關卽時脫退・社會大衆黨卽時解散・官私立大學の肅正〔議長〕入江種矩〔議事〕一、對時局聲明、決議　二、國際勞働機關脫退の件　三、社大黨卽時解散の件四、官私立大學肅正の件　五、電力案に關する件（以上全部可決）

尙、本大會は如上の議事に卽して、時局に對する聲明のほか、五つの決議を行つたが、そのうち、時局に對する決議は次の如くである。

〔決議〕

一、本聖戰の目的は支那四千年の傳統を尊重し、其道義社會の發展を期し、以て日支の固き結合を齎さんがため、歐米金融支配を基幹とする軍閥政權及一切の共產主義運動並に共產主義軍閥政權の一掃を期す。

一、實質的擧國一致を達成するため一切の政治結社を解散し、改めて皇謨翼讃の單一國民組織を結成すべし。

時局協議會の時局對策　時協は武漢陷落を契機とする新事態對處策として、十二月三日加盟團體たる日本勤勞報公聯盟、東電愛國同盟、鶴鳴莊、青年黨、生產盟、防共同志會、經國聯盟、建國會

國體擁護聯合會、皇道自治會、天照義團、愛國勞働農民同志會、純正日本主義青年運動全國協議會、新日本海員組合の連名を以て聲明書を發表したが、その「所信」は次の如くである。

一、國體の本義に基づき政治、文敎、經濟、外交等一切の諸政策を樹立し、以て維新翼賛に邁進すべし。

二、日、獨、伊樞軸の內容を更に强化し、廣く盟邦を世界に求め相率ゐて新世界秩序の建設に邁進すべし。

三、容共及英米依存による一切の抗日支那政權を撲滅し、（中略）以て日滿支の堅き結合を實現し、亞細亞復興の中樞たらしめることを期すべし。

四、皇國必勝の體制を確立する爲、左の三條項を含む皇道國民組織を編成すべし。

（一）權威實力ある國民思想の指導機關を設置すべし。

（二）全國に亘る地方自治の根本的革新を斷行し、亂雜なる諸團體を統合し、無定見なる官僚統制の弊を改め、自主翼賛の機能を發揚せしむべし。

（三）産業各部門に亘り、經濟總動員に有効適切なる産業組織を樹立し、以て國民をして産業報國の機會を失ふことなからしむべし。

五、既成諸政黨は悉く解消すべし。

（其他省略）。

尙この種團體にして本年新に結成された主なるものは次の如くである。

皇國青年懇談會の結成　日本主義青年運動は昨年の革新黨結成を契機として斷絶の狀態にあつたが、本年二月二十七日東京における青年分子によつて表記懇談會が結成されるに至つた。懇談會の運動方針及役員は次の如くである。

〔活動目標〕

一、建軍の本義に基く日本的武力の充實完備

二、聖戰の眞義を明徹にし世界政策の顯現

三、アジア復興を基調とする赤色帝國主義の驅逐擊退

四、政治經濟諸機構の維新的改革

五、肇國の大義闡明に依る文敎刷新

六、皇道の大義に則り閥的存在の打倒粉滅

七、僞裝轉向の社大並に既成政黨の殲滅

〔常任委員〕

摺建一市（鶴鳴莊）奥戸百足（富士見寮）影山正治（生産黨）板倉彌三郎（國粹大衆黨）友野早一（洗心莊）兒玉與志夫（日本塾）高畑正（南北會）赤尾敏（建國會）持尾利久（鶴鳴莊）小笠原計三（同上）丹羽五郎（革新運動批判社）白井民雄（生産黨）

尙懇談會は六月九日東京日比谷公會堂に「對支問題根本的解決青年大會」を開催し、「前線將兵に對する感謝決議」及宣言を可決した。

聖戰貫徹同盟の結成　本同盟は九月五日東京赤坂三會堂において結成された。同盟結成以後の重なる運動は「廣東、海南島の攻略」「總動員法の全面的發動」等であつたが、同盟は「天皇の近

衞兵たることを自覺し維新翼賛に盡瘁」し、「聖戰の眞義を貫徹し、皇御國の國體を明徴宣布する」ことを目的としてゐる。

尙其中央世話人は次の如し。

飯島與志雄、奥戸百足、小黑將永、片岡駿、川崎裕資、米持格夫、中村武彥、黑江直光、山口克海、兒玉譽士夫、柴崎武德、瀨尾彈正。

青年倶樂部の創立　本倶樂部は本年十一月の準備會を經て十二月二十四日東京青山會館において結成された。その趣旨とするところは、舊維新共同青年隊の解散後この種青年分子の恒常的全國連絡組織が斷絶してゐるためこれを再建し、「一切の情實と派閥と利害と好惡を捨て各層各派の青年分子が有形に結集提携し、青年層を中心とする維新陣營の再編成を圖る」にあつた。結成大會には東京、神奈川、新潟、富山、大阪、京都、福岡、兵庫、千葉より代表者が出席し、宣言、申合せ、世話人、聯絡員を可決選任した。申合せ及中央聯絡員は次の如し。

〔申合せ〕

一、皇國維新完成の基體たる青年維新運動の全國的統一强化のため連絡、懇親、協力、研究を目的とす。

一、一切の思想文化、政治、經濟等すべて民族使命遂行、國體顯現の線上に根本的に改變一新する。

一、思想的には內外に皇道の徹底を圖り、自由主義社會主義等一切の反國體的思想を擊滅し、三民主義を克服止揚する。

一、政治的には天皇親政、君民一體の國體政治機構の確立を前提とし、反國體的政治諸要素の徹底覺醒克服を期する。

一、經濟的には現行資本主義制を根本的に批判し、金融、土地、勞働の奉還を行ひ經濟大權を確立し、國防との關聯のもとに全經濟の國體的再編成を行ふ。

一、對外的には日・滿・蒙・支青年大衆の東亞協同體的自覺に依る東亞維新の遂行と對ソ主戰、對英作戰の實踐を基準とする世界皇化政策の樹立と實現に邁進する。

〔中央聯絡員〕

藤村又彥、松田省吾、影山正治、丹羽五郎、永島文雄、山下幸弘、白井爲雄、鈴木善一、松尾九州男、深澤源造。

第三章　特殊事件

この種事件にして本年刑の確定をみたもの及び本年發生した事件或ひは前年來の事件にして今年中に種々注目すべき事態の發生した事件中、その主なるものを掲ぐれば次の如くである。

特殊事件と特別減刑の恩典　本年二月十一日の紀元節、憲法發布五十年記念日をトし政治犯人にも恩赦の大詔が渙發され、この種事件關係者にも減刑・復權が行はれたが、罪名によつて恩赦に浴しえなかつた者には司法大臣の奏請により特別の減刑が行はれた。即ち殺人罪で處斷された血盟團並に殺人、同未遂、爆發物取締規則違反で處斷された五・一五民間

側關係者十五名に對しても特別減刑の御裁可があり、十一月十七日夫々傳達された。恩赦により減刑されたる者は次の如くである。

血盟團事件關係者（○印は釋放中）

（原刑）	（恩赦による減刑）	（氏名）
無期	懲役二十年	井上昭
同	同	小沼正
同	同	菱沼五郎
懲役十五年	同十一年三月	元訓導 古內榮司
同	同	元東大生 四元義隆
同 八年	同 六年	同右 池袋正釼郎
同 六年	殘期一年	同右 ○久木田祐弘
同	同	同右 ○田中邦雄
同	同	元國學院學生○須田太郎

五・一五事件關係者（○印は假釋放中）

（原刑）	（前回恩赦による減刑）	（今回恩赦による減刑）	（氏名）
無期	懲役二十年	懲役十五年	愛鄉塾頭 橋孝三郎
懲役十五年 十一年三月	八年五月	元士官學生	池松武志
同 十二年 同	同 九年	同七年一月	愛鄉塾 林正三
同	同	同	元明大生 奥田秀夫
同	同	同	川崎長光
同 八年 同	六年	殘期六月	元訓導○堀川秀雄

尙五・一五事件及二・二六事件關係者にして本年中假釋放となつた者は次の如くである。

五・一五事件關係者　軍部側は本年迄に全部出所し、民間側愛鄉塾長橋孝三郎氏等が殘るのみとなつた。本年の出所者は

〔海軍側〕

山岸宏、中村義雄、村山格之（二月一日假釋放）古賀清志、三上卓、黑岩勇（七月四日假釋放）

二・二六事件關係者　二・二六事件に連坐昨年一月軍法會議において反亂罪として各々禁錮三年を言渡された陸軍側滿井佐吉、志村陸城及民間側福井孝三の三名及昨年八月禁錮三年を言渡された民間側中橋照夫は十一月三日の明治節に假釋放の恩典に浴した

二・二六事件犯人隱避事件判決　二・二六事件直後叛亂幇助の嫌疑を蒙り東京軍法會議豫審の取調を受けた元遞相久原房之助、代議士津雲國利の兩氏は、直接叛亂幇助に關しては證據充分ならず昭和十一年十二月十四日不起訴となつたが、二・二六事件被告龜川哲也を藏匿せる嫌疑については東京地方裁判所檢事局に移送され、同月二十八日犯人藏匿を以て起訴され、昨年十二月十八日豫審終結、三月九日より東京刑事地方裁判所で公判開始審理中であつたが、五月六日兩氏共犯意なきものとして無罪の判決を言渡された。

神兵隊事件公判　昭和八年、血盟團、五・一五事件後戒嚴令下の非常時內閣を樹立し、一擧に「皇道維新」を斷行する

ため、帝都を動亂化する陰謀を企て、同年七月十日事前に檢擧された謂ゆる神兵隊事件の辯護士天野辰夫、陸軍豫備歩兵中佐安田銕之助等四十九名は、我國最初の內亂豫備罪に問はれ大審院の特別裁判に付されたが、十二年十一月九日宇野裁判長、岩村檢事次長係りで第一回公判を開廷した。被告等は豫審の不當を難じ、岩村檢事を「自由主義最後の陣營を守る者」として攻擊したが、その後三橋檢事次長がかはつて立會つたが、被告は同檢事の思想を追求し、三橋檢事は自ら機關說論者ならずと言明、公判準備の不充分を理由に一時公判を中止した。

かくして本年に入り、一月二十五日再開、被告等は當日の三橋檢事の言說を反駁し三橋檢事の記錄精査のために長期休廷を要求、更に一週間休廷三橋檢事が岩村前檢事次長同樣の公訴事實を陳述するや、被告等は三橋檢事の國體思想を追求、之に對する三橋檢事の拒絕態度、被告の檢事忌避による陳述拒否となり、裁判長の勸告仲介も空しく三月一日遂に五月十日迄公判中止となつた。

かくて六月十三日三ケ月目に公判開廷され、三橋檢事及宇野裁判長より、被告側の國體明徵質疑に因づく紛糾に對して意見の開陳あつて、從來のこだはりが氷解し公判は漸く軌道に乘り圓滑に審理が續行されることとなつた。なほ七月八日全被告五十名中四十名の勾留取消が決定したが、これは我國裁判史上に新例を作つたものとして注目された。

其後事實審理に入つて公判も漸く本筋を辿つたかにみえたが、八月十六日以來代表天野辰夫の病氣のため、再度停滯し、本年は遂に十月十一日の第三十七回公判を以て明年一月迄延期と決定された。

安部社大黨首襲擊事件　安部社大黨首襲擊事件の大要は第三篇第二章に記述した如くであるが、本事件關係者中、四月二十二日傷害罪並に公務執行妨害罪で起訴された左記の六名にかかる公判は五月二十八日東京區裁判所において開かれ、次の如く判決された。

(判決)	(求刑)	(氏名)
懲役六月	同八月	風雲塾頭　千々波敬太郎(三九)
同五月	同六月	同　相談役　萬年東一(四一)
同五月	同六月	同行動隊員　八重野勝雄(三四)
同四月	同五月	同　相談役　森清一(三一)
同	同六月	同行動隊員　山田勇吉(二五)
同	同	同　內富義之(二八)

大本教事件　昭和十年十二月八日、大總統出口王仁三郎一族をはじめ幹部等二百數十名が檢擧され引續き全國的に總數三百五十名を檢擧された大本教の不敬並に治維法違反被疑事件は其後審理を續行し第一次として三十名が一月二十日豫審終結有罪と決定した。その主なるもの次の如し。

〔不敬罪並に治維法違反〕

大本教總務、天聲社長、高木鐵男(六五)外四名。

〔治維法違反〕

大本教本部總理、昭和神聖會副統監、昭和青年會長出口字智麿

（三六）▲大本總務、敎務部長井上留五郎（六五）▲總務、龜岡天恩卿內事課長東尾吉三郎（五一）▲大本總務、昭和青年會總務大澤浩三（四三）其他二十一名。

美濃部博士襲擊事件控訴審　一昨年二月美濃部達吉博士を襲擊した元大統社小田十壯にかかる事件の內容及判決結果は前年版に記述したが、この控訴審は本年七月二十六日、控訴求刑懲役六年に對し、懲役三年の判決が東京控訴院において確定した。

國粹大衆黨事件判決　昭和十年八月以來審理中であつた同黨總裁笹川良一等十九名にかかる恐喝、暴力行爲及業務妨害事件は四年目の本年六月豫審終結し、十二月二十六日公訴事實の大半が證明不充分とあつて、總裁以下主なるもの七名は無罪と決定した。

主要國家主義的及國粹團體一覽

（昭和十四年九月・本研究所調査）

（團體名）	（本部所在地、括弧內ハ創立年月）	（主張・目的）	（機關紙）	（幹部氏名）	（備考、括弧內ハ當該團體發表ノ會員數）
聖風社	東京麻布區材木町七五（昭和一四・八・三一）	尊皇絕對臣道實踐	「聖風」	持尾利久、他	
青年日本運動本部	東京小石川區水道端町二ノ六四（昭和一三・九・三〇）	維新運動ノ中核結成	「大義」	兒玉譽士夫　太田勇　飯島譽志雄	（二千）
聖戰貫徹同盟	東京赤坂區青山南町三ノ二四（昭和一三・九・五）	聖戰貫徹・國體明徵		中央世話人　奧戸百足　片岡駿　他十一名	（約千）
日本革新黨	東京麴町區永田町一ノ三一（昭和一三・七・一八）	全體主義政治體制確立、國家計畫經濟樹立、他	「日本革新新聞」	顧問陸軍中將　黨務長　建川義次　赤松克麿	（約七萬）
時局協議會	東京麴町區內幸町二ノ二二商興ビル二號館（昭和一一・三・二五）	團體間ノ連繫協調		世話人　入江種矩　吉田益寅　赤崎永藏　松藤源九郎　千家尊建　江村三　高山久一　佐々井一晃　前田虎雄　其他	（四百）「精動」加盟

純正日本主義青年運動全國協議會	京都左京區田中大堰町一八（昭和一一・二・三）	皇道世界宣布純正維新斷行	「純協」	代表者	中川裕	（幹部三百）「精動」加盟
大日本青年黨	東京澁谷區穩田一ノ一二五（昭和一一・一〇・二七）	八紘一宇ノ國是顯現	「太陽大日本」	顧問陸軍中將 統領陸軍大佐	建川義次 橋本欣五郎	（約一萬三千）
日本經綸學盟	東京中野區江古田一ノ二二七〇石川方（昭和一二・一）	國家社會主義ノ研究普及	「國社」（休刊）		石川準十郎	（約百）
大日本防共同志會	東京芝區高輪南町二八（昭和一一・二・三）	共產主義掃蕩	「維新新聞」	理事長	松本德明	（二萬四千）「精動」加盟
勤勞日本黨	東京神田區元岩井町一五（昭和九・四）	皇室中心主義			杉本朶太郎	
日本興國同盟	東京四谷區三光町一九（昭和八・一）	國民精神作興		理事長陸軍中將 主事	井上一次 山下政次	（五十）
新日本同志會	東京丸ノ内日淸ビル六二一（昭和八・一二）	既成政黨打破	「新日本」	理事長	高廣三郎	（約二萬）
皇道會	東京芝區琴平町二虎ノ門會館（昭和八・四・五）	皇道政治ノ確立	「皇道」	會長陸軍少將 幹事長海軍中將	黑澤主一郎 山下巍一郎 平野力三	（五萬）
皇道發揚會	東京小石川區駕籠町二三七（昭和八・一〇）	皇道原理ノ究明發揚	「皇道發揚」	會長	今泉定助	（二千）
國體擁護聯合會	東京芝區田村町二櫻田館（昭和七・一二）	國體ノ擁護開顯		入江種矩 前田芳藏	下澤秀夫 山根謙一	七六團體加盟「精動」加盟
愛國青年聯盟	東京麴町區有樂町二ノ四（昭和七・三・一五）	天皇政治確立	「愛國新聞」		松本良勝	（三千五百）
信州鄉軍同志會	長野縣飯田市江戸町猶興社（昭和七・一一・三）	國防國家の建設	「信州鄉軍」	顧問 理事長	中原謹司 小野裕之	（五千）
大亞細亞協會	東京麴町區內幸町一大阪ビル（昭和八・三）	アジア聯盟結成	「大亞細亞主義」	會頭陸軍大將	松井石根	（二千五百）

東大朱光會	東京本郷區東京帝大內（昭和八・二・一一）	實剛健ナル學風ノ振作	「朱光」	會長教授	平泉澄	（八十）
明倫會	東京丸ノ內海上ビル（昭和七・四・一五）	天皇政治確立	「明倫」「明倫新報」	幹事	原正	
自治農民協議會	東京目黑區中根町一八四一（昭和六・四）	自治ノ復活農村ノ建設	「農村新聞」	總裁陸軍大將	田中國重	（約三百萬）
大日本生產黨	東京麴町區內幸町二ノ二大阪東區今橋一ノ一（昭和六・六）	日本主義國家經綸	「黨報」	顧問	野朗	
辛未同志會	東京芝區田村町二榮和ビル（昭和六）	國體觀念ノ徹底道義心振興		委員長	小林順一郎	山滿（十五萬）
洛北青年同盟	京都左京區田中大堰町一八（昭和四・二）	純正維新斷行		理事長	吉田益三	
新東方協會	東京世田ケ谷區上北澤二ノ五一〇（昭和三・九）	日本精神主義宣揚	「民族精神」	會長	清浦奎吾	（約二百五十）
祖國會	東京杉並區井荻三ノ一（昭和三・九）	世界進運順應祖國發展	「祖國」		高須芳次郎	（八百）
錦旗會	東京澁谷區美竹町一三（昭和三・五・八）	皇政徹底、昭和維新	「日本思想」	會長	北川裕	（三百八十）
天地會	東京芝區田村町櫻田館（昭和三・四・二九）	人生ノ惟新化、發揚			遠藤友四郎	
建國會	東京荒川區三河島六ノ七五（大正一五・二）	國體宣揚世界皇化	「皇國新聞」	大	昑吉	（三千五百）
金鷄學院	東京小石川區原町一二（大正一五・四）	王道主義、東洋思想研究	「日本精神」	會長	和茂樹	（十一萬）
恢弘會	東京麴町區九段借行社內（大正一三・四）	忠君愛國	「東洋思想研究」	理事長	赤尾敏	（三千）
紫雲莊	東京麴町區內幸町二ノ二二（大正一三）	國家社會、改善進步	「恢弘」	會長陸軍大將	酒井忠正	
			「紫雲」		安岡正篤	
					大井成元	（千五百）
					橋本徹馬	

勤王聯盟	東京四谷區南寺町四二（大正一三・一）	天皇中心主義	「勤王事報」	會長陸軍中將	菊池武夫（六千五百）
大日本護國會	東京本所區吾妻橋二ノ二一（大正一三・二）	尊皇愛國教化事業	「護國」	總裁公爵 會長	一條實孝 岡君惠（一萬五千）
愛國同志會	東京麹町區丸ノ內昭和ビル（大正一三・二・二）	道義立憲政治ノ確立	「愛國」	會長公爵 理事長	一條實孝 大島高精（五千）
立憲養生會	東京澁谷區代々木深町一、六〇一（大正一三・一）	天皇政治確立	「養正時評」	總務部長	田村益喜（約十三萬）
洋洋會	東京麻布區霞町二二字佐川方（大正一三・六）	海軍諸問題研究		幹事長 海軍中將	竹內重利（二百八十）
奉仕會	東京麹町區富士見町二ノ一〇（大正一〇・二・三）	敬神崇祖實踐	「奉仕の友」	會長陸軍中將	佐藤鉄太郎（約十三萬）
新日本協會	東京世田ヶ谷區代田一ノ七三二（大正一〇・五・一〇）	思想善導	「共存」	理事長	今井龍三郎（一萬二千）
大和民勞會	東京目黑區上目黑八ノ五七一（大正一〇・一・二〇）	皇室中心主義	「民勞・法律世界」	總裁	藤代蕃山（二十萬）
大日本國粹會	東京牛込區市谷仲之町四九（大正八・一一）	皇室中心主義	「會報」	會長海軍中將 理事長陸軍中將	森山慶三郎 森力藏等々（十三萬）
關東國粹會	東京麹町區內幸町二ノ二二商興ビル本館（大正八・一二）	皇室中心主義	「國粹」	顧問子爵 會長陸軍中將 理事長	渡邊千冬 高山公通 金井米吉
皇道義會	東京澁谷區千駄ヶ谷四ノ六五八（大正七・七・一）	皇道精神ノ國民的實踐		總裁陸軍大將 會長	荒木貞夫 石井三郎（一九萬）
大日本正義團	大阪東淀川區豐崎西通一（大正六・一一・一）	皇室中心主義	「正義時報」		酒井榮藏（十五萬）

一心會	東京目黑區向原町二六一（大正六・一・二一）	皇室中心主義	「一心會」	會長 伊豆凡夫 常任理事 廣原龜之助	（二萬五千）
海軍有終會	東京芝區榮町一三水交社內（大正三・一〇・二八）	海防、思想、兩問題ノ研究	「有終」	理事長海軍大將 竹下勇	（三千）
修養團	東京澁谷區千駄ケ谷四ノ六六八（明治三九・二）	流汗鍛錬、同胞相愛	「向上、愛と汗、白ゆり」	顧問 平沼騏一郎 主幹 森村市左衛門 蓮沼門三	（百五十
中央報德會	東京麹町區霞ケ關一ノ二（內務省內）（明治三八・一一・二六）	思想善導	「斯民」	理事長 一木喜德郎	（八千）
黑龍會	東京麹町區永田町二ノ八六（明治三四・二）	對外、國體兩問題ノ實行運動		主幹 葛生能久 關西支部長 吉田益三	
玄洋社	福岡市西職人町五三（明治一二・一〇）	國民思想ノ淨化統制	「玄洋」	顧問 山頭火 理事長 美佐作次郎滿	（一七〇）
（附）國策的思想團體（この種團體は直接間接社會運動團體との關聯があると思はれるので便宜上こゝに採錄した。）					
國民精神總動員中央聯盟	東京麹町霞關三舊衆議院內（昭和一二・一〇・一二）	國民精神總動員運動	「國民精神總動員」其他臨時刊行物	理事長 筑紫熊七	
日本文化中央聯盟	東京麹町區內幸町二ノ一大阪ビル新館（昭和一二・九）	新日本文化ノ建設	「文化日本」「カルチュラルニッポン」（英文）	會長公爵 島津忠重 理事長 小山松吉	
國民思想研究所	東京澁谷區代々木大山町一〇七四（昭和一〇・八）	轉向者ノ思想輔導國策的國民思想ノ建設	「國民思想」	主事 小岩井淨 顧問 昭德會 森山武市郎 更新會 戸澤重雄 大孝塾 皆川治廣 其他四名	（千）
日本文化協會	東京日比谷公園市政會館內（昭和九・二・一一）	日本精神ノ普及徹底	「日本文化時報」	常務理事 安井章一 松谷元三	（三萬）

第二部（社會運動）統計表

第一表　昭和十三年同盟罷怠業工場閉鎖統計表（厚生省勞働局調）

（其一）昭和十三年同盟罷怠業工場閉鎖業態別件數

	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
機械器具製造工業								
機械製造職工	一三	二、八五一	六	一、八二九			一八	二、三三〇
船舶車輛製造職工	七	六四一					七	二七二
其ノ他ノ職工	一六	四、〇八五	七	一、四二一			二三	二、〇六七
窯業	一八	七六〇	一	一五			一九	七七五
製紙職工	四	一〇一	一	四九	一	四一	六	一九一
化學工業								
ゴム製造職工	二	三三一					二	二五
製油製蠟製藥職工	二	二五					二	二五
其ノ他ノ職工	七	四一〇	一	八五	一	六	九	五〇一
染織工業								
紡績職工	五	一、七一六	一	四七五			六	二、一九一
製絲職工	一三	一、三五八	二	五九三			一五	一、九五一
織物職工	五	三八五	一	八			六	三九三
染色加工職工	五	一二一	一	一五			六	一二六
其ノ他ノ職工	八	三二一					八	三二一

| | | |

(其一) 昭和十三年同盟罷怠業工場閉鎖月別件數

	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
一月	一八	八九〇	二	三八			二〇	九二八
二月	二四	二、四二二	二	一九五	一	四一	二七	三、〇五八
三月	二九	一、六〇三	一	八			三〇	一、六一一
四月	三五	一、一三二	三	二三〇	一	六	三九	一、三六八
五月	二四	一、九〇二	一	四九	一	四一	二六	一、九九二
六月	一五	八三一	四	一二九			一九	九五〇
七月	一四	五七一	二	二六七			一六	八五八
八月	一五	一、〇一八	一	一三五			一六	一、一四二
九月	一六	六一二	四	一三四			二〇	七四六
十月	一八	七一二	七	二、六〇〇			二五	三、三一二
十一月	八	四八五	四	一二四			一二	五九九
十二月	八	五九一	四	一、一八五			一二	一、七六六
計	二二四	一二、七六九	三五	五、〇八四	三	四八八	二六二	一八、三四一

(其二) 同盟罷怠業工場閉鎖月別累年表

昭和四年	件數	人員		件數	人員		件數	人員
一月	三五	二、五二七	六月	四三	九、二八八	十一月	五〇	四、五四七
二月	三一	二、九三一	七月	五七	四、二二三	十二月	五八	一八、九二三
三月	五七	一五、二二八	八月	六一	七、六二五	計	五七一	七七、二八一
四月	二五	九二八	九月	六七	四、七五四			
五月	三五	三、九九六	十月	五二	二、三〇三			

	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
昭和五年	五三	六〇	六四	九〇	六五	八七	一〇二	八六	九六	七〇
同六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同七年	九六	八三	八〇	七五	八三	一一〇	九二	八一	七二	八四
同八年	五、九六七	五、三九九	六、九一七	六、七五二	六、四五一	七、二九二	四、三八三	四、七〇二	三、五八四	三、七六四
同九年	七五	四八	一〇〇	一〇〇	八九	一〇〇	九一	九一	六八	六〇
同十年	六、四〇〇	二、五三六	三、二三〇	四、三二三	六、二一七	四、四〇八	五、一四〇	五、四二一	三、六八四	六、三八一
同十一年	七二	五四	六一	三二	四八	四八	六一	五六	五三	四一
同十二年	二、一一九	二、七一三	三、九六二	一、〇七四	三、六二七	三、二六二	二、八三二	六、九〇九	三、四三九	二、三八六
同十三年	四五	四五	五一	四三	六二	四七	五六	四三	六九	八〇
同十四年	二、三八七	二、七四二	五、四七九	三、二一九	四、九五〇	四、八八三	三、五五六	一、九三六	一二、八六五	三、四〇八
同十五年	六一	五四	六〇	四一	七一	五一	四九	三七	三八	四三
同十六年	二、二六〇	三、六一三	三、六三五	一、三三一	四、三九五	四、一八六	三、〇五二	三、一五五	四、三五四	二、五六八
同十七年	四三	二六	六〇	四〇	四五	五八	五三	六〇	五九	三一
同十八年	一、四四二	九一五	三、二四四	二、五二四	二、五二九	四、四七五	二、九六四	三、八二一	三、一八七	一、八二八
同十九年	六四	一〇一	七五	六三	一二〇	五八	五六	三八	一九	一四
同二十年	六、二七九	一四、七一一	七、五八九	五二、六三九	二三、八二一	四、七一〇	九、三三四	一、九五二	一、〇二一	五一六
同二十一年	二〇	二七	三〇	三九	二六	一九	一六	一六	二〇	二五
同二十二年	九二八	三、〇五八	一、六二一	一、三六八	一、九九二	九五〇	八五八	一、一四三	七四六	三、三二二
同二十三年	七五	五二	九〇〇	—	—	—	—	—	—	—
昭和十三年	七五	五三	九八四	五、六二八	二、四六六	六三、三〇五	五〇	四九	八七〇	三、三八三	三、二二五	五三、三三八	三八	三五	五九八	三、六七二	一、七九二	四六、七八七	三八	四四	六二三	一、三一六	二七三四	四九、四七八	四二	三七	五八四	二、八四五	二、二五六	三七、六五〇	四五	二七	五四七	一、八四一	一、一一七	三〇、九〇〇	一五	五	六二八	五一二	六五六	一二三、七三〇	一二	一二	二六二	五九九	一、七七六	一八、三四一

賃銀減銀反對増額（其四）昭和十三年同盟罷怠業工場閉鎖要求事項別件數

	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
賃銀	一三三	七、〇七七	一四	三、〇七三	一	四四一	一四八	一〇、五九一
賃銀減銀反對	九	一、二一七	—	—	—	—	九	一、二一七

（其五）昭和十三年同盟罷怠業工場閉鎖結果表

	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
賃銀算定支給方法ノ變更又ハ反對	二	五八六	一	一九	—	—	三	六〇五
賃銀支拂	一〇	五三三	四	二三七	—	—	一四	七七〇
勞働時間短縮	六	一一六	一	一四	—	—	七	一三〇
作業方法規定ノ變更又ハ反對	一	六	—	—	—	—	一	六
組合ノ自由又ハ確認	—	—	—	—	—	—	—	—
工場設備其他福利增進ノ施設	三	六七五	一	八	—	—	四	六八三
解雇反對又ハ解雇者ノ復職	二	四二九	一	四〇	—	—	三	四六九
解雇退職手當ノ確立又ハ增額	六	一七三	四	四八	二	四七	三	七〇八
公休日ノ設定	—	—	—	—	—	—	—	—
休業反對	—	—	—	—	—	—	—	—
監督者排斥	一四	八三五	一	一三八	—	—	一五	九七三
休業手當ノ支給又ハ增額	一	二四	—	—	—	—	—	—
其他	一九	一、〇九八	八	一、〇六七	—	—	二七	二、一六五
計	二三四	一三、七六九	三五	五、〇八四	三	四八八	二六二	一八、三四一
要求貫徹	七一	四、九七三	一八	二、八八六	一	四一	九〇	七、九〇〇
妥協	七六	四、六六〇	七	三三四	一	四四一	八四	五、四二五
要求不貫徹	七五	三、一一七	一〇	一、八七四	一	六	八六	四、九九七
自然消滅	二	一九	—	—	—	—	二	一九
未解決	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二三四	一三、七六九	三五	五、〇八四	三	四八八	二六二	一八、三四一

（其六）同盟罷怠業工場閉鎖結果累年表

	要求貫徹		妥協		要求不貫徹		自然消滅		未解決		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
昭和四年	一六七	二四、七三三	一八七	三一、八七七	二一	一九、一九二	二	三三	六	一、五三八	五七六	七七、四四四
同五年	二六二	一四、一八八	二九七	二五、八四一	三三三	二八、一〇四	五	一〇四	一四	一、二四八	九〇六	八一、三三九
同六年	二三四	一四、四〇〇	三五一	二五、九三五	三九三	二四、六一六	一〇	九四八	二三	一、四四五	九九八	六四、五三六
同七年	二一〇	一二、八八二	三九一	二三、二八七	三四一	二一、一〇五	七	一四〇	一三	二、六三六	八九三	五四、七八三
同八年	一三三	五、八七五	二六三	一三、二九三	三	六四	一一	八七三	三	五八	五九八	四六、七八七
同九年	一六三	一一、四八七	二七一	一七、一二一	一八八	二〇、八四六	三	六四	—	—	六二三	四九、四七八
同十年	一五八	八、三八三	二七六	二四、一一〇	一五六	五、二四一	一	三四	—	—	五九〇	三七、七三四
同十一年	一七六	九、六七一	二一七	一六、〇二八	一五三	五、一八四	—	—	一	一七	五四七	三〇、九〇〇
同十二年	一六八	一〇、八二〇	二六一	九〇、九〇八	一九七	二一、九八五	一	九	一	八	六二八	一二三、七三〇
同十三年	九〇	七、九〇〇	八四	五、四二五	八六	四、九九七	二	一九	—	—	二六二	一八、三四一

（其七）昭和十三年勞働爭議府縣別數

	爭議件數	參加人員	機具製造業	化學工業	染織工業	飲食物製造工業	雜工業	鑛業	瓦斯電氣事業	運輸業	土木建築業	通信業	其他ノ業
北海道	三九	一、八一一	四	一	—	二	六	四	—	一三	七	—	二
東京	一五九	六、五九二	四八	二四	九	五	三〇	二	—	二四	二	—	一五
京都	二七	六二五	五	—	一〇	一	一四	一	—	一	一	—	四
大阪	一五九	四、五五九	六三	二〇	二七	四	一七	—	—	一七	一	—	一〇
神奈川	五九	八、八三〇	一六	四	九	三	五	—	—	一〇	—	—	一三
兵庫	七一	四、三三九	一八	二〇	四	二	六	五	—	八	二	—	六
長崎	四〇	二、七五七	三	六	—	二	二	三	—	二〇	二	—	二

統計表

| | | |

第二表　小作爭議統計（厚生省勞働局調）

（其一）府縣別數（1）府縣別關係人員及耕地面積

	關係地主	小作人	關係耕地面積 田	畑	其他	計
鳥取	三	一	一	一	一	一
島根	九	一	一	一	一	一
岡山	一七	四	一	二	二	二
廣島	三四	六	二	一	一	一
山口	三四	一	七	六	二	一
和歌山	三六	六	一	二	九	四
徳島	一一	四	三	一	二	一
香川	三	一	一	一	一	一
愛媛	一六	一	二	一	三	一
高知	三一	四	一	三	八	二
福岡	八	一	一	二	三	一
大分	二	一	一	二	一	一
佐賀	一〇	六	一	一	二	一
熊本	七	二	一	二	一	一
宮崎	一	一	一	一	一	一
鹿兒島	三	一	一	一	一	一
沖縄	二	一	一	一	一	一
計	一、〇五〇	二〇八	一四四	一〇九	三九	一三四
北海道	二五二	二六七	二、六一三・二三	二、六二七・〇二	一六五・八四	五、四〇六・〇八

東京	京都	三	五	二四六	六五・一〇	五・六〇	・〇五	五七・〇七
大阪	兵庫	二四	五一六	一、二二九	五三・七八	二・二六	—	四一〇・一四
神川	奈	一六一	一、七五七	七、〇三五	四、二〇七・四三	一七・七八	・三三	四七、二二五・七四
兵庫	長崎	一〇	四〇	三八四	一七五・五五	七四・七五	一・二九	二三一・六九
長崎	新潟	一一五	六二一	一、九六三	八二三・五一	五・六七	—	八一二・一八
新潟	埼玉	一四	五一	一一六	九三・九三	五・一四	—	七〇・九九
埼玉	群馬	九一	三六九	一、〇九一	六八六・四七	二一・六八	・三九	四七〇・七四
群馬	千葉	六一	一三一	六二八	四三〇・四八	一二七・三三	・〇一	五五七・八二
千葉	茨城	五九	二四	一四八	五六・六六	三四・一九	一・〇三	四四・八七
茨城	栃木	一二一	一三一	三九八	一七九・三九	三六・八九	・〇四	一一七・六二
栃木	奈良	二〇四	二七四	七四一	一〇八・二七	二九一・三一	・一八	三九九・七六
奈良	和歌山	四四	四三三	一、四二七	七六八・三二	一〇・〇〇	—	七七八・三二
三重	愛知	四三	三二〇	一、五三五	七二四・一二	・五二	—	七二四・六四
愛知	静岡	—	—	—	—	—	—	—
静岡	山梨	四	四五	二六四	二〇七・八四	—	—	二〇七・八四
山梨	滋賀	三七五	六八七	二、二二九	三九五・〇一	一九八・二〇	二三・四一	六一六・六二
滋賀	岐阜	三八	五六〇	一、八九五	一、八八三・一〇	—	—	一、八八三・一〇
岐阜	長野	五一	四八四	一、七三五	九二八・二二	七二・四五	・〇一	一、〇〇〇・六八
長野	宮城	一〇六	一一八	七九二	二〇・九五	六三・六六	・七〇	一〇五・二一
宮城	福島	一三四	一四三	三三八	九二・五〇	一・五三	—	九四・〇三
福島	岩手	二六六	三二九	五二二	一三九・七二	二四・二五	七・〇二	一七〇・九九
岩手		七〇	七一	八三	二六・三〇	一一・四七	六三・五九	一〇一・三六

青森	三三四	三三六	三六九	一四七・〇〇	三九・一九	一二・〇三	一九九・〇二
山形	三三一	三一七	三〇六	一三三・六二	四三・二三	一三・〇六	一九二・七一
秋田	二〇六	三一三	六〇三	二〇六・七八	一〇・三五	二・三七	二九九・七〇
福井	五	二七	六八	三九・〇〇	三・〇〇	—	四二・〇〇
石川	三	一二	五九	二八・六三	—	—	二八・六三
富山	三一	六四	三三	一七三・七六	・〇一	・〇七	一七三・〇四
鳥取	一	一	一	・四〇	—	—	・四〇
島根	三七	二六	九八	七三〇・〇九	二・六四	八・六三	七四二・一六
岡山	七八	二七六	一四三八	八六八・七七	・五〇	—	八六九・二七
広島	三九	六七	二〇三	八六・六四	六・三九	四六一・四〇	三三四・四三
山口	四	五	四	二・九二	・一七	—	三・〇九
和歌山	三六	一二三	三九三	一三二・九二	三三・六三	・一一	二〇六・六六
徳島	二二	八八	三六七	一四三・二七	三一・六〇	—	一九六・八七
香川	二九	六七	二八七	一六七・八一	・六四	・一六	一六八・六一
愛媛	七	三五	八六	四一・九七	—	—	四一・九七
高知	八	八	七	一・三一	・四〇	—	一・七一
福岡	四七	二六七	三六二	三七九・〇九	・一〇	—	三七九・一九
大分	一	二	一	・二八	—	—	・二八
佐賀	四九	六九	一〇三	二〇・一九	一・四六	・〇一	二一・六六
熊本	一〇	二〇	四七	二二・二三	二・七二	—	二三・〇八
宮崎	八	一八	一一八	一八・八二	・二四	—	一九・〇七
鹿児島	四九	八一	一一三	七九・二七	二・六八	・〇四	八一・九九
沖縄	—	—	—	—	—	—	—
計	三、五五三	九、四二一	三、九八一	一八、八四四・四四	三、〇九八・六二	七七九・二〇	二三、三三六・二六

(2) 府縣別爭議要求事項數

	小作料一時減額	小作料一時免除	小作料永久減額	小作料增額反對	納米就表裝等格下ニ限テ制緩和	其他奬勵之ニモ類ノ米又ハ給付スル額增	小作權ノ特別支出ニナル對補償	小作權ノ永續契約繼續	小作權ノ確認又ハ賠償	其他
北海道	六九	九	一四	二				一〇二	一〇二	六六
東京	一								一	一
京都	一六	一	一			二		一		三
大阪	二九	二	二	二		一		七	三	九
神奈川	六	一							三	
兵庫	三九	二	三	五				四六	三三	三三
長崎			一					七	三	三
新潟	一五		九	四				五四	三	一六
埼玉	五			六				三六		九
群馬	二			三				四六		一五
千葉	二		一	六				四〇	一	九
茨城	四	一	三	三				一〇一	二	二四
栃木	三三	一	六	一〇				一四三	一	三八
奈良	三九	一						三	一	一
三重	二四		二					二	二	八
愛知										
靜岡	二									
山梨	八八	六	一四	五		二		二三四	九	一〇六
滋賀	二八		一					二	三一一	七

| | | |

其二 小作爭議統計累年表

	昭和十三年			昭和十二年			昭和十一年			昭和十年			昭和九年		
				(農林省調)											
佐賀	四	二	三												
熊本															
宮崎	一	一	一												
鹿兒島															
沖縄	八	六	一												
計															
爭議件數	七三八	二一九	一三五	一五	三	二、〇七七	一五四	八	七〇五						
參加人員	三七														
地主		三、九〇七		五、三六四	五、七六九		三、八二四	五七四	三四、〇三五						
小作人		一一、九七七		一五、九二〇	一七、五三三		二八、一三七	一一三、一六四	一三一、〇三一						
田		四一、一四〇		四八、九一〇	五八、六七五		六四、一八一・〇		七三、九二三・三						
畑		二三、五九六・九		二四、九二三・八	二八、七六七・四		六〇六三・六		九、三七四・三						
其他		三、一二三・五		二、六六九・二	二、一三七・五		五〇〇・五		二、五四〇・四						
計		五九一・〇		二七、五九三・〇	九三六・三		七四五・一		八五、八三八・〇						
小作料値上		二六、三〇〇・四		二八、三三四・三	三六、八四一・三		一一五		一一四						
小作料有期改定期間滿了	一一六			一六一	一五〇		二〇		二〇						
風水旱害病蟲害其ノ他ノ不作	六			一六	三〇										
小作料高率	六六三			八三九	一、〇五六		二、四五一		一、九四〇						
米麥其ノ他農產物價下落	八〇			一一一	一三一		一三		八五						
勞費多ク收支不償	二			一	二		三		三一						
小作農薄益生計困難	二			七	九		六		七						
	一			二	七		一三		一三						

原因別件數

小作料不統一	一	一	三四	三六	一
產米檢査込米奬勵米關係	三	三	三、二五九	三、二四四	三、〇三一
小作權關係又ハ小作地引上	二、二九三	一	三、二五九	三、二四四	三、〇三一
耕地區劃整理關係	一	三	三	九	一四
前所有者ノ小作申込ヲ拒絶	一八	三三	三三	四二	四七
小作料過徵又ハ小作地面積相違	六	一〇	一〇	一三	一三
小作料滯納	四六五	五四六	七六〇	五〇五	七三四
小作人ニ小作地買取ヲ要求	一八	一八	三四	八	二六
調停條項不履行	一三	九	一五	七	一一
契約不履行	三八	二一	二四	六	二四
小作證書・保證關係	三	一〇	七	一六	八
其ノ他	一七〇	二八四	二一	三三一	三七
小作料値上反對	一一〇	一五六	一四八	一二三	一二四
小作料有期改定期間延長	四	一〇	一〇	一三	一三
一時的小作料減額	八〇五	九九七	一、二五三	二、六一六	二、六一六
永久的小作料減額	一三八	一八七	一四三	九六	九六
小作料統一又ハ改定	二	一	二三	一三	九
納米ノ格下又ハ俵裝ノ改更	一	二	一	二	二〇
込米廢止	一	二	二	一	一
奬勵米又ハ賞與金ノ給與・增加	一〇	三五	三三	一三	一三
肥料代耕作費及立毛ノ賠償	二〇	一五	二三	二四	二四
小作契約繼續	二、〇四六	三、〇一七	三、〇二八	三、八六一	四二一
小作權又ハ永小作權ノ確認	二三	四七	六五	四五	四四

要求事項別件數

第三表　勞働組合（厚生省勞働局調）

（産業別）

	組合數					組合員數				
	昭和十三年末	同十二年末	同十一年末	同十年末	同九年末	昭和十三年末	同十二年末	同十一年末	同十年末	同九年末
總數	七三一	八三七	九七三	九九三	九六五	三七五、一九一（三三、四三三）	三九五、二九〇（二一、七一四）	四三〇、五八九（二四、六八五）	四〇八、六六三（二三、九二七）	三八七、九六四（二一、〇四六）
機械器具製造工業	七五	七六	七八	八六	八六	一一三、八九四（二、四九八）	九八、八二九（一、八四）	九五、九三九（一、九四八）	一〇〇、四四六（一、八二八）	九〇、一九〇（一、八一九）
化學工業	八七	九四	一〇七	一一三	一〇五	一六、九三五（二、五四八）	二一、七四七（三、六四）	二六、三四六（三、二〇六）	二七、八二二（四、二六一）	二四、三二〇（三、六三九）
染織工業	二九	三一	四七	四一	三七	一一、二七二（五、三四八）	一〇、〇七五（五、〇三九）	一八、三二一（九、〇九五）	一五、一五九（七、九〇二）	一四、二五四（六、四五三）
其他	三〇一	三一一	三八一	四〇九	三八〇	二九四	二六四	二一三	一六六	一三一
小作權又ハ永小作權ノ賠償	一〇七	一二四	一五三	一二三	一六六	一三	一四	一二	一四	一三
地代交付	二〇	一一	一四	一二	一四	四一	四七	四二	四一	四一
前所有者ヨリ小作申込	一八	二三	二四	二七	五六	五三	五六	七三	五三	五三
小作地買受	一一一	一〇一	七三	五六	七	一五
過納小作料ノ返還	四	七	五	七	一四	四
契約又ハ調停事項ノ履行	一一	一六	一四	一一	三八九	二七四
小作料延納並ニ分割支拂	一八五	二八三	三三二	三八九	二七四	二九四
未解決	七四〇	一、〇二九	一、三七三	一、〇七〇	九〇九	三、七六四
自要求消滅	二八	六〇	三四	八二	六六	
要求撤回	六一	七二	一三二	一六〇	一五七	
要求撤回	二二七	一五八	二二一	二六一	九二二	
要求撤回協議	二、八五一	四、〇四五	四、〇〇九	五、一二一	三、七六四	

飲食物製造工業	三四	三九	三四	三三	三四	三、九三三（三九三）	四、三三六（五〇二）	五、二六二（六三六）	五、一九〇（六〇九）	五、九三九（六六〇）
雑工業	一〇三	一一五	一一五	一〇九	一三五	一九、九六四（二一、二九）	一九、五六九（二一、二一）	一九、二三〇（二二、三一）	一六、九四四（二一、六六〇）	一六、三三六（二一、三四九）
鑛業	一一	一四	一六	一六	二〇	四、〇五三（九）	五、〇六六（一）	五、九四六（二六）	五、九九九（二一五）	六、四六〇（二二六）
瓦斯電氣業	一〇	一三	一六	二三	二〇	一〇、〇〇九（四〇）	一〇、四九〇（四五）	九、六九三（五九）	九、一〇六（五六）	九、一六六（四〇）
運輸交通業	一〇八	一一九	一二五	一一五	一〇一	一四五、三二五（六、二六一）	一九一、四四五（五、二六二）	一九二、二四四（四、二六六）	一六六、六二二（三、六〇六）	一五六、九九五（二、六九四）
通信業	三〇	四一	五九	五九	五	六、二〇六（六〇）	六、九四六（六一）	九、四六六（六六）	九、六六四（一一六）	六、一九二（一二三）
土木建築業	二九	三一	三八	四四	五〇	五、九三八（三四）	六、六九六（四）	六、九四〇（一〇八）	六、〇〇九（一一）	九、〇九四（三）
其他	二二五	一九六	三六〇	三九九	三九一	三五、六二三（三、四二四）	三六、六三九（二、四四二）	四六、三六〇（三、〇二〇）	四一、六二一（二、五六六）	四六、四六六（二、六六〇）
（組織別）										
總數	七三一	八三九	九九三	九九三	九六五	三九五、一九一	三九五、二九〇	四二〇、五六九	四〇六、六六二	三六九、九六四
單一組合	三九二	四五一	五三九	五四四	五四四	二一〇、二三六	二二五、六二九	二四一、四〇四	二二六、一五九	二一九、三三九
聯合組合	五一	六四	六六	六三	六六	一六四、九三三	一六九、四六一	一九九、一六五	一六〇、五〇五	一九〇、六二九
（聯合加盟組合）	二八八	三二二	三六八	三八六	三五五					
（種類別）										
總數	七三一	八三九	九九三	九九三	九六五	三九五、一九一	三九五、二九〇	四二〇、五六九	四〇六、六六二	三六九、九六四
職業別	一八七	二〇九	一九九	二〇五	一八四	二六、一五三	二八、二九六	二五、六三〇	二六、〇〇六	二二、九九五
産業別	三五九	四〇九	四九一	四九一	四五四	三二〇、五〇一	三五五、四一四	三五三、六九二	三四二、九三八	三二三、四六九
一般勞働者	一八五	二二三	三〇一	三二九	三二九	二八、五三九	三一、五八〇	四一、二六九	三六、九一八	四一、九〇〇

第四表　小作人組合累年表（農林省調）

	組合數					組合員數				
	昭和十三年末	同十二年末	同十一年末	同十年末	同九年末	昭和十三年末	同十二年末	同十一年末	同十年末	同九年末
總數	三、六四三	三、八七九	三、九一五	四、〇二一	四、三九〇	二一七、八八三	二二六、九一九	二三九、二〇九	二四三、四三三	二七六、二四六
北海道	二八	三〇	三一	三四	四八	九四八	一、〇六八	一、一八七	一、四四一	二、〇一七
青森	六〇	三〇	三〇	二九	四二	二、〇五〇	八七五	八七五	八六二	一、六八九
岩手	七	六	六	六	八	二四七	二〇三	二〇三	二〇三	二七二
宮城	四三	四三	四三	四三	四一	一、一二四	一、一六九	一、一六九	一、一六九	一、五〇八
秋田	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一三三	四、三一二	四、三一二	四、三一二	四、三一二	四、七八五
山形	四五	四四	四三	七一	六九	二、七三三	二、六九八	二、六六七	四、八三六	四、六二四
福島	一〇四	一一〇	一一〇	一三〇	一〇一	六、三二六	六、二八九	六、五〇五	六、九三六	四、三三七
茨城	四六	七一	八五	八一	八七	三、四六九	三、四七七	三、五一四	二、九五九	三、一七二
栃木	五四	八七	九〇	八九	一〇四	三、四一四	四、六四〇	四、六九〇	四、七三二	五、二五〇
群馬	七九	八一	八一	八二	一四九	七、四三七	七、五八七	七、五八七	七、六八四	一三、八五七
埼玉	八五	一一三	一一三	一一三	一四九	九、〇八七	一〇、七三一	一〇、七三一	一〇、七三一	一四、一四九
千葉	一五二	一五七	一五七	一八五	一五五	九、八〇四	九、七二〇	九、七二〇	一〇、七〇一	一〇、五二〇
東京	二一	一九	一九	二〇	一八	一、四三〇	一、四三〇	一四三〇	一、四五八	一、三〇六
神奈川	四八	四〇	四〇	三九	三九	二、九六八	二、五三一	二、五三一	二、五〇三	二、五〇三
新潟	四九四	五〇八	五八一	五三九	五三一	二四、三二三	二三、七〇三	二九、一二四	二七、二七五	二八、〇七三
富山	一三一	一四九	一四五	一三五	一三五	五、七一六	六、九二四	六、七七七	六、六七四	七、五七三
石川	四三	四三	四三	四三	三三	二、一四〇	二、一四〇	二、一四〇	二、一四〇	一、六七三
福井	四六	四九	四七	四八	五三	一、五八三	一、七二四	一、五七七	一、五四五	一、六四四
山梨	二四四	二五九	二五八	二七一	三五四	一五、九六七	一七、五七〇	一七、一一七	一九、二四六	二三、一七六

長野	二五	二二	二三	二三	一六五	八、八〇	八、八四	九、四三	一〇、二四	二二、八六
岐阜	一八三	一九四	一九九	二〇五	二二二	二一、四二〇	二一、九二一	二二、四五	二二、二八六	二二、九〇二
靜岡	二〇	二〇	一〇四	一〇四	一〇四	九、九〇〇	九、九〇〇	四、五九五	四、五九五	四、五九五
愛知	一三五	一四〇	一三八	一三四	一五四	一三、三四五	一四、二三一	一四、〇六九	一三、九八四	一五、九三八
三重	五四	五六	四八	四九	九四	二、九六四	二、四八二	二、〇五三	二、一六八	四、四三五
滋賀	六六	六六	六六	六四	七二	四、三〇九	四、三〇九	四、三〇九	四、三二九	四、五〇三
京都	九三	九二	九三	九二	一〇三	五、九八八	五、九八八	五、九八八	五、九八八	六、一八四
大阪	二九	二二	二二	九四	一〇四	四、〇二八	三、八四四	三、八四四	三、四五八	三、八二二
兵庫	一九一	一四〇	一六八	一五四	一五四	二、九三一	九、三二五	九、二六九	一〇、〇二九	九、四五八
奈良	四三	四八	四六	四〇	四五	一、八二九	一、九八〇	一、九八〇	一、四八二	一、九二〇
和歌山	三五	三五	三五	三五	三九	一、一五一	一、一五一	一、一五一	二、〇六九	二、四三五
鳥取	九一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八〇	三、〇六九	三、二九四	三、二九四	三、二九四	四、二二四
島根	六三	六四	六三	六二	六四	三、一六五	三、五六一	四、一〇四	三、四四四	四、〇九四
岡山	四〇	一四五	一三〇	一二九	一八八	五、四四六	九、〇二四	八、八四三	八、八六一	二二、八八五
廣島	三一	三〇	二九	二八	五〇	二、四〇八	二、六九四	二、六五八	二、八五四	四、三二二
山口	五	五	六	六	一三	二二六	二二六	二二六	二二六	四二三
德島	六四	六六	四四	二二	一〇五	三、三四一	三、四三八	二、八四八	一〇、二八五	九、三六六
香川	二	二	二	二	一六	一三二	一三二	一六〇	一六〇	一、〇九一
愛媛	四九	四九	四九	四九	四九	三、六八九	三、六三四	三、六三四	三、六四六	五、〇八一
高知	三四	三三	三三	三三	三三	一、八六三	一、九一三	一、九一三	一、九一三	二、〇五六
福岡	二二二	二二五	二〇二	一八六	一六四	八、一〇一	八、三六六	八、三四九	四、八八八	八、〇〇六
佐賀	七	八	八	二四	一九	四〇八	四〇八	四〇八	一、二四四	一、一三二
長崎	一	一	一	一	八	—	—	—	一五九	一、二二九

第五表　昭和十三年産業報國會設置狀況（厚生省勞働局調）

| | 産業別事業場數 | | | | | | | 規模別事業場數及産業報國會數 | | | | | | |

東京	一三〇	一	九四	八	七	一	一六三	八七	九	七三	七	七〇一	八三	七七七	三八	一六三	一三七
神奈川	二八〇	一	一八	七一	一〇	一四九	三八五	三六	四	二九	四	一六八	六	一五三	一	三八五	一六
新潟	一八六	一三	二一	二九	七	四	二六〇	一二	三	四	一	九六	一	一四八	一	二六〇	一
富山	一〇九	一	一〇	一	二	一	一二一	一〇	三	九	一	五三	一二	四九	三	一二一	一九
石川	一六七	三	五	四	二	二	一八三	二	二	八	四	八四	六二	八九	一三	一八三	八一
福井	一四七	一	六	一	四	二	一六一	三	二	八	一	五六	四	九四	一	一六一	七
山梨	八七	四	六	三	一	一	一〇〇	一	一	一	一	五五	四九	四三	三七	一〇〇	八七
長野	二一九	七	一五	七	二	一	二五〇	七	三	一九	五	一三二	二九	九二	六	二五〇	四三
岐阜	一一六	四	一二	三六	一	一	一六九	一〇	一	二〇	一	六四	三	七四	六	一六九	一〇
愛知	二七〇	一六	一〇	二八	五	五	三八四	一二	七	一四	二	一三九	八	二一九	一	三八四	一七
三重	六八一	五	一二	二八	四	一	七三一	四二	一三	三三	八	三一六	一四	三四一	二	七三一	三七
滋賀	一〇五	三	一一	九	三	二	一三三	一一	三	一四	二	五四	一	五三	一	一三三	六
京都	二〇三	五	三八	八	六	一一	二七一	一五	四	一六	六	一〇二	二二	一三八	一	二七一	三二
大阪	一一一六	一	三八	一	二	一	一二一六	三六	一	七八	一	五〇二	三	六〇〇	一	一二一六	三
兵庫	五一三	一〇	二一	二二	七	一四	五八七	二四	一	三七	一	二三八	一	二七八	一	五八七	一
奈良	二三	三	三	三	二	一	二四	二	一	一	一	一六	五	一六	一	二四	六
和歌山	八五	九	八	一一	六	三	一二二	六	四	六	一	四三	一七	六七	二	一二二	一四
鳥取	二四	三	一	一	一	一	二七	一	一	六	二	九	一	一一	三	二七	五
島根	三一	八	一五	一五	一	四	七四	三	一	四	一	二二	八	二五	一二	七四	一〇
岡山	一七〇	六	一〇	五	一	七	一九八	六	六	一九	一二	八五	四六	八九	一一	一九九	七五
広島	一八七	一	五	二五	三	一二	二二二	一三	一	七	一	七九	三	一三三	一	二二二	四
山口	七五	三六	二五	二八	六	七	一七七	一七	一	一五	一	七二	二	七一	一	一七七	四

徳島	四四	一五	六	二	三	七七	二二	一	五	一	四	三五	一六	三五	一	七七	二三
香川	四六	一	三	三		一	一		六		三	二二	六	二六	一	五四	一〇
愛媛	一三六	一六	六	二	一	四	一六五	四	八	五	五	八四	三三	六七	一七	一六五	六〇
高知	六三	七	六	一〇		二	八八		四		一	四四	一五	四〇	二	八八	二八
福岡	一九九	一五一	五七	一〇四		一	五一二	六八	七	七五	三	二〇三	三七	一八六	六	五一二	五三
佐賀	二〇	一二	六	七	一	五	五一	四	一〇	一〇	四	一五	二	二二		五一	七
長崎	三六	三九	六	七	二	四	九四	一四	六	六	六	三六	二一	三四	一四	九四	四七
熊本	四五	一三	一一	四	三	八	八四	三	六			五三	一八	二三	四	八四	二三
大分	三六	一〇	二一	二三			八九	三	六			四七		三三		八九	
宮崎	一七		三	一二			三三		六	一	三	一二	一〇	一〇	五	三三	二三
鹿児島	三三	一三	一〇	三	三	一九	八一	二	七	二	一〇	二九	一〇	四三	一	八一	一一
沖縄	八	六	三	四		二	二三					一〇		一三	一	二三	一

第六表　消費組合統計（産業組合中央會調）

	組合數	組合員數	出資 口數	出資 總額	出資 拂込濟額	諸積立金	購買品賣却高	預金（×餘裕金）	借入金	剰餘金
				圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
昭和六年	一六三	一三八、一六九	二九一、三九四	三、〇四六、二〇七	二、〇三五、八七〇	一、二〇三、四五六	一七、一八八、四一二	一、九五五、五六六	一、九二一、九〇七	三九二、五四三
同　七年	一八五	一八九、〇一四	三一四、三三八	三、二五六、六五〇	二、四三八、五〇九	一、二一二、五三三	一八、四一一、八九六	×二、二三一、八八七	一、七四三、〇四一	四二六、一一〇
同　八年	一七七	一九九、二八一	三三一、二六七	三、三八〇、八二七	二、六三三、〇二一	一、三三三、八八四	二二、一一九、三六五	×四、一六九、二三四	二、二三四、四九四	四八七、五四四
同　九年	一九〇	二二二、〇九一	三七九、二三四	三、六九九、九五四	二、五〇八、四〇五	一、五七四、六五〇	二五、七六二、七三八	×四、八五四、五四二	二、〇九八、五五七	四九三、七一七
同　十年	一七八	二三一、九九四	三五六、七七〇	三、〇三六、三二四	二、三六七、〇七〇	一、六三七、五四五	三〇、一〇三、四八五	×三、八二六、七九三	二、一九四、七八一	六五四、四〇三
同十一年	一八四	二三八、九六二	四〇二、一九九	三、二四六、三七六	二、五四二、九八〇	一、八五四、二三九	三三、八三二、〇八九	×四、八九二、一八二	二、二二六、一五六	七七四、七二九
同十二年	一八二	二六五、一五五	四三二、〇〇七	三、九三七、七五四	三、一九二、七四一	二、〇七六、一一二	三八、〇一四、五二七	六、一七六、四八二	一、九三二、三五四	九三五、八〇三
同十三年	一九三	三〇一、〇一九	五一八、一八七	四、七九五、一二六	三、八一三、〇九六	二、四八四、四七三	四六、二三九、八一七	×七、三三五、五三六	二、四〇一、九九五	一、〇六一、五七二